

純金上場信託（現物国内保管型）

《愛称:金の果实》

内国信託受益証券 届出目論見書2012.4



※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本信託は、値動きのある地金等を信託財産としているので、一口あたりの純資産額(取引所開示)(※)は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、一口あたりの純資産額(取引所開示)下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※ 「一口あたりの純資産額(取引所開示)」の定義については、「第一部『証券情報』 第1『内国信託受益証券の募集(売出)要項』 4『発行(売出)価格』に記載してありますのでご確認下さい。

<管理会社(受託者)の情報提供窓口>

◆お問合せ窓口

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-232-711 (フリーダイヤル)

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・本書により行う「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:金の果実)(以下本表紙裏において「本信託」といいます。)の募集については、発行者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱商事株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年4月20日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月21にその届出の効力が生じております。
- ・本信託は、預金等や保険契約とは異なり、投資元本の保証はありません。
- ・本信託の運用により信託財産に生じた損益は、全てご投資家の皆様に帰属します。
- ・本信託は、「預金保険制度」の対象ではありません。
- ・金融商品取引業者以外の金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象となりません。
- ・本信託は、販売会社がお申込みの取扱を行います。
- ・本信託の受益権の売買を行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等により交付される契約締結前交付書面等を十分にお読み頂き、商品の性質・取引の仕組み、リスクの存在、手数料、信託報酬等の費用等を十分にご理解いただいた上で、ご自身でご判断下さい。
- ・本信託は、書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ・本信託は、投資信託ではありません。

発行者名(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 若林 辰雄
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
発行者名(委託者)	三菱商事株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 副社長執行役員 上田 良一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以下の事項は、本信託(「純金上場信託(現物国内保管型)」(愛称:金の果実))の受益権をお申込みされる際に、ご投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、以下の事項を含む本書記載の内容を十分お読みいただき、本信託の内容をご理解のうえ、お申込み下さい。

◆本信託のリスクについて

本信託は、信託財産のほとんどを金地金で保有しますので、金地金の価格変動の影響を受け、金地金価格の下落により、一口あたりの純資産額(取引所開示)が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、一口あたりの純資産額(取引所開示)の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

一口あたりの純資産額(取引所開示)の変動要因としては、主に「金地金の価格変動リスク」「為替リスク」「金地金に係る流動性リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、「第二部『信託財産情報』第1『信託財産の状況』5『投資リスク』」に記載しておりますのでご確認下さい。

◆本信託にかかる手数料等について(詳しくは、「第二部『信託財産情報』第1『信託財産の状況』3『信託の仕組み』(1)『信託の概要』④『その他』(b)『手数料等について』」をご覧ください。)

◇申込手数料

一口あたり、申込受付日の翌営業日付の一口あたりの純資産額(取引所開示)に各販売会社が独自に定める率を乗じた額(※)

※詳しくは、販売会社にご確認下さい。

◇転換手数料

(1)小口転換

小口指定転換販売会社が定める手数料(※)と、転換1回につき、上限10,500円(税抜10,000円)の固定手数料と改鑄及び交付に係る費用相当額(それぞれ受託者のホームページで開示します。)の合計額

※詳しくは、小口指定転換販売会社にご確認下さい。

(2)大口転換

大口指定転換販売会社が定める手数料(※)と、転換1回につき、上限

52,500 円(税抜 50,000 円)の固定手数料の合計額

※詳しくは、大口指定転換販売会社にご確認下さい。

◇信託報酬

信託報酬は、以下(1)と(2)の合計額とします。

(1)各月毎に受ける信託報酬(第一管理信託報酬)

当該月の各日における純資産総額(取引所開示)(※)に年率0.5145%(税抜0.49%)以内で受託者が定める率(1年を365日(閏年の場合には366日)とした日割計算を行います。)を日々乗じて算出した金額(1円未満は切り捨てます。)の1箇月分の合計額。但し、最終の信託報酬は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとします。

※「純資産総額(取引所開示)」の定義については、本書の「第一部『証券情報』第1『内国信託受益証券の募集(売出)要項』4『発行(売出)価格』」に記載してありますのでご確認下さい。

(2)信託財産の各計算期間毎に受ける信託報酬(第二管理信託報酬)

信託財産の各計算期間に信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額(もしあれば)(消費税等込)とします。

◇その他の費用(※)

上記のほか、本信託の上場に係る費用(※※)、信託財産に係る監査報酬、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者が信託財産のために行った借入れ又は立替金の利息相当額、信託財産の売却に伴う手数料等に要する費用等を本信託の信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

※「その他の費用」については、純資産総額(取引所開示)の変動等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※※追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額(取引所開示)について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額(取引所開示)のうち最大のものからの増加額をいいます。)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。

上場の年賦課金:毎年末の純資産総額(取引所開示)に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)及びTDnet利用料126,000円(税抜120,000円)。

ご投資家の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

基本情報一覧

名称	純金上場信託（現物国内保管型）（愛称：「金の果実」）
形態	受益証券発行信託の振替受益権
商品分類	内国商品現物型 ETF
上場市場	東京証券取引所
信託期間	信託期間の定めを設けていません。したがって、信託期間は当初の信託設定日から信託終了日までとなります。
決算日	毎年1月20日（半期計算を毎年7月20日に行います。）
指標価格	指標価格は、金地金の現在価値を算出するために、東京工業品取引所における金1グラムあたりの先物価格を、金のフォワードレートで現在価値に引き直した理論価格として受託者が算出します。
取引所における売買単位	1口
取得申込の受付	継続申込期間（平成24年4月21日から平成25年4月20日まで）において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。
申込単位	30万口以上1口単位
発行価格（受益権一口あたり）	申込みを受け付けた日（申込受付日）の翌営業日の一口あたりの純資産額（取引所開示）
転換請求の受付	居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者をいいます。）である受益者は、その有する本信託の受益権（以下、本表紙裏において「本受益権」といいます。）につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者が転換請求を受け付けた日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権を信託財産に属する金地金へ転換することを請求できます。ただし、転換請求の受付を停止している場合や転換の手続を中断又は中止することがあります。 なお、解約による現金での支払いを請求することはできません。
転換単位	(1) 小口転換 金地金1kg以上5kg以内（1kgの整数倍とします。）の質量に対応する受益権口数として受託者が定める口数とします。 (2) 大口転換 30万口以上の口数を保有する受益者が、受託者に転換請求を行った場合における、転換されることとなる金地金の質量に対応する受益権口

	数として受託者が定める口数とします。
転換価格	転換に係る受益権の評価額は、受益権一口あたり、転換請求の受付日の一口あたりの純資産額（取引所開示）とします。
信託財産	金地金（純度 99.99%以上）及び金銭
信託財産の管理方針	<p>受託者は、信託財産である金地金の管理及び信託報酬等の支払い等又は投資者からの転換請求に対応する目的での処分を行います。</p> <p>本信託は、金地金のみを高水準の割合で保有することで、一口あたりの純資産額（取引所開示）の変動率は、仕組みとして指標価格の変動率に連動することが企図されています。</p> <p>受託者は、信託報酬等の支払い等のために又は投資者からの転換請求に対応するために、受託者が適正と判断する方法により、信託財産を構成する金地金を委託者又は適正と判断するものを相手方として売却します。</p>
収益分配	原則として収益金等の分配はありません。
申込手数料（受益権一口あたり）	申込受付日の翌営業日付の一口あたりの純資産額（取引所開示）に各販売会社が独自に定める率を乗じた額
転換手数料	<p>(1) 小口転換</p> <p>① 転換手数料（受託者）</p> <p>(a) 事務取扱手数料 転換 1 回あたり 10,500 円（税抜 10,000 円）を上限とした額</p> <p>(b) 貴金属地金改鋳費用相当額 受託者のホームページで開示する金額</p> <p>(c) 運送関係諸費用相当額 受託者のホームページで開示する金額</p> <p>② 転換手数料（小口指定転換販売会社） 事務取扱手数料として、小口指定転換販売会社が独自に定めた手数料をお支払い頂く必要があります。手数料の水準は、小口指定転換販売会社毎に異なります。</p> <p>(2) 大口転換</p> <p>① 転換手数料（信託受託者）</p> <p>(a) 事務取扱手数料 転換一回あたり 52,500 円（税抜 50,000 円）を上限とした額</p> <p>② 転換手数料（大口指定転換販売会社） 事務取扱手数料として、大口指定転換販売会社が独自に定めた手数料をお支払い頂く必要があります。手数料の水準は、大口指定転換販売会社毎に異なります。</p>
信託財産留保額	なし。
信託報酬	① 各月毎に受ける信託報酬（第一管理信託報酬）当該月の各日における純資産総額（取引所開示）に年率 0.5145%（税抜 0.49%）以内で受託者が定める率（1 年を 365 日（閏年の場合には 366 日）とした日割計

	<p>算を行います。)を日々乗じて算出した金額(1円未満は切り捨てます。)の1箇月分の合計額。但し、最終の信託報酬は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとします。</p> <p>②信託財産の各計算期間毎に受ける信託報酬(第二管理信託報酬)</p> <p>信託財産の各計算期間に信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額(もしあれば)(消費税等込)とします。</p>
<p>信託費用</p>	<p>(1)本信託の上場に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額(取引所開示)について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額(取引所開示)のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%) ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額(取引所開示)に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)及びTDnet利用料126,000円(税抜120,000円) <p>(2)その他費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①信託財産に係る監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等の相当額 ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等及び当該諸費用等に係る消費税の相当額 ③受託者が信託財産のために行った借入れ又は立替金の利息相当額 ④信託財産の売却に伴う手数料等及び当該手数料等に係る消費税等の相当額
<p>信託の終了</p>	<p>(1)信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下の事由のいずれかが発生したときに速やかに終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①金融商品取引所での上場が廃止されたとき ②受託者の辞任、解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき ③カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき ④受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき ⑤証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき ⑥本信託が、法人税法第2条第29号ハに定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき

(2) 受託者は、以下の事由のいずれかが生じた場合、金融商品取引所での上場を廃止することにより、信託を終了することができます。

- ① 採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき
- ② 純資産総額（取引所開示）が10億円（平成25年7月21日以降は20億円）を下回ったとき
- ③ 受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき
- ④ 受託者が本信託の継続が困難であると判断したとき
- ⑤ 委託者その他重要な関係者について、東京工業品取引所での取引停止その他本信託財産の取扱いが困難となる事由が発生したとき

目次

第一部 証券情報	1
第二部 信託財産情報	13
第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報	47
信託約款	

お申込みの際には、本書をよくお読みいただき、本信託の内容をご理解のうえ、お申込み下さい。

第一部 【証券情報】

第1 【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

1 【内国信託受益証券の形態等】

本信託の受益権(以下「本受益権」といいます。)は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第127条の2第1項に規定する振替受益権です。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はありません(但し、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式です。)

本受益権に関して、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

2 【発行（売出）数】

該当事項はありません。

3 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

4 【発行（売出）価格】

1口あたり、申込受付日^{*}の翌営業日(本受益権が上場されている金融商品取引所が休業日としている日以外の日)をいいます。以下同じです。)付の一口あたりの純資産額(取引所開示)^{**}とします。なお、申込手数料は、別途お支払い頂く必要がございます(申込手数料については、下記「7 申込手数料」をご参照下さい。)

※ 本書において「申込受付日」とは、申込みを受け付けた日の午後3時30分までに販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日をいい、申込みを受け付けた日の午後3時30分より後に販売会社が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては当該申込みを受け付けた日の翌営業日をいいます。

※※ 本書において「一口あたりの純資産額(取引所開示)」とは、純資産総額(取引所開示)(本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限り。))の表章する金の地金(以下「金地金」といいます。)を指標価格^{***}により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本受益権が上場されている金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。以下同じです。)を、本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限り。))の総受益権口数で除した数(小数点第3位を四捨五入します。)として、当該金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。一口あたりの純資産額(取引所開示)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

※※※ 本書において「指標価格」とは、金地金の現在価値を算出するために、東京工業品取引所における金1グラムあたりの採用先物価格(以下に定義されます。)を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレート(以下に定義されます。)で同日における現在価値に引き直した金地金の標準純度質量(以下に定義されます。)1グラムあたりの理論価格として、受託者がそのホームページ上で毎営業日に公表するものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レート(以下に定義されます。)を用います。

本書において以下の用語は、以下の意味を有します。

(a) 採用先物価格

指標価格を算出する日において、東京工業品取引所の公表する金の標準取引における採用限月(東京工業品取引所における金の標準取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。)の帳入値段(東京工業品取引所業務規程第36条で規定する帳入値段をいいます。)をいいます。但し、当該帳入値段が東京工業品取引所により公表されない場合又は当該帳入値段の公表時刻等が変更された場合には、東京工業品取引所が公表する同様の価格をいいます。

(b) 採用フォワードレート

2以上の指定貴金属業者(金のデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。以下同じです。)の提示した金に係るフォワードレート(先物の金価格と現物の金価格との値差を現物の金価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物の金の需給により変動します。以下同じです。)の仲値の平均値(小数点第3位を四捨五入します。)をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。

(c) 採用外貨換算為替レート

採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートをを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。

(d) 標準純度質量

標準金地金(金の純度が99.99%以上であるものをいいます。以下同じです。)の質量をいいます。

5 【給付の内容、時期及び場所】

① 分配金

原則として分配金はありません。

② 解約による信託財産等の交付(転換)

居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者をいいます。)である受益者は、その有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、以下の方法により、受託者から金地金の交付を受けること(以下「転換」といいます。)ができます(但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。)。なお、受益者は、転換の請求(以下「転換請求」といいます。)を行ったことにより金地金を受領した場合には、受領した金地金の純度、種類、形状、外見、数量不足その他いかなる事情を理由とするものであっても、委託者、受託者、小口指定転換販売会社[※]、大口指定転換販売会社[※]及びカスタディアン(下記「第二部 信託財産情報ー第1 信託財産の状況ー1 概況ー(4) 信託財産の管理体制等ー① 信託財産の関係法人」に記載するカスタディアンをいいます。以下同じです。)に対して、当該金地金の補修、改鋳、交換、補償その他一切の請求を行うことができません。

※ 本書において「小口指定転換販売会社」及び「大口指定転換販売会社」とは、小口転換(下記「(a) 転換請求－(イ)小口転換の場合」をご参照下さい。)又は大口転換(下記「(a) 転換請求－(ロ)大口転換の場合」をご参照下さい。)に係る転換請求に応じる者として、それぞれあらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

(a) 転換請求

(イ)小口転換の場合

受益者は、小口転換必要口数^{*}の本受益権について当該小口転換必要口数に対応する標準純度質量の小口転換用標準金地金^{**}への転換を請求することができます。受益者の転換請求1回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金は、標準純度質量1キログラム以上5キログラム以内(但し、標準純度質量1キログラムの整数倍とします。)とします。受益者から1回につき5キログラムを超える小口転換用標準金地金への転換請求があった場合、受託者は当該転換請求に応じる義務を負いません。

受益者は、小口指定転換販売会社に対して当該小口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により転換請求を行います。この場合において、受益者は、金地金の種類(精錬業者及び商標を含みます。)を選択することは一切できません。

受託者は、一口あたりの金地金の標準純度質量(一口あたりの純資産額(取引所開示)を指標価格で除した数をいいます。以下同じです。)に当該転換請求に係る小口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される小口転換用標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で売却し、当該売却代金を当該転換請求に係る転換手数料(転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続(以下「転換手続」といいます。)において受益者が負担すべき手数料をいい、金地金の改鑄及び交付に係る費用相当額を含みます。以下同じです。)並びに転換及び転換手数料に係る消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。)(金地金の交付に係る消費税等を含みます。以下同じです。)の相当額の一部に充当します。また、当該売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に、当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。詳細は、小口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

- ※ 本書において「小口転換必要口数」とは、受益者が小口転換に係る転換請求1回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数(整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切り上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。)として、受託者がそのホームページで公表する本受益権の口数をいいます。なお、小口転換必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます(受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。)。小口転換必要口数については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

- ※※ 本書において「小口転換用標準金地金」とは、標準金地金のうち、①東京工業品取引所の貴金属受渡細則に規定する精錬若しくは品位を認定されたもの又は商標のもの、②ロンドン貴金属市場協会(The London Bullion Market Association: LBMA)が定めるグッドデリバリーの条件(同協会が開示しているThe Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars Specifications for Good Delivery Bars and Application Procedures for Listingに記載されています。)を満たしているもの、③社団法人日本金地金流通協会の正会員として登録されている者によって精錬されたもの又は④ニューヨーク・マーカンタイル取引所(The New York Mercantile Exchange: NYMEX)が定める基準に従い精錬若しくは品位を認定されたものであって、標準純度質量が1キログラムのものをいいます。

(ロ)大口転換の場合

受託者は、本受益権を30万口以上有する受益者から、大口指定転換販売会社を通じて、転換を希望する本受益権の口数の通知を受けた場合、大口指定転換販売会社を通じて、交付が可能な標準純度質量及び大口転換必要口数*(但し、当該時点での概数とします。)を通知します。受益者は、かかる通知の内容を確認のうえ、当該大口転換必要口数に係る転換請求を行うことにより、当該大口転換必要口数の本受益権について当該標準純度質量の標準金地金への転換を請求することができます。

受益者は、大口指定転換販売会社に対して当該大口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により転換請求を行います。この場合において、受益者は、金地金の種類(精錬業者及び商標を含みます。)を選択することは一切できません。

受託者は、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で売却し、当該売却代金を当該転換請求に係る転換手数料(但し、金地金の改鑄及び交付に係る費用相当額を除きます。以下本(ロ)において同じです。)並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の一部に充当します。また、当該売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に、当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。詳細は、大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

※ 本書において「大口転換必要口数」とは、受益者が大口転換に係る転換請求により転換し受領できる標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数(整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。)をいいます。なお、大口転換必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます(受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。)

(ハ) 共通事項

転換請求を受けた小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社は、当該転換請求を受託者に取次ぎ、受託者は、当該取次ぎを行った小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社に対して本受益権の振替を行うための受託者の口座及び当該振替の日(以下「振替日」といいます。)等の情報を通知します。当該情報の通知を受けた小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社は、株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)に対して本受益権を受託者の口座に振り替えるための振替請求を行い、証券保管振替機構は、振替日に小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社の口座から受託者の口座へ本受益権の振替を行います。受託者は、当該本受益権を抹消するために振替日に証券保管振替機構に対して当日抹消請求を行い、証券保管振替機構は、直ちに受託者の口座の本受益権の減少の記録を行います。

受益者が転換によって取得する金地金の標準純度質量は、転換請求を受け付けた日[※]付の指標価格に基づいて計算されます。

※ 本書において「転換請求を受け付けた日」とは、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社によって取次がれた居住者である受益者からの転換請求が、受託者へ到達した日のことをいいます。小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社は、転換請求を行った居住者である受益者が当該受益者名義の口座に小口転換必要口数及び大口転換必要口数を保有し、また、当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を入金した場合に、転換請求の申込を確定させ、その旨、受託者に対して通知します。

(b) 金地金交付の方法

(イ) 小口転換の場合

受託者は、小口指定転換販売会社の指示に従い、金地金を転換請求に係る申込書に記載された住所(国内に限ります。)に対して配達証明付書留郵便又は宅配便によって受益者に対して送付します。受託者は、同一受益者へ送付する金地金の量が配達証明付書留郵便又は宅配便で一度に送付できる量を超える場合は、複数回に分けて送付するものとします。

金地金の送付は、受託者が転換請求を受け付けた日から14銀行営業日(銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。以下同じです。)以内に行うものとします。但し、複数回に分けて小口転換用標準金地金を送付する場合、又は下記(c)(イ)から(へ)までに定める事由その他やむを得ない事情がある場合は、当該送付が遅れる場合があります。

金地金の受領後に生じた盗難、滅失、毀損等による損害その他一切の危険は、受益者の負担となります。受託者は、転換請求に係る申込書に記載された住所(国内に限ります。)に対して配達証明付書留郵便又は宅配便によって金地金が配達され、当該住所地において日本郵政株式会社及びその郵便に係る業務を行う子会社若しくはその各承継法人(以下総称して「郵便局」といいます。)又は宅配業者の職員が当該配達に係る受領印又は署名(電子的な手法によるものを含みます。)を取得した場合には、受領があったものと取り扱うことができます。

受託者は、受託者が金地金を送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかったために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された金地金については、当該金地金を保管し、受益者からの再度の送付の要求があり次第、再度代金引換による方法で、受益者に送付し、その後も同様とします。この場合において、保管料、送料及び保険料等再送付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は、当該金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。

受託者は、受託者が金地金を送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかったために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された場合において、受益者からの再度の送付の要求が受託者に金地金が返送された日から3箇月を経過しても行われなるときは、受益者に通知することなく当該金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受託者は受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払いを請求することができます。

受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、金地金が返送された日から3箇月が経過した日から30銀行営業日を経過した日に、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で、当該金地金を売却する方法により換価し、売却代金から再送付にあたり必要となった諸経費並びに金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合において、受託者が受益者の指定した口座への送金ができず(受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。)、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないまま、受託者に金地金が返送された日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

(ロ)大口転換の場合

受託者は、大口指定転換販売会社の指示に従い、金地金を受託者が指定する国内の場所において、受益者に交付します。

受託者は、転換請求に係る転換手続がすべて完了した後、受益者に個別に連絡した銀行営業日数以内に、受託者の指定する場所(受益者は指定することはできません。)において、受益者に対して当該金地金を交付します。但し、下記(c)(イ)から(へ)までに定める事由その他やむを得ない事情がある場合には、当該交付が遅れる場合があります。

金地金の受領後に生じた盗難、滅失、毀損等による損害その他一切の危険は、受益者の負担となります。受託者は、受託者が指定する国内の場所において金地金の交付が完了した場合には、受益者の受領があったものと取り扱うことができます。

受託者は、受託者が金地金の交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった金地金については、当該金地金を保管し、受益者からの再度の交付の要求があり次第、再度受益者に交付し、その後も同様とします。この場合において、保管料及び保険料等再交付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は当該金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。

受託者は、受託者が金地金の交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった場合において、受益者からの再度の交付の要求が受託者による交付の提供の日から3箇月を経過しても行われなるときは、受益者に通知することなく当該金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払いを請求することができます。

受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、当該交付の提供の日から3箇月が経過した日から30銀行営業日を経過した日に、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を行う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格の差額を参考として当事者間で合意する金額)を控除した価格、その他の適正な価格で、当該金地金を売却する方法により換価し、売却代金から再交付にあたり必要となった諸経費並びに金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合において、受託者が受益者の指定した口座への送金ができず(受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。)、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないまま、当該交付の提供の日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

(c) 転換請求の受付停止等

受託者は、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、転換請求の受付を停止すること又は転換手続を中断若しくは中止することができます。

(イ) 転換手続において受益者が負担すべき転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の入金が、小口指定転換販売会社若しくは大口指定転換販売会社又は受託者において確認できない場合

(ロ) 転換手続において小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社による受益者を確認する手続(金地金の交付時における所定の本人確認書類の提示その他受託者が定めた手続を含みます。)が完了しない場合

(ハ) 本受益権が上場されている金融商品取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事由があるため転換手続が実施できない場合

(ニ) 委託者による金地金の改鋳手続等が必要な場合であって、委託者において改鋳手続等の実施が困難である場合

(ホ) カストディアンにおいて、金地金の出庫、送付又は受渡しの実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合

(ヘ) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合

なお、受託者が転換請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った転換請求のうち、当該受付停止前に行った転換請求を撤回することができます。受益者がその転換請求を撤回しない場合には、当該転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の営業日に受け付けたものとみなします。

(d) 転換手数料等

受益者は、転換請求を行う際には、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて、転換手数料(小口転換の場合、金地金の改鑄及び送付に係る費用相当額を含み、大口転換の場合、金地金の改鑄及び交付に係る費用相当額を含みません。詳細については、下記「第二部 信託財産情報－第1 信託財産の状況－3 信託の仕組み－(1) 信託の概要－④ その他－(b) 手数料等について－(ロ) 転換手数料」をご参照下さい。)並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を受託者に対して支払います。受託者は、当該支払いが確認できない場合には、転換手続を中断又は中止することがあります。当該手数料等の詳細は、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

6 【募集の方法】

本受益権については、金融商品取引法で定められる一定数(50名)以上に対する勧誘が行われるものとして、募集(金融商品取引法第2条第3項)を行います。募集の取扱いは、金融商品取引業者に委託します。

7 【申込手数料】

1口あたり、申込受付日の翌営業日付の1口あたりの純資産額(取引所開示)に各販売会社が独自に定める率を乗じた額^{*}とします。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれます。

※ 詳細は、販売会社までお問い合わせ下さい。

8 【申込単位】

30万口以上1口単位

9 【申込期間及び申込取扱場所】

① 申込期間

継続申込期間：平成24年4月21日から平成25年4月20日まで

※ なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

② 申込取扱場所

申込取扱場所(販売会社)については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

10 【申込証拠金】

該当事項はありません。

11 【払込期日及び払込取扱場所】

① 払込期日

発行価額の総額は、各販売会社を通じて、委託者により信託が行われる日(以下本①において「払込期日」といいます。)に、受託者の指定する口座に払い込まれます。

但し、投資者は、申込みをした販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとします。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

② 払込取扱場所

払込みの取扱いは、販売会社が行います。詳細は、販売会社でご確認下さい。

12 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

13 【その他】

① 申込みの方法

販売会社所定の方法でお申し込み下さい。

② 申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替

申込証拠金はなく、申込証拠金の利息及び信託財産の振替はありません。

③ その他申込み等に関する事項

受託者は、以下に該当する場合には、本受益権の申込みの受付を停止すること又はすでに受け付けた申込みの受付を取り消すことができます。その場合、委託者、受託者又はカストディアンのいずれも、当該受付の停止又は取消しにより投資者に生じた損害について責任を負いません。

(a) 以下のいずれかの事由により金地金の適正な条件での調達又は取得が困難な場合又は遅延する場合

- ・ 国内外の商品市場等及び金融商品取引所等における取引の停止、遅延
- ・ 決済機能の停止、遅延
- ・ 外国為替取引の停止、遅延
- ・ 輸入手続の停止、遅延
- ・ 輸送システムの停止、遅延
- ・ 申込みに係る口座数が極めて多いものと受託者が合理的に判断したこと

(b) 輸入手続、輸送システム、金地金の保管場所の状況、入庫処理手続等の事情により、カストディアンにおける金地金の入庫が困難な場合又は遅延する場合

(c) 金地金の改鋳手続が必要な場合であって、当該手続の処理に時間を要する場合

(d) 天災地変又は政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他委託者、受託者又はカストディアンの支配を超えた事由により、金地金の適正な条件での調達又は取得が困難な場合又は遅延する場合

④ 本邦以外の地域での発行

本邦以外の地域において、本受益権は、発行されません。

第2 【内国信託社債券の募集（売出）要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

該当事項はありません。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

該当事項はありません。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行短期社債】

該当事項はありません。

4 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

該当事項はありません。

5 【売出短期社債】

該当事項はありません。

6 【売出社債の条件】

該当事項はありません。

第二部 【信託財産情報】

第1 【信託財産の状況】

1 【概況】

(1) 【信託財産に係る法制度の概要】

本信託の当初の信託財産は、金地金です。

受託者は、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)、信託業法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産の引受け(受託)を行っています。受託者は、本受益権の保有者(受益者)に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。

また、本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受けます。金融商品取引法第2条第5項及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第2号ハに基づき、委託者及び受託者が共同で本受益権の発行者です。

(2) 【信託財産の基本的性格】

信託財産は、主として金地金であり、委託者より当初設定日(平成22年6月30日)に信託設定されるほか、追加信託により信託設定される場合があります。但し、消費税等の相当額の授受又は信託報酬及び信託費用(以下「信託報酬等」といいます。)の支払い等のために一時的に金銭を保有する可能性があり、その場合は、信託財産に金銭が含まれます。なお、信託財産である金地金は、鉱物としての本質的価値以外のいかなる付加価値(宝飾品としての価値を含みますが、それに限りません。)を有しません。

本信託は、信託財産として金地金を高水準の割合で保有することで、一口あたりの純資産額(取引所開示)は、仕組みとして指標価格に連動することが企図されています。

※ 指標価格に関する著作権その他の知的財産権は受託者に帰属します。受託者の許諾を得ることなく指標価格を複製、頒布、利用等することはできません。仮に第三者が指標価格を利用等した場合においても、受託者は、指標価格に関する情報の正確性、確実性及び完全性を保証するものではなく、指標価格の利用等に伴ういかなる責任も負いません。

(3) 【信託財産の沿革】

本信託は、平成22年6月30日に、主として金地金の管理及び処分を目的に設定されました。

本受益権は、平成22年7月2日に、東京証券取引所に上場されました。

(4) 【信託財産の管理体制等】

① 【信託財産の関係法人】

委託者：三菱商事株式会社

信託財産の信託設定(追加信託を含みます。)を行います。また、受託者とともに、本受益権の発行者です。

受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の管理及び処分、並びに受益者の管理を行います。また、委託者とともに、本受益権の発行者です。受託者は、信託財産を構成する金地金の管理業務をカストディアンに委託します。また、証券管理事務及び受益者管理事務を第三者に委託することができます。

カストディアン：三菱商事株式会社

受託者より委託を受けて、信託財産を構成する金地金の管理業務を行います。カストディアンは、受託者の同意を得て第三者(以下「サブ・カストディアン」といいます。)に対し同業務を再委託します。

② 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

本信託は、本受益権への投資を通じて、投資者に金地金への投資機会を提供することを目的としています。

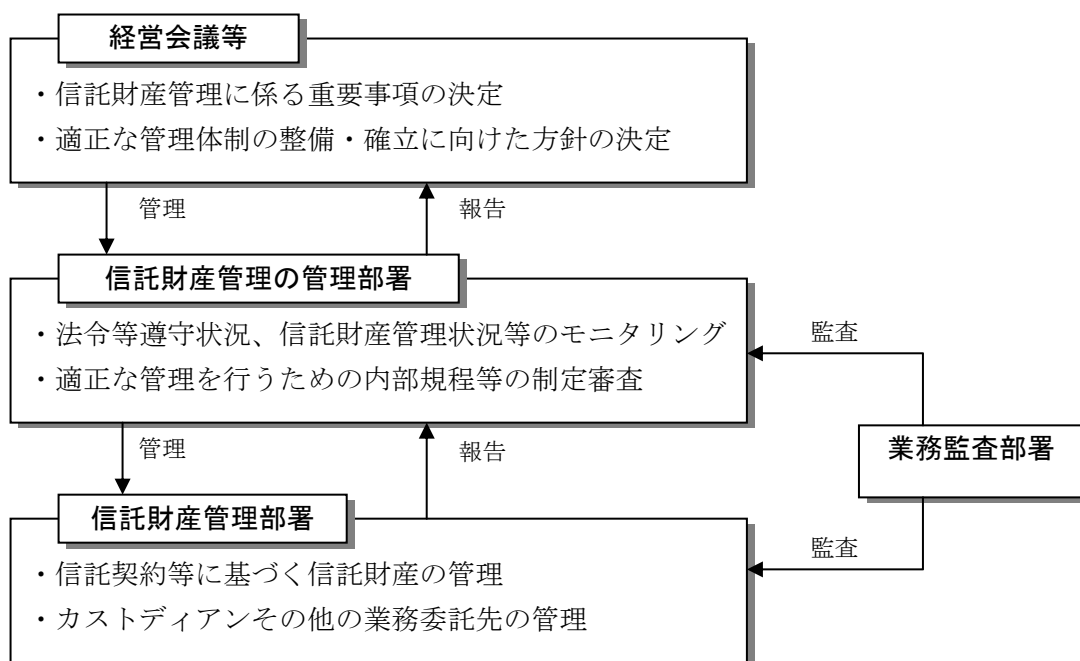
受託者は、信託報酬等の支払い等のために又は投資者からの転換請求への対応(詳細については、上記「第一部 証券情報-第1 内国信託受益証券の募集(売出)要項-5 給付の内容、時期及び場所-② 解約による信託財産等の交付(転換)」をご参照下さい。)のために、受託者が適正と判断する手法により、信託財産を構成する金地金を委託者又は適正と判断する相手方に対して売却します。その売却価格は、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を取り扱う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格との差額を参考として当事者間で合意する金額とします。)を控除した価格、その他の適正な価格とします。なお、受託者は、信託財産の管理及びかかる売却による処分を行うのみであり、かかる売却以外の目的又は方法で信託財産の売却その他の処分はいたしません。また、追加信託により信託財産としての金地金の質量が増加することはありませんが、受託者が信託財産として新たに金地金を購入することはありません。

受託者は、本信託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理します。

③ 【信託財産の管理体制】

本信託の信託財産は、信託法によって、受託者自身の財産や、他の信託でお預かりしている信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。

受託者の信託財産の管理体制は、以下のとおりです。また、定期的に外部監査を実施します。



※ 上記の管理体制等は、今後、変更される場合があります。

2 【信託財産を構成する資産の概要】

(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

信託財産を構成する金地金の利用を制限する法律はございません。

(2) 【信託財産を構成する資産の内容】

① 金地金

資産の種類	金地金
品質	信託契約に定める所定の要件(注1)を満たすもの
質量	6,051,876.9487 g (平成24年1月20日時点)(注2)
価格	23,456,761,712円 (平成24年1月20日時点)(注3)
保管場所	サブ・カストディアンの倉庫(日本国内)

(注1) 純度が99.99%以上のものを指します。

(注2) 受託者は、信託報酬等の支払い等に必要の限度で信託財産を構成する金地金を売却しますので、信託財産を構成する金地金の質量はかかる売却により減少します。売却される信託財産を構成する金地金の質量は、信託報酬等の額と売却時における信託財産を構成する金地金の市場価格によって異なります。また、信託財産は、追加信託により増加し、転換により減少する場合があります。

(注3) 計算期間末日(平成24年1月20日)時点における金地金の総額(簿価)を記載しております。

② 金銭

資産の種類	金銭
価格	0円(平成24年1月20日現在)

※ 上記金銭は、受託者の銀行勘定で預かります。

(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

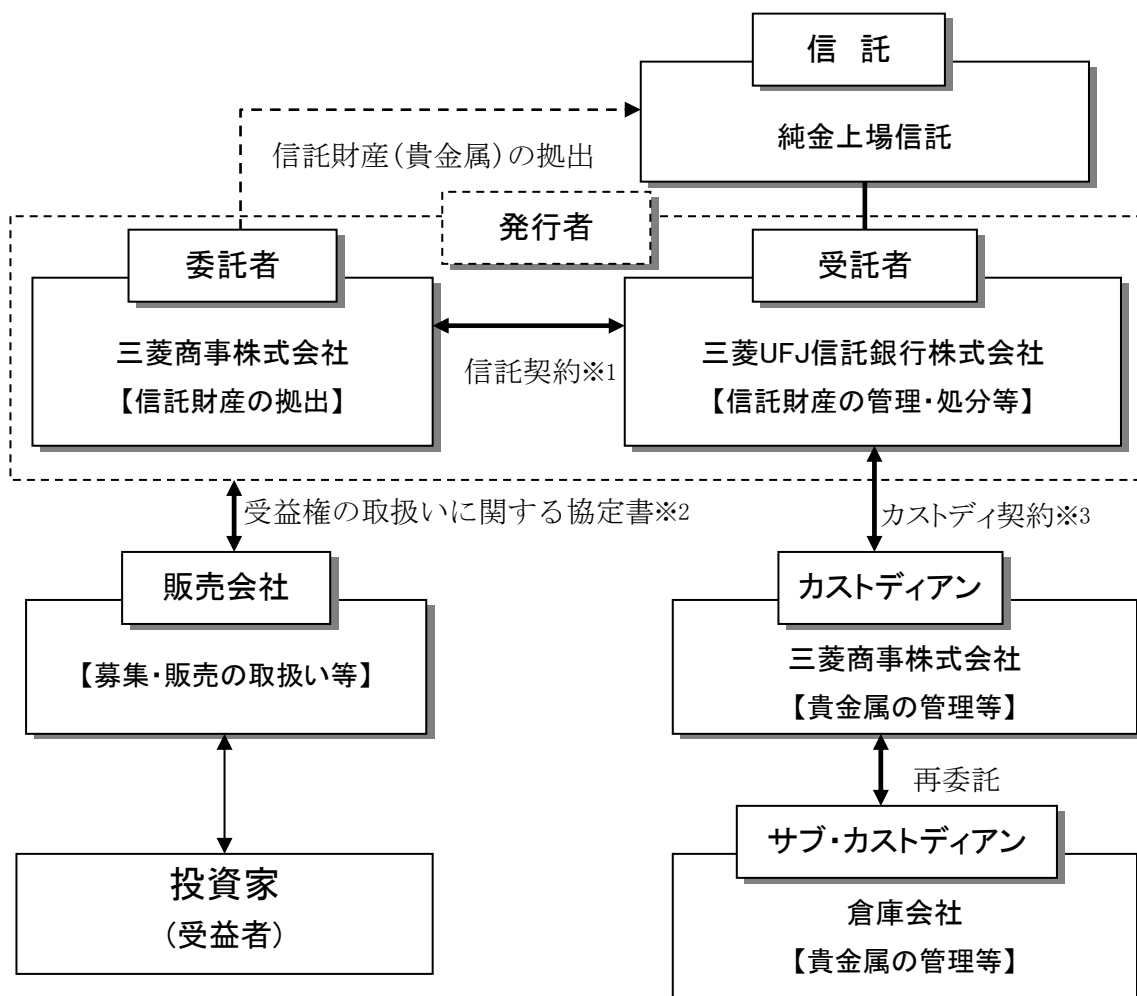
3 【信託の仕組み】

(1) 【信託の概要】

① 【信託の基本的仕組み】

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定日(平成22年6月30日)及び追加信託により拠出した金地金を管理及び処分します。

(スキーム図)



- ※1 信託契約(委託者と受託者との契約)
本信託の信託財産の管理処分に関する事項、委託者、受託者及び受益者の権利義務関係並びに本受益権の取扱方法等が定められています。
- ※2 受益権の取扱いに関する協定書(発行者と販売会社との契約)
本受益権の販売等の取扱いに関する方法等が定められています。
- ※3 カストディ契約(受託者とカストディアンとの契約)
信託財産のうち金地金の管理に関する方法等が定められています。

② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(a) 管理及び処分の方法について

(イ) 金地金

受託者は、カストディアンに対し信託財産を構成する金地金の管理業務を委託し、カストディアンは受託者の同意を得てサブ・カストディアンに対し同業務を再委託します。信託財産を構成する金地金は、サブ・カストディアンの管理下にある日本国内の倉庫で保管されます。

詳細については、上記「2 信託財産を構成する資産の概要－(2) 信託財産を構成する資産の内容－① 金地金」をご参照下さい。

(ロ) 金銭

上記「2 信託財産を構成する資産の概要－(2) 信託財産を構成する資産の内容－② 金銭」をご参照下さい。

(b) 受託者（銀行勘定）、利害関係人、他の信託財産との取引

受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として信託業法施行令で定める者をいいます。以下同じです。）、又は他の信託財産との間で以下の取引を行うことがあります。

(イ) 信託設定（追加信託を含みます。）を行うときに金地金の取引につき委託者に生じた消費税等の相当額及び信託報酬等に係る消費税等の相当額を支払うことを目的とした、受託者の銀行勘定からの借入れ又は銀行勘定による立替払い（なお、受託者は、消費税等の還付金を受けた場合には、当該還付金全額を当該立替払いに係る求償金の支払い又は当該借入れの返済に充当します。当該立替払いに係る求償金の金額又は当該借入れに係る元利金相当額が上記還付金額を超える場合、信託財産を構成する金地金を売却して不足額を支払い又は返済します。）

(ロ) 信託財産を構成する金銭について、資金の管理を目的とした受託者の銀行勘定への貸付け

(c) 運用制限等

金地金以外の保有はいたしません。但し、消費税等の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に金銭を保有する場合があります。

(d) 信託財産の計算期間

毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

(e) 収益金等の分配

原則として収益金等の分配はありません。

(f) 信託報酬等

受託者は、信託報酬等の支払いに必要な限度で信託財産を構成する金地金を、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する相手方に対して売却します。その売却価格は、指標価格、指標価格から一定の金額(金地金の販売を取り扱う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格との差額を参考として当事者間で合意する金額とします。)を控除した価格、その他の適正な価格とします。売却される信託財産を構成する金地金の質量は、信託報酬等の額と売却時における信託財産を構成する金地金の市場価格によって異なります。

受益者は、上記信託財産を構成する金地金の売却によって支払う代わりに、自己の保有する本受益権に関する部分につき信託報酬等を支払うことを選択することはできません。

(g) 信託財産の交付

受益者は、転換請求をすることにより、その有する本受益権の表章する金地金を受領することができます。詳細については、上記「第一部 証券情報－第1 内国信託受益証券の募集(売出)要項－5 給付の内容、時期及び場所－② 解約による信託財産等の交付(転換)」をご参照下さい。

(h) 信託事務の委託

受託者は、カストディアンに対し信託財産を構成する金地金の管理業務を委託し、カストディアンは受託者の同意を得てサブ・カストディアンに対し同業務を再委託します。また、受託者は、証券管理事務及び受益者管理事務を第三者に委託することができます。

③ 【委託者の義務に関する事項】

委託者は、信託契約に明示されたものを除き、受託者又は受益者に対して義務を負いません。

④ 【その他】

(a) 信託期間について

本信託は、信託期間を定めません。したがって、信託期間は当初設定日(平成22年6月30日)から信託終了日(信託契約の規定により本信託の全部が終了する日をいいます。以下同じです。)までとします。

(b) 手数料等について

(イ) 申込手数料

1口あたり、申込受付日の翌営業日付の一口あたりの純資産額(取引所開示)に各販売会社が独自に定める率を乗じた額*とします。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれます。

※ 詳細は、販売会社までお問い合わせ下さい。

(ロ) 転換手数料

転換手数料は、以下のとおりです。詳細は、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社までお問い合わせ下さい。

小口転換	以下①及び②の合計額とします。 ① 受託者における手数料として、転換1回につき上限10,500円(税抜10,000円)の固定手数料と改铸及び交付に係る費用相当額(それぞれ受託者のホームページで開示します。)の合計額(上記「第一部 証券情報-第1 内国信託受益証券の募集(売出)要項-5 給付の内容、時期及び場所-② 解約による信託財産等の交付(転換)-(a) 転換請求-(イ)小口転換の場合」に記載された金地金の売却が行われる場合においては、当該売却する部分には手数料はかかりません。) ② 小口指定転換販売会社における手数料として、小口指定転換販売会社が独自に定める金額。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれます。
大口転換	以下①及び②の合計額とします。 ① 受託者における手数料として、転換1回につき上限52,500円(税抜50,000円)(上記「第一部 証券情報-第1 内国信託受益証券の募集(売出)要項-5 給付の内容、時期及び場所-② 解約による信託財産等の交付(転換)-(a) 転換請求-(ロ)大口転換の場合」に記載された金地金の売却が行われる場合においては、当該売却する部分には手数料はかかりません。) ② 大口指定転換販売会社における手数料として、大口指定転換販売会社が独自に定める金額。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれます。

※ 留意事項

- ・本受益権を転換する場合は、上記転換手数料とは別に、小口転換必要口数又は大口転換必要口数に転換請求を受け付けた日付の一口あたりの純資産額(取引所開示)を乗じた価格(以下「転換価格」といいます。)の5%の消費税等の相当額を小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて受託者に支払う必要があります。
- ・個人の受益者で「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する方は、上記転換手数料とは別に、原則として、譲渡益に関する源泉徴収税額に相当する金額を小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社に別途入金する必要があります。
- ・転換に係る金地金の交付又は送付のための費用については、小口転換の場合は、上記転換手数料に受益者あてに送付する費用が含まれておりますが、大口転換の場合は、指定場所での受渡しとなりますので、指定場所からの運送費用は上記転換手数料に含まれず、別途受益者の負担となります。

(ハ) 信託報酬

受託者の信託報酬は以下のとおりです。

各月毎に受ける信託報酬(第一管理信託報酬)	当該月の各日における純資産総額(取引所開示)に年率0.5145%(税抜0.49%)以内で受託者が定める率(1年を365日(閏年の場合には366日)とした日割計算を行います。)を日々乗じて算出した金額(1円未満は切り捨てます。)の1箇月分の合計額。但し、最終の信託報酬は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとします。
信託財産の各計算期間毎に受ける信託報酬(第二管理信託報酬)	信託財産の各計算期間に信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額(もしあれば)(消費税等込)とします。

(ニ) 信託費用

以下に掲げる費用は、信託費用として、信託財産から支弁されます。

- ① 信託財産に係る監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等の相当額
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等及び当該諸費用等に係る消費税等の相当額
- ③ 受託者が信託財産のために行った借入れ又は立替金の利息相当額
- ④ 信託財産の売却に伴う手数料等及び当該手数料等に係る消費税等の相当額
- ⑤ 本受益権の上場に係る費用*及び当該費用に係る消費税等の相当額

※ 本受益権の上場に係る費用

- ・ 追加上場料: 追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額(取引所開示)について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額(取引所開示)のうち最大のものからの増加額をいいます。)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。
- ・ 上場の年賦課金: 毎年末の純資産総額(取引所開示)に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)及びTDnet利用料126,000円(税抜120,000円)。

(c) 信託の終了

(イ) 本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下の事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了します。

- ・ 本受益権のすべてのこれが上場されている金融商品取引所での上場が廃止されたとき
- ・ 受託者の辞任、解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき
- ・ カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき
- ・ 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき
- ・ 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき
- ・ 本信託が、法人税法第2条第29号ハに定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき

(ロ)受託者は、以下の事由のいずれかが生じた場合、本受益権が上場されている金融商品取引所での上場を廃止することにより、本信託を終了することができます。

- ・採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき
- ・純資産総額(取引所開示)が10億円(平成25年7月21日以降は20億円)を下回ったとき
- ・受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき
- ・受託者が、本信託の継続が困難であると判断したとき
- ・委託者その他の重要な関係者について、東京工業品取引所での取引停止その他信託財産の取扱いが困難となる事由が発生したとき

(d) 信託の変更

(イ)受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるとき又はやむを得ない事情が発生したとき(適用ある法令等の改正又は解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担若しくは受託者が行うべき事務が加重され又は受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときを含みます。)は、その裁量により、信託契約の内容を変更することができます。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者及び受益者に対し、変更後の信託契約の内容を本受益権が上場されている金融商品取引所で開示しますが、信託法第149条第2項に定める通知は行いません。

(ロ)但し、①本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更(但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の受益権の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に関し、かかる変更以外の変更については上記(イ)に従うものとします。)(以下「重要な信託の変更」といいます。)がなされる場合及び②かかる重要な信託の変更には該当しないものの、以下の各号のいずれかに関する変更であって本信託の受益権の商品としての同一性を失わせることとなる変更(以下「非軽微な信託の変更」といいます。)がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容及び変更について異議ある受益者は一定の期間(但し、1箇月以上とします。)内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、又は知っている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約の内容を変更することができます。

- ・受益者に関する事項
- ・受益権に関する事項
- ・指標価格に関する事項
- ・信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
- ・信託期間、その延長及び信託期間中の解約に関する事項
- ・計算期間に関する事項
- ・受託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払いの方法及び時期に関する事項

- ・受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項
- ・信託の元本の追加に関する事項
- ・受益権の買取請求に関する事項
- ・その他受益者の利益を害するおそれのある事項

(ハ)本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者(但し、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。)は、受託者に対し、自己の有する本受益権を一口あたりの純資産額(取引所開示)で取得することを請求することができます。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではありません。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記一定の期間内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を当該期間の最終日の翌営業日における一口あたりの純資産額(取引所開示)で取得することを請求することができます。

(e) 租税の取扱い

租税の取扱いは以下のとおりです。但し、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがあります。

(i) 個人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

本受益権を売却する場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20% (所得税15%及び地方税5%)の税率となります。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間については、所得税の額の2.1%に相当する復興特別所得税が併せて課されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。)

但し、平成25年12月31日までは、10% (所得税7%及び地方税3%)の軽減税率が適用されます(平成25年1月1日以後の譲渡等については復興特別所得税が併せて課されます。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。

<本受益権の転換時>

本受益権を転換し金地金を取得する場合は、一部の解約と評価され、当該一部の解約により受益者に交付される金地金及び金銭の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされますので、取得価額との差益(譲渡益)が譲渡所得として課税されます。その取扱いは、上記「本受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

また、本受益権の転換によって金地金を取得する行為は、消費税等の課税対象となりますので、転換価格の5%の消費税等の相当額を転換請求時に小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて受託者に支払う必要があります(本受益権の購入価格の5%ではありませんのでご留意下さい。)

なお、本信託では、本受益権の転換時に、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る小口転換必要口数又は大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を売却し、当該売却代金は受益者に帰属しますが、当該行為についても、上記の譲渡益課税の課税対象となり、かつ、当該転換請求時に消費税等の相当額を受託者に支払う必要がありますのでご留意下さい。

<償還金の受取時>

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」といいます。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされますので、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として20%(所得税15%及び地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間については、所得税の額の2.1%に相当する復興特別所得税が併せて課されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。)

但し、平成25年12月31日までは、10%(所得税7%及び地方税3%)の軽減税率が適用されます(平成25年1月1日以後の譲渡等については復興特別所得税が併せて課されます。)

償還金の受取時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

(ii) 法人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

<本受益権の転換時>

本受益権を転換し金地金を取得する場合は、一部の解約と評価され、当該一部の解約により受益者に交付される金地金及び金銭の全額と取得価額との差益(譲渡益)が他の法人所得と合算して課税されます。その取扱いは、上記「本受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

また、本受益権の転換によって金地金を取得する行為は、消費税等の課税対象となりますので、転換価格の5%の消費税等の相当額を転換請求時に小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて受託者に支払う必要があります(本受益権の購入価格の5%ではありませんのでご留意下さい。)

なお、本信託では、本受益権の転換時に、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る小口転換必要口数又は大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を売却し、当該売却代金は受益者に帰属しますが、当該行為についても、上記の譲渡益課税の課税対象となり、かつ、当該転換請求時に消費税等の相当額を受託者に支払う必要がありますのでご留意下さい。

<償還金の受取時>

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税されます。

(f) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名又は名称及び住所
- ・他の受益者が有する本受益権の内容

(2) 【受益権】

受益者の有する権利は、以下のとおりです。

① 転換請求権

受益者は、一定の要件を満たす場合、その保有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である金地金の交付を受けることができます。具体的な要件や申込方法等については、上記「第一部 証券情報－第1 内国信託受益権の募集(売出)要項－5 給付の内容、時期及び場所－② 解約による信託財産等の交付(転換)」をご参照下さい。

② 信託変更に係る異議申述権及び本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができます。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、その保有する本受益権について、受託者に取得することを請求することができます。具体的な要件や行使方法等については、上記「3 信託の仕組み－(1) 信託の概要－④ その他－(d) 信託の変更」をご参照下さい。

③ 受益者決議手続実施請求権

総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。具体的な行使方法等については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号 0120-232-711

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://kikinzoku.tr.mufg.jp/>

④ 信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は残余財産の給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

(3) 【内国信託受益証券（内国信託社債券）の取得者の権利】

上記(2)「受益権」に記載したとおりです。

4 【信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】

該当事項はありません。

(2) 【損失及び延滞の状況】

該当事項はありません。

(3) 【収益状況の推移】

該当事項はありません。

5 【投資リスク】

(1) リスクの特性

① 金地金の価格変動リスク

- ・本信託は、信託財産のほとんどを金地金で保有しますので、金地金の価格変動の影響を受けません。
- ・本信託は、金地金の東京工業品取引所における採用先物価格及び採用フォワードレートを使用して指標価格を算出しますので、東京工業品取引所の採用先物価格の変動の影響、採用フォワードレートの変化の影響を受けません。

② 為替リスク

- ・本信託の指標価格は、一般的に為替相場の変動の影響を受けません。また、本信託は、為替ヘッジを行いませんので、一口あたりの純資産額(取引所開示)は、為替相場の変動の影響を受けません。

③ 信用リスク

- ・本信託は、金地金のみを保有するため、信用リスクは基本的にはありません。但し、消費税等の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に本信託が金銭を保有する場合、当該金銭を受託者の銀行勘定に貸し付けることとなるため、その範囲で受託者の信用リスクを負担することになります。

④ 指標価格と一口あたりの純資産額(取引所開示)の乖離要因

- ・本信託は、金地金を高水準の割合で保有することで、指標価格に連動することを企図していますが、次のような要因があるため、結果として指標価格と一致した推移をすることをお約束するものではありません。
- ・消費税等の相当額の授受又は信託報酬等の支払い等のために一時的に金銭を保有する可能性があり、本信託の信託財産はすべてが金地金のみとはならないこと。
- ・信託報酬等のコスト負担があること。
- ・信託設定(追加信託を含みます。)時に受託者が消費税等の相当額につき本信託に貸付けを行った場合においては当該消費税等の相当額が本信託に還付されるまでの間の借入金の金利負担があること。

⑤ 一口あたりの純資産額(取引所開示)と金融商品取引市場での売買価格の乖離

- ・本受益権は、金融商品取引市場において、一口あたりの純資産額(取引所開示)より高い価格で取引されることもあれば、低い価格で取引をされることもあります。また、受託者が算出して公表する一口あたりの純資産額(取引所開示)は、算出日当日の貴金属取引の結果を基に算出するものですので、実際に金融商品取引市場で売買する時点での一口あたりの本受益権の価値を表章したものではありません。

⑥ 金地金に係る流動性リスク

- ・取引相手がいないため、金地金を売却できない場合があります。
- ・天災地変、商品市場、為替市場、輸出入手続若しくは税制等政府規制の影響、取引量が多いことによる影響、又は政治、経済、軍事若しくは通貨等に係る非常事態の発生その他やむを得ない事情により、金地金の売却が困難又は適正な価格での売却が困難である場合があります。

⑦ 受益権に係る流動性リスク

- ・本受益権は金融商品取引所に上場されていますが、活発な取引市場が形成されることは保証されていません。本受益権を売却(又は購入)しようとする際に、需要(又は供給)がないため、希望する時期に希望する価格で売却(又は購入)することができないリスクがあります。

⑧ 一定の関係者への依存リスク

- ・本信託は、委託者による信託財産(貴金属)の抛出、カストディアンその他本信託の重要な関係者に対する業務の委託等を基本的なスキームとしています。したがって、本受益権の取引市場における流動性は、委託者による追加信託の有無及び程度に影響を受けるほか、本信託は、カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散等が生じた場合において、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないときは、本信託の終了、上場廃止を含む重大な影響を受ける可能性があります(したがって、例えば、一部の業務及び地位を承継又は代替する後任候補者がいるに過ぎない場合には、かかる重大な影響を受ける可能性があります。)

⑨ その他の留意点

(金地金の店頭小売価格や海外公表価格との違い)

- ・本信託の指標価格は、東京工業品取引所の採用先物価格を基に算出する現物価格であり、日本における金地金の店頭小売・買取価格や海外で公表される取引価格とは異なります。

(信託設定、転換の中止、延長)

- ・本信託は、天災地変、商品市場、為替市場、輸出入手続若しくは税制等政府規制の影響、取引量による売買、輸送若しくは保管への影響、又は政治、経済、軍事若しくは通貨等に係る非常事態の発生その他やむを得ない事情がある場合は、受託者の判断により、信託設定(追加信託を含みます。)、本受益権の転換請求の受付又は転換手続の中止若しくは中断又は転換手続の延長等を行うことがあります。

(金地金の紛失、盗難、詐欺等)

- ・本信託は、金地金を保有するため、当該金地金の全部又は一部が紛失、損傷、盗難又は毀損するリスクがあります。また、詐欺等により金地金の全部又は一部が贖物であるリスクがあります。この場合において、受託者及びカストディアンが自己に課せられた善管注意義務を果たし、管理の失当がないと認められる場合は、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。
- ・本信託では、天災(地震、火災等)や、戦争、テロ行為及びそれらに付随して発生する行為により、金地金の全部又は一部が、紛失、損傷、盗難又は毀損するリスクがあります。この場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。
- ・本信託では、受託者は、保有する金地金について、金地金の保管業務を行うにあたり一般的に適切と認められる保険を受託者が合理的と判断する範囲で維持しますが、付保の範囲や条件が十分でない可能性があり、その場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。
- ・本信託で保有する金地金が、紛失、損傷、盗難又は毀損し、ある当事者が本信託に対する責任を負う場合、当該責任を負う当事者は、本信託の請求に応じるに足る財源を有していない可能性があり、その場合、本信託の原状回復が行われず、損失が発生する可能性があります。

(訴訟費用)

- ・本信託では、受託者は、自己に課せられた善管注意義務を果たしたにもかかわらず信託財産の紛失や盗難、詐欺等が発生した場合、信託財産に対して訴訟等の法的手段を提起された場合等には、受益者の権利を守るために訴訟等の法的手段を行い、又は遂行する可能性があり、その場合、弁護士費用その他の訴訟等の法的手段に関する費用を本信託が負担する可能性があります。

(配当・分配金)

- ・本信託では、原則として配当・収益金の分配は行いません。

(市場リスク・システムリスク等)

- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(上場廃止)

・上記「3 信託の仕組み－(1) 信託の概要－④ その他－(c) 信託の終了－(イ)」記載の事由が生じた場合には、本信託は終了します。したがって、例えば、カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散等が生じた場合において、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないときは、本信託が終了し、上場廃止となる可能性があります。また、上記「3 信託の仕組み－(1) 信託の概要－④ その他－(c) 信託の終了－(ロ)」記載の事由が生じた場合、受託者の判断で、本受益権の上場を廃止することにより、本信託は終了する可能性があります。終了時の残余財産の給付については、下記「第3 証券事務の概要－1 名義書換の手続等－(5) 信託終了時の残余財産の給付」をご参照下さい。

(その他)

・本信託に適用される法令・税・会計基準等は、今後変更される可能性があります。会計の取扱いや税の取扱いが変更となることで、本信託の税負担が増大し、又は本信託の維持が困難になる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本信託では、受託者は、信託財産の管理を行いますが、信託報酬等の支払い等に必要な限度での売却以外の場合には信託財産を売却しません。また、追加信託により信託財産としての金地金の質量が増加することはありませんが、受託者が信託財産として新たに金地金を購入することはありません。信託財産の管理体制については、上記「第二部 信託財産情報－第1 信託財産の状況－1 概況－(4) 信託財産の管理体制等－③ 信託財産の管理体制」をご参照下さい。

第2 【信託財産の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

本信託財産の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」といいます）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

本信託財産は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前計算期間（平成22年6月30日から平成23年1月20日まで）及び当計算期間（平成23年1月21日から平成24年1月20日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月22日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている純金上場信託（現物国内保管型）の平成22年6月30日から平成23年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、純金上場信託（現物国内保管型）の平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ信託銀行株式会社及び純金上場信託（現物国内保管型）と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月19日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている純金上場信託（現物国内保管型）の平成23年1月21日から平成24年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、純金上場信託（現物国内保管型）の平成24年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ信託銀行株式会社及び純金上場信託（現物国内保管型）と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

1 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前計算期間末 (平成23年1月20日)	当計算期間末 (平成24年1月20日)
資産の部		
流動資産		
未収消費税等	360,790	804,824
流動資産合計	360,790	804,824
固定資産		
投資その他の資産	(※1) 7,208,793	(※1) 23,456,761
固定資産合計	7,208,793	23,456,761
資産合計	7,569,583	24,261,586
負債の部		
流動負債		
未払金	4,593	8,340
仮受金	360,790	804,824
流動負債合計	365,383	813,165
負債合計	365,383	813,165
純資産の部		
元本等		
元本	(※2), (※3) 7,215,628	(※2), (※3) 23,526,235
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	(※3) △11,428	(※3) △77,814
利益剰余金合計	△11,428	△77,814
元本等合計	7,204,199	23,448,421
純資産合計	7,204,199	23,448,421
負債純資産合計	7,569,583	24,261,586

2 【損益計算書】

(単位：千円)

	前計算期間 (自 平成22年 6 月30日 至 平成23年 1 月20日)	当計算期間 (自 平成23年 1 月21日 至 平成24年 1 月20日)
営業収益		
その他の事業収益	(※1) 157	(※1) 5,785
営業収益合計	157	5,785
営業費用		
受託者報酬	8,516	72,436
その他費用	2,994	5,717
その他の事業費用	(※2) 75	(※2) 65
営業費用合計	11,585	78,219
営業損失 (△)	△11,428	△72,434
経常損失 (△)	△11,428	△72,434
税引前当期純損失 (△)	△11,428	△72,434
当期純損失 (△)	△11,428	△72,434

【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前計算期間 (自 平成22年6月30日 至 平成23年1月20日)	当計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)
1 投資その他の資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法により評価を行っております。	同左
2 その他	本信託における消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前計算期間末(平成23年1月20日)					
※1 投資その他の資産は、信託約款第7条に定める本信託の信託財産である金地金であります。 ※2 元本は、「財務諸表等規則」第61条に定める資本金であります。 ※3 元本及び利益剰余金の変動 当計算期間(自 平成22年6月30日 至 平成23年1月20日)					
(単位：千円)					
	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金	利益剰余金合計		
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
前期末残高	—	—	—	—	—
当期変動額					
設定	7,215,628	—	—	7,215,628	7,215,628
転換	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△11,428	△11,428	△11,428	△11,428
当期変動額合計	7,215,628	△11,428	△11,428	7,204,199	7,204,199
当期末残高	7,215,628	△11,428	△11,428	7,204,199	7,204,199

当計算期間末(平成24年1月20日)

- ※1 投資その他の資産は、信託約款第7条に定める本信託の信託財産である金地金であります。
 ※2 元本は、「財務諸表等規則」第61条に定める資本金であります。
 ※3 元本及び利益剰余金の変動
 当計算期間(自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)

(単位：千円)

	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金	利益剰余金 合計		
		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
前期末残高	7,215,628	△11,428	△11,428	7,204,199	7,204,199
当期変動額					
設定	18,448,415	—	—	18,448,415	18,448,415
転換	△2,137,808	6,049	6,049	△2,131,758	△2,131,758
当期純損失(△)	—	△72,434	△72,434	△72,434	△72,434
当期変動額合計	16,310,607	△66,385	△66,385	16,244,221	16,244,221
当期末残高	23,526,235	△77,814	△77,814	23,448,421	23,448,421

(損益計算書に関する注記)

前計算期間 (自 平成22年6月30日 至 平成23年1月20日)	当計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)
※1 その他の事業収益とは、委託者への信託財産の売却による利益であります。	同左
※2 その他の事業費用とは、委託者への信託財産の売却による損失であります。	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

前計算期間 (自 平成22年 6月30日 至 平成23年 1月20日)	当計算期間 (自 平成23年 1月21日 至 平成24年 1月20日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 本信託は、金地金を信託財産とした信託に係る受益権を金融商品取引所に上場し、受益者の投資に資するよう受託者が主として金地金を信託財産として管理及び処分することを目的としており、受託者による信託財産の運用は行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びリスク ① 未収消費税等 追加設定等により委託者より金地金の引渡し(譲渡)を受けた際に、当該委託者へ支払った消費税等相当額であり、1年以内に還付される予定であります。</p> <p>② 仮受金 消費税等の支払に充当するための現預金を受託者の銀行勘定より一時的に立替えを受けているものであり、リスクは限定的であります。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 本信託では、受託者による信託財産の運用は行っておらず、該当事項はありません。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	前計算期間末 (平成23年 1月20日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
① 未収消費税等	360,790	360,790	—
資産計	360,790	360,790	—
② 仮受金	360,790	360,790	—
負債計	360,790	360,790	—

(単位：千円)

	当計算期間末 (平成24年1月20日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
① 未収消費税等	804,824	804,824	—
資産計	804,824	804,824	—
② 仮受金	804,824	804,824	—
負債計	804,824	804,824	—

(2) 時価の算定方法

前計算期間 (自 平成22年6月30日 至 平成23年1月20日)	当計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)
① 未収消費税等 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。	同左
② 仮受金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。	

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	前計算期間末 (平成23年1月20日)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超
未収消費税等	360,790	—	—
合計	360,790	—	—

(単位：千円)

	当計算期間末 (平成24年1月20日)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超
未収消費税等	804,824	—	—
合計	804,824	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

前計算期間 (自 平成22年 6 月30日 至 平成23年 1 月20日)										
種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金(千円) (平成22年 12月末時点)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要 受益者	三菱商事 (株)	東京都 千代田区	203,364,759	商社	(被所有) 15.12	信託財産 の受託	新規設定 追加設定 (注3)	7,215,628	—	—
						信託財産 の売却	金地金 の売却(注4) 売却代金 売却益 売却損	6,916 157 75	—	—

(注1) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 当計算期間の全取引を記載しております。

(注3) 金地金の新規設定及び追加設定については、信託約款第5条及び第6条に定める取引条件に拠っております。

(注4) 金地金の売却については、信託約款第23条に定める取引条件に拠っております。

当計算期間 (自 平成23年 1 月21日 至 平成24年 1 月20日)										
種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金(千円) (平成23年 12月末時点)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要 受益者	三菱商事 (株)	東京都 千代田区	204,446,667	商社	(被所有) 5.05	信託財産 の受託	追加設定 (注3)	18,448,415	—	—
						信託財産 の売却	金地金の売却 (注4) 売却代金 売却益 売却損	74,407 5,785 65	—	—
						信託財産 の転換	金地金の転換 (注5) 転換元本	2,111,588	—	—

(注1) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 当計算期間の全取引を記載しております。

(注3) 金地金の追加設定については、信託約款第6条に定める取引条件に拠っております。

(注4) 金地金の売却については、信託約款第23条に定める取引条件に拠っております。

(注5) 金地金の転換については、信託約款第46条に定める取引条件に拠っております。

(1口当たり情報に関する注記)

(単位：円)

前計算期間 (自 平成22年 6 月30日 至 平成23年 1 月20日)		当計算期間 (自 平成23年 1 月21日 至 平成24年 1 月20日)	
1口当たり純資産額	3,568.71	1口当たり純資産額	3,847.51
1口当たり当期純損失(△)	△10.60	1口当たり当期純損失(△)	△16.25

(重要な後発事象に関する注記)

前計算期間 自 平成22年6月30日 至 平成23年1月20日	当計算期間 自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日
該当事項はありません。	当ファンドは、信託約款第46条第10項の規定に基づき、平成24年2月20日付で委託者からの申出による転換を200,000口行っております。これにより、平成24年2月21日付で元本が772,056千円減少しております。 また、平成24年3月13日付で委託者からの申出による転換を200,000口行っております。これにより、平成24年3月14日付で元本が772,056千円減少しております。

第3 【証券事務の概要】

1 名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行について

受託者は、証券保管振替機構が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、証券保管振替機構の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、本受益権を表章する受益証券を発行しません。

(2) 本受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等(振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいいます。以下同じです。)に振替の申請をするものとしします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少及び譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとしします。但し、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとしします。

③ なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできません。

(3) 本受益権の譲渡の効力要件

本受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、その効力を生じません。

(4) 本受益権の分割

受託者は、一定日現在の本受益権を均等に分割できるものとしします。

(5) 信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者が残余財産の給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

受託者は、本信託が終了した場合(但し、一定の場合は除きます。)においては、本受益権のすべてのこれが上場されている金融商品取引所での上場が廃止されるまでの間で受託者が別に定める期日(かかる期日は、上場廃止の決定後、本受益権が上場されている金融商品取引所で開示します。)まで転換請求の受付を行います。受託者は、当該受付が終了した後(但し、本信託の終了事由によっては、当該転換請求の受付期間を十分に取れない場合もあり得ます。)、本受益権のすべてのこれが上場されている金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。受託者は、かかる本信託の清算手続において、残余財産である金地金をその裁量で売却したうえで、売却代金から信託費用を控除した金額を、他の金銭(もしあれば)とともに受益者に給付するものとします。受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。

(6) 質権口記載又は記録の本受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている本受益権に係る転換請求の受付、転換に伴う金地金の交付及び金銭の支払い等については、信託契約の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

2 受益者(本受益権の所有者)に対する特典

該当事項はありません。

3 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

4 その他(受益者への報告事項)

(1) 受託者は、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産の状況を記載した書面及び兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に定める本信託の信託業務の委託先、利害関係人又は他の信託財産との取引の状況を記載した書面(以下総称して「信託財産状況報告書等」といいます。)については、本受益権が上場されている金融商品取引所の定める開示方法(当該開示方法については、受託者のホームページに掲載します。)により内容を正確に開示することにより受益者に対して報告を行い、受益者からの要請がない限り、信託財産状況報告書等を受益者に対し交付しません。但し、受託者は、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法その他の法令等の定めに従い、信託財産状況報告書等を受益者に対して交付しなければならない場合には、これらの書面を受益者に対し交付します(受託者は、この場合、ご同意頂いた受益者に対しては、信託財産状況報告書等の交付に代えて電磁的方法により提供することができます。)。なお、上記対応をもって、信託法第31条第3項の通知又は同法第37条第3項の報告に代えるものとします。

(2) 受託者は、信託法第32条第3項及び同法第48条第3項に定める受益者に対する通知を行いません。

- (3) 受託者は、信託事務を終了したときには、本信託に関する最終の計算を行い、最終の計算期間に関する信託財産に係る報告書を作成し、受益者等(信託法第184条第1項に規定する受益者等をいいます。以下同じです。)に対し書面により通知をすることにより、その承認を得るものとします。受益者等が受託者からかかる通知を受領してから1箇月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、本信託に関する最終の計算を承認したものとみなします。
- (4) 信託法第58条第4項に従って受託者としての任務が終了した場合には、受託者は、受益者に対する信託法第59条第1項に定める通知は行いません。
- (5) 受託者は、信託契約に定めるもののほか、受益者への通知を行いません。但し、信託法に受益者への通知が定められている場合であって、通知しないことが、法令等に違反するときには、この限りではありません。

第4 【その他】

- ・本書に記載されている信託財産の管理体制は、本書提出日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。
- ・目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、本信託の基本的性格を記載するほか、本書の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の巻頭に記載することがあります。
- ・目論見書の巻頭又は巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- ・本書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・目論見書は電子媒体として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第1 【受託者の状況】

1 【受託者の概況】

1 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
連結経常収益	百万円	750,273	720,326	658,496	556,032	569,227
うち連結信託報酬	百万円	128,383	127,299	104,434	91,693	89,848
連結経常利益	百万円	281,595	183,664	58,907	59,874	112,185
連結当期純利益	百万円	207,931	118,049	19,102	66,325	76,227
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	10,045
連結純資産額	百万円	1,738,429	1,394,324	1,177,705	1,449,384	1,413,486
連結総資産額	百万円	19,644,958	20,701,464	22,027,339	22,707,238	25,280,070
1株当たり純資産額	円	516.60	410.30	315.28	395.81	385.07
1株当たり 当期純利益金額	円	69.55	35.90	5.76	19.68	22.62
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	61.71	35.03	5.66	19.67	22.51
自己資本比率	%	8.79	6.65	4.82	5.87	5.13
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.20	13.13	12.70	16.02	15.93
連結自己資本利益率	%	13.38	7.74	1.58	5.53	5.79
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	734,684	1,465,082	1,457,571	1,148,575	2,325,768
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△932,689	△944,652	△1,492,475	△1,330,046	△1,592,050
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△179,071	△212,811	29,447	68,085	△95,643
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	431,272	726,950	694,777	576,972	1,195,376
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,459 [3,721]	10,832 [4,208]	11,048 [4,137]	11,173 [3,505]	11,175 [3,019]
合算信託財産額	百万円	135,664,574	152,290,179	118,985,311	128,533,887	131,305,602

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。
5. 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	709,081	664,325	613,997	514,784	530,530
うち信託報酬	百万円	111,075	113,866	91,796	79,700	76,539
経常利益	百万円	278,360	172,720	50,858	53,230	104,685
当期純利益	百万円	211,642	114,144	16,894	67,250	75,490
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 3,277,389 第一回優先株式 1 第二回優先株式 113,200	普通株式 3,277,389 第一回優先株式 1 第二回優先株式 33,700	普通株式 3,369,441 第一回優先株式 1 第二回優先株式 —	普通株式 3,369,441 第一回優先株式 1	普通株式 3,369,441 第一回優先株式 1
純資産額	百万円	1,687,403	1,337,016	1,031,297	1,301,432	1,268,506
総資産額	百万円	19,243,460	20,135,186	21,465,272	22,250,732	24,832,564
預金残高	百万円	11,764,679	12,219,516	12,966,594	12,512,053	12,433,196
貸出金残高	百万円	9,890,460	9,778,877	10,472,280	10,257,717	10,589,116
有価証券残高	百万円	6,836,277	7,071,844	8,156,605	9,497,383	10,687,782
1株当たり純資産額	円	504.32	397.60	306.07	386.24	376.47
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 64.51 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 11.50 (普通株式20.68) (第一回優先株式 2.65) (第二回優先株式 5.75)	普通株式 19.83 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 11.50 (普通株式 5.24) (第一回優先株式 2.65) (第二回優先株式 5.75)	普通株式 4.29 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 — (普通株式 —) (第一回優先株式 —) (第二回優先株式 —)	普通株式 10.98 第一回優先株式 5.30 (普通株式 2.64) (第一回優先株式 2.65)	普通株式 8.17 第一回優先株式 5.30 (普通株式 4.09) (第一回優先株式 2.65)
1株当たり 当期純利益金額	円	70.80	34.70	5.10	19.95	22.40
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	62.81	33.87	5.01	19.95	22.40
自己資本比率	%	8.76	6.64	4.80	5.84	5.10
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.85	12.87	12.49	16.10	16.01
自己資本利益率	%	13.98	7.69	1.44	5.76	5.87
配当性向	%	98.16	57.13	85.56	55.01	36.46
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	6,928 [1,963]	6,989 [2,094]	7,069 [2,040]	7,144 [1,974]	7,090 [1,712]
信託財産額 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	57,110,388 (106,250,513)	60,500,687 (116,976,588)	49,383,521 (101,872,694)	49,971,208 (105,260,668)	52,106,531 (108,147,478)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	318,762 (318,762)	258,808 (258,808)	199,784 (199,784)	155,335 (155,335)	147,345 (147,345)
信託勘定有価証券残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	10,309,966 (51,797,506)	9,084,085 (56,653,850)	496,016 (45,726,861)	219,007 (48,250,717)	149,853 (48,559,568)

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第6期中間配当についての取締役会決議は平成22年11月15日に行いました。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。
6. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 信託財産額、信託勘定貸出金残高及び信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」)を含んだ金額を記載しております。

2 沿革

- 昭和2年3月10日 三菱信託株式会社が、信託業法に基づき、資本金3,000万円(内払込資本金750万円)をもって三菱系の信託会社として設立される。
- 昭和23年8月2日 三菱信託株式会社は、普通銀行業務を併営することとし、商号を朝日信託銀行株式会社に改称。
- 昭和24年5月16日 朝日信託銀行株式会社は、東京証券取引所に普通株式を上場。
- 昭和27年6月1日 朝日信託銀行株式会社は、商号を三菱信託銀行株式会社に改称。
- 昭和34年11月2日 東洋信託銀行株式会社が、株式会社三和銀行、株式会社神戸銀行および野村證券株式会社の提携のもと設立される。
- 昭和35年4月1日 東洋信託銀行株式会社は、株式会社三和銀行および株式会社神戸銀行から信託業務を、野村證券株式会社から証券代行業務を譲り受ける。
- 昭和36年10月2日 三菱信託銀行株式会社は、大阪証券取引所に普通株式を上場。
- 昭和61年3月14日 三菱信託銀行株式会社は、Mitsubishi Trust International Limited(三菱トラストインターナショナル株式会社)(連結子会社)を資本金1千万英ポンド(100%出資)にて設立。
- 昭和61年3月19日 三菱信託銀行株式会社は、Mitsubishi Trust & Banking Corporation(U.S.A.)(米国三菱信託銀行株式会社)(連結子会社)を資本金10百万米ドル(100%出資)にて設立。
- 昭和62年2月20日 三菱信託銀行株式会社は、菱信住宅販売株式会社を資本金1億円にて設立。
- 昭和63年6月14日 日本信託銀行株式会社は、日信住宅販売株式会社を資本金1億円にて設立。
- 平成元年6月6日 三菱信託銀行株式会社は、ロンドン証券取引所に普通株式を上場。
- 平成5年9月16日 三菱信託銀行株式会社は、三菱信証券株式会社(連結子会社)を資本金150億円(100%出資)にて設立。
- 平成10年3月30日 三菱信託銀行株式会社は、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に基づき、第1回無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)500億円を発行。
- 平成11年3月30日 三菱信託銀行株式会社は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、第2回無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)1,000億円を発行。
- 平成11年3月31日 三菱信託銀行株式会社は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、第一回第一種優先株式2,000億円を発行。
- 平成11年7月1日 三菱信証券株式会社(連結子会社)から東京三菱証券株式会社への営業譲渡により両証券が統合。
- 平成11年10月1日 東洋信託銀行株式会社は、三和信託銀行株式会社と、東洋信託銀行株式会社を存続会社として合併。
- 平成11年10月18日 三菱信託銀行株式会社は、三菱信証券株式会社(連結子会社)を清算。
- 平成12年4月19日 三菱信託銀行株式会社、株式会社東京三菱銀行、日本信託銀行株式会社および東京信託銀行株式会社の四行間で、「株式移転及び合併等に関する覚書」を締結。
- 平成12年12月22日 三菱信託銀行株式会社は、株式会社整理回収機構が保有する第1回無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)500億円および第2回無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)1,000億円の買入消却を実施。
- 平成13年1月24日 株式会社整理回収機構が保有する第一回第一種優先株式2,000億円について、同機構が全株式を第三者に売却。
- 平成13年3月23日 三菱信託銀行株式会社は、ロンドン証券取引所での普通株式の上場を廃止。
- 平成13年3月27日 三菱信託銀行株式会社は、東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部での普通株式の上場を廃止。
- 平成13年4月2日 三菱信託銀行株式会社、株式会社東京三菱銀行および日本信託銀行株式会社の三行が共同で、株式移転により、持株会社「株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ」を設立。
- 東洋信託銀行株式会社、株式会社三和銀行および株式会社東海銀行の三行が共同で、株式移転により、持株会社「株式会社UFJホールディングス」を設立。

- 平成13年7月1日 東洋信託銀行株式会社は、東海信託銀行株式会社と、東洋信託銀行株式会社を存続会社として合併。
- 平成13年10月1日 三菱信託銀行株式会社は、日本信託銀行株式会社および東京信託銀行株式会社と、三菱信託銀行株式会社を存続会社として合併。
- 三菱信託銀行株式会社から日信住宅販売株式会社への営業譲渡により両社が統合し、三菱信不動産販売株式会社に商号変更。
- 平成14年1月15日 東洋信託銀行株式会社は、商号をUFJ信託銀行株式会社に改称。
- 平成17年2月18日 三菱信託銀行株式会社を含むMTFGグループ4社とUFJ信託銀行株式会社を含むUFJグループ4社の8社間で、両グループの統合全体およびグループ各社間の統合に関して、商号や合併比率等を定めた統合契約書を締結。
- 平成17年4月20日 三菱信託銀行株式会社とUFJ信託銀行株式会社は「合併契約書」を締結。
- 平成17年10月1日 三菱信託銀行株式会社とUFJ信託銀行株式会社は、三菱信託銀行株式会社を存続会社として合併し、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に改称。
- 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループが、株式会社UFJホールディングスと合併し、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに商号変更。
- UFJ信託銀行株式会社との合併に伴い、持分法適用関連会社であった日本マスタートラスト信託銀行株式会社を当社の連結子会社化。
- 三菱信不動産販売株式会社がUFJ住宅販売株式会社と合併し、三菱UFJ不動産販売株式会社に商号変更。
- Mitsubishi Trust International Limited(三菱トラストインターナショナル株式会社)がMitsubishi UFJ Trust International Limited(三菱UFJトラストインターナショナル株式会社)に名称変更。
- Mitsubishi Trust & Banking Corporation(U.S.A.)(米国三菱信託銀行株式会社)がUFJ Trust Company of New Yorkと合併し、Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A.)(米国三菱UFJ信託銀行株式会社)に名称変更。
- 平成17年10月3日 合併に伴い、第一回第三種優先株式1千株および第二回第三種優先株式200,000千株をUFJ信託銀行株式会社の優先株主に対し割当交付。
- 平成18年3月15日 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、エム・ユー投資顧問株式会社の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社化。
- 平成19年4月2日 株式会社三菱東京UFJ銀行から、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(Luxembourg)S.A.の株式を取得し、同社を当社の連結子会社化するとともに、同社がMitsubishi UFJ Global Custody S.A.(三菱UFJグローバルカस्टディ)に名称変更。

3 事業の内容

当社グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当社、子会社26社（うち連結子会社25社）および関連会社11社（うち持分法適用関連会社11社）で構成され、信託銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの中核である当社は、金銭信託・年金信託等の信託業務、預金・貸付・内国為替等の銀行業務および不動産売買の媒介・証券代行等その他併營業務等を行っておりますが、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは、「リテール部門」「法人部門」「受託財産部門」「不動産部門」「証券代行部門」「市場国際部門」および「その他」を事業の区分としております。

各部門および主要な関係会社の位置付けならびに事業系統図は次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントと同一であります。

リテール部門：個人に対する金融サービスの提供

法人部門：法人に対する金融サービスの提供

受託財産部門：企業年金、公的年金、公的資金、投資信託などの各種資金に関する資金運用・管理サービスの提供

不動産部門：不動産売買・賃貸の媒介・管理、不動産鑑定評価などのサービスの提供

証券代行部門：株式名義書換事務、株式公開の支援などのサービスの提供

市場国際部門：海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供及び国内外の有価証券投資などの市場運用業務・資金繰りの管理

その他：上記各部門に属さない管理業務等

(平成23年3月31日 現在)

○：連結子会社 ◇：持分法適用関連会社



(注) 当連結会計年度より、セグメント情報の区分を「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等に基づき変更しております。

4 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社)									
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	百万円 2,137,476	銀行持株会社	100	(4) 4	—	経営管理 預金取引 金銭貸借 業務委託	—	—
(連結子会社)									
エム・ユー・トラスト 総合管理株式会社	東京都港区	百万円 50	不動産管理業務	100	(1) 12	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
三菱UFJトラストビジネス 株式会社	東京都港区	百万円 100	事務受託業務および 人材派遣業務	100	(1) 10	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
三菱UFJ代行ビジネス 株式会社	東京都江東区	百万円 100	事務受託業務	100 (50)	(1) 7	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
菱信データ株式会社	東京都港区	百万円 10	電子計算機へのデータ 入力管理・保管業務	100	(1) 9	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
三菱UFJトラストシステム 株式会社	東京都港区	百万円 100	コンピュータ・システム の開発・運用管理業務	100	(1) 7	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
株式会社三菱UFJトラスト 投資工学研究所	東京都港区	百万円 480	資産運用・リスク管理 モデルの研究開発業務	100	(1) 8	—	預金取引 業務委託	—	—
エム・ユー・トラスト・ アップルプランニング 株式会社	東京都豊島区	百万円 100	研修受託業務および 経営相談業務	100	(1) 11	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
三菱UFJトラスト保証 株式会社	東京都千代田区	百万円 248	ローン保証業務	96.58	(1) 12	—	預金取引 ローン保証	当社より 建物の一部 賃借	—
菱信ディーシーカード 株式会社	東京都渋谷区	百万円 50	クレジットカード 業務	61.2 (25.2)	(1) 7	—	預金取引 ローン保証 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
エム・ユー・トラスト 流動化サービス株式会社	東京都中央区	百万円 100	事務受託業務および 金融業務	100 (50)	(1) 7	—	預金取引 金銭貸借 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
三菱UFJ不動産販売 株式会社	東京都千代田区	百万円 300	不動産仲介業務	100 (87.2)	(1) 7	—	預金取引	当社より 建物の一部 賃借	—
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区	百万円 10,000	信託業務および銀行 業務	46.5	(1) 6	—	預金取引 信託取引 業務委託	—	—
エムアンドティー・ インフォメーション・ テクノロジー株式会社	東京都港区	百万円 100	コンピュータ・システム の開発・運用管理業務	100	(1) 7	—	預金取引 金銭貸借 業務委託	当社より 建物の一部 賃借	—
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区	百万円 2,526	投資顧問業務	100	(1) 6	—	預金取引 業務委託	—	—
三菱UFJグローバル カストディ・ジャパン 株式会社	東京都千代田区	百万円 30	グローバルカスト ディ業務等の媒介 業務	100 (100)	(1) 6	—	預金取引	当社より 建物の一部 賃借	—
日本シェアホルダーサービス 株式会社	東京都千代田区	百万円 100	証券代行業務に関する 調査・分析および 情報提供業務	50	(—) 5	—	預金取引 業務委託	—	—
Mitsubishi UFJ Trust International Limited	英国 ロンドン市	千ポンド 40,000	証券業務	100	(2) 5	—	預金取引 金銭貸借	当社より 建物の一部 賃借	—
Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.)	米国 ニューヨーク市	千米ドル 10,000	信託業務および銀行 業務	100	(—) 5	—	預金取引 コルレス 業務委託	—	—
MTBC Finance (Aruba) A. E. C.	オランダ領 アルーバ オランダ ジュスタ ダド	千米ドル 10	金融業務	100	(—) 1	—	預金取引 金銭貸借	—	—
Mitsubishi UFJ Baillie Gifford Asset Management Limited	英国 エジンバラ市	千ポンド 500	投資顧問業務	51	(1) 3	—	業務委託	—	—

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Winglet L.P.	米国 カーソン市	千米ドル 7,360	金融業務	100	—	—	金銭貸借	—	—
Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	千米ドル 37,117	信託業務および 銀行業務	70 (3)	(2) 4	—	預金取引 業務委託 有価証券貸 借	—	—
MUGC Lux Management S.A.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	千ユーロ 375	投資信託管理業務	100 (100)	(—) 2	—	—	—	—
菱託企業管理諮詢(上海) 有限公司	中華人民 共和国 上海市	百万円 500	コンサルティング 業務	100	(1) 4	—	業務委託	—	—
MUTB Preferred Capital Limited	ケイマン諸島 グランドケイ マン	百万円 100,004	金融業務	100	(—) 2	—	預金取引 金銭貸借	—	—
(持分法適用関連会社)									
三菱UFJ投信株式会社	東京都 千代田区	百万円 2,000	投資信託委託業務	30.00	(1) 5	—	預金取引 業務委託	当社より 建物の一 部賃借	—
三菱UFJ個人財務 アドバイザーズ株式会社	東京都 中央区	百万円 1,300	個人財産形成相談 業務	34.53	(—) 4	—	預金取引 業務委託	—	—
三菱アセット・ブレインズ 株式会社	東京都 千代田区	百万円 480	投資信託調査評価 業務	25	(—) 1	—	預金取引 業務委託	—	—
日本確定拠出年金 コンサルティング株式会社	東京都 千代田区	百万円 4,000	確定拠出年金運営 管理業務	38.75	(—) 3	—	預金取引 業務委託	—	—
アバディーン投信投資顧問 株式会社	東京都 港区	百万円 2,090	投資信託委託業務 投資顧問業務	—	—	—	—	—	—
BC Capital Partners L.P.	米国 ラスベガス市	千米ドル 47,567	金融業務	50 (50)	—	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Investment Services(HK) Limited	中華人民 共和国 香港特別 行政区	千香港ドル 10,000	投資顧問業務	— (—) [100]	(—) 2	—	—	—	—
Aberdeen Asset Management PLC	英国 アバディーン 市	千ポンド 114,835	持株会社	16.43	(—) 1	—	—	—	運用商 品提供 等
Aberdeen Asset Managers Limited	英国 アバディーン 市	千ポンド 19,879	資産運用業務	—	—	—	—	—	—
Aberdeen Asset Management Asia Limited	シンガポール 共和国 シンガポール 市	千シンガ ポールドル 146,975	資産運用業務	—	—	—	—	—	—
Aberdeen Fund Management Limited	英国 ロンドン市	千ポンド 26,016	資産運用業務	—	—	—	業務委託	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、MUTB Preferred Capital Limitedは、特定子会社に該当します。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループであります。
3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」または「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
5. 菱託企業管理諮詢(上海)有限公司は、現在清算手続中であり、平成24年3月を目処に清算する予定であります。

5 従業員の状況

(1) 連結会社における従業員数

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	リテール部門	法人部門	受託財産部門	不動産部門	証券代行部門	市場国際部門	その他	合計
従業員数(人)	3,148 (1,126)	731 (145)	2,235 (443)	1,229 (187)	772 (320)	641 (18)	2,419 (780)	11,175 (3,019)

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者470人および勤務の実態が従業員と近い形態である営業等嘱託821人を含み、その他の嘱託および臨時従業員3,323人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員63人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当連結会計年度より、セグメント情報の区分を「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等に基づき変更しております。

(2) 当社の従業員数

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	リテール部門	法人部門	受託財産部門	不動産部門	証券代行部門	市場国際部門	その他	合計
従業員数(人)	3,089 (1,116)	719 (145)	1,054 (209)	579 (114)	294 (31)	527 (17)	828 (80)	7,090 (1,712)

平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40.6	15.5	8,062

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者206人および勤務の実態が従業員と近い形態である営業等嘱託821人を含み、その他の嘱託および臨時従業員1,676人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員28人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与は、執行役員、受入出向者および海外現地採用者を除いて算出しております。
5. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
6. 当社の従業員組合は、三菱UFJ信託銀行従業員組合と称し、組合員数は5,914名であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
7. 当事業年度より、セグメント情報の区分を「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等に基づき変更しております。

2 【事業の状況】

1 業績等の概要

〔業績〕

（金融経済環境）

当連結会計年度の金融経済環境であります。海外では、BRICS（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ）を中心とした新興国や資源国が力強い成長を遂げました。一方、欧米先進国では、財政赤字の拡大や失業率の高止まりといった構造問題の深刻化がみられましたが、年度後半には輸出の拡大や金融・財政政策の追加などを受けて、米国経済を中心に回復感が強まりました。わが国経済は、平成22年度に入って以降、減速傾向を辿り、エコカー補助金の終了なども加わった秋口からは景気の踊り場局面となりました。年明け後、海外景気の回復に伴う輸出と生産の持ち直しで再回復に向けた動きが拮がりつつありましたが、3月に発生した東日本大震災により不透明感が高まっております。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、景気好調の新興国や資源国で引き上げが相次ぐ一方、米国や欧州では低金利政策が維持されました。わが国では、日本銀行が、平成21年度に導入した固定金利オペを拡充し、5月には成長基盤強化支援に向けた資金供給を、10月にはリスク資産の買入や無担保コールレート翌日物の誘導目標について、0.1%前後から0～0.1%程度への変更を決定するなど、非伝統的な金融政策の領域に一段と踏み込みました。こうしたなか、短期市場金利は低下傾向を辿りましたが、長期市場金利は年度後半以降、低水準ながらも上下に振れる展開となりました。一方、円の対ドル相場は、リスク回避の円買いなどを受けて円高圧力がかかりやすい状況が続き、震災発生後には史上最高値を更新しました。株価は、年度前半に低下した後、世界的な株式市場の反発にあわせて上昇に転じましたが、震災発生後に大幅な落ち込みを示しました。

（経営方針）

当社および当社グループ各社は、当社が採択したMUF Gグループが共有する「グループ経営理念」、および当社の全役職員が共有すべき基本的・普遍的な価値観（姿勢）を表すものとして制定した「経営ビジョン」に基づき、経営に当たっております。

<グループ経営理念>

1. お客様の信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルに
お客様の多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
2. 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、
革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
3. 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、
広く社会からの信頼と信用を得る。
4. たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、
適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
5. 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、
持続可能な社会の実現に貢献する。
6. グループ社員が専門性を更に高め、
その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

<経営ビジョン>

信託業務の新たな発展に貢献し、
信託銀行として最高のサービスを提供する。

当社および当社グループ各社は、MUF Gグループの中核として、専門性を一層発揮し、より質の高い、競争力のある商品やサービスの開発ならびに新たな市場やチャネルの開拓によるお客さまへの商品提供機会の拡大に注力していく所存であります。

(当連結会計年度の業績)

当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、債券を中心に有価証券が増加したこと等により当連結会計年度中2兆5,728億円増加して、25兆2,800億円となりました。負債の部につきましては、譲渡性預金の増加等により2兆6,087億円増加して、23兆8,665億円となりました。純資産の部につきましては、株価の下落等によるその他有価証券評価差額金の減少を主因として358億円減少して、1兆4,134億円となりました。

また、信託財産総額につきましては、投資信託や金銭債権の信託の受託残高の増加等により2兆7,717億円増加して、131兆3,056億円となりました。

損益の状況につきましては、当社の本業の期間損益を示す連結実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前連結会計年度比421億円増加して1,567億円となりました。これは、金利収入・手数料収入が増加となったことに加え、債券関係損益が大幅に改善したことが主因であります。

セグメント別では、リテール部門が68億円(前連結会計年度比+3億円)、法人部門が587億円(同△30億円)、受託財産部門が313億円(同△11億円)、不動産部門が73億円(同+9億円)、証券代行部門が183億円(同△11億円)、市場国際部門が564億円(同+190億円)となりました。

また、株式等関係損益は、株価下落に伴う株式等償却の発生を主因として244億円の損失となり、与信関係費用は、85億円となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は1,092億円となり、これに法人税等合計・少数株主損益を加味した当期純利益は99億円増加の762億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は、株価下落に伴い有価証券の含み損益が悪化したことを主因に自己資本額が減少し、前連結会計年度末比0.08ポイント低下して、15.93%となりました。

[キャッシュ・フロー]

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては前連結会計年度比収入が1兆1,771億円増加して2兆3,257億円の収入となる一方、投資活動においては支出が2,620億円増加して1兆5,920億円の支出となりました。また、財務活動におけるキャッシュ・フローは支出が1,637億円増加して956億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比6,184億円増加して1兆1,953億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

信託報酬は、前連結会計年度比18億円減少して898億円となりました。資金運用収支は、国内では35億円減少して1,444億円、海外では18億円増加して246億円となり、相殺消去を控除した結果、合計で8億円増加の1,630億円となりました。また、役務取引等収支は、国内では29億円増加して1,011億円、海外では5億円減少して72億円となり、相殺消去を控除した結果、合計で32億円増加の1,132億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前連結会計年度	98,075	—	6,382	91,693
	当連結会計年度	96,296	—	6,447	89,848
資金運用収支	前連結会計年度	147,967	22,805	8,573	162,199
	当連結会計年度	144,461	24,664	6,059	163,066
うち資金運用収益	前連結会計年度	233,343	34,902	15,658	252,587
	当連結会計年度	210,202	35,982	12,568	233,615
うち資金調達費用	前連結会計年度	85,375	12,097	7,084	90,388
	当連結会計年度	65,740	11,318	6,509	70,549
役務取引等収支	前連結会計年度	98,174	7,748	△4,092	110,015
	当連結会計年度	101,138	7,234	△4,925	113,298
うち役務取引等収益	前連結会計年度	120,204	12,121	9,903	122,421
	当連結会計年度	123,590	11,117	8,362	126,345
うち役務取引等費用	前連結会計年度	22,029	4,373	13,996	12,406
	当連結会計年度	22,451	3,882	13,287	13,046
特定取引収支	前連結会計年度	13,464	9,056	—	22,520
	当連結会計年度	7,213	2,961	—	10,175
うち特定取引収益	前連結会計年度	13,464	9,056	—	22,520
	当連結会計年度	7,441	2,939	—	10,380
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	227	△22	—	205
その他業務収支	前連結会計年度	△32,890	786	—	△32,103
	当連結会計年度	2,321	5,342	—	7,663
うちその他業務収益	前連結会計年度	35,134	7,487	—	42,622
	当連結会計年度	70,634	21,478	—	92,113
うちその他業務費用	前連結会計年度	68,024	6,701	—	74,726
	当連結会計年度	68,313	16,136	—	84,449

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度32百万円、当連結会計年度16百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定の平均残高は、国内・海外合計で有価証券を中心に前連結会計年度比5,142億円増加して21兆4,274億円となり、利回りは0.11ポイント低下して1.09%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は、国内・海外合計で売現先勘定及び譲渡性預金を中心に4,350億円増加して21兆87億円となり、利回りは0.10ポイント低下して0.33%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	18,712,572	233,343	1.24
	当連結会計年度	19,142,881	210,202	1.09
うち貸出金	前連結会計年度	9,867,391	126,985	1.28
	当連結会計年度	9,743,445	106,809	1.09
うち有価証券	前連結会計年度	7,833,815	89,482	1.14
	当連結会計年度	8,161,643	89,627	1.09
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	123,556	285	0.23
	当連結会計年度	148,645	293	0.19
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	110	0	0.54
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	350,740	457	0.13
	当連結会計年度	384,305	441	0.11
うち預け金	前連結会計年度	490,652	1,440	0.29
	当連結会計年度	664,427	1,326	0.19
資金調達勘定	前連結会計年度	18,455,281	85,375	0.46
	当連結会計年度	18,811,352	65,740	0.34
うち預金	前連結会計年度	12,401,927	60,085	0.48
	当連結会計年度	11,893,292	41,191	0.34
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,499,419	4,458	0.29
	当連結会計年度	1,901,239	3,461	0.18
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	192,935	480	0.24
	当連結会計年度	166,814	723	0.43
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,019,063	3,316	0.32
	当連結会計年度	1,632,318	5,790	0.35
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	171,464	130	0.07
	当連結会計年度	211,796	168	0.07
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	1,423,227	7,354	0.51
	当連結会計年度	1,308,678	6,029	0.46

- (注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
3. 平均残高及び利息は、当社と国内連結子会社を単純合算したものを表示しております。
4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度178,564百万円、当連結会計年度181,553百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度6,979百万円、当連結会計年度4,857百万円)及び利息(前連結会計年度32百万円、当連結会計年度16百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,920,542	34,382	1.17
	当連結会計年度	2,973,508	35,573	1.19
うち貸出金	前連結会計年度	483,557	8,560	1.77
	当連結会計年度	553,081	8,235	1.48
うち有価証券	前連結会計年度	1,370,585	22,803	1.66
	当連結会計年度	1,491,986	26,651	1.78
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	500,857	2,413	0.48
	当連結会計年度	470,909	2,233	0.47
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	560,054	2,594	0.46
	当連結会計年度	453,936	1,748	0.38
資金調達勘定	前連結会計年度	2,781,675	11,560	0.41
	当連結会計年度	2,855,444	10,955	0.38
うち預金	前連結会計年度	708,713	2,515	0.35
	当連結会計年度	569,627	1,635	0.28
うち譲渡性預金	前連結会計年度	283,602	1,218	0.42
	当連結会計年度	547,486	2,332	0.42
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,466,750	5,356	0.36
	当連結会計年度	1,596,891	6,001	0.37
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	64,310	169	0.26
	当連結会計年度	509	10	2.05

- (注) 1. 「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 平均残高及び利息は、当社と海外連結子会社を単純合算したものを表示しております。
4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度6,046百万円、当連結会計年度2,953百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	21,633,115	719,906	20,913,209	267,725	15,137	252,587	1.20
	当連結会計年度	22,116,390	688,981	21,427,409	245,775	12,159	233,615	1.09
うち貸出金	前連結会計年度	10,350,948	117,019	10,233,929	135,545	3,927	131,618	1.28
	当連結会計年度	10,296,526	116,335	10,180,191	115,044	3,871	111,173	1.09
うち有価証券	前連結会計年度	9,204,400	56,787	9,147,612	112,285	8,721	103,563	1.13
	当連結会計年度	9,653,629	56,416	9,597,212	116,279	6,004	110,274	1.14
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	123,556	54	123,502	285	0	285	0.23
	当連結会計年度	148,645	27	148,618	293	0	293	0.19
うち買現先勘定	前連結会計年度	500,857	500,857	—	2,413	2,413	—	—
	当連結会計年度	471,019	471,019	—	2,233	2,233	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	350,740	—	350,740	457	—	457	0.13
	当連結会計年度	384,305	—	384,305	441	—	441	0.11
うち預け金	前連結会計年度	1,050,707	45,186	1,005,520	4,035	75	3,959	0.39
	当連結会計年度	1,118,363	45,246	1,073,116	3,074	49	3,025	0.28
資金調達勘定	前連結会計年度	21,236,956	663,183	20,573,772	96,936	6,548	90,388	0.43
	当連結会計年度	21,666,797	658,013	21,008,784	76,695	6,146	70,549	0.33
うち預金	前連結会計年度	13,110,641	49,295	13,061,345	62,601	74	62,527	0.47
	当連結会計年度	12,462,919	45,871	12,417,048	42,826	48	42,778	0.34
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,783,022	384	1,782,638	5,677	0	5,676	0.31
	当連結会計年度	2,448,725	740	2,447,984	5,793	0	5,793	0.23
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	192,935	54	192,880	480	0	480	0.24
	当連結会計年度	166,814	27	166,787	723	0	723	0.43
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,485,814	496,429	1,989,384	8,672	2,545	6,127	0.30
	当連結会計年度	3,229,210	495,038	2,734,171	11,791	2,225	9,566	0.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	171,464	—	171,464	130	—	130	0.07
	当連結会計年度	211,796	—	211,796	168	—	168	0.07
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	1,487,537	117,019	1,370,518	7,523	2,893	4,630	0.33
	当連結会計年度	1,309,188	116,335	1,192,853	6,040	2,578	3,461	0.29

(注) 1. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度180,111百万円、当連結会計年度183,142百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度6,979百万円、当連結会計年度4,857百万円)及び利息(前連結会計年度32百万円、当連結会計年度16百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内・海外合計で証券関連業務を中心に前連結会計年度比39億円増加して1,263億円となりました。一方、役務取引等費用は、国内・海外合計で6億円増加して130億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	120,204	12,121	9,903	122,421
	当連結会計年度	123,590	11,117	8,362	126,345
うち信託関連業務	前連結会計年度	75,085	—	5,297	69,788
	当連結会計年度	75,135	—	4,539	70,595
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	7,099	347	0	7,446
	当連結会計年度	7,636	759	0	8,395
うち為替業務	前連結会計年度	1,315	3	20	1,298
	当連結会計年度	1,284	3	17	1,270
うち証券関連業務	前連結会計年度	18,510	488	709	18,289
	当連結会計年度	21,776	461	548	21,690
うち代理業務	前連結会計年度	159	—	—	159
	当連結会計年度	159	—	—	159
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	493	—	—	493
	当連結会計年度	456	—	—	456
うち保証業務	前連結会計年度	1,729	20	50	1,699
	当連結会計年度	1,737	5	51	1,690
役務取引等費用	前連結会計年度	22,029	4,373	13,996	12,406
	当連結会計年度	22,451	3,882	13,287	13,046
うち為替業務	前連結会計年度	588	996	20	1,564
	当連結会計年度	548	952	17	1,483

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、国内・海外合計で商品有価証券収益及び特定金融派生商品収益を中心に前連結会計年度比121億円減少して103億円となりました。一方、特定取引費用は特定取引有価証券費用のみで2億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	13,464	9,056	—	22,520
	当連結会計年度	7,441	2,939	—	10,380
うち商品 有価証券収益	前連結会計年度	243	9,110	—	9,354
	当連結会計年度	100	2,963	—	3,064
うち特定取引 有価証券収益	前連結会計年度	426	△32	—	394
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品収益	前連結会計年度	12,138	△22	—	12,116
	当連結会計年度	6,996	△24	—	6,971
うちその他の 特定取引収益	前連結会計年度	655	0	—	655
	当連結会計年度	343	—	—	343
特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	227	△22	—	205
うち商品 有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	227	△22	—	205
うち特定金融派生 商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は、国内・海外合計でその他の特定取引資産を中心に前連結会計年度末比467億円増加して3,187億円となりました。一方、特定取引負債は、国内・海外合計で特定金融派生商品が31億円減少して595億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	267,370	4,590	—	271,961
	当連結会計年度	315,570	3,157	—	318,728
うち商品有価証券	前連結会計年度	9,379	—	—	9,379
	当連結会計年度	6,947	—	—	6,947
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	5	—	—	5
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	56,418	4,590	—	61,008
	当連結会計年度	52,155	3,157	—	55,313
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	201,567	—	—	201,567
	当連結会計年度	256,466	—	—	256,466
特定取引負債	前連結会計年度	58,138	4,566	—	62,704
	当連結会計年度	56,404	3,140	—	59,545
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	58,138	4,566	—	62,704
	当連結会計年度	56,404	3,140	—	59,545
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	155,335	0.12	147,345	0.11
有価証券	68,514,584	53.31	67,949,657	51.75
投資信託有価証券	14,324,776	11.14	15,493,113	11.80
投資信託外国投資	11,721,169	9.12	11,465,479	8.73
信託受益権	642,928	0.50	721,757	0.55
受託有価証券	4,080,442	3.17	4,330,249	3.30
金銭債権	10,679,913	8.31	12,030,012	9.16
有形固定資産	8,965,903	6.98	8,929,489	6.80
無形固定資産	133,654	0.10	131,400	0.10
その他債権	3,078,536	2.40	3,672,483	2.80
コールローン	2,587,572	2.01	2,941,738	2.24
銀行勘定貸	1,559,765	1.21	1,459,108	1.11
現金預け金	2,089,304	1.63	2,033,768	1.55
合計	128,533,887	100.00	131,305,602	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	23,327,390	18.15	23,275,916	17.73
年金信託	12,167,441	9.47	12,224,957	9.31
財産形成給付信託	12,866	0.01	13,516	0.01
貸付信託	42,604	0.03	—	—
投資信託	28,281,581	22.00	29,401,183	22.39
金銭信託以外の金銭の信託	2,130,978	1.66	2,006,413	1.53
有価証券の信託	4,570,853	3.56	5,027,145	3.83
金銭債権の信託	10,577,539	8.23	11,827,795	9.01
動産の信託	36,063	0.03	52,281	0.04
土地及びその定着物の信託	93,449	0.07	85,935	0.06
包括信託	47,293,118	36.79	47,390,458	36.09
合計	128,533,887	100.00	131,305,602	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 合算対象の連結子会社 前連結会計年度末 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
当連結会計年度末 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

3. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度末 2,542,322百万円
当連結会計年度末 1,975,965百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	197	0.13	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	229	0.15	82	0.06
運輸業、郵便業	3,623	2.33	2,519	1.71
不動産業、物品賃貸業	26,479	17.04	23,157	15.72
各種サービス業	1,878	1.21	1,596	1.08
地方公共団体	20,615	13.27	17,538	11.90
その他	102,313	65.87	102,452	69.53
合計	155,335	100.00	147,345	100.00

③ 有価証券残高の状況

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
	有価証券残高(百万円)	構成比(%)	有価証券残高(百万円)	構成比(%)
国債	14,238,517	20.78	14,202,781	20.90
地方債	3,225,401	4.71	3,178,545	4.68
短期社債	798,846	1.17	833,617	1.23
社債	9,734,802	14.21	9,353,856	13.77
株式	10,664,686	15.56	10,282,555	15.13
その他の証券	29,852,329	43.57	30,098,300	44.29
合計	68,514,584	100.00	67,949,657	100.00

④ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)			当連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	125,147	—	125,147	113,533	—	113,533
有価証券	53,296	—	53,296	46,195	—	46,195
その他	913,305	42,605	955,910	877,473	—	877,473
資産計	1,091,749	42,605	1,134,354	1,037,202	—	1,037,202
元本	1,086,286	41,774	1,128,061	1,033,111	—	1,033,111
債権償却準備金	378	—	378	341	—	341
特別留保金	—	349	349	—	—	—
その他	5,084	481	5,565	3,749	—	3,749
負債計	1,091,749	42,605	1,134,354	1,037,202	—	1,037,202

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金125,147百万円のうち、破綻先債権額は109百万円、延滞債権額は15百万円、3ヵ月以上延滞債権額は77百万円、貸出条件緩和債権額は803百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,006百万円であります。

当連結会計年度末 貸出金113,533百万円のうち、破綻先債権額は90百万円、延滞債権額は27百万円、3ヵ月以上延滞債権額は102百万円、貸出条件緩和債権額は811百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,031百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年3月31日	平成23年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	1
危険債権	1	0
要管理債権	7	7
正常債権	1,241	1,125

(6) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	12,064,223	563,132	34,503	12,592,852
	当連結会計年度	11,894,059	645,472	61,415	12,478,116
うち流動性預金	前連結会計年度	2,131,346	88,660	10,277	2,209,729
	当連結会計年度	2,449,880	81,811	11,087	2,520,604
うち定期性預金	前連結会計年度	9,710,767	474,460	24,225	10,161,003
	当連結会計年度	9,193,724	563,657	50,327	9,707,054
うちその他	前連結会計年度	222,108	11	—	222,120
	当連結会計年度	250,453	2	—	250,456
譲渡性預金	前連結会計年度	1,408,360	402,849	690	1,810,519
	当連結会計年度	2,209,270	724,666	750	2,933,186
総合計	前連結会計年度	13,472,583	965,981	35,193	14,403,371
	当連結会計年度	14,103,329	1,370,138	62,165	15,411,302

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

4. 定期性預金＝定期預金

② 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,912,321	100.00	10,108,096	100.00
製造業	2,118,629	21.37	1,877,448	18.57
農業, 林業	645	0.01	415	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5,299	0.05	4,882	0.05
建設業	160,964	1.62	126,461	1.25
電気・ガス・熱供給・水道業	245,375	2.48	382,345	3.78
情報通信業	268,662	2.71	231,957	2.30
運輸業, 郵便業	741,185	7.48	704,771	6.97
卸売業, 小売業	760,551	7.67	765,290	7.57
金融業, 保険業	1,655,620	16.70	1,712,388	16.94
不動産業, 物品賃貸業	2,573,184	25.96	2,492,241	24.66
各種サービス業	342,979	3.46	403,527	3.99
地方公共団体	25,476	0.26	24,279	0.24
その他	1,013,742	10.23	1,382,082	13.67
海外及び特別国際金融取引勘定分	378,992	100.00	525,186	100.00
政府等	27	0.01	—	—
金融機関	141,069	37.22	241,425	45.97
その他	237,896	62.77	283,760	54.03
合計	10,291,313	—	10,633,282	—

(注) 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成22年3月31日現在及び平成23年3月31日現在は該当ありません。

③ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	4,216,678	—	—	4,216,678
	当連結会計年度	4,589,803	—	—	4,589,803
地方債	前連結会計年度	43,434	—	—	43,434
	当連結会計年度	23,838	—	—	23,838
社債	前連結会計年度	450,553	—	—	450,553
	当連結会計年度	532,585	—	—	532,585
株式	前連結会計年度	979,636	43	23,631	956,047
	当連結会計年度	818,224	56	22,887	795,393
その他の証券	前連結会計年度	2,549,229	1,427,681	35,592	3,941,318
	当連結会計年度	3,370,653	1,509,949	35,788	4,844,814
合計	前連結会計年度	8,239,532	1,427,724	59,223	9,608,032
	当連結会計年度	9,335,106	1,510,006	58,676	10,786,436

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	304,683	336,646	31,962
うち信託報酬	79,700	76,539	△3,161
うち信託勘定不良債権処理損失	—	0	0
貸出金償却	—	0	0
経費(除く臨時処理分)	194,429	186,183	△8,245
人件費	67,438	66,559	△879
物件費	118,247	111,299	△6,948
税金	8,742	8,324	△418
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	110,253	150,473	40,219
のれん償却額	—	11	11
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	110,253	150,462	40,208
一般貸倒引当金繰入額	△1,941	1,196	3,138
業務純益	112,195	149,266	37,070
信託勘定償却前業務純益	112,195	149,266	37,070
信託勘定償却前業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	110,253	150,473	40,219
うち債券関係損益	△28,637	5,440	34,078
臨時損益	△58,964	△44,580	14,384
株式関係損益	△358	△24,648	△24,289
銀行勘定不良債権処理損失	27,725	8,116	△19,608
個別貸倒引当金繰入額	23,207	6,115	△17,092
貸出金償却	2,101	2,671	570
その他の与信関係費用	2,416	△670	△3,086
その他臨時損益	△30,881	△11,815	19,066
経常利益	53,230	104,685	51,455
特別損益	△1,226	△2,700	△1,474
うち償却債権取立益	2,028	1,271	△757
うち減損損失	△2,932	△454	2,478
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	△1,436	△1,436
税引前当期純利益	52,004	101,985	49,980
法人税、住民税及び事業税	1,162	1,856	694
法人税等調整額	△16,407	24,637	41,045
法人税等合計	△15,245	26,494	41,740
当期純利益	67,250	75,490	8,240

- (注) 1. 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
7. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	60,383	60,575	192
退職給付費用	19,991	8,650	△11,341
福利厚生費	12,164	12,478	314
減価償却費	30,682	29,940	△741
土地建物機械賃借料	15,590	14,339	△1,251
営繕費	1,361	1,328	△33
消耗品費	1,547	1,165	△382
給水光熱費	1,316	1,268	△48
旅費	854	805	△48
通信費	3,241	3,062	△179
広告宣伝費	2,143	1,988	△154
租税公課	8,815	8,384	△431
その他	62,440	57,404	△5,036
計	220,534	201,391	△19,142

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.05	0.92	△0.13
貸出金利回	1.29	1.11	△0.18
有価証券利回	0.81	0.79	△0.01
(2) 資金調達利回 ②	0.46	0.33	△0.12
預金等利回	0.46	0.31	△0.14
(3) 資金粗利鞘 ①-②	0.59	0.59	△0.00

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3. ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	9.45	11.71	2.25
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.45	11.70	2.25
業務純益ベース	9.61	11.61	1.99
当期純利益ベース	5.76	5.87	0.10

(注)

$$ROE = \frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額})}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \frac{\text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{2}) + (\text{期末純資産の部合計} - \frac{\text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{2})\}} \times 100$$

4. 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	1,086,286	1,033,111	△53,174
		平残	1,124,540	1,050,010	△74,530
	貸付信託	末残	41,774	—	△41,774
		平残	82,240	10,380	△71,860
	合計	末残	1,128,061	1,033,111	△94,949
		平残	1,206,781	1,060,390	△146,391
貸出金	金銭信託	末残	125,147	113,533	△11,613
		平残	132,866	119,870	△12,996
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—
	合計	末残	125,147	113,533	△11,613
		平残	132,866	119,870	△12,996

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	792,449	716,162	△76,286
法人	335,606	316,946	△18,659
その他	5	2	△3
合計	1,128,061	1,033,111	△94,949

③ 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	74,200	69,616	△4,584
うち住宅ローン残高	73,623	69,158	△4,464
うちその他ローン残高	577	457	△119

④ 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	130,637	127,106	△3,531
総貸出金残高	②	百万円	155,335	147,345	△7,989
中小企業等貸出金比率	①/②	%	84.10	86.26	2.16
中小企業等貸出先件数	③	件	59,322	50,490	△8,832
総貸出先件数	④	件	59,339	50,502	△8,837
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.97	99.97	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

		前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	末残	12,512,053	12,433,196	△78,856
	平残	12,975,747	12,344,772	△630,974
貸出金	末残	10,257,717	10,589,116	331,399
	平残	10,203,646	10,138,247	△65,398

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	8,687,968	8,570,804	△117,164
法人その他	3,232,940	3,152,173	△80,767
合計	11,920,909	11,722,978	△197,931

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,032,589	1,044,823	12,234
うち住宅ローン残高	1,016,688	1,030,970	14,282
うちその他ローン残高	15,901	13,852	△2,048

④ 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	4,434,067	4,534,807	100,740
総貸出金残高	② 百万円	9,878,743	10,063,957	185,214
中小企業等貸出金比率	①/② %	44.88	45.05	0.17
中小企業等貸出先件数	③ 件	84,531	80,315	△4,216
総貸出先件数	④ 件	85,675	81,430	△4,245
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	98.66	98.63	△0.03

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	125	162,735	123	139,962
計	125	162,735	123	139,962

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	7,442	30,675,631	6,855	29,706,084
	各地より受けた分	1,984	35,025,458	1,963	35,076,987
代金取立	各地へ向けた分	32	167,413	26	67,592
	各地より受けた分	69	250,383	52	184,433

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	871,888	553,010
	買入為替	416,396	181,919
被仕向為替	支払為替	457,957	368,167
	取立為替	103	156
合計		1,746,345	1,103,253

8. 併營業務の状況

	前事業年度			当事業年度		
	引受	終了	期末現在	引受	終了	期末現在
不動産売買の媒介	245件		280,089百万円	234件		386,801百万円
財産に関する遺言の執行	793件	816件	383件	985件	848件	520件
財産の取得及び処分の代理取扱	814件		1,202百万円	988件		1,452百万円
取得	(479)		(659)	(470)		(556)
処分	(335)		(543)	(518)		(896)
証券代行業務	引受	終了	期末現在	引受	終了	期末現在
委託会社数	141社	355社	2,985社	354社	255社	3,084社
管理株主数			22,934千名			23,039千名

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	412,315	412,315
	利益剰余金	557,358	591,839
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	28,101	13,747
	その他有価証券の評価差損(△)	—	6,210
	為替換算調整勘定	△12,167	△15,748
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	115,564	115,847
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	100,000	100,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	875
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額(△)	17,237	14,974
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,352,011	1,392,725
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	1,352,011	1,392,725	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	100,000	100,000	

項目		平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	53,975	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	△89	△191
	一般貸倒引当金	61	42
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	424,900	395,400
	うち永久劣後債務(注3)	21,400	2,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	403,500	393,400
	計	478,847	395,250
	うち自己資本への算入額 (B)	478,847	395,250
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	93,648	83,709
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	1,737,210	1,704,266
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,673,096	8,294,143
	オフ・バランス取引等項目	1,121,786	1,363,995
	信用リスク・アセットの額 (F)	9,794,883	9,658,139
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	277,611	317,542
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	22,208	25,403
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	769,428	717,856
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	61,554	57,428
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	10,841,923	10,693,538	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		16.02	15.93
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		12.47	13.02

(注) 1. 平成22年3月31日の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は270,402百万円であります。

平成23年3月31日の「繰延税金資産の純額に相当する額」は13,502百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は278,545百万円であります。

- 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること
- 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	250,619	250,619
	その他資本剰余金	161,695	161,695
	利益準備金	73,714	73,714
	その他利益剰余金	441,065	474,837
	その他	99,971	99,969
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	28,101	13,747
	その他有価証券の評価差損(△)	—	7,698
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	875
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額(△)	17,733	15,395
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,305,510	1,347,398
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	1,305,510	1,347,398	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	100,000	100,000	
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	100,000	100,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	52,683	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	△89	△191
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	424,900	395,400
	うち永久劣後債務(注3)	21,400	2,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	403,500	393,400
	計	477,493	395,208
うち自己資本への算入額 (B)	477,493	395,208	

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	44,924	35,762
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	1,738,080	1,706,844
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,762,918	8,388,095
	オフ・バランス取引等項目	1,117,788	1,357,112
	信用リスク・アセットの額 (F)	9,880,706	9,745,208
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	242,883	289,448
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	19,430	23,155
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	668,338	624,702
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	53,467	49,976
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	10,791,929	10,659,358
単体自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		16.10	16.01
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		12.09	12.64

(注) 1. 平成22年3月31日の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は261,102百万円であります。

平成23年3月31日の「繰延税金資産に相当する額」は11,111百万円で、「繰延税金資産の算入上限額」は269,479百万円であります。

2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(国際統一基準)及び単体自己資本比率(国際統一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
① 発行体	MUTB Preferred Capital Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,000億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年3月31日	平成23年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	110	38
危険債権	620	360
要管理債権	186	110
正常債権	103,691	107,188

2 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 対処すべき課題

世界的な景況感については、緩やかな景気回復基調が継続する状況にあります。一方、国内の金融経済環境は、本年3月に発生した東日本大震災の影響により先行きに不透明感があるものの、復興需要等による回復も見込まれます。

このような状況のもとで、当社グループは、MUF Gグループの中核として、MUF Gグループの連結事業戦略を通じて、信託銀行の機能を発揮することにより、総合金融グループとしてのシナジーを追求していく所存であります。

また、平成23年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の最終年度にあたり、持続的成長を実現する年と位置付けております。当社および当社グループ各社は、一段の利益成長に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

まず、生産性の向上による業務基盤の強化を継続することに加え、各業務領域において積極的なビジネス展開を図ってまいります。国内外のお客さまの多様かつグローバルなニーズに即した商品やサービスを開発・提供し、新たな市場の開拓にも積極的に取り組むことで、お客さまからの評価の向上に努めてまいります。

併せて、I F R S (国際財務報告基準)への移行をはじめとした各種法令・制度改正への厳格な対応など、コンプライアンスの徹底とリスク管理の一層の高度化を引き続き推進するとともに、信託銀行として求められる高度な企業倫理を果たすべく、コーポレートガバナンスや内部管理態勢の強化を図ってまいります。

さらに、C S Rを重視した経営の実践により、企業活動を通じた社会問題や環境問題への取り組みを積極的に展開するとともに、持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指していく所存であります。今回の東日本大震災への対応につきましても、被災者の皆さまのお役に立てるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

4 事業等のリスク

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項は、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 保有株式に係るリスク

当社は市場性のある株式を大量に保有しております。株価が下落した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当社の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く恐れがあります。

2. 貸出業務に関するリスク

(1) 不良債権の状況

当社では、近年、不良債権残高は徐々に減少しておりますが、今後、国内外の景気の悪化、不動産価格および株価の下落、当社の貸出先の経営状況および世界の経済環境の変動等により、特に大口貸出先の業況変化に伴い、当社の不良債権および与信関係費用は増加する可能性もあり、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼし、自己資本の減少に繋がる可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当社は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値ならびに経済全体に関する前提および見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提および見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもあり得ます。また、経済状態全般の悪化により、設定した前提および見積りを変更せざるを得なくなり、また担保価値の下落、またはその他の予期せざる理由により、当社は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる恐れがあります。

(3) 業績不振企業の状況

当社の貸出先の中には業績不振の先が見られます。これらの企業の中には、法的手続きまたは「事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)」などに沿って行われる債権放棄を含めた任意整理により、再建を行っている企業もあります。

このことは、当社の不良債権問題に悪影響を与えてきました。景気の悪化や業界内の競争激化、他の債権者からの支援の打ち切りや縮小等により、再建が奏功しない場合には、これらの企業の倒産が新たに発生する恐れがあります。これらの企業の経営不振その他の問題が続いたり拡大する場合や当社による債権放棄を余儀なくされた場合には、当社の与信関係費用が増大し、当社の不良債権が増加する恐れがあります。

(4) 貸出先への対応

当社は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当社が債権者として有する法的な権利の全てを必ずしも実行しない場合があります。

また、当社は、それが合理的と判断される場合には、貸出先に対して債権放棄または追加貸出や追加出資を行って支援をすることもあり得ます。かかる貸出先に対する支援を行った場合は、当社の貸出残高が大きく増加し、与信関係費用が増加する可能性や追加出資に係る株価下落リスクが発生する可能性もあります。

(5) 権利行使の困難性

当社は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

(6) 不良債権問題等に影響し得る他の要因

① 将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

② 将来、為替が大幅に変動する局面では、これに伴うコスト上昇、売上の減少、為替系デリバティブ(通貨オプション等)の評価損発生に伴う財務負担等による与信先の業績悪化、およびこのようなデリバティブ取引の決済負担に耐えられなくなる与信先の出現による不良債権の増加等により、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

③ 原油や鉄鋼等の原材料価格の高騰などによる仕入れや輸送などのコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 日本の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社および保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化およびその他の財務上の問題が引続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性やこれらの問題が新たに発生する可能性もあります。こうした日本の金融機関の財政的困難が継続、悪化または発生すると、それらの金融機関の流動性および支払能力に問題が生じる恐れもあり、以下の理由により当社に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切るまたは減少させるかもしれません。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当社の不良債権の増加を招くかもしれません。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当社が参加を要請される恐れがあります。
- ・当社は、一部の金融機関の株式を保有しております。
- ・政府が経営を支配する金融機関の資本増強や、収益拡大等のために、規制上、税務上、資金調達上またはその他の特典を当該金融機関に供与するような事態が生じた場合、当社は競争上の不利益を被るかもしれません。
- ・預金保険の基金が不十分であることが判明した場合、預金保険の保険料が引き上げられる恐れがあります。

- ・金融機関の破綻または政府による金融機関の経営権取得により、預金者の金融機関に対する信認が全般的に低下する恐れ、または金融機関を取巻く全般的環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。
- ・銀行業に対する否定的・懐疑的なマスコミ報道(内容の真偽、当否を問いません。)により当社の風評、信任等が低下する恐れがあります。

3. トレーディング・投資活動に伴うリスク

当社は、デリバティブを含む様々な金融商品を取扱う広範なトレーディング業務および投資活動を行っております。従いまして、当社の財政状態および経営成績は、かかる活動に伴うリスクに晒されております。かかるリスクとしては、特に、内外金利、為替レート、株価および債券相場の変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合、当社の保有する大量の国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性があります。円高となった場合は、当社の外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、売却損や評価損が発生する可能性があります。当社では、このような内外金利、為替レート、有価証券等の様々な市場の変動により損失が発生するリスクを市場リスクとして、市場全体の変動による損失を被るリスクである「一般市場リスク」と、特定の債券・株式等の金融商品の価格が市場全体の変動と異なって変動することにより損失を被るリスクである「個別リスク」に区分して管理しております。これらのリスク計測には、過去の市場変動に基づきポートフォリオの市場価値が今後一定期間でどの程度減少し得るかを統計的に推計する方法を採用しており、この手法により計測した一般市場リスク量と個別リスク量の合算値を市場リスク量としております。ただし、このように計算された市場リスク量は、その性質上、実際のリスクの程度を常に正確に反映できるわけではなく、またこのように示されたリスク量を上回るリスクが現実化する可能性もあります。

4. 為替リスク

当社の業務は為替レートの変動の影響を受けます。円が変動した場合、外貨建取引の円貨換算額も変動することになります。さらに、当社の資産および負債の一部は外貨建で表示されております。かかる外貨建の資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、または、適切にヘッジされていない場合、自己資本比率を含む当社の財政状態および経営成績は、為替レートの変動により、マイナスの影響を受ける可能性があります。

5. 当社の格付低下等に伴う資金流動性等の悪化リスク

格付機関が当社の格付を引き下げた場合、当社の市場運用業務およびその他の業務は悪影響を受ける恐れがあります。当社の格付が引き下げられた場合、当社の市場運用業務では、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなったり、または一定の取引を行うことができなくなる恐れがあり、加えて当社の資本・資金調達にも悪影響を及ぼすこともあり得ます。かかる事態が生じた場合には、当社の市場運用業務およびその他の業務の収益性に悪影響を与え、当社の財政状態および経営成績にも悪影響を与えます。

6. 当社のビジネス戦略が奏功しないリスク

当社は、収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、これら戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があり、また、ビジネス戦略自体を変更する可能性があります。

- ・既存の貸出についての利鞘拡大が進まないこと。
- ・競争状況または市場環境により、当社が目指している手数料収入の増大が期待どおりの結果をもたらさないこと。
- ・経費削減等の効率化を図る戦略が期待どおりに進まないこと。
- ・当社の出資先が、財務上・業務上の困難に直面したり、戦略を変更したり、または当社を魅力的な提携先ではないと判断した結果、かかる出資先が当社との提携を望まず、または提携を解消すること。もしくは、当社が、当社の財政状態の悪化等により、出資先との提携を解消せざるを得ないこと。

7. 業務範囲の拡大に伴うリスク

当社は、法令その他の条件の許す範囲内で、伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を広げてきております。当社がこのように業務範囲を拡大していけばいくほど、新しくかつ複雑なリスクに晒されます。当社は、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか、または限定的な経験しか有していないことがあります。変動の大きい市場業務であれば、利益も期待できる反面、損失が発生するリスクも伴います。当該業務に対して、適切な内部統制システムおよびリスク管理システムを構築すると共に、リスクに見合った自己資本を有していなければ、当社の財政状態および経営成績に悪影響を与えます。さらに業務範囲の拡大が予想どおりに進展しない場合、または熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、当社の業務範囲拡大への取り組みが奏功しない恐れがあります。

8. 新興市場国に対するエクスポージャーに係るリスク

当社は、支店や子会社のネットワークを通じてアジア、中南米、中東欧、中東等、新興市場地域でも活動を行っており、これらの国々に関する様々な信用リスクおよび市場リスクに晒されております。具体的にはこれらの国の通貨がさらに下落した場合、当該国における当社の貸出先の信用に悪影響が及ぶ恐れがあります。当社の新興市場国の貸出先への貸付の多くは米ドル、ユーロまたはその他の外国通貨建てです。かかる貸出先は、現地通貨の為替変動に対してヘッジをしていないことが多いため、現地通貨が下落すれば、当社を含めた貸出人に債務を弁済することが困難となる恐れがあります。さらに、これらの国は、国内金利を引き上げて、自国通貨の価値を支えようとする場合もあります。そうなった場合、貸出先は国内の債務を弁済するためにさらに多くの経営資源を投入せざるを得なくなり、当社を含めた外国の貸出人に対して債務を弁済する能力に悪影響が及ぶ恐れがあります。さらに、かかる事態またはこれに関連して信用収縮が生じれば、経済に悪影響を与え、当該国の貸出先および銀行の信用がさらに悪化し、当社に損失を生じさせる恐れがあります。

また、各地域、国に固有または共通の要因により、様々なリスクが顕在化した場合には、当社はそれに応じた損失その他の悪影響が発生する恐れがあります。

9. 消費者金融業務に係るリスク

当社は、消費者金融業者に対する貸出金および消費者金融業者の株式を保有しております。消費者金融業に関しては、近時、「貸金業法」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解するものを含め、過払利息の返還請求をより容易にする一連の判例が出され、これらに伴い過払利息の返還を求める訴訟が増加しております。さらに、平成19年12月より改正「貸金業法」が段階的に施行され、平成22年6月にはみなし弁済制度の廃止や総量規制の導入等の改正が実施されました。同時に、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正の施行により、消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられました。このように、消費者金融業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、消費者金融業を営む取引先が悪影響を受けた場合、当社の消費者金融業者に対する貸出金および当社が保有する消費者金融業者の株式の価値が毀損する可能性があります。

10. 世界経済の悪化・金融危機の再発により損失を計上するリスク

世界経済は、米国・欧州に端を発した世界金融危機・同時不況から、回復局面にあるものの、先進国経済は依然として雇用低迷・財政デフレ等の構造的問題を抱えております。一方で新興国経済は景気過熱やインフレ圧力に直面するなど、世界経済は新たな不安要因を露呈しており、再び不況局面となれば、当社の一部の投資ポートフォリオや貸出に悪影響が出る恐れがあります。例えば、当社が保有する有価証券の市場価格が下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当社の貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースが増加する可能性があります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当社が損失を被り、当社の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。加えて、世界的な金融危機の再発が世界の債券・株式市場や外国為替相場的大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当社への悪影響が深刻化する可能性があります。

各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況が悪化する恐れがあります。また、日本および世界における経営環境は、当社の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当社の財政状態および経営成績が悪化する可能性があります。

加えて、当社の貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当社は市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況の影響により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が発生する可能性があり、市場における大きな変動または市場における機能不全は、当社が保有する金融商品の時価に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金融商品の時価に関する会計上の取扱いについて、国際的な会計基準設定団体による見直し議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当社が保有する金融商品の時価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

11. 外的要因(被災、テロ等を含む)により業務に支障が生じるリスク

当社では、地震等の大規模災害の発生、テロ、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行、通信・電力障害等の外部要因による災害等による被災、当社事務センター・システムセンター等の大規模障害等のリスクに対し必要な対策を講じるべく努力しておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、想定外の事態が生じた場合には、当社の事業、財政状態および経営成績への悪影響を回避しきれない可能性があります。

なお、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災に関連して、政府による計画停電や節電対応等の要請を踏まえた対策を継続してまいります。一連の対応において、当社の本支店やATM、その他の施設の運営に一部影響が発生する可能性があります。また、景気の悪化、当社貸出先の経営状況の悪化、株価の下落等に伴う当社不良債権・与信関係費用の増加、保有金融商品の減損もしくは評価損等の発生により、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

12. システムに関するリスク

当社の事業において、情報通信システムは非常に重要な要素の一つであり、インターネットまたはATMを通じた顧客サービスはもとより、当社の業務・勘定等の根幹をなしております。地震等の大規模災害の発生、テロ、新型インフルエンザ等感染症の世界的流行等の外的要因に加えて、人為的ミス、事故、停電、ハッキング、コンピュータウイルス、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により、情報通信システムの不具合・故障等が生じる可能性があります。この場合、その程度によっては、業務の停止およびそれに伴う損害賠償の負担その他の損失が発生し、また、行政処分の対象となる可能性があるほか、当社の評判が低下し、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

13. 競争に伴うリスク

近年、日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。さらに、日本の金融業界では大型統合が進んでおり、今後も様々な合従連衡が行われ、競争環境は益々厳しさを増す可能性があります。平成23年4月には三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が発足し、一層の競争激化をもたらす可能性があります。また、金融機関に対する規制の枠組み変更がグローバルに検討されており、これにより金融業界における競争環境が変化する可能性もあります。当社が、こうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

14. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘やこれらに伴う処分等を受けるリスク

当社は、現行の規制および規制に伴うリスク(日本および当社が事業を営むその他の地域における法令、政策、自主規制等の変更による影響を含みます。)のもとで事業を行っております。当社のコンプライアンス態勢およびコンプライアンス・プログラムは、全ての法令・規則に抵触することを完全に防止する効果を持たない可能性があります。

当社が適用ある法令および規則の全てを遵守できない場合、罰金、懲戒、評価の低下、業務停止命令、さらに極端な場合には業務についての許認可の取消しを受けることが考えられ、これにより当社の事業、財政状態および経営成績が悪影響を受ける恐れがあります。また、規制に関する事項は、当社が将来、戦略的な活動を実施する場面で当局の許認可を取得する際に悪影響を及ぼす恐れがあります。

15. 規制変更に伴うリスク

当社は、現時点の規制に従って、また、規制上のリスク(日本および当社が事業を営むその他の地域における法律、規則、会計基準、政策、実務慣行、解釈および財政政策の変更等の影響を含みます。)を伴って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、会計基準、政策、実務慣行、解釈、財政政策およびその他の政策の変更ならびにそれらによって発生する事態が、当社の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす恐れがあります。しかしながら、どのような影響が発生し得るかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当社がコントロールし得るものではありません。

16. テロ支援国家との取引に関するリスク

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、「MUFG」といいます。)の重要な子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、イラン・イスラム共和国(以下、「イラン」といいます。)等、米国内務省が「テロ支援国家」と指定している国における法主体またはこれらの国と関連する法主体との間の取引を実施しており、また、同行はイランに駐在員事務所を設置しております。

米国法は、米国人が当該国家と取引を行うことを、一般的に禁止または制限しております。さらに、米国政府および年金基金をはじめとする米国の機関投資家が、イラン等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことを規制する動きがあるものと認識しております。

このような動きによって、当社を含むMUFGグループ各社が、米国政府および年金基金をはじめとする機関投資家、あるいは規制の対象となる者を、顧客または投資家として獲得、維持できない結果となる可能性があります。加えて、社会的・政治的な状況に照らして、上記国家との関係が存在することによって、MUFGグループの評判が低下することも考えられます。上記状況は、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、米国において、平成22年7月、イランとの経済・金融取引等を制限する新しい法律が制定され、日本においても、平成22年9月より、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、イランの核活動等に寄与し得る銀行等に対する資産凍結等の措置がとられています。これを受けて、MUFGグループでは、かかる規制に則った措置を講じております。しかし、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。

17. 自己資本比率に関するリスク

(1) 自己資本比率規制および悪化要因

当社には、平成19年3月期より、自己資本比率に関する新しいバーゼル合意(バーゼルⅡ)に基づく規制が適用されております。当社は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率および単体自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められる国際統一基準(8%以上の維持)が適用されます。

当社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

また、当社および当社の銀行子会社の一部には、米国を含む諸外国において、自己資本比率規制が適用されており、要求される水準を下回った場合には、現地当局から様々な命令を受けることとなります。

当社の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・債務者および株式・債券の発行体の信用力の悪化に際して生じ得るポートフォリオの変動による信用リスク・アセットおよび期待損失の増加。
- ・不良債権の処分および債務者の信用力の悪化に際して生じ得る与信関係費用の増加。
- ・有価証券ポートフォリオの価値の低下。
- ・自己資本比率の基準および算定方法の変更。
- ・繰延税金資産計上額の減額。
- ・当社の調達している劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることの困難。
- ・為替レートの不利益な変動。
- ・本項記載のその他の不利益な展開。

(2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、先般の世界金融危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応(バーゼルⅢ)の一部として、銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準を公表しました。かかる基準による新たな規制は、現在の自己資本比率規制よりも厳しいものであり、平成25年から段階的に適用される予定です。

(3) 繰延税金資産

上記の告示において、自己資本比率算定の基礎となる自己資本(以下、(3)乃至(4)において「自己資本」といいます。)の基本的項目に算入することができる繰延税金資産に制限を設けることが規定されております。繰延税金資産の基本的項目への算入額がかかる制限に抵触する場合には、当社の自己資本比率が低下する恐れがあります。

現時点の日本の会計基準では、ある一定の状況において、将来に実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。たとえ上記の告示により当社の自己資本に算入し得る繰延税金資産の額が影響を受けなくても、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて、当社が繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、当社の繰延税金資産は減額され、その結果、当社の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くことになります。

(4) 劣後債務

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目および準補完的項目として一定限度で自己資本の額に算入することができます。これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、マーケットの状況によっては、同等の条件で劣後債務を借り換えることができない恐れがあります。かかる場合、当社の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

18. 退職給付債務に係るリスク

当社の年金資産の時価・運用利回りが下落・低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

19. 情報漏洩に係るリスク

近年、企業における顧客情報漏洩事件が頻発しております。当社は、銀行法や金融商品取引法等に基づき、顧客情報を適切に取り扱うことが求められております。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、当社も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。このような状況下、内部者または外部者による不正なアクセスにより、顧客情報や当社機密情報が漏洩したり、その漏洩した情報が悪用されたりした場合、行政処分の対象となるほか、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損失が発生する可能性があります。加えて、かかる事件が報道され、当社のレピュテーション・リスクが顕在化し、顧客やマーケット等の信頼を失うなど事業環境が悪化することにより、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

20. 評判に関するリスク

当社の評判は、顧客、投資家、監督官庁、および社会との関係を維持する上で極めて重要です。当社の評判は、法令遵守違反、従業員の不正行為、潜在的な利益相反に対する不適切な処理、訴訟、システム障害、コントロールすることが困難または不可能な顧客や相手方の行動、ならびに顧客との取引における不適切な取引慣行および優越的地位の濫用等の様々な原因により損なわれる可能性があります。これらを避けることができず、または適切に対処することができなかった場合には、当社は、現在または将来の顧客および投資家を失うこととなり、当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

21. 人材確保に係るリスク

当社は、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成できない場合には、当社の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 経営上の重要な契約等

当社は、平成17年10月1日付で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間で、「経営管理契約」、「経営管理契約に関する覚書」および「経営管理手数料に関する覚書」を締結しております。

6 研究開発活動

該当事項なし。

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、当連結会計期間末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 当連結会計期間の前半におきましては、欧州ソブリンリスクに対する懸念に加え、急速な円高基調もあり、わが国の景気回復ペースは鈍化致しました。一方、年度後半からはアジア地域を中心とした海外経済に牽引される形で、わが国経済においても自立的な回復基調が拓がりつつありましたが、3月11日に発生した東日本大震災により先行きの不透明感が高まっています。

金融市場については、短期市場金利は低下傾向を辿りましたが、長期金利は年度後半以降、景気先行きの見通しに変化する中、上下に振れる展開となりました。

このような経営環境のもと、連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は前連結会計期間比421億円増加して1,567億円となりました。

金融再生法開示債権比率(銀行勘定・信託勘定合計)につきましては、0.47%となりました。

連結自己資本比率につきましては、15.93%と十分な水準を維持しております。

(2) 当連結会計期間における施策としては、中期経営計画の折り返しにあたり、持続的成長を実現する段階への布石として、下記の取り組みを実施致しました。

① 三菱UFJ投信株式会社と共同開発した企業型確定拠出年金専用の運用商品がビジネスモデル特許を取得しました。

② 中国の資産運用会社「申万巴黎基金管理有限公司」(後に申万菱信基金管理有限公司に名称変更)への出資を決定するなど、引き続き国際業務展開の拡充を進めてまいりました。

今後とも、当社グループの総合力強化と持続的な成長を図るため、経営の効率化に努めるとともに強固な経営・財務基盤の構築を目指してまいります。

当連結会計期間における主な項目は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
信託報酬 ①	916	898	△18
うち信託勘定償却 ②	—	0	0
資金運用収益 ③	2,525	2,336	△189
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後) ④	903	705	△198
役務取引等収益 ⑤	1,224	1,263	39
役務取引等費用 ⑥	124	130	6
特定取引収益 ⑦	225	103	△121
特定取引費用 ⑧	—	2	2
その他業務収益 ⑨	426	921	494
その他業務費用 ⑩	747	844	97
連結業務粗利益(信託勘定償却前) (=①+②+③-④+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	3,543	3,840	297
営業経費(臨時費用控除後) ⑫	2,397	2,273	△124
うちのれん償却額 ⑬	—	0	0
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定・のれん償却前) (=⑪-⑫+⑬)	1,145	1,567	421
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前) (=⑪-⑫)	1,145	1,567	421
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額) ⑭	△18	11	30
連結業務純益(=⑪-⑫-⑭)	1,164	1,555	390
その他経常収益 ⑮	241	169	△72
うち株式等売却益	135	67	△68
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用) ⑯	0	0	△0
営業経費(臨時費用) ⑰	261	152	△108
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後) ⑱	546	450	△95
うち与信関係費用	281	85	△196
うち株式等売却損	31	95	63
うち株式等償却	104	216	111
臨時損益(=⑮-⑯-⑰-⑱)	△565	△433	132
経常利益	598	1,121	523
特別損益	△15	△29	△14
うち償却債権取立益	18	11	△7
うち固定資産処分損益	△8	△21	△13
うち減損損失	△30	△4	25
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	△15	△15
税金等調整前当期純利益	583	1,092	508
法人税等合計	△123	283	407
少数株主損益調整前当期純利益	707	808	101
少数株主利益	44	46	2
当期純利益	663	762	99

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

その他業務収支の増加を主因に、連結業務粗利益(信託勘定償却前)は前連結会計期間比297億円増加して3,840億円、連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は前連結会計期間比421億円増加して1,567億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
信託報酬 ①	916	898	△18
うち信託勘定償却 ②	—	0	0
資金運用収支 ③	1,621	1,630	8
資金運用収益	2,525	2,336	△189
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	903	705	△198
役務取引等収支 ④	1,100	1,132	32
役務取引等収益	1,224	1,263	39
役務取引等費用	124	130	6
特定取引収支 ⑤	225	101	△123
特定取引収益	225	103	△121
特定取引費用	—	2	2
その他業務収支 ⑥	△321	76	397
その他業務収益	426	921	494
その他業務費用	747	844	97
連結業務粗利益(信託勘定償却前) (=①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	3,543	3,840	297
営業経費(臨時費用控除後) ⑧	2,397	2,273	△124
うちのれん償却額 ⑨	—	0	0
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定・のれん償却前) (=⑦-⑧+⑨)	1,145	1,567	421
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前) (=⑦-⑧)	1,145	1,567	421

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前連結会計期間比158億円減少して85億円の費用となりました。

一般貸倒引当金繰入額は前連結会計期間比30億円増加して11億円、個別貸倒引当金繰入額は前連結会計期間比171億円減少して62億円、貸出金償却は前連結会計期間比5億円増加して29億円を計上しました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
信託報酬のうち信託勘定償却 ①	—	0	0
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入 ②	△18	11	30
その他経常費用のうち与信関係費用 ③	281	85	△196
貸出金償却	23	29	5
個別貸倒引当金繰入額	233	62	△171
その他の与信関係費用	24	△6	△30
特別利益のうち償却債権取立益 ④	18	11	△7
特別利益のうち貸倒引当金戻入益 ⑤	—	—	—
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益(与信関連) ⑥	—	—	—
与信関係費用総額 (＝①＋②＋③－④－⑤－⑥)	243	85	△158

(3) 株式等関係損益

株式等売却益が前連結会計期間比68億円減少、株式等償却が前連結会計期間比111億円増加し、株式等関係損益は前連結会計期間比243億円減少して△244億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
株式等関係損益	△0	△244	△243
その他経常収益のうち株式等売却益	135	67	△68
その他経常費用のうち株式等売却損	31	95	63
その他経常費用のうち株式等償却	104	216	111

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は前連結会計年度比3,419億円増加し、10兆6,332億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
貸出金残高(未残)	102,913	106,332	3,419
うち海外支店[単体]	3,789	5,251	1,461
うち住宅ローン[単体]	10,166	10,309	142

リスク管理債権(除く信託勘定)は前連結会計年度比407億円減少し、514億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が65億円、延滞債権額が265億円、貸出条件緩和債権額が77億円減少しました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度比0.41ポイント低下して0.48%となりました。

○リスク管理債権の状況

部分直接償却後

未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

		前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	83	18	△65
	延滞債権額	651	385	△265
	3ヵ月以上延滞債権額	4	5	1
	貸出条件緩和債権額	182	104	△77
	合計	921	514	△407

貸出金残高(未残)	102,913	106,332	3,419
-----------	---------	---------	-------

		前連結会計年度 (A) (%)	当連結会計年度 (B) (%)	前連結会計年度比 (B) - (A) (%)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.08	0.01	△0.06
	延滞債権額	0.63	0.36	△0.27
	3ヵ月以上延滞債権額	0.00	0.00	0.00
	貸出条件緩和債権額	0.17	0.09	△0.07
	合計	0.89	0.48	△0.41

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	921	514	△407
海外	0	0	△0
アジア	—	—	—
インドネシア	—	—	—
タイ	—	—	—
香港	—	—	—
その他	—	—	—
アメリカ	0	0	△0
海外その他	0	0	△0
合計	921	514	△407

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	921	514	△407
製造業	128	57	△71
建設業	22	14	△7
卸売業、小売業	30	34	3
金融業、保険業	20	—	△20
不動産業、物品賃貸業	277	248	△29
各種サービス業	28	22	△6
その他	254	30	△224
消費者	157	106	△51
海外	0	0	△0
金融機関	—	—	—
商工業	0	0	△0
その他	—	0	0
合計	921	514	△407

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

(ご参考) 元本補てん契約のある信託の貸出金のリスク管理債権

○リスク管理債権の状況

[信託勘定]

直接償却(実施後)

延滞債権基準(延滞期間基準)

		前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	1	0	△0
	延滞債権額	0	0	0
	3ヵ月以上延滞債権額	0	1	0
	貸出条件緩和債権額	8	8	0
	合計	10	10	0

貸出金残高(末残)	1,251	1,135	△116
-----------	-------	-------	------

[連結・信託勘定合計]

		前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	85	18	△66
	延滞債権額	651	385	△265
	3ヵ月以上延滞債権額	5	7	1
	貸出条件緩和債権額	190	112	△77
	合計	931	524	△407

貸出金残高(末残)	104,164	107,468	3,303
-----------	---------	---------	-------

		前連結会計年度 (A) (%)	当連結会計年度 (B) (%)	前連結会計年度比 (B) - (A) (%)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.08	0.01	△0.06
	延滞債権額	0.62	0.35	△0.26
	3ヵ月以上延滞債権額	0.00	0.00	0.00
	貸出条件緩和債権額	0.18	0.10	△0.07
	合計	0.89	0.48	△0.40

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[信託勘定]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	10	10	0

業種別セグメント情報

[信託勘定]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	10	10	0
製造業	—	—	—
建設業	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	3	6	3
各種サービス業	—	—	—
その他	—	—	—
消費者	6	3	△2
合計	10	10	0

(ご参考) 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権および金融再生法開示区分毎の引当および保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は前事業年度比408億円減少して520億円となりました。

危険債権が260億円減少したことを主因として、開示債権比率は前事業年度比0.39ポイント低下し0.47%となっております。

一方、開示債権の保全状況は、開示債権合計520億円に対し、貸倒引当金による保全が132億円、担保・保証等による保全額が314億円で、開示債権全体での保全率は85.93%となっております。

債権区分別の保全率は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が100.00%、危険債権が83.01%、要管理債権が90.06%となっております。

金融再生法開示債権(銀行勘定・信託勘定合計)

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・保証 等による保全額 (C) (億円)	保全率 [(B)+(C)]/(A) (%)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	40 (112)	0 (4)	40 (107)	100.00 (100.00)
危険債権	361 (622)	98 (289)	201 (274)	83.01 (90.70)
要管理債権	118 (193)	33 (44)	73 (46)	90.06 (47.18)
小計	520 (928)	132 (339)	314 (428)	85.93 (82.73)
正常債権	108,313 (104,933)	—	—	—
合計	108,833 (105,861)	—	—	—
開示債権比率(%)	0.47 (0.87)	—	—	—

(注) 上段は当事業年度の計数、下段(カッコ書き)は前事業年度の計数を掲載しています。

(2) 有価証券

有価証券は前連結会計年度比1兆1,784億円増加し、10兆7,864億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
有価証券	96,080	107,864	11,784
国債	42,166	45,898	3,731
地方債	434	238	△195
社債	4,505	5,325	820
株式	9,560	7,953	△1,606
その他の証券	39,413	48,448	9,034

(注) その他の証券には、外国債券および外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は前連結会計年度比156億円増加し、135億円となりました。

発生原因別では、その他有価証券評価差額金が減少しました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
繰延税金資産の純額	△21	135	156

発生原因別内訳

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
繰延税金資産[単体]	865	621	△243
有価証券有税償却	873	595	△277
貸倒引当金	259	246	△12
その他有価証券評価差額金	128	144	15
繰越欠損金	243	50	△193
その他	550	581	30
評価性引当額	△1,189	△996	193
繰延税金負債[単体]	907	510	△397
その他有価証券評価差額金	609	184	△424
退職給付引当金	167	165	△1
その他	131	160	28
繰延税金資産の純額[単体]	△42	111	153

(4) 預金

預金は前連結会計年度比1,147億円減少し、12兆4,781億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
預金	125,928	124,781	△1,147
うち海外支店[単体]	4,717	5,612	894
うち国内個人預金[単体]	86,879	85,708	△1,171
うち国内法人預金その他[単体]	32,329	31,521	△807

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度比358億円減少し、1兆4,134億円となりました。

利益剰余金は、当期純利益が加算されたこと等により、前連結会計年度比344億円増加して5,918億円となりました。その他有価証券評価差額金は、株価の下落等により、前連結会計年度比707億円減少し、11億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
純資産の部合計	14,493	14,134	△358
うち資本金	3,242	3,242	—
うち資本剰余金	4,123	4,123	—
うち利益剰余金	5,573	5,918	344
うちその他有価証券評価差額金	719	11	△707
うち少数株主持分	1,157	1,159	2

3. キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の増加等により前連結会計年度比1兆1,771億円収入が増加して、2兆3,257億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したこと等により前連結会計年度比2,620億円支出が増加して、1兆5,920億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出の増加等により前連結会計年度比1,637億円支出が増加して、956億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比6,184億円増加して1兆1,953億円となりました。

4. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本額は、純利益の積み上げにより基本的項目(Tier 1)が増加したものの、株価下落に伴い有価証券の含み損益が悪化したこと及び劣後債の償還等により補完的項目(Tier 2)が減少したことを主因に前連結会計年度比329億円減少して1兆7,042億円となりました。

リスク・アセット等は、株価下落等による信用リスク・アセットの減少を主因に、前連結会計年度比1,483億円減少の10兆6,935億円となりました。

この結果、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度比0.08ポイント低下し、15.93%となりました。なお、Tier 1比率は、前連結会計年度比0.55ポイント上昇して13.02%となりました。

		前連結会計年度 (A) (億円)	当連結会計年度 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
基本的項目(Tier 1)	(A)	13,520	13,927	407
補完的項目(Tier 2)	(B)	4,788	3,952	△835
準補完的項目(Tier 3)	(C)	—	—	—
控除項目	(D)	936	837	△99
自己資本額 (A) + (B) + (C) - (D)	(E)	17,372	17,042	△329
リスク・アセット等	(F)	108,419	106,935	△1,483
連結自己資本比率 (国際統一基準) (%)	(E) ÷ (F)	16.02	15.93	△0.08
Tier1比率(%)	(A) ÷ (F)	12.47	13.02	0.55

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当中間連結会計期間における事業の状況

1 業績等の概要

〔業績〕

（金融経済環境）

当中間連結会計期間における金融経済環境ではありますが、海外経済は、前年度から続く景気拡大基調のなか、中国などアジアを中心とした新興国経済は堅調な内需に支えられ、底堅い成長を続けましたが、欧米先進国経済は一連の債務・財政問題とそれに伴う金融市場の急変を背景として、夏場以降急速に減速感を強めていきました。一方、わが国経済は、東日本大震災の発生直後に大きく落ち込んだ後、徐々に持ち直す兆しが散見されるようになり、震災のショックから立ち直ろうとする動きが続きました。ただし、急速に進んだ円高の影響をはじめ、今冬や来夏に向けての電力不安、本格的な震災復興予算の成立の遅れなど、景気下振れにつながり得るリスク要因も残りました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国や英国で低金利政策が維持され、ユーロ圏では4月と7月に小幅な利上げが実施されるに止まりました。また、新興国や資源国でも相次いで利上げが続く状況は徐々に落ち着き始めました。わが国では、日本銀行が、実質ゼロ金利政策を維持しながら、4月に被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの導入、6月に成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の設定、8月には資産買入等基金の10兆円増額といった措置を打ち出しました。こうしたなか、短期市場金利は引き続き低水準で推移し、長期市場金利も一時的に上昇する場面はありましたが、総じて低下圧力の強い展開となりました。一方、円の対ドル相場は、1ドル80円台前半の比較的狭いレンジで推移した後、7月後半から急速に円高方向へ振れました。

（経営方針）

当社および当社グループ各社は、当社が採択したMUF Gグループが共有する「グループ経営理念」、および当社の全役職員が共有すべき基本的・普遍的な価値観(姿勢)を表すものとして制定した「経営ビジョン」に基づき、経営に当たっております。

<グループ経営理念>

1. お客様の信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルに
お客様の多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
2. 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、
革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
3. 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、
広く社会からの信頼と信用を得る。
4. たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、
適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
5. 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、
持続可能な社会の実現に貢献する。
6. グループ社員が専門性を更に高め、
その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

<経営ビジョン>

信託業務の新たな発展に貢献し、
信託銀行として最高のサービスを提供する。

当社および当社グループ各社は、MUFGグループの中核として、専門性を一層発揮し、より質の高い、競争力のある商品やサービスの開発ならびに新たな市場やチャネルの開拓によるお客さまへの商品提供機会の拡大に注力していく所存であります。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、債券を中心に有価証券が増加したこと等により当中間連結会計期間中7,482億円増加して、26兆282億円となりました。負債の部につきましては、債券貸借取引受入担保金及び売現先勘定の増加等により6,466億円増加して、24兆5,132億円となりました。純資産の部につきましては、中間純利益の積み上げ及び金利低下等によるその他有価証券評価差額金の増加を主因として1,015億円増加して、1兆5,150億円となりました。

また、信託財産総額につきましては、金銭債権の信託の受託残高の増加等により1兆8,506億円増加して、133兆1,562億円となりました。

損益の状況につきましては、当社の本業の期間損益を示す連結実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前中間連結会計期間比43億円増加して826億円となりました。

セグメント別の内訳では、リテール部門が30億円(前中間連結会計期間比+7億円)、法人部門が274億円(同△21億円)、受託財産部門が202億円(同+56億円)、不動産部門が27億円(同+1億円)、証券代行部門が99億円(同+2億円)、市場国際部門が311億円(同+15億円)となりました。

また、株式等関係損益は、株価下落に伴う株式等償却の発生を主因として88億円の損失となりましたが、与信関係費用総額は、貸出先の業況改善等により68億円の戻入益となりました。以上の結果、税金等調整前中間純利益は764億円となり、これに法人税等合計・少数株主損益を加味した中間純利益は前中間連結会計期間比80億円増加の477億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は、株価下落や有価証券の売却を主因にリスクアセットが減少したこと、及び中間純利益の積み上げやその他有価証券の含み益により自己資本額が増加したことから、前連結会計年度末比2.06ポイント上昇して、18.00%となりました。

[キャッシュ・フロー]

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては前中間連結会計期間比収入が1,919億円減少して1兆1,164億円の収入となる一方、投資活動においては支出が1,943億円増加して1兆3,843億円の支出となりました。また、財務活動におけるキャッシュ・フローは収入が844億円増加して7億円の収入となりました。この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末比2,852億円減少して9,101億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

信託報酬は、前中間連結会計期間比9億円減少して438億円となりました。資金運用収支は、国内では4億円減少して684億円、海外では16億円減少して91億円となり、相殺消去を控除した結果、合計で12億円減少の746億円となりました。また、役務取引等収支は、国内では87億円増加して587億円、海外では14億円増加して47億円となり、相殺消去を控除した結果、合計で102億円増加の659億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	47,915	—	3,108	44,807
	当中間連結会計期間	47,228	—	3,351	43,876
資金運用収支	前中間連結会計期間	68,850	10,807	3,732	75,925
	当中間連結会計期間	68,442	9,155	2,927	74,670
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	102,925	15,516	6,769	111,672
	当中間連結会計期間	98,891	16,892	4,878	110,906
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	34,075	4,708	3,036	35,747
	当中間連結会計期間	30,448	7,737	1,950	36,235
役務取引等収支	前中間連結会計期間	49,938	3,378	△2,376	55,692
	当中間連結会計期間	58,728	4,799	△2,378	65,905
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	61,513	5,305	4,002	62,817
	当中間連結会計期間	86,261	7,488	7,454	86,295
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	11,575	1,927	6,378	7,124
	当中間連結会計期間	27,533	2,688	9,832	20,389
特定取引収支	前中間連結会計期間	8,199	1,871	—	10,070
	当中間連結会計期間	11,320	1,310	—	12,631
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	8,199	1,871	—	10,070
	当中間連結会計期間	11,320	1,310	—	12,631
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,554	3,729	—	6,284
	当中間連結会計期間	218	3,197	—	3,415
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	36,779	8,061	—	44,841
	当中間連結会計期間	35,616	10,335	—	45,952
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	34,225	4,332	—	38,557
	当中間連結会計期間	35,398	7,138	—	42,536

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間12百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定の平均残高は、国内・海外合計で有価証券を中心に前中間連結会計期間比1兆7,456億円増加して22兆7,774億円となり、利回りは0.08ポイント低下して0.97%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は、国内・海外合計で借入金及び売現先を中心に1兆9,441億円増加して22兆5,656億円となり、利回りは0.02ポイント低下して0.32%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	18,847,481	102,925	1.08
	当中間連結会計期間	20,272,931	98,891	0.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,653,734	55,260	1.14
	当中間連結会計期間	9,847,817	49,726	1.00
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,970,440	39,304	0.98
	当中間連結会計期間	9,328,960	47,678	1.01
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	99,660	125	0.25
	当中間連結会計期間	99,946	140	0.28
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	465,645	275	0.11
	当中間連結会計期間	184,548	104	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	616,724	609	0.19
	当中間連結会計期間	782,264	822	0.20
資金調達勘定	前中間連結会計期間	18,506,026	34,075	0.36
	当中間連結会計期間	20,114,659	30,448	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	11,924,131	22,425	0.37
	当中間連結会計期間	11,809,177	15,940	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,814,186	1,814	0.19
	当中間連結会計期間	2,155,021	1,381	0.12
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	175,079	311	0.35
	当中間連結会計期間	247,911	522	0.42
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,459,613	2,355	0.32
	当中間連結会計期間	2,100,118	3,909	0.37
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	208,637	95	0.09
	当中間連結会計期間	247,739	85	0.06
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,194,796	2,988	0.49
	当中間連結会計期間	2,131,648	3,383	0.31

- (注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
3. 平均残高及び利息は、当社と国内連結子会社を単純合算したものを表示しております。
4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間160,109百万円、当中間連結会計期間383,585百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間6,954百万円、当中間連結会計期間2,290百万円)及び利息(前中間連結会計期間12百万円、当中間連結会計期間3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,121,551	15,764	1.00
	当中間連結会計期間	2,763,994	16,892	1.21
うち貸出金	前中間連結会計期間	512,537	3,959	1.54
	当中間連結会計期間	632,797	4,567	1.43
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,475,344	12,383	1.67
	当中間連結会計期間	1,439,254	10,991	1.52
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	719,667	1,314	0.36
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	411,191	725	0.35
	当中間連結会計期間	688,737	1,331	0.38
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,997,278	4,954	0.32
	当中間連結会計期間	2,635,731	7,737	0.58
うち預金	前中間連結会計期間	536,307	707	0.26
	当中間連結会計期間	685,988	1,188	0.34
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	433,424	905	0.41
	当中間連結会計期間	551,289	1,182	0.42
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,852,968	2,863	0.30
	当中間連結会計期間	1,016,648	1,771	0.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	450	5	2.31
	当中間連結会計期間	344	5	3.00

- (注) 1. 「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 平均残高及び利息は、当社と海外連結子会社を単純合算したものを表示しております。
4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間3,681百万円、当中間連結会計期間2,357百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間 連結会計期間	21,969,032	937,190	21,031,842	118,690	7,017	111,672	1.05
	当中間 連結会計期間	23,036,925	259,447	22,777,478	115,784	4,878	110,906	0.97
うち貸出金	前中間 連結会計期間	10,166,271	116,396	10,049,875	59,219	1,954	57,265	1.13
	当中間 連結会計期間	10,480,614	116,343	10,364,271	54,293	1,929	52,364	1.00
うち有価証券	前中間 連結会計期間	9,445,785	56,900	9,388,884	51,688	3,724	47,963	1.01
	当中間 連結会計期間	10,768,214	76,548	10,691,666	58,669	2,909	55,759	1.04
うちコールローン 及び買入手形	前中間 連結会計期間	99,660	54	99,605	125	0	125	0.25
	当中間 連結会計期間	99,946	27	99,918	140	0	140	0.28
うち買現先勘定	前中間 連結会計期間	719,667	719,667	—	1,314	1,314	—	—
	当中間 連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間 連結会計期間	465,645	—	465,645	275	—	275	0.11
	当中間 連結会計期間	184,548	—	184,548	104	—	104	0.11
うち預け金	前中間 連結会計期間	1,027,915	44,170	983,744	1,334	23	1,311	0.26
	当中間 連結会計期間	1,471,002	66,528	1,404,473	2,154	39	2,115	0.30
資金調達勘定	前中間 連結会計期間	21,503,305	881,836	20,621,468	39,029	3,282	35,747	0.34
	当中間 連結会計期間	22,750,391	184,732	22,565,658	38,186	1,950	36,235	0.32
うち預金	前中間 連結会計期間	12,460,438	45,116	12,415,321	23,133	23	23,109	0.37
	当中間 連結会計期間	12,495,166	67,606	12,427,559	17,128	40	17,088	0.27
うち譲渡性預金	前中間 連結会計期間	2,247,611	733	2,246,877	2,720	0	2,719	0.24
	当中間 連結会計期間	2,706,310	755	2,705,555	2,564	0	2,564	0.18
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間 連結会計期間	175,079	54	175,024	311	0	311	0.35
	当中間 連結会計期間	247,911	27	247,884	522	0	522	0.42
うち売現先勘定	前中間 連結会計期間	3,312,582	719,535	2,593,046	5,219	1,323	3,896	0.29
	当中間 連結会計期間	3,116,766	—	3,116,766	5,680	—	5,680	0.36
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間 連結会計期間	208,637	—	208,637	95	—	95	0.09
	当中間 連結会計期間	247,739	—	247,739	85	—	85	0.06
うちコマース・ ペーパー	前中間 連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間 連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間 連結会計期間	1,195,247	116,396	1,078,850	2,994	1,293	1,700	0.31
	当中間 連結会計期間	2,131,993	116,343	2,015,650	3,389	1,222	2,166	0.21

- (注) 1. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。
3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間162,110百万円、当中間連結会計期間380,403百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間6,954百万円、当中間連結会計期間2,290百万円)及び利息(前中間連結会計期間12百万円、当中間連結会計期間3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内・海外合計で証券関連業務を中心に前中間連結会計期間比234億円増加して862億円となりました。一方、役務取引等費用は、132億円増加して203億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	61,513	5,305	4,002	62,817
	当中間連結会計期間	86,261	7,488	7,454	86,295
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	37,192	—	2,273	34,919
	当中間連結会計期間	37,889	—	2,368	35,521
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,726	178	0	3,904
	当中間連結会計期間	3,380	255	—	3,635
うち為替業務	前中間連結会計期間	634	1	9	627
	当中間連結会計期間	632	1	8	625
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	11,135	264	248	11,151
	当中間連結会計期間	11,049	522	2,581	8,990
うち代理業務	前中間連結会計期間	82	—	—	82
	当中間連結会計期間	84	—	—	84
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	234	—	—	234
	当中間連結会計期間	224	—	—	224
うち保証業務	前中間連結会計期間	861	2	26	837
	当中間連結会計期間	853	3	176	680
役務取引等費用	前中間連結会計期間	11,575	1,927	6,378	7,124
	当中間連結会計期間	27,533	2,688	9,832	20,389
うち為替業務	前中間連結会計期間	275	488	8	755
	当中間連結会計期間	291	546	18	819

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、国内・海外合計で特定金融派生商品収益を中心に前中間連結会計期間比25億円増加して126億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	8,199	1,871	—	10,070
	当中間連結会計期間	11,320	1,310	—	12,631
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間	151	1,849	—	2,000
	当中間連結会計期間	220	1,284	—	1,505
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間	81	37	—	119
	当中間連結会計期間	403	6	—	410
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	7,796	△15	—	7,780
	当中間連結会計期間	10,538	19	—	10,557
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	170	—	—	170
	当中間連結会計期間	157	—	—	157
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品 有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は、国内・海外合計でその他の特定取引資産を中心に前中間連結会計期間比248億円増加して3,623億円となりました。一方、特定取引負債は、国内・海外合計で特定金融派生商品を中心に102億円減少して581億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	332,698	4,733	—	337,432
	当中間連結会計期間	359,158	3,173	—	362,332
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	8,469	—	—	8,469
	当中間連結会計期間	7,782	—	—	7,782
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	13	—	—	13
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	13,521	—	—	13,521
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	2	—	2
	当中間連結会計期間	70	—	—	70
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	65,261	4,730	—	69,992
	当中間連結会計期間	55,842	3,173	—	59,016
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	258,967	—	—	258,967
	当中間連結会計期間	281,928	—	—	281,928
特定取引負債	前中間連結会計期間	63,738	4,717	—	68,456
	当中間連結会計期間	55,016	3,159	—	58,176
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	7	—	—	7
	当中間連結会計期間	1	—	—	1
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	2	—	2
	当中間連結会計期間	48	—	—	48
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	63,731	4,714	—	68,445
	当中間連結会計期間	54,967	3,159	—	58,126
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

科目	資産			
	前中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	142,658	0.11	153,260	0.12
有価証券	69,476,611	53.10	69,217,487	51.98
投資信託有価証券	15,273,269	11.67	15,674,555	11.77
投資信託外国投資	11,846,201	9.05	11,186,539	8.40
信託受益権	693,498	0.53	704,526	0.53
受託有価証券	4,335,643	3.31	4,052,409	3.04
金銭債権	11,120,224	8.50	13,365,467	10.04
有形固定資産	8,935,763	6.83	8,969,315	6.74
無形固定資産	132,976	0.10	131,272	0.10
その他債権	2,942,086	2.25	3,614,325	2.71
コールローン	2,529,354	1.93	2,615,705	1.96
銀行勘定貸	1,488,794	1.14	1,405,224	1.06
現金預け金	1,928,887	1.48	2,066,132	1.55
合計	130,845,969	100.00	133,156,220	100.00

科目	負債			
	前中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	22,981,854	17.56	23,357,939	17.54
年金信託	11,953,646	9.14	12,230,308	9.19
財産形成給付信託	12,790	0.01	13,238	0.01
投資信託	29,733,150	22.72	29,562,778	22.20
金銭信託以外の金銭の信託	2,052,679	1.57	2,096,091	1.57
有価証券の信託	4,889,155	3.74	5,079,209	3.81
金銭債権の信託	10,872,821	8.31	12,817,191	9.63
動産の信託	38,816	0.03	65,005	0.05
土地及びその定着物の信託	93,518	0.07	85,089	0.06
包括信託	48,217,535	36.85	47,849,369	35.94
合計	130,845,969	100.00	133,156,220	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

- | | | |
|---------------|-----------|--------------------|
| 2. 合算対象の連結子会社 | 前中間連結会計期間 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| | 当中間連結会計期間 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| 3. 共同信託他社管理財産 | 前中間連結会計期間 | 2,274,340百万円 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,567,387百万円 |

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
電気・ガス・熱供給・水道業	159	0.11	60	0.04
運輸業, 郵便業	3,071	2.15	1,967	1.29
不動産業, 物品賃貸業	24,628	17.26	21,063	13.74
各種サービス業	1,751	1.23	1,484	0.97
地方公共団体	19,031	13.34	16,097	10.50
その他	94,016	65.91	112,588	73.46
合計	142,658	100.00	153,260	100.00

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況

金銭信託

科目	前中間連結会計期間 (平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	119,171	107,545
有価証券	45,650	50,443
その他	882,382	830,838
資産計	1,047,203	988,827
元本	1,042,090	984,947
債権償却準備金	361	325
その他	4,751	3,554
負債計	1,047,203	988,827

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間 貸出金119,171百万円のうち、破綻先債権額は110百万円、延滞債権額は25百万円、3ヵ月以上延滞債権額は72百万円、貸出条件緩和債権額は723百万円であります。また、これらの債権額の合計額は931百万円であります。

当中間連結会計期間 貸出金107,545百万円のうち、破綻先債権額は85百万円、延滞債権額は0百万円、3ヵ月以上延滞債権額は73百万円、貸出条件緩和債権額は788百万円であります。また、これらの債権額の合計額は949百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	1
危険債権	0	0
要管理債権	6	7
正常債権	1,182	1,065

(6) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	11,837,703	548,517	79,597	12,306,624
	当中間連結会計期間	11,641,491	808,587	85,460	12,364,618
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,233,984	85,372	9,725	2,309,631
	当中間連結会計期間	2,345,747	84,621	14,720	2,415,648
うち定期性預金	前中間連結会計期間	9,283,748	463,140	69,871	9,677,017
	当中間連結会計期間	9,138,579	723,950	70,706	9,791,824
うちその他	前中間連結会計期間	319,970	4	—	319,974
	当中間連結会計期間	157,164	14	34	157,145
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,004,180	554,526	740	2,557,966
	当中間連結会計期間	2,310,760	732,346	750	3,042,356
総合計	前中間連結会計期間	13,841,883	1,103,044	80,337	14,864,590
	当中間連結会計期間	13,952,251	1,540,933	86,210	15,406,974

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

4. 定期性預金＝定期預金

② 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,952,132	100.00	9,997,332	100.00
製造業	2,028,515	20.38	1,960,196	19.61
農業, 林業	788	0.01	374	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5,091	0.05	4,774	0.05
建設業	134,073	1.35	121,358	1.21
電気・ガス・熱供給・水道業	253,170	2.54	405,876	4.06
情報通信業	230,989	2.32	232,945	2.33
運輸業, 郵便業	723,684	7.27	677,688	6.78
卸売業, 小売業	757,480	7.61	788,760	7.89
金融業, 保険業	1,701,266	17.10	1,641,562	16.42
不動産業, 物品賃貸業	2,495,670	25.08	2,425,784	24.26
各種サービス業	470,665	4.73	383,262	3.83
地方公共団体	24,844	0.25	21,624	0.22
その他	1,125,887	11.31	1,333,116	13.33
海外及び特別国際金融取引勘定分	441,419	100.00	606,153	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	194,264	44.01	267,075	44.06
その他	247,154	55.99	339,077	55.94
合計	10,393,552	—	10,603,485	—

(注) 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成22年9月30日現在及び平成23年9月30日現在は該当ありません。

③ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	4,533,254	—	—	4,533,254
	当中間連結会計期間	5,391,946	—	—	5,391,946
地方債	前中間連結会計期間	33,796	—	—	33,796
	当中間連結会計期間	14,889	—	—	14,889
社債	前中間連結会計期間	502,463	—	—	502,463
	当中間連結会計期間	502,788	—	—	502,788
株式	前中間連結会計期間	836,916	43	23,876	813,082
	当中間連結会計期間	752,060	56	47,520	704,595
その他の証券	前中間連結会計期間	3,014,681	1,622,296	36,568	4,600,408
	当中間連結会計期間	3,681,376	1,623,321	44,591	5,260,106
合計	前中間連結会計期間	8,921,111	1,622,339	60,445	10,483,006
	当中間連結会計期間	10,343,062	1,623,377	92,112	11,874,327

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	169,933	166,172	△3,760
うち信託報酬	38,352	37,072	△1,280
うち信託勘定不良債権処理額	—	—	—
経費(除く臨時処理分)	93,716	91,559	△2,157
人件費	33,555	34,311	755
物件費	55,788	52,895	△2,893
税金	4,372	4,352	△20
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	76,216	74,635	△1,580
のれん償却額	—	22	22
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	76,216	74,613	△1,602
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	76,216	74,613	△1,602
信託勘定償却前業務純益	76,216	74,613	△1,602
信託勘定償却前業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	76,216	74,635	△1,580
うち債券関係損益	10,456	11,619	1,162
臨時損益	△13,373	△10,459	2,914
株式等関係損益	△8,414	△8,938	△524
銀行勘定不良債権処理額	82	513	430
貸出金償却	204	513	309
その他の与信関係費用	△121	—	121
貸倒引当金戻入益	—	5,409	5,409
償却債権取立益	—	2,113	2,113
偶発損失引当金戻入益(与信関連)	—	27	27
その他臨時損益	△4,875	△8,557	△3,681
経常利益	62,843	64,154	1,311
特別損益	2,381	3,310	929
うち貸倒引当金戻入益	3,132	—	△3,132
うち償却債権取立益	680	—	△680
うち偶発損失引当金戻入益(与信関連)	665	—	△665
うち固定資産処分損益	△388	4,528	4,917
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	△1,436	—	1,436
うち減損損失	△226	△1,218	△992
税引前中間純利益	65,224	67,465	2,240
法人税、住民税及び事業税	2,736	15,000	12,263
法人税等調整額	20,926	6,463	△14,462
法人税等合計	23,662	21,464	△2,198
中間純利益	41,561	46,000	4,439

(注) 1. 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.95	0.82	△0.12
貸出金利回	1.16	1.02	△0.13
有価証券利回	0.77	0.71	△0.05
(2) 資金調達利回 ②	0.35	0.26	△0.09
預金等利回	0.34	0.24	△0.09
(3) 資金粗利鞘 ①-②	0.59	0.56	△0.03

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	11.75	11.41	△0.33
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.75	11.41	△0.34
業務純益ベース	11.75	11.41	△0.34
中間純利益ベース	6.41	7.03	0.62

(注)

$$ROE = \frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\left\{ \left(\frac{\text{期首純資産}}{\text{の部合計}} - \frac{\text{期首発行済優先株式数}}{\text{優先株式数}} \times \text{発行価額} \right) + \left(\frac{\text{期末純資産}}{\text{の部合計}} - \frac{\text{期末発行済優先株式数}}{\text{優先株式数}} \times \text{発行価額} \right) \right\} \div 2} \times 100$$

4. 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	1,042,090	984,947	△57,142
		平残	1,060,625	1,010,421	△50,203
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	20,704	—	△20,704
	合計	末残	1,042,090	984,947	△57,142
		平残	1,081,329	1,010,421	△70,907
貸出金	金銭信託	末残	119,171	107,545	△11,625
		平残	122,891	111,233	△11,658
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—
	合計	末残	119,171	107,545	△11,625
		平残	122,891	111,233	△11,658

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	733,355	701,796	△31,559
法人	308,731	283,151	△25,580
その他	2	0	△2
合計	1,042,090	984,947	△57,142

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	72,033	67,119	△4,913
うち住宅ローン残高	71,528	66,724	△4,803
うちその他ローン残高	504	394	△110

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	120,252	135,036	14,784
総貸出金残高	② 百万円	142,658	153,260	10,601
中小企業等貸出金比率	①/② %	84.29	88.10	3.81
中小企業等貸出先件数	③ 件	47,700	57,928	10,228
総貸出先件数	④ 件	47,715	57,940	10,225
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.96	99.97	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	末残	12,277,031	12,351,596	74,564
	平残	12,341,991	12,375,013	33,022
貸出金	末残	10,359,104	10,558,086	198,982
	平残	10,003,314	10,316,949	313,634

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	8,657,898	8,610,273	△47,624
法人その他	2,966,275	2,984,176	17,900
合計	11,624,174	11,594,449	△29,724

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,040,363	1,053,563	13,199
うち住宅ローン残高	1,025,488	1,040,689	15,201
うちその他ローン残高	14,875	12,873	△2,002

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	4,473,109	4,451,825	△21,284
総貸出金残高	②	百万円	9,917,121	9,951,997	34,876
中小企業等貸出金比率	①/②	%	45.10	44.73	△0.37
中小企業等貸出先件数	③	件	81,287	78,855	△2,432
総貸出先件数	④	件	82,413	79,949	△2,464
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	98.63	98.63	△0.00

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	121	145,853	118	132,941
計	121	145,853	118	132,941

6. 信託財産残高表(単体)

資産				
科目	前中間会計期間 (平成22年9月30日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	142,658	0.28	153,260	0.29
有価証券	190,427	0.37	142,920	0.27
信託受益権	30,389,692	58.93	30,251,673	56.86
受託有価証券	11,086	0.02	11,908	0.02
金銭債権	10,097,036	19.58	12,022,148	22.59
有形固定資産	8,935,763	17.33	8,969,315	16.86
無形固定資産	132,976	0.26	131,272	0.25
その他債権	101,734	0.20	95,249	0.18
コールローン	2,000	0.00	—	—
銀行勘定貸	1,171,216	2.27	1,079,764	2.03
現金預け金	391,136	0.76	348,082	0.65
合計	51,565,729	100.00	53,205,595	100.00

負債				
科目	前中間会計期間 (平成22年9月30日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,303,853	2.53	1,172,544	2.20
年金信託	4,215	0.01	3,282	0.01
財産形成給付信託	12,790	0.02	13,238	0.03
投資信託	29,733,150	57.66	29,562,778	55.56
金銭信託以外の金銭の信託	139,305	0.27	136,157	0.26
有価証券の信託	11,122	0.02	11,942	0.02
金銭債権の信託	10,872,821	21.09	12,817,191	24.09
動産の信託	38,816	0.08	65,005	0.12
土地及びその定着物の信託	93,518	0.18	85,089	0.16
包括信託	9,356,134	18.14	9,338,365	17.55
合計	51,565,729	100.00	53,205,595	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 前中間会計期間57,800,679百万円、当中間会計期間57,557,934百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間119,171百万円のうち、破綻先債権額は110百万円、延滞債権額は25百万円、3ヵ月以上延滞債権額は72百万円、貸出条件緩和債権額は723百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は931百万円であります。

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間107,545百万円のうち、破綻先債権額は85百万円、延滞債権額は0百万円、3ヵ月以上延滞債権額は73百万円、貸出条件緩和債権額は788百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は949百万円であります。

(参考)

前記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という)が前中間会計期間55,526,338百万円、当中間会計期間55,990,546百万円含まれております。

前記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

信託財産残高表(職務分担型共同受託財産合算分)

科目	資産			
	前中間会計期間 (平成22年9月30日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	142,658	0.13	153,260	0.14
有価証券	49,156,129	45.92	48,763,087	44.68
信託受益権	30,404,103	28.41	30,258,951	27.72
受託有価証券	1,273,193	1.19	1,333,425	1.22
金銭債権	10,463,584	9.78	12,445,747	11.40
有形固定資産	8,935,763	8.35	8,969,315	8.22
無形固定資産	132,976	0.12	131,272	0.12
その他債権	2,171,632	2.03	2,461,654	2.26
コールローン	1,079,714	1.01	1,294,968	1.19
銀行勘定貸	1,488,398	1.39	1,405,199	1.29
現金預け金	1,790,936	1.67	1,924,425	1.76
合計	107,039,089	100.00	109,141,307	100.00

科目	負債			
	前中間会計期間 (平成22年9月30日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	17,004,068	15.88	17,280,015	15.83
年金信託	11,953,646	11.17	12,230,308	11.21
財産形成給付信託	12,790	0.01	13,238	0.01
投資信託	29,733,150	27.78	29,562,778	27.09
金銭信託以外の金銭の信託	2,043,417	1.91	2,096,091	1.92
有価証券の信託	1,347,731	1.26	1,572,199	1.44
金銭債権の信託	10,872,821	10.16	12,817,191	11.74
動産の信託	38,816	0.03	65,005	0.06
土地及びその定着物の信託	93,518	0.09	85,089	0.08
包括信託	33,939,127	31.71	33,419,388	30.62
合計	107,039,089	100.00	109,141,307	100.00

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	412,315	412,315
	利益剰余金	569,010	626,064
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	13,781	13,646
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△13,976	△15,901
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	115,408	138,158
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	100,000	100,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	4,205
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	13,593	15,585
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,379,662	1,451,477
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	1,379,662	1,451,477	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	100,000	100,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	36,487	37,849
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	△89	△435
	一般貸倒引当金	56	45
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	395,600	406,400
	うち永久劣後債務(注3)	3,400	2,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	392,200	404,400
	計	432,054	443,860
うち自己資本への算入額 (B)	432,054	443,860	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目	控除項目(注5) (D)	80,409	89,127
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,731,307	1,806,210

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	7,868,898	7,556,209
	オフ・バランス取引等項目	1,195,837	1,113,454
	信用リスク・アセットの額 (F)	9,064,736	8,669,664
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	228,552	302,712
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	18,284	24,216
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	723,761	717,296
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	57,900	57,383
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	343,309
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)		10,017,049	10,032,983
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		17.28	18.00
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		13.77	14.46

(注) 1. 平成22年9月30日の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は275,932百万円であります。

平成23年9月30日の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は290,295百万円であります。

2. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	250,619	250,619
	その他資本剰余金	161,695	161,695
	利益準備金	73,714	73,714
	その他利益剰余金	454,552	507,329
	その他	99,969	99,967
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	13,781	13,646
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	852
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額(△)	14,054	15,639
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,336,994	1,387,466
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	1,336,994	1,387,466	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	100,000	100,000	
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	100,000	100,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	35,440	36,983
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	△89	△435
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	395,600	406,400
	うち永久劣後債務(注3)	3,400	2,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	392,200	404,400
	計 (B)	430,951	442,948
うち自己資本への算入額	430,951	442,948	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目	控除項目(注5) (D)	33,554	34,430
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,734,391	1,795,985
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	7,962,855	7,695,625
	オフ・バランス取引等項目	1,183,763	1,102,482
	信用リスク・アセットの額 (F)	9,146,619	8,798,107
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H) / 8% (G)	193,856	268,201
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	15,508	21,456
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (J) / 8% (I)	626,603	615,654
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	50,128	49,252
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	499,257
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	9,967,078	10,181,220	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)	17.40	17.64	
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)	13.41	13.62	

- (注) 1. 平成22年9月30日の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は267,398百万円であります。
平成23年9月30日の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は277,493百万円であります。
2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 3. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 4. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 5. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(国際統一基準)及び単体自己資本比率(国際統一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
① 発行体	MUTB Preferred Capital Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,000億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44	22
危険債権	584	318
要管理債権	116	157
正常債権	104,708	106,778

2 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 対処すべき課題

世界的な景況感については、欧州の債務問題などから先行きに不透明感が高まっており、国内の金融環境への影響も懸念されております。一方、国内の経済環境は、本年3月に発生した東日本大震災による落ち込みから、復興需要等により緩やかに回復していくものと見込まれます。

このような状況のもとで、当社グループは、MUF Gグループの中核として、MUF Gグループの連結事業戦略を通じて、信託銀行の機能を発揮することにより、総合金融グループとしてのシナジーを追求していく所存であります。

また、平成23年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の最終年度にあたり、持続的成長を実現する年と位置付けております。当社および当社グループ各社は、一段の利益成長に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

まず、生産性の向上による業務基盤の強化を継続することに加え、各業務領域において積極的なビジネス展開を図ってまいります。国内外のお客さまの多様かつグローバルなニーズに即した商品やサービスを開発・提供し、新たな市場の開拓にも積極的に取り組むことで、お客さまからの評価の向上に努めてまいります。

併せて、I F R S (国際財務報告基準)への移行をはじめとした各種法令・制度改正への厳格な対応など、コンプライアンスの徹底とリスク管理の一層の高度化を引き続き推進するとともに、信託銀行として求められる高度な企業倫理を果たすべく、コーポレートガバナンスや内部管理態勢の強化を図ってまいります。

さらに、C S Rを重視した経営の実践により、企業活動を通じた社会問題や環境問題への取り組みを積極的に展開するとともに、持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指していく所存であります。今回の東日本大震災への対応につきましても、引き続き被災者の皆さまのお役に立てるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

4 事業等のリスク

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本半期報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、以下の各見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に対応したものであります。

10. 世界経済の悪化・金融危機の再発により損失を計上するリスク

世界経済において、欧州に端を発した財政危機とそれに伴う金融危機による影響が深刻化しつつあります。また、先進国経済は依然として雇用低迷・財政デフレ等の構造的問題を抱えております。一方で新興国経済は景気過熱やインフレ圧力、最近では先進国経済の低迷に伴う悪影響に直面するなど、世界経済は新たな不安要因を露呈しており、再び不況局面となれば、当社の一部の投資ポートフォリオや貸出に悪影響が出る恐れがあります。例えば、当社が保有する有価証券の市場価格が下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当社の貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースが増加する可能性があります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当社が損失を被り、当社の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。加えて、世界的な金融危機の再発が世界の債券・株式市場や外国為替相場的大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当社への悪影響が深刻化する可能性があります。

各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況が悪化する恐れがあります。また、日本および世界における経営環境は、当社の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当社の財政状態および経営成績が悪化する可能性があります。

加えて、当社の貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当社は市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況が再発すること等により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が発生する可能性があり、市場における大きな変動または市場における機能不全は、当社が保有する金融商品の時価に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金融商品の時価に関する会計上の取扱いについて、国際的な会計基準設定団体による見直し議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当社が保有する金融商品の時価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

17. 自己資本比率に関するリスク

(2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、先般の世界金融危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応(バーゼルⅢ)の一部として、銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準を公表しました。かかる基準による新たな規制は、現在の自己資本比率規制よりも厳しいものであり、平成25年から段階的に適用される予定です。

また、平成23年11月に金融安定理事会(F S B)は、株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループをグローバルにシステム上重要な金融機関(G - S I F I s)の対象先として公表しました。G - S I F I s に対しては、より高い資本水準が求められ、平成28年から段階的に適用される予定です。対象先は毎年更新され、適用開始時の金融機関は、平成26年11月までに特定される予定です。

5 経営上の重要な契約等

該当事項なし。

6 研究開発活動

該当事項なし。

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 当中間連結会計期間において、わが国経済の景気は、前半は東日本大震災からの復旧に向けた官民一体での取り組みなどが奏功し、株価に代表される経済指標は低位ながらも比較的堅調な推移を辿りました。夏場以降は、米国の債務上限引き上げ問題や欧州債務問題に端を発した世界的な株式市場の下落を受け、内外当局による追加的金融緩和施策から金利は低下、為替は歴史的な円高水準が続きました。

このような経営環境のもと、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前）は前中間連結会計期間比43億円増加して826億円となりました。

金融再生法開示債権比率（銀行勘定・信託勘定合計）につきましては、0.46%となりました。

連結自己資本比率につきましては、18.00%と十分な水準を維持しております。

(2) 中期経営計画の最終年度を迎え、当中間連結会計期間においても信託業務の拡充を一層進めるべく、以下の取り組みを開始致しました。

- ① 貴金属上場信託「金の果実」シリーズ上場続く「上場信託ビジネス」展開の一環として、上場受益証券発行信託(ETN-JDR)の受託業務を、本邦で初めて開始
- ② 相続発生時のご家族の不安解決ニーズにお応えする、「受取安心信託」の販売を開始

今後とも、当社グループの総合力強化と持続的な成長を図るべく、経営の効率化に努めるとともに強固な経営・財務基盤の構築を目指してまいります。

当中間連結会計期間における主な項目は、以下のとおりであります。

	前中間連結 会計期間 (A) (億円)	当中間連結 会計期間 (B) (億円)	前中間連結 会計期間比 (B-A) (億円)
信託報酬 ①	448	438	△9
うち信託勘定償却 ②	—	—	—
資金運用収益 ③	1,116	1,109	△7
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後) ④	357	362	4
役務取引等収益 ⑤	628	862	234
役務取引等費用 ⑥	71	203	132
特定取引収益 ⑦	100	126	25
特定取引費用 ⑧	—	—	—
その他業務収益 ⑨	448	459	11
その他業務費用 ⑩	385	425	39
連結業務粗利益(信託勘定償却前) (=①+②+③-④+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	1,927	2,005	77
営業経費(臨時費用控除後) ⑫	1,144	1,178	33
うちのれん償却額 ⑬	—	1	1
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定・のれん償却前) (=⑪-⑫+⑬)	783	827	44
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前) (=⑪-⑫)	783	826	43
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額) ⑭	—	—	—
連結業務純益(=⑪-⑫-⑭)	783	826	43
その他経常収益 ⑮	84	195	110
うち貸倒引当金戻入益	—	55	55
うち償却債権取立益	—	20	20
うち株式等売却益	33	71	38
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用) ⑯	0	0	△0
営業経費(臨時費用) ⑰	78	101	22
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後) ⑱	143	188	45
うち与信関係費用	2	7	5
うち株式等売却損	19	40	20
うち株式等償却	97	120	22
臨時損益(=⑮-⑯-⑰-⑱)	△137	△94	42
経常利益	645	731	85
特別損益	20	32	12
うち償却債権取立益	6	—	△6
うち貸倒引当金戻入益	29	—	△29
うち偶発損失引当金戻入益(与信関連)	6	—	△6
うち固定資産処分損益	△4	45	49
うち減損損失	△2	△12	△10
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	△15	—	15
税金等調整前中間純利益	666	764	98
法人税等合計	246	248	2
少数株主損益調整前中間純利益	419	515	95
少数株主利益	22	38	15
中間純利益	397	477	80

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

役務取引等収支の増加を主因に、連結業務粗利益（信託勘定償却前）は前中間連結会計期間比77億円増加して2,005億円、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前）は前中間連結会計期間比43億円増加して826億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (A) (億円)	当中間連結 会計期間 (B) (億円)	前中間連結 会計期間比 (B-A) (億円)
信託報酬 ①	448	438	△9
うち信託勘定償却 ②	—	—	—
資金運用収支 ③	759	746	△12
資金運用収益	1,116	1,109	△7
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	357	362	4
役務取引等収支 ④	556	659	102
役務取引等収益	628	862	234
役務取引等費用	71	203	132
特定取引収支 ⑤	100	126	25
特定取引収益	100	126	25
特定取引費用	—	—	—
その他業務収支 ⑥	62	34	△28
その他業務収益	448	459	11
その他業務費用	385	425	39
連結業務粗利益(信託勘定償却前) (=①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	1,927	2,005	77
営業経費(臨時費用控除後) ⑧	1,144	1,178	33
うちのれん償却額 ⑨	—	1	1
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定・のれん償却前) (=⑦-⑧+⑨)	783	827	44
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前) (=⑦-⑧)	783	826	43

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前中間連結会計期間比28億円減少して68億円の利益となりました。

貸倒引当金及び偶発損失引当金は純戻入となり、55億円、0億円を計上しております。償却債権取立益は、前中間連結会計期間比14億円増加して20億円となりました。貸出金償却は、前中間連結会計期間比3億円増加して7億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (A) (億円)	当中間連結 会計期間 (B) (億円)	前中間連結 会計期間比 (B-A) (億円)
信託報酬のうち信託勘定償却 ①	—	—	—
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入 ②	—	—	—
その他経常費用のうち与信関係費用 ③	2	7	5
貸出金償却	3	7	3
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の与信関係費用	△1	—	1
その他経常費用のうち偶発損失引当金戻入益 (与信関連) ④	—	0	0
その他経常収益のうち償却債権取立益 ⑤	—	20	20
その他経常収益のうち貸倒引当金戻入益 ⑥	—	55	55
特別利益のうち償却債権取立益 ⑦	6	—	△6
特別利益のうち貸倒引当金戻入益 ⑧	29	—	△29
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益 (与信関連) ⑨	6	—	△6
与信関係費用総額 (=①+②+③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	△40	△68	△28
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前)	783	826	43
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)	823	895	71

(3) 株式等関係損益

株式等償却が前中間連結会計期間比22億円増加したことにより、株式等関係損益は前中間連結会計期間比4億円減少して△88億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (A) (億円)	当中間連結 会計期間 (B) (億円)	前中間連結 会計期間比 (B-A) (億円)
株式等関係損益	△84	△88	△4
その他経常収益のうち株式等売却益	33	71	38
その他経常費用のうち株式等売却損	19	40	20
その他経常費用のうち株式等償却	97	120	22

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は前連結会計年度比297億円減少し、10兆6,034億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
貸出金残高(未残)	106,332	106,034	△297
うち海外支店[単体]	5,251	6,060	809
うち住宅ローン[単体]	10,309	10,406	97

リスク管理債権(除く信託勘定)は前連結会計年度比9億円減少し、504億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が11億円、延滞債権額が44億円減少し、貸出条件緩和債権額は45億円増加しました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、0.47%となりました。

○リスク管理債権の状況

部分直接償却後

未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

		前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	18	6	△11
	延滞債権額	385	340	△44
	3ヵ月以上延滞債権額	5	6	0
	貸出条件緩和債権額	104	150	45
	合計	514	504	△9

貸出金残高(未残)	106,332	106,034	△297
-----------	---------	---------	------

		前連結会計年度 (A) (%)	当中間連結会計期間 (B) (%)	前連結会計年度比 (B) - (A) (%)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.01	0.00	△0.01
	延滞債権額	0.36	0.32	△0.04
	3ヵ月以上延滞債権額	0.00	0.00	0.00
	貸出条件緩和債権額	0.09	0.14	0.04
	合計	0.48	0.47	△0.00

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	514	504	△9
海外	0	0	△0
アジア	—	—	—
インドネシア	—	—	—
タイ	—	—	—
香港	—	—	—
その他	—	—	—
アメリカ	0	—	△0
海外その他	0	0	△0
合計	514	504	△9

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	514	504	△9
製造業	57	40	△16
建設業	14	8	△6
卸売業、小売業	34	33	△0
金融業、保険業	—	0	0
不動産業、物品賃貸業	248	265	16
各種サービス業	22	17	△4
その他	30	26	△3
消費者	106	112	5
海外	0	0	△0
金融機関	—	—	—
商工業	0	—	△0
その他	0	0	△0
合計	514	504	△9

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

(ご参考) 元本補てん契約のある信託の貸出金のリスク管理債権

○リスク管理債権の状況

[信託勘定]

直接償却(実施後)

延滞債権基準(延滞期間基準)

		前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	0	0	△0
	延滞債権額	0	0	△0
	3ヵ月以上延滞債権額	1	0	△0
	貸出条件緩和債権額	8	7	△0
	合計	10	9	△0

貸出金残高(末残)	1,135	1,075	△59
-----------	-------	-------	-----

[連結・信託勘定合計]

		前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	18	7	△11
	延滞債権額	385	340	△45
	3ヵ月以上延滞債権額	7	7	0
	貸出条件緩和債権額	112	158	45
	合計	524	514	△10

貸出金残高(末残)	107,468	107,110	△357
-----------	---------	---------	------

		前連結会計年度 (A) (%)	当中間連結会計期間 (B) (%)	前連結会計年度比 (B) - (A) (%)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.01	0.00	△0.01
	延滞債権額	0.35	0.31	△0.04
	3ヵ月以上延滞債権額	0.00	0.00	0.00
	貸出条件緩和債権額	0.10	0.14	0.04
	合計	0.48	0.48	△0.00

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[信託勘定]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	10	9	△0

業種別セグメント情報

[信託勘定]

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
国内	10	9	△0
製造業	—	—	—
建設業	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	6	6	△0
各種サービス業	—	—	—
その他	—	—	—
消費者	3	2	△0
合計	10	9	△0

(ご参考) 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権および金融再生法開示区分毎の引当および保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は前事業年度比12億円減少して507億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が16億円減少、危険債権が42億円減少、要管理債権が46億円増加し、開示債権比率は前事業年度比ほぼ横ばいの0.46%となっております。

一方、開示債権の保全状況は、開示債権合計507億円に対し、貸倒引当金による保全が112億円、担保・保証等による保全額が328億円で、開示債権全体での保全率は86.69%となっております。

債権区分別の保全率は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が100.00%、危険債権が84.66%、要管理債権が88.67%となっております。

金融再生法開示債権(銀行勘定・信託勘定合計)

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・保証 等による保全額 (C) (億円)	保全率 [(B)+(C)]/(A) (%)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	23 (40)	0 (0)	23 (40)	100.00 (100.00)
危険債権	318 (361)	66 (98)	203 (201)	84.66 (83.01)
要管理債権	165 (118)	45 (33)	100 (73)	88.67 (90.06)
小計	507 (520)	112 (132)	328 (314)	86.69 (85.93)
正常債権	107,844 (108,313)	—	—	—
合計	108,352 (108,833)	—	—	—
開示債権比率(%)	0.46 (0.47)	—	—	—

(注) 上段は当中間会計期間の計数、下段(カッコ書き)は前事業年度の計数を掲載しています。

(2) 有価証券

有価証券は前連結会計年度比1兆878億円増加し、11兆8,743億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
有価証券	107,864	118,743	10,878
国債	45,898	53,919	8,021
地方債	238	148	△89
社債	5,325	5,027	△297
株式	7,953	7,045	△907
その他の証券	48,448	52,601	4,152

(注) その他の証券には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は前連結会計年度比434億円減少し、△299億円となりました。

発生原因別では、その他有価証券評価差額金に係る繰延税金負債が増加しました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
繰延税金資産の純額	135	△299	△434

発生原因別内訳

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
繰延税金資産[単体]	621	622	0
有価証券有税償却	595	561	△34
繰越欠損金	50	—	△50
貸倒引当金	246	207	△39
その他有価証券評価差額金	144	170	26
その他	581	684	103
評価性引当額	△996	△1,001	△5
繰延税金負債[単体]	510	954	443
その他有価証券評価差額金	184	687	502
退職給付引当金	165	169	4
その他	160	97	△62
繰延税金資産の純額[単体]	111	△332	△443

(4) 預金

預金は前連結会計年度比1,134億円減少し、12兆3,646億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
預金	124,781	123,646	△1,134
うち海外支店[単体]	5,612	7,246	1,634
うち国内個人預金[単体]	85,708	86,102	394
うち国内法人預金その他[単体]	31,521	29,841	△1,679

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度比1,015億円増加し、1兆5,150億円となりました。

利益剰余金は、中間純利益の積み上げを主因に、前連結会計年度比342億円増加して6,260億円となりました。その他有価証券評価差額金は、金利低下に伴う債券価格の上昇等により、前連結会計年度比665億円増加し、676億円となりました。

	前連結会計年度 (A) (億円)	当中間連結会計期間 (B) (億円)	前連結会計年度比 (B) - (A) (億円)
純資産の部合計	14,134	15,150	1,015
うち資本金	3,242	3,242	—
うち資本剰余金	4,123	4,123	—
うち利益剰余金	5,918	6,260	342
うちその他有価証券評価差額金	11	676	665
うち少数株主持分	1,159	1,382	222

3. キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー等及び債券貸借取引受入担保金の増加等により、1兆1,164億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国内外への債券投資等により、1兆3,843億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入もありましたが、劣後特約付社債の償還及び配当金の支払による支出もあったため、7億円の収入となりました。この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末比2,852億円減少して9,101億円となりました。

4. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本額は、中間純利益の積み上げや金利低下に伴いその他有価証券の含み益が増加したこと等により、前連結会計年度比1,019億増加して1兆8,062億円となりました。

リスク・アセット等は、株価下落や有価証券の売却等により、前連結会計年度比6,605億円減少の10兆329億円となりました。

この結果、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度比2.06ポイント上昇し、18.00%となりました。なお、Tier1比率は、前連結会計年度比1.44ポイント上昇して14.46%となりました。

		前連結会計年度末 (A) (億円)	当中間連結会計期間末 (B) (億円)	前連結会計年度末比 (B) - (A) (億円)
基本的項目(Tier 1)	(A)	13,927	14,514	587
補完的項目(Tier 2)	(B)	3,952	4,438	486
準補完的項目(Tier 3)	(C)	—	—	—
控除項目	(D)	837	891	54
自己資本額 (A) + (B) + (C) - (D)	(E)	17,042	18,062	1,019
リスク・アセット等	(F)	106,935	100,329	△6,605
連結自己資本比率 (国際統一基準) (%)	(E) ÷ (F)	15.93	18.00	2.06
Tier1比率(%)	(A) ÷ (F)	13.02	14.46	1.44

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

3 【設備の状況】

1 設備投資等の概要

当社および連結子会社における設備投資につきましては、危機管理強化のための設備改修工事および外国証券システム再構築等のシステム関連投資を実施し、当連結会計年度の投資総額は、ソフトウェア等の無形固定資産への投資を含め31,451百万円となりました。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

なお、当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 主要な設備の状況

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成23年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当社	—	本店 他12店	東京地区他	店舗・ 事務所	26,339 (107)	56,356	23,510	7,150	87,018	4,588
	—	横浜駅西口支店 他14店	東京地区を除 く関東地区	店舗	3,006	2,092	1,984	448	4,526	521
	—	札幌支店	北海道地区	店舗	—	—	—	41	41	76
	—	仙台支店	東北地区	店舗	1,088	1,322	252	54	1,629	76
	—	名古屋支店 他2店	愛知地区	店舗	—	—	453	127	580	241
	—	静岡支店 他4店	愛知地区を除 く中部地区	店舗	487	628	699	99	1,428	172
	—	大阪支店 他4店	大阪地区	店舗	1,745	5,700	5,167	394	11,263	511
	—	京都支店 他5店	大阪地区を除 く近畿地区	店舗	1,743	2,512	2,693	274	5,479	288
	—	広島支店 他1店	中国地区	店舗	416	742	477	76	1,296	93
	—	高松支店 他2店	四国地区	店舗	348	132	158	63	354	67
	—	福岡支店 他4店	九州地区	店舗	3,422	1,372	470	130	1,973	187
	—	ニューヨーク支店 他1店	北米地区	店舗	—	—	289	108	397	95
	—	ロンドン支店	欧州地区	店舗	1,440	12,266	2,233	120	14,619	91
	—	香港支店 他1店・1事務所	アジア地区	店舗	—	—	110	33	144	84
	—	芳賀センター 他2センター	栃木県 芳賀郡他	システム センター	71,218	1,783	7,273	1,748	10,805	—
	—	上用賀アパート 他183ヵ所	東京都 世田谷区他	社宅・寮・ 厚生施設	77,734 (1,602)	14,846	6,263	33	21,142	—
—	その他の施設	東京都 千代田区他	その他	6,022	736	522	488	1,747	—	
国内連結 子会社	日本マスタートラスト信託銀行(株)他15社	本社他	東京都 港区他	店舗・ 事務所	32,345	1	774	1,371	2,146	3,792
海外連結 子会社	米国三菱UFJ信託銀行(株)他8社	本社他	北米地区他	店舗・ 事務所	—	—	70	102	173	293

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物を含め16,016百万円であります。
2. 土地、建物およびその他の有形固定資産は、貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じております。その他の有形固定資産のうち、事務機械は5,920百万円であります。
3. 当社の店舗外現金自動設備2ヵ所は、上記の主要な設備に含めて記載しております。

4. 上記の主要な設備には、連結会社以外の者に賃貸している設備が含まれており、その内容は次のとおりであります。

	会社名	所在地	設備の内容	土地		建物
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	
当社	—	東京地区他	店舗他	—	—	1,512
	—	東京地区を除く関東地区	店舗	368	50	—
	—	愛知地区を除く中部地区	店舗	—	—	61
	—	大阪地区	店舗	—	—	84
	—	大阪地区を除く近畿地区	店舗	—	—	798
	—	中国地区	店舗	—	—	8
	—	四国地区	店舗	—	—	66
	—	九州地区	店舗	—	—	12
	—	栃木県 芳賀郡他	システム センター	—	—	3,015
	—	北海道地区	社宅・寮・ 厚生施設	—	—	147

5. 上記の主要な設備のほか、ソフトウェアは71,482百万円、リース資産は885百万円であります。

6. 当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

3 設備の新設、除却等の計画

当社および連結子会社の設備投資については、コスト削減および老朽化対応を目的とする設備投資ならびに業務プロセスの標準化およびセキュリティ強化に向けたシステム投資等を行う予定であります。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設等は次のとおりであります。

(1) 新設・改修・更改

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達方法	着手年月	完了 予定年月
					総額	既支払額			
当社	本店ビル	東京都 千代田区	新設 (取得)	店舗	6,768	0	自己資金	平成23年 4月	平成23年 4月 (注2)
当社	芳賀センター	栃木県 芳賀郡	改修	システ ムセン ター	3,047	1,997	自己資金	平成21年 12月	平成25年 3月
当社	港南センター他	東京都 港区他	更改	確定給 付年金 数理新 システム 構築	2,499	989	自己資金	平成21年 11月	平成24年 6月
当社	港南センター他	東京都 港区他	更改	年金サ ーバ更 改	1,324	888	自己資金	平成21年 11月	平成24年 5月
エムアンドティ ー・インフォメ ーション・テク ノロジー(株)	港南センター	東京都 港区	新設	外国証 券シス テム再 構築	2,300	1,561	自己資金 ・借入金	平成22年 2月	平成23年 12月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

2. 本店ビルの新設(取得)は、当社が所有する旧東京ビルの敷地と当社が賃借する本店ビルの敷地の一部との交換に伴い、敷地の持分に相当する本店ビルの建物の一部を売買により取得するものであり、平成23年4月に完了しております。

3. 当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(2) 売却

該当事項なし。

当中間連結会計期間における設備の状況

1 主要な設備の状況

当中間連結会計期間中に完了した重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
当社	本店ビル	東京都千代田区	新設 (取得)	店舗	6,820	平成23年4月

(注) 1. 上記の投資額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

2. 本店ビルの新設(取得)は、当社が所有していた東京ビルの敷地と当社が賃借する本店ビルの敷地の一部との交換に伴い、敷地の持分に相当する本店ビルの建物の一部を売買により取得したものであります。

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当社	本店ビル	東京都千代田区	店舗	2,169	35,100	—	—	35,100	—
当社	東京ビル	東京都千代田区	店舗	2,141	30,868	—	—	30,868	—

(注) 1. 上記設備は、平成23年4月28日付で、当社が所有していた東京ビルの敷地と当社が賃借する本店ビルの敷地の一部を交換したものであります。

2. 当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、改修および更改について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、改修および更改の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達方法	着手年月	完了 予定年月
					総額	既支払額			
当社	港南センター他	東京都港区他	更改	業務インフラ再構築本部アジア拠点	2,484	479	自己資金	平成23年 2月	平成24年 12月
当社	港南センター他	東京都港区他	新設・ 改修	I F R S 会計・ 経理システム構築	2,808	313	自己資金	平成23年 4月	平成27年 4月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

2. 当社グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

4 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号 以下「連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号 以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)及び当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、公益財団法人財務会計基準機構等に参加し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しており、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備をしております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木昌治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤嘉雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田慶太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木昌治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田慶太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

1 連結財務諸表等
 (1) 連結財務諸表
 ① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,224,201	2,060,667
コールローン及び買入手形	74,300	65,400
債券貸借取引支払保証金	46,876	222,291
買入金銭債権	36,482	28,444
特定取引資産	※7 271,961	318,728
金銭の信託	6,956	2,290
有価証券	※1, ※7, ※14 9,608,032	※1, ※7, ※14 10,786,436
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,291,313	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,633,282
外国為替	5,785	9,918
その他資産	760,863	766,160
有形固定資産	※10, ※11 172,837	※10, ※11 168,720
建物	54,538	54,036
土地	※9 101,071	※9 100,493
リース資産	116	113
建設仮勘定	2,446	1,207
その他の有形固定資産	14,664	12,868
無形固定資産	87,014	86,813
ソフトウェア	73,341	71,482
のれん	—	875
リース資産	860	772
その他の無形固定資産	12,813	13,683
繰延税金資産	2,694	13,735
支払承諾見返	185,415	172,619
貸倒引当金	△67,497	△55,438
資産の部合計	22,707,238	25,280,070

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
預金	12,592,852	12,478,116
譲渡性預金	1,810,519	2,933,186
コールマネー及び売渡手形	285,182	418,379
売現先勘定	※7 2,521,836	※7 3,184,471
債券貸借取引受入担保金	※7 196,854	※7 197,871
特定取引負債	62,704	59,545
借入金	※7, ※12 1,333,101	※7, ※12 2,236,005
外国為替	386	963
短期社債	20,400	5,200
社債	※13 338,500	※13 288,800
信託勘定借	1,559,765	1,459,108
その他負債	312,862	398,932
賞与引当金	5,659	5,876
役員賞与引当金	89	85
退職給付引当金	3,049	3,423
役員退職慰労引当金	227	206
偶発損失引当金	16,927	16,987
繰延税金負債	4,855	233
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,663	※9 6,570
支払承諾	185,415	172,619
負債の部合計	21,257,854	23,866,583
純資産の部		
資本金	324,279	324,279
資本剰余金	412,315	412,315
利益剰余金	557,358	591,839
株主資本合計	1,293,953	1,328,433
その他有価証券評価差額金	71,945	1,172
繰延ヘッジ損益	△13,196	△9,357
土地再評価差額金	※9 △6,862	※9 △6,997
為替換算調整勘定	△12,167	△15,748
その他の包括利益累計額合計	39,719	△30,930
少数株主持分	115,711	115,984
純資産の部合計	1,449,384	1,413,486
負債及び純資産の部合計	22,707,238	25,280,070

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経常収益	556,032	569,227
信託報酬	91,693	89,848
資金運用収益	252,587	233,615
貸出金利息	131,618	111,173
有価証券利息配当金	103,563	110,274
コールローン利息及び買入手形利息	285	293
債券貸借取引受入利息	457	441
預け金利息	3,959	3,025
その他の受入利息	12,703	8,406
役務取引等収益	122,421	126,345
特定取引収益	22,520	10,380
その他業務収益	42,622	92,113
その他経常収益	※1 24,186	※1 16,924
経常費用	496,158	457,041
資金調達費用	90,420	70,565
預金利息	62,527	42,778
譲渡性預金利息	5,676	5,793
コールマネー利息及び売渡手形利息	480	723
売現先利息	6,127	9,566
債券貸借取引支払利息	130	168
借用金利息	4,630	3,461
短期社債利息	50	12
社債利息	3,436	2,512
その他の支払利息	7,361	5,547
役務取引等費用	12,406	13,046
特定取引費用	—	205
その他業務費用	74,726	84,449
営業経費	265,884	242,546
その他経常費用	52,721	46,228
貸倒引当金繰入額	21,455	7,403
その他の経常費用	※2 31,266	※2 38,824
経常利益	59,874	112,185

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
特別利益	3,929	1,603
固定資産処分益	1,592	457
償却債権取立益	1,888	1,145
投資損失引当金戻入益	448	—
特別損失	5,432	4,576
固定資産処分損	2,396	2,589
減損損失	3,035	461
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,525
税金等調整前当期純利益	58,370	109,211
法人税、住民税及び事業税	4,248	3,782
法人税等調整額	△16,635	24,546
法人税等合計	△12,387	28,329
少数株主損益調整前当期純利益	—	80,882
少数株主利益	4,432	4,655
当期純利益	66,325	76,227

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	80,882
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△70,537
繰延ヘッジ損益	—	3,820
為替換算調整勘定	—	△4,500
持分法適用会社に対する持分相当額	—	380
その他の包括利益合計	—	※1 △70,837
包括利益	—	※2 10,045
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	5,711
少数株主に係る包括利益	—	4,333

③ 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	324,279	324,279
当期末残高	324,279	324,279
資本剰余金		
前期末残高	412,315	412,315
当期末残高	412,315	412,315
利益剰余金		
前期末残高	516,565	557,358
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	66,325	76,227
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
当期変動額合計	40,793	34,480
当期末残高	557,358	591,839
株主資本合計		
前期末残高	1,253,159	1,293,953
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	66,325	76,227
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
当期変動額合計	40,793	34,480
当期末残高	1,293,953	1,328,433

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△152,100	71,945
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	224,046	△70,773
当期変動額合計	224,046	△70,773
当期末残高	71,945	1,172
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△16,222	△13,196
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,026	3,838
当期変動額合計	3,026	3,838
当期末残高	△13,196	△9,357
土地再評価差額金		
前期末残高	△9,045	△6,862
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,182	△134
当期変動額合計	2,182	△134
当期末残高	△6,862	△6,997
為替換算調整勘定		
前期末残高	△13,461	△12,167
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,293	△3,581
当期変動額合計	1,293	△3,581
当期末残高	△12,167	△15,748
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△190,829	39,719
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	230,549	△70,650
当期変動額合計	230,549	△70,650
当期末残高	39,719	△30,930
少数株主持分		
前期末残高	115,375	115,711
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	336	272
当期変動額合計	336	272
当期末残高	115,711	115,984

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
純資産合計		
前期末残高	1,177,705	1,449,384
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	66,325	76,227
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	230,885	△70,378
当期変動額合計	271,678	△35,897
当期末残高	1,449,384	1,413,486

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	58,370	109,211
減価償却費	37,220	37,132
減損損失	3,035	461
のれん償却額	—	11
持分法による投資損益 (△は益)	△3,415	△3,339
貸倒引当金の増減 (△)	15,983	△12,055
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△448	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	121	226
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	89	△3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	211	213
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5	△20
偶発損失引当金の増減 (△)	10,816	60
資金運用収益	△252,587	△233,615
資金調達費用	90,420	70,565
有価証券関係損益 (△)	28,692	18,835
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△30	163
為替差損益 (△は益)	120,802	329,467
固定資産処分損益 (△は益)	804	2,132
特定取引資産の純増 (△) 減	△33,519	△46,826
特定取引負債の純増減 (△)	△1,235	△3,104
貸出金の純増 (△) 減	201,760	△341,971
預金の純増減 (△)	△507,552	△104,314
譲渡性預金の純増減 (△)	489,891	1,122,666
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△424,723	903,195
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	26,815	△230,646
コールローン等の純増 (△) 減	△44,328	16,938
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	123,952	△175,415
コールマネー等の純増減 (△)	1,344,191	833,928
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△22,398	1,016
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1,073	△4,132
外国為替 (負債) の純増減 (△)	335	576
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△16,800	△15,200
信託勘定借の純増減 (△)	△238,458	△100,657
資金運用による収入	246,019	226,222
資金調達による支出	△99,867	△84,190
その他	△3,971	13,446
小計	1,151,276	2,330,980
法人税等の支払額	△2,701	△5,212
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,148,575	2,325,768

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△18,374,929	△21,251,228
有価証券の売却による収入	12,560,766	14,130,410
有価証券の償還による収入	4,513,311	5,554,878
金銭の信託の増加による支出	—	△1,000
金銭の信託の減少による収入	41	5,500
有形固定資産の取得による支出	△10,890	△9,765
有形固定資産の売却による収入	4,958	862
無形固定資産の取得による支出	△23,303	△21,228
無形固定資産の売却による収入	—	6
その他	—	△485
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,330,046	△1,592,050
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	130,000	60,000
劣後特約付社債の償還による支出	△34,700	△109,700
配当金の支払額	△23,350	△41,882
少数株主への配当金の支払額	△3,864	△4,061
財務活動によるキャッシュ・フロー	68,085	△95,643
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,419	△16,839
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△117,804	621,235
現金及び現金同等物の期首残高	694,777	576,972
吸収分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△2,832
現金及び現金同等物の期末残高	※1 576,972	※1 1,195,376

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 25社 会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、イータカーナ有限会社を営業者とする匿名組合は、清算により当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 MU Japan Fund PLC 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 当社は、当社の保有する金融資産の流動化を目的として、開示対象特別目的会社(1社)を利用しておりますが、重要性が乏しいため、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額等の記載を省略しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 25社 会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 同左</p> <p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC なお、MU Japan Fund PLCは、議決権の所有割合の増加により子会社となり、当連結会計年度から持分法適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 11社 会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Aberdeen Asset Management PLC他4社は、取締役派遣等により当連結会計年度から持分法適用の関連会社としております。 また、株式会社DCキャッシュワンは、株式売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度から持分法適用の関連会社から除外しております。 MU Japan Fund PLCは、議決権の所有割合の増加により子会社となったため、当連結会計年度から持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 11社 会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 8社 1月24日 1社 3月末日 16社</p> <p>(2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、主として定率法により償却しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 4年～15年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産及び無形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,308百万円であります。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,898百万円であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から企業会計基準第19号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これによる未認識数理計算上の差異に与える影響は軽微であります。また、未認識数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(13) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	(13) リース取引の処理方法 同左
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによりしております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によりしており、それ以外の場合には繰延ヘッジによりしております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによりしております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によりしており、それ以外の場合には繰延ヘッジによりしております。

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は79百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は659百万円(同前)であります。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は71百万円(同前)であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	—————	(15) のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、その効果の及ぶ期間に わたって定額法により償却しており ます。 なお、重要性が乏しい場合は、発 生年度に一括して償却しておりま す。
	—————	(16) 連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲は、連結貸借対照 表上の「現金預け金」のうち、定期 性預け金と譲渡性預け金以外のもの であります。
	(15) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税 及び地方消費税(以下「消費税等」 という)の会計処理は、税抜方式に よっております。 なお、有形固定資産に係る控除対 象外消費税等は発生した連結会計年 度の費用に計上しております。	(17) 消費税等の会計処理 同左
	(16) 手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監 査委員会報告第24号に基づき金融取 引として処理しております。	(18) 手形割引及び再割引の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価に ついては、全面時価評価法を採用して おります。	—————
6. のれん及び負ののれんの 償却に関する事項	のれん及び負ののれんの償却は、重 要性が乏しい場合、発生年度に一括し て償却しております。	—————
7. 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	連結キャッシュ・フロー計算書にお ける資金の範囲は、連結貸借対照表上 の「現金預け金」のうち、定期性預け 金と譲渡性預け金以外のものでありま す。	—————

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(同前)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券中の社債は639百万円増加、投資損失引当金は117百万円減少、繰延税金負債は308百万円増加、その他有価証券評価差額金は379百万円増加し、税金等調整前当期純利益は117百万円増加しております。</p>	
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(同前)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は54百万円増加し、税金等調整前当期純利益は1,628百万円減少しております。</p>
	<p>(企業結合に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(同前)を適用しております。</p>

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	当連結会計年度から企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(平成22年6月30日 企業会計基準委員会)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式54,635百万円及び出資金83百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は83百万円であります。</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付に供している有価証券は453,734百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは47,687百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,141百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,392百万円、延滞債権額は65,108百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は486百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,203百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式54,285百万円及び出資金37百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は37百万円であります。</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付に供している有価証券は421,177百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは103,806百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,366百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,801百万円、延滞債権額は38,548百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は599百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,474百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)												
<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,190百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="215 448 766 548"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,202,287百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,132,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,972,044百万円及び貸出金1,156,644百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は39,992百万円、有価証券は2,679,488百万円であり、対応する売現先勘定は2,521,836百万円、債券貸借取引受入担保金は196,854百万円です。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,675,169百万円です。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	1,202,287百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,132,200百万円	<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,423百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="845 448 1396 548"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,001,227百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,999,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,205,052百万円及び貸出金1,139,236百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は3,384,413百万円であり、対応する売現先勘定は3,184,471百万円、債券貸借取引受入担保金は197,871百万円です。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,864,596百万円です。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	2,001,227百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,999,150百万円
有価証券	1,202,287百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金	1,132,200百万円												
有価証券	2,001,227百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金	1,999,150百万円												

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,217百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 146,826百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,616百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金125,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は14,253百万円であります。</p> <p>15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,086,286百万円、貸付信託41,774百万円であります。</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,494百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 147,721百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,483百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 同左</p> <p>※13. 同左</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は11,588百万円であります。</p> <p>15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,033,111百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益13,573百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益6,761百万円及び持分法投資利益3,339百万円を含んでおります。
※2. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額11,123百万円及び株式等償却10,447百万円を含んでおります。	※2. その他の経常費用には、株式等償却21,632百万円及び株式等売却損9,560百万円を含んでおります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
※1. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他の包括利益	228,468百万円
その他有価証券評価差額金	223,652百万円
繰延ヘッジ損益	3,045百万円
為替換算調整勘定	1,727百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	42百万円
※2. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
包括利益	299,226百万円
親会社株主に係る包括利益	294,692百万円
少数株主に係る包括利益	4,534百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,369,441	—	—	3,369,441	
第一回第三種 優先株式	1	—	—	1	
合計	3,369,442	—	—	3,369,442	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,454	4.29	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第三種 優先株式	0	5.30	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	8,895	2.64	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成21年9月30日	平成21年11月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	28,101	利益剰余金	8.34	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月28日

II 当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,369,441	—	—	3,369,441	
第一回第三種 優先株式	1	—	—	1	
合計	3,369,442	—	—	3,369,442	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	28,101	8.34	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	13,781	4.09	平成22年9月30日	平成22年11月16日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成22年9月30日	平成22年11月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	13,747	利益剰余金	4.08	平成23年3月31日	平成23年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 1,224,201 定期性預け金 △647,228 譲渡性預け金 — <hr/> 現金及び現金同等物 576,972	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> 平成23年3月31日現在 現金預け金勘定 2,060,667 定期性預け金 △865,291 譲渡性預け金 — <hr/> 現金及び現金同等物 1,195,376

(金融商品関係)

I 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスクヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当社の保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当社の外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当社は市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当社は、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っており、為替や金利が大きく変動した場合には、デリバティブ取引の時価が大きく変動する可能性があります。ヘッジを目的としたデリバティブ取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

当社では、信用リスク管理規則に基づいて当社全体の信用リスク管理体制を整備しております。また、各グループ会社の信用リスク管理体制への指導等を通じて、グループ全体の信用リスクを管理しております。

当社では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による投融资審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

(i) リスク管理体制

当社では、フロントオフィスから独立した、バックオフィス(事務管理部署)及びミドルオフィス(リスク管理部署)を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましても、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、ALM審議会において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

(ii) 市場リスクマネジメント

当社では、市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM審議会等へ報告しております。

当社の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスクヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

(iii) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいため、当社ではバリュー・アット・リスク (VaR) を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング、バンキング共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日)を採用しております。ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションしてVaRを算出する手法であります。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴であります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金ギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための支払準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、資金流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金流動性リスクに応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。資金流動性リスク管理部署は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、限度額遵守状況のモニタリング等を行い、ALM審議会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部署は、適切な資金繰り運営・管理を行い、資金流動性リスク管理部署に対し、定期的に資金繰り状況を報告するとともに、ALM審議会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	1,224,201	1,224,201	—
(2) コールローン及び買入手形	74,300	74,300	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	46,876	46,876	—
(4) 買入金銭債権	36,482	36,482	—
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	210,946	210,946	—
(6) 金銭の信託	6,956	6,956	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,555,923	1,578,317	22,394
その他有価証券	7,912,730	7,912,730	—
(8) 貸出金	10,291,313		
貸倒引当金(*1)	△63,657		
	10,227,656	10,351,286	123,630
(9) 外国為替(*1)	5,785	5,785	—
資産計	21,301,860	21,447,885	146,024
(1) 預金	12,592,852	12,628,313	35,461
(2) 譲渡性預金	1,810,519	1,810,519	—
(3) コールマナー及び売渡手形	285,182	285,182	—
(4) 売現先勘定	2,521,836	2,521,836	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	196,854	196,854	—
(6) 借入金	1,333,101	1,342,492	9,390
(7) 外国為替	386	386	—
(8) 短期社債	20,400	20,400	—
(9) 社債	338,500	345,666	7,166
(10) 信託勘定借	1,559,765	1,559,765	—
負債計	20,659,399	20,711,418	52,018
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	14,367	14,367	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(36,756)	(36,756)	—
デリバティブ取引計	(22,388)	(22,388)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、貸倒引当金を控除していません。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

私募債のうち、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格のないものについては、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としております。

変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割引いた価格と、取引金融機関等より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、取引金融機関等から入手する価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

法人向けの貸出金については、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額等を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割引いて現在価値を算定しております。なお、法人向けの貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

個人向けの住宅ローン等については、貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される適用利率で割引く方法等により時価を算定しております。

(9) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、発行時からの当社の信用リスクの増減を反映した時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該社債の元利金の合計額を当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップの時価を反映しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*3)	68,318
② 組合出資金(*2)(*3)	15,918
③ その他	422
合計	84,659

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は、投資事業組合等であります。これらは時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式467百万円、組合出資金2,080百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
買入金銭債権	1	1,354	11,897	338	—	22,891
有価証券	2,375,200	2,440,720	2,298,368	300,733	737,194	187,240
満期保有目的の債券	315,886	1,105,456	134,556	24	—	—
国債	199,908	512,228	15,003	24	—	—
地方債	19,659	22,688	—	—	—	—
社債	42,836	128,666	2,938	—	—	—
外国債券	53,481	441,872	116,614	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,059,314	1,335,264	2,163,812	300,708	737,194	187,240
国債	1,545,877	356,944	1,153,726	—	368,921	64,043
地方債	—	634	—	—	403	49
社債	45,405	118,488	92,349	6,632	1,587	11,648
外国債券	450,501	800,024	874,320	258,541	323,187	111,499
その他	17,530	59,172	43,415	35,534	43,094	—
貸出金(*2)	4,215,972	2,678,846	1,707,719	446,252	236,265	933,279
合計	6,591,174	5,120,922	4,017,985	747,324	973,460	1,143,411

(*1) 償還予定額については、連結貸借対照表計上額にて記載しております。なお、金銭債権のうち、科目残高の全額が1年以内に償還される予定のものについては、記載を省略しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない72,976百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*2)	8,606,559	3,380,039	559,440	23,445	23,367	—
借入金	1,132,296	11,180	29,624	39,000	114,000	7,000
社債(*3)	30,000	—	30,000	71,300	185,800	21,400
合計	9,768,856	3,391,219	619,065	133,745	323,167	28,400

(*1) 返済予定額については、連結貸借対照表計上額にて記載しております。なお、有利子負債のうち、科目残高の全額が1年以内に返済される予定のものについては、記載を省略しております。

(*2) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(*3) 社債のうち、償還期限の定めのない永久社債については、「10年超」に記載しております。

II 当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスクヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券価格の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当社の保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当社の外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当社は市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当社は、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っており、為替や金利が大きく変動した場合には、デリバティブ取引の時価が大きく変動する可能性があります。ヘッジを目的としたデリバティブ取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

当社では、信用リスク管理規則に基づいて当社全体の信用リスク管理体制を整備しております。また、各グループ会社の信用リスク管理体制への指導等を通じて、グループ全体の信用リスクを管理しております。

当社では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による投融资審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

(イ) リスク管理体制

当社では、フロントオフィス(取引部署)から独立した、バックオフィス(事務管理部署)及びミドルオフィス(市場リスク管理部署)を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましては、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、ALM審議会において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

(ロ) 市場リスクマネジメント

当社では、市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM審議会等へ報告しております。

当社の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスク・ヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

(ハ) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいいため、当社ではVaR・VaI等(*1)を用いて市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング業務、バンキング業務共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日)(*2)を採用しております。

(※1) 当社では、市場リスク計測モデルによって、金利・株価・為替レート等の変動によって損失を被るリスクを表すVaR(バリュー・アット・リスク)及び社債等の信用スプレッドの変動によって損失を被るリスクを表すVaI(イディオシンクラティック・リスク)を計測しております。

(※2) ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションして市場リスク量を算出する手法であります。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴であります。一方で、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(二)市場リスクに係る定量的情報

(i) トレーディング業務の市場リスク量

当社の平成23年3月末のトレーディング業務の連結ベースの市場リスク量は全体で22億円です。

(ii) バンキング業務の市場リスク量

当社の平成23年3月末のバンキング業務(政策投資株式の市場リスクは除く)の連結ベースの市場リスク量は全体で816億円です。なお、バンキング業務においては金利リスクの適切な捕捉が重要であるため、コア預金、貸出・預金のプリペイメントを適切に計測するための仮定を以下のように定めて管理を行っております。契約上満期の定めのない預金については、商品毎の残高推移データを用いた統計的な分析結果、預金金利見通しや経営判断などを考慮し、その一部(いわゆるコア預金)について最長5年(平均約2年半)に満期を振り分け、金利リスクを認識しております。コア預金額や満期の振り分け方法については定期的に見直しを行っております。一方、契約上満期の定めのある預金や貸出は、満期以前に返済もしくは解約されることがありますが、こうしたリスクについては、金利状況や返済・解約実績などを踏まえた統計的な分析から中途解約率を推計するなど、金利リスクへの反映を図っております。

(iii) 政策投資株式リスク

平成23年3月末時点の政策投資保有株式(公開銘柄)に対しては、TOPIXが1ポイント変化した場合、時価総額は当社全体で8億円変動すると把握しております。

(ホ) バック・テストイング

当社では、トレーディング業務、バンキング業務の市場リスク量算出に使用する市場リスク計測モデルの正確性を検証するために、モデルが算出した保有期間1日のVaRと日次の仮想損益を比較するバック・テストイングを行っております。

バック・テストイングでは、このほかに、市場リスク計測モデルの使用前提条件の妥当性に関する検証などを行い、使用している市場リスクモデルの特性を多角的に把握することで、その正確性の確保に努めております。

平成22年度の営業日を対象とした1年間のバック・テストイングの結果、実際の損失がVaRを超過した回数はトレーディング業務では0回、バンキング業務では1回であり、超過回数はともに4回以内に収まっているため、使用する計測モデルは、十分な精度により市場リスクを計測しているものと考えられます。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金ギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための支払準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、資金流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金流動性リスクに応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。資金流動性リスク管理部署は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、限度額遵守状況のモニタリング等を行い、ALM審議会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部署は、適切な資金繰り運営・管理を行い、資金流動性リスク管理部署に対し、定期的に資金繰り状況を報告するとともに、ALM審議会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	2,060,667	2,060,667	—
(2) コールローン及び買入手形	65,400	65,400	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	222,291	222,291	—
(4) 買入金銭債権	28,444	28,444	—
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	263,414	263,414	—
(6) 金銭の信託	2,290	2,290	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,806,770	1,816,290	9,520
その他有価証券	8,849,040	8,849,040	—
(8) 貸出金	10,633,282		
貸倒引当金(*1)	△45,741		
	10,587,541	10,660,966	73,425
(9) 外国為替(*1)	9,918	9,918	—
資産計	23,895,780	23,978,725	82,945
(1) 預金	12,478,116	12,507,515	29,399
(2) 譲渡性預金	2,933,186	2,933,228	42
(3) コールマナー及び売渡手形	418,379	418,379	—
(4) 売現先勘定	3,184,471	3,184,471	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	197,871	197,871	—
(6) 借入金	2,236,005	2,245,985	9,979
(7) 外国為替	963	963	—
(8) 短期社債	5,200	5,200	—
(9) 社債	288,800	292,230	3,430
(10) 信託勘定借	1,459,108	1,459,108	—
負債計	23,202,102	23,244,955	42,852
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,187	11,187	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(30,631)	(30,631)	—
デリバティブ取引計	(19,443)	(19,443)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、貸倒引当金を控除していません。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

私募債のうち、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格のないものについては、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。

変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、取引金融機関等より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、取引金融機関等から入手する価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

法人向けの貸出金については、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額等を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、法人向けの貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。

個人向けの住宅ローン等については、貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される適用利率で割り引く方法等により時価を算定しております。

(9) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となるものについては、当該金利スワップの時価を反映しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

社債のうち、市場価格のあるものは、市場価格に基づいて算定した価額を時価としております。市場価格のないものは、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。上記のうち金利スワップの特例処理の対象となるものについては、当該金利スワップの時価を反映しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*3)	62,846
② 組合出資金(*2)(*3)	13,077
③ その他	377
合計	76,302

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は、投資事業組合等であります。これらは時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式259百万円、組合出資金1,310百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
買入金銭債権	—	731	5,372	829	1,474	20,036
有価証券	2,121,141	2,731,109	2,672,391	592,261	1,066,235	580,708
満期保有目的の債券	774,608	842,073	190,063	24	—	—
国債	435,154	91,956	190,063	24	—	—
地方債	19,138	3,528	—	—	—	—
社債	85,138	46,449	—	—	—	—
外国債券	235,176	700,138	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,346,532	1,889,036	2,482,327	592,236	1,066,235	580,708
国債	1,055,202	836,433	1,111,908	169,027	646,483	53,550
地方債	563	—	—	—	560	47
社債	51,477	196,316	81,538	42,698	14,701	14,264
外国債券	235,994	835,717	1,154,555	360,849	344,191	512,846
その他	3,294	20,568	134,325	19,661	60,299	—
貸出金(*2)	4,578,980	2,446,355	1,773,972	560,329	287,103	946,190
合計	6,700,122	5,178,196	4,451,735	1,153,420	1,354,813	1,546,936

(*1) 償還予定額については、連結貸借対照表計上額にて記載しております。なお、金銭債権のうち、科目残高の全額が1年以内に償還される予定のものについては、記載を省略しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない40,350百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*2)	8,370,741	3,449,780	619,262	13,098	25,233	—
譲渡性預金	2,912,376	20,810	—	—	—	—
借入金	2,002,319	11,124	34,562	40,000	146,000	2,000
社債(*3)	—	—	30,000	125,000	101,800	32,000
合計	13,285,437	3,481,714	683,824	178,098	273,033	34,000

(*1) 返済予定額については、連結貸借対照表計上額にて記載しております。なお、有利子負債のうち、科目残高の全額が1年以内に返済される予定のものについては、記載を省略しております。

(*2) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(*3) 社債のうち、償還期限の定めのない永久社債については、「10年超」に記載しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	10

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	727,165	738,814	11,648
	地方債	42,348	42,933	585
	社債	174,441	177,517	3,076
	その他	526,598	533,982	7,384
	外国債券	526,598	533,982	7,384
	小計	1,470,554	1,493,248	22,694
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	85,369	85,069	△300
	外国債券	85,369	85,069	△300
	小計	85,369	85,069	△300
合計		1,555,923	1,578,317	22,394

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	606,790	395,814	210,976
	債券	1,915,017	1,896,739	18,278
	国債	1,704,498	1,688,997	15,500
	地方債	997	966	31
	社債	209,521	206,775	2,746
	その他	2,075,373	2,029,865	45,507
	外国株式	1,192	869	323
	外国債券	1,992,649	1,952,011	40,637
	その他	81,531	76,984	4,546
	小計	4,597,181	4,322,419	274,761
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	268,214	330,511	△62,296
	債券	1,851,693	1,853,987	△2,294
	国債	1,785,014	1,786,308	△1,294
	地方債	89	90	△0
	社債	66,590	67,589	△999
	その他	1,232,122	1,316,213	△84,091
	外国株式	—	—	—
	外国債券	826,424	839,700	△13,275
	その他	405,697	476,513	△70,815
	小計	3,352,030	3,500,712	△148,682
合計	7,949,211	7,823,132	126,079	

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	44,135	11,476	3,130
債券	7,497,363	18,889	5,371
国債	7,352,177	17,771	4,604
地方債	4,838	38	3
社債	140,348	1,079	763
その他	5,028,858	23,539	20,161
外国株式	13,610	2,068	50
外国債券	5,008,752	21,037	20,050
その他	6,496	434	60
合計	12,570,358	53,905	28,662

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものを含め、10,728百万円(うち、株式8,366百万円、その他2,362百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	16

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	717,199	721,791	4,591
	地方債	22,666	22,845	178
	社債	131,588	132,900	1,312
	その他	690,147	696,061	5,914
	外国債券	690,147	696,061	5,914
	小計	1,561,602	1,573,598	11,996
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	245,168	242,691	△2,476
	外国債券	245,168	242,691	△2,476
	小計	245,168	242,691	△2,476
合計		1,806,770	1,816,290	9,520

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	430,079	272,703	157,375
	債券	2,235,675	2,218,608	17,066
	国債	1,963,839	1,949,816	14,022
	地方債	1,054	1,028	25
	社債	270,781	267,763	3,018
	その他	1,290,589	1,256,663	33,925
	外国株式	787	562	224
	外国債券	1,150,756	1,124,270	26,486
	その他	139,044	131,830	7,214
	小計	3,956,343	3,747,975	208,368
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	288,655	368,608	△79,953
	債券	2,039,097	2,045,517	△6,419
	国債	1,908,765	1,914,098	△5,333
	地方債	117	119	△2
	社債	130,215	131,299	△1,084
	その他	2,593,387	2,702,318	△108,930
	外国株式	—	—	—
	外国債券	2,293,398	2,342,350	△48,951
	その他	299,989	359,968	△59,978
小計	4,921,141	5,116,444	△195,303	
合計		8,877,485	8,864,420	13,064

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	69,042	6,595	9,428
債券	6,922,099	28,662	10,299
国債	6,912,946	28,515	10,298
社債	9,153	147	0
その他	7,152,113	59,962	40,809
外国株式	3,560	160	131
外国債券	7,142,130	59,713	40,558
その他	6,423	88	118
合計	14,143,256	95,220	60,537

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、23,174百万円(うち、株式20,322百万円、債券19百万円、その他2,833百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,956	—

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

II 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,290	—

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	128,002
その他有価証券	128,002
(△)繰延税金負債	56,149
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	71,853
(△)少数株主持分相当額	147
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	239
その他有価証券評価差額金	71,945

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,923百万円(益)を含めております。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	14,612
その他有価証券	14,612
(△)繰延税金負債	13,296
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,316
(△)少数株主持分相当額	136
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	1,172

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,547百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	6,189	—	0	△8
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,929,618	3,132,462	85,725	85,725
	受取変動・支払固定	4,060,549	3,245,151	△75,484	△75,484
	受取変動・支払変動	310,252	308,532	△20	△20
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ・フロアー				
	売建	101,383	79,245	△1,048	△861
	買建	100,645	79,415	839	672
	金利スワップション				
	売建	7,570	236	△23	1,019
買建	7,570	236	22	△0	
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	10,010	11,041

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	108,019	82,610	1,462	1,462
	為替予約				
	売建	4,709,084	162,083	△70,371	△70,371
	買建	4,695,174	160,303	73,051	73,051
	通貨オプション				
	売建	25,366	5,760	△495	173
	買建	23,712	6,409	644	△49
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	4,291	4,266

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	5,008	—	△13	△13
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券 店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—————	—————	△13	△13

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	債券先物				
	売建	696	—	5	5
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	32,191	—	203	37	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	209	43

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	31,000	20,000	△74	△74
	買建	18,500	11,000	△55	△55
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△129	△129

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、その他有 価証券(債券)、預 金等の有利息の金 融資産・負債	3,462,500	1,778,100	12,993
	受取変動・支払固定		1,014,209	913,520	△41,035
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、譲渡性預 金、借入金、社債	262,082	234,500	(注)3.
	受取変動・支払固定		100,106	87,635	
	合計	——	——	——	△28,041

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、譲渡性預金、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、 有価証券、預金、 外国為替等	902,347	88,260	△8,714
	合計	——	——	——	△8,714

(注) 1. 業種別監査委員会報告第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

II 当連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,811,385	3,066,036	68,326	68,326
	受取変動・支払固定	3,849,242	3,087,919	△57,223	△57,223
	受取変動・支払変動	324,186	321,706	△24	△24
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ・フロアー				
	売建	72,529	52,749	△758	△603
	買建	72,892	53,237	565	450
	金利スワップション				
	売建	11,622	—	△8	1,842
	買建	12,248	50	13	△9
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	10,888	12,757

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	264,131	226,472	2,322	2,322
	為替予約				
	売建	4,540,882	162,034	△46,506	△46,506
	買建	4,174,790	152,775	44,177	44,177
	通貨オプション				
	売建	84,598	13,461	△1,022	990
	買建	67,175	8,646	1,416	△281
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	386	701

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	20,000	20,000	△15	△15
	買建	11,000	7,000	△72	△72
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△87	△87

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、その他有 価証券(債券)、預 金等の有利息の金 融資産・負債	2,496,600	1,956,600	5,364
	受取変動・支払固定		1,205,061	1,103,920	△26,538
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、譲渡性預 金、借入金、社債	384,031	294,500	(注)3.
	受取変動・支払固定		98,253	87,631	
	合計	———	———	———	△21,173

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、譲渡性預金、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、 有価証券、預金、 外国為替等	996,070	1,318	△9,458
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の貸出金	24,856	24,856	(注)3.
	合計	———	———	———	△9,458

(注) 1. 業種別監査委員会報告第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建の貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び確定給付企業年金制度を設けております。なお、一部の国内連結子会社は、総合設立型の厚生年金基金制度を有しておりますが、重要性に乏しいものであるため、当該年金制度に係る注記は省略しております。また、当社では、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△419,556	△429,225
年金資産 (B)	527,726	500,965
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	108,170	71,739
未認識数理計算上の差異 (D)	119,866	151,382
未認識過去勤務債務 (E)	△26,131	△21,933
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	201,905	201,188
前払年金費用 (G)	204,955	204,612
退職給付引当金 (F) - (G)	△3,049	△3,423

- (注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。
2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。
3. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。
4. 一部を除く連結子会社の退職給付制度は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	8,282	7,246
利息費用	6,718	8,318
期待運用収益	△18,580	△20,501
過去勤務債務の費用処理額	△4,198	△4,198
数理計算上の差異の費用処理額	28,820	18,724
その他(臨時に支払った割増退職金等)	1,533	773
退職給付費用	22,577	10,363

- (注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度(平成22年3月31日)	当連結会計年度(平成23年3月31日)
(1) 割引率	1.7%~2.1%	1.5%~1.9%
(2) 期待運用収益率	4.1%~4.2%	3.9%~4.1%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10~12年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10~12年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券償却税分</td> <td style="text-align: right;">85,373百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">26,930百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">26,255百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">70,749百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">209,309百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△119,056百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,253百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△62,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△16,704百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△13,709百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△92,414百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△2,161百万円</td> </tr> </table>	有価証券償却税分	85,373百万円	貸倒引当金	26,930百万円	税務上の繰越欠損金	26,255百万円	その他	70,749百万円	繰延税金資産小計	209,309百万円	評価性引当額	△119,056百万円	繰延税金資産合計	90,253百万円	その他有価証券評価差額金	△62,000百万円	退職給付引当金	△16,704百万円	その他	△13,709百万円	繰延税金負債合計	△92,414百万円	繰延税金資産の純額	△2,161百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券償却税分</td> <td style="text-align: right;">57,671百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">25,622百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">14,416百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">6,221百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">61,003百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">164,936百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△99,004百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,932百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△19,446百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△16,575百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△16,407百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△52,430百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">13,502百万円</td> </tr> </table>	有価証券償却税分	57,671百万円	貸倒引当金	25,622百万円	その他有価証券評価差額金	14,416百万円	税務上の繰越欠損金	6,221百万円	その他	61,003百万円	繰延税金資産小計	164,936百万円	評価性引当額	△99,004百万円	繰延税金資産合計	65,932百万円	その他有価証券評価差額金	△19,446百万円	退職給付引当金	△16,575百万円	その他	△16,407百万円	繰延税金負債合計	△52,430百万円	繰延税金資産の純額	13,502百万円
有価証券償却税分	85,373百万円																																																		
貸倒引当金	26,930百万円																																																		
税務上の繰越欠損金	26,255百万円																																																		
その他	70,749百万円																																																		
繰延税金資産小計	209,309百万円																																																		
評価性引当額	△119,056百万円																																																		
繰延税金資産合計	90,253百万円																																																		
その他有価証券評価差額金	△62,000百万円																																																		
退職給付引当金	△16,704百万円																																																		
その他	△13,709百万円																																																		
繰延税金負債合計	△92,414百万円																																																		
繰延税金資産の純額	△2,161百万円																																																		
有価証券償却税分	57,671百万円																																																		
貸倒引当金	25,622百万円																																																		
その他有価証券評価差額金	14,416百万円																																																		
税務上の繰越欠損金	6,221百万円																																																		
その他	61,003百万円																																																		
繰延税金資産小計	164,936百万円																																																		
評価性引当額	△99,004百万円																																																		
繰延税金資産合計	65,932百万円																																																		
その他有価証券評価差額金	△19,446百万円																																																		
退職給付引当金	△16,575百万円																																																		
その他	△16,407百万円																																																		
繰延税金負債合計	△52,430百万円																																																		
繰延税金資産の純額	13,502百万円																																																		
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.68%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">△51.18%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△9.59%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△1.12%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△21.22%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.68%	(調整)		評価性引当額の減少	△51.18%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.59%	その他	△1.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△21.22%	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.68%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">△8.13%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△4.35%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△2.25%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25.93%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.68%	(調整)		評価性引当額の減少	△8.13%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.35%	その他	△2.25%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.93%																										
法定実効税率	40.68%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の減少	△51.18%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.59%																																																		
その他	△1.12%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△21.22%																																																		
法定実効税率	40.68%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の減少	△8.13%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.35%																																																		
その他	△2.25%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.93%																																																		

(セグメント情報等)

事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務、不動産仲介業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に対する 経常収益	498,812	14,148	0	38,561	4,510	556,032	—	556,032
(2) セグメント間の 内部経常収益	8,842	1,790	3,787	4,023	98	18,542	(18,542)	—
計	507,654	15,938	3,787	42,584	4,609	574,575	(18,542)	556,032
経常費用	461,064	12,128	95	29,579	4,159	507,026	(10,868)	496,158
経常利益	46,589	3,810	3,692	13,005	449	67,548	(7,674)	59,874
II 資産	20,643,325	985,511	108,813	1,983,023	363,523	24,084,196	(1,376,957)	22,707,238

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国、ルクセンブルグ大公国等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

3. 会計処理基準等の変更

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(同前)を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、資産は757百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

海外経常収益

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	57,220
II 連結経常収益	556,032
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	10.2

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載していません。

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは、顧客・事業別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「受託財産部門」「不動産部門」「証券代行部門」「市場国際部門」及び「その他」を報告セグメントとしております。

リテール部門：個人に対する金融サービスの提供

法人部門：法人に対する金融サービスの提供

受託財産部門：企業年金、公的年金、公的資金、投資信託などの各種資金に関する資金運用・管理サービスの提供

不動産部門：不動産売買・賃貸の媒介・管理、不動産鑑定評価などのサービスの提供

証券代行部門：株式名義書換事務、株式公開の支援などのサービスの提供

市場国際部門：海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供及び国内外の有価証券投資などの市場運用業務・資金繰りの管理

その他：上記各部門に属さない管理業務等

2. 報告セグメントごとの連結業務粗利益及び連結実質業務純益の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした社内管理会計基準に基づいております。

3. 報告セグメントごとの連結業務粗利益及び連結実質業務純益の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	リテール部門	法人部門	受託財産部門	不動産部門	証券代行部門	市場国際部門	その他	合計
連結業務粗利益	80,155	81,154	91,529	19,937	39,415	55,904	△13,771	354,325
単体	71,968	81,004	61,170	17,522	34,534	46,269	△7,786	304,683
金利収支	38,605	57,072	—	—	—	57,371	11,998	165,048
非金利収支	33,362	23,932	61,170	17,522	34,534	△11,102	△19,785	139,635
子会社等	8,187	149	30,358	2,415	4,881	9,635	△5,985	49,642
経費	73,624	19,391	59,032	13,545	19,945	18,513	35,727	239,779
連結実質業務純益	6,530	61,763	32,497	6,392	19,469	37,391	△49,499	114,545

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、連結業務粗利益を記載しております。

2. 連結業務粗利益は、信託勘定償却前であります。

3. 連結実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前であります。

4. 当社は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	リテール部門	法人部門	受託財産部門	不動産部門	証券代行部門	市場国際部門	その他	合計
連結業務粗利益	78,041	77,699	90,601	20,629	37,327	71,718	8,034	384,052
単体	68,530	77,559	59,518	17,882	33,333	68,364	11,458	336,646
金利収支	34,963	54,420	—	—	—	64,452	10,402	164,238
非金利収支	33,567	23,138	59,518	17,882	33,333	3,912	1,055	172,407
子会社等	9,511	140	31,083	2,746	3,994	3,354	△3,423	47,406
経費	71,148	18,996	59,248	13,302	18,975	15,318	30,349	227,338
連結実質業務純益	6,892	58,703	31,352	7,327	18,351	56,400	△22,314	156,713

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、連結業務粗利益を記載しております。
 2. 連結業務粗利益は、信託勘定償却前であります。
 3. 連結実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前であります。
 4. 当社は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

連結実質業務純益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	114,545	156,713
一般貸倒引当金繰入額	1,884	△1,188
信託勘定償却	—	△0
与信関係費用	△28,167	△8,542
株式等関係損益	△54	△24,431
持分法投資損益	3,415	3,339
その他臨時損益	△31,749	△13,704
連結損益計算書の経常利益	59,874	112,185

(注) 差異調整につきましては連結実質業務純益と連結損益計算書の経常利益計上額との差異について記載しております。

(追加情報)

当連結会計年度から企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

関連情報

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と同様であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア	その他	合計
506,264	21,692	36,415	4,852	1	569,227

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は、当社の本支店及び連結子会社の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は461百万円でありま
す。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	リテール 部門	法人部門	受託財産 部門	不動産 部門	証券代行 部門	市場国際 部門	その他	合計
当期償却額	—	—	—	—	11	—	—	11
当期末残高	—	—	—	—	875	—	—	875

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項なし。

関連当事者情報

I 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

II 当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社 を持つ会社	Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc.	米国 ニューヨ ーク州 ニューヨ ーク市	百万米ドル 69	証券業務	—	金銭貸借関係	売現先	144,321 (注1)	売現先 勘定	271,948
							売現先利息	374 (注2)	その他 負債	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額は平均残高を記載しております。

2. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	395円81銭	385円07銭
1株当たり当期純利益金額	19円68銭	22円62銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	19円67銭	22円51銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	66,325	76,227
普通株主に帰属しない金額	百万円	0	0
うち優先配当額	百万円	0	0
普通株式に係る当期純利益	百万円	66,325	76,227
普通株式の期中平均株式数	千株	3,369,441	3,369,441
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	△41	△358
うち優先配当額	百万円	0	0
うち持分法適用関連会社の潜在株式 による調整額	百万円	△41	△358
普通株式増加数	千株	2	2
うち優先株式の転換	千株	2	2

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,449,384	1,413,486
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	115,712	115,985
うち優先株式の発行金額	百万円	1	1
うち優先配当額	百万円	0	0
うち少数株主持分	百万円	115,711	115,984
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	1,333,671	1,297,501
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	3,369,441	3,369,441

⑤ 連結附属明細表
社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当 社	短期社債	平成22年 3月25日～ 平成23年 1月13日	20,400 [20,400]	5,200 [5,200]	0.12	なし	平成22年 6月～ 平成23年 4月
	無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 9月29日～ 平成22年 10月28日	218,000 [30,000]	238,000	1.59～ 2.52	なし	平成22年 9月～ 平成37年 10月
	ユーロ円建社債 (劣後特約付)	平成13年 1月10日～ 平成22年 4月27日	99,100	48,800	0.57～ 2.61	なし	平成27年 6月～ 平成42年 4月
	ユーロ円建 永久社債 (劣後特約付)	平成17年 5月24日～ 平成17年 7月28日	20,000	2,000	1.93	なし	—
MTBC Finance (Aruba) A. E. C.	連結子会社永久 社債 (劣後特約付)	平成12年 11月21日	1,400	—	—	なし	—
合計		—	358,900	294,000	—	—	—

(注) 1. 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。

2. 「前期末残高」、「当期末残高」欄の [] 書きは1年以内に償還が予定されている金額であります。

3. 連結会社の各決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	5,200	—	—	30,000	—

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	1,333,101	2,236,005	0.28	—
借入金	1,333,101	2,236,005	0.28	平成22年1月～ 平成39年12月
リース債務	917	841	—	平成22年4月～ 平成31年3月

(注) 1. 「平均利率」は、連結会社の各決算日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。

2. 連結会社の各決算日後5年以内における借入金及びリース債務の返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	2,002,319	8,062	3,062	14,062	20,500
リース債務 (百万円)	137	124	107	98	93

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの平成22年3月31日現在及び平成23年3月31日現在の発行はありません。

資産除去債務明細表

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) その他

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 慶太 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

中間連結財務諸表等

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	2,060,667	1,842,070
コールローン及び買入手形	65,400	79,096
債券貸借取引支払保証金	222,291	129,023
買入金銭債権	28,444	26,043
特定取引資産	318,728	362,332
金銭の信託	2,290	2,298
有価証券	※1, ※7, ※13 10,786,436	※1, ※7, ※13 11,874,327
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,633,282	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,603,485
外国為替	9,918	5,091
その他資産	766,160	720,374
有形固定資産	※9, ※10 168,720	※9, ※10 176,263
無形固定資産	86,813	89,909
繰延税金資産	13,735	3,652
支払承諾見返	172,619	162,536
貸倒引当金	△55,438	△48,206
資産の部合計	25,280,070	26,028,298

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
預金	12,478,116	12,364,618
譲渡性預金	2,933,186	3,042,356
コールマネー及び売渡手形	418,379	168,794
売現先勘定	※7 3,184,471	※7 3,581,441
債券貸借取引受入担保金	※7 197,871	※7 626,088
特定取引負債	59,545	58,176
借入金	※7, ※11 2,236,005	※7, ※11 2,298,688
外国為替	963	7
短期社債	5,200	—
社債	※12 288,800	※12 307,800
信託勘定借	1,459,108	1,405,224
その他負債	398,932	430,332
賞与引当金	5,876	6,320
役員賞与引当金	85	27
退職給付引当金	3,423	3,608
役員退職慰労引当金	206	210
偶発損失引当金	16,987	17,110
繰延税金負債	233	33,640
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,570	※9 6,241
支払承諾	172,619	162,536
負債の部合計	23,866,583	24,513,224
純資産の部		
資本金	324,279	324,279
資本剰余金	412,315	412,315
利益剰余金	591,839	626,064
株主資本合計	1,328,433	1,362,658
その他有価証券評価差額金	1,172	67,694
繰延ヘッジ損益	△9,357	△30,374
土地再評価差額金	※9 △6,997	※9 △7,208
為替換算調整勘定	△15,748	△15,901
その他の包括利益累計額合計	△30,930	14,210
少数株主持分	115,984	138,205
純資産の部合計	1,413,486	1,515,073
負債及び純資産の部合計	25,280,070	26,028,298

② 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	282,664	319,206
信託報酬	44,807	43,876
資金運用収益	111,672	110,906
(うち貸出金利息)	57,265	52,364
(うち有価証券利息配当金)	47,963	55,759
役務取引等収益	62,817	86,295
特定取引収益	10,070	12,631
その他業務収益	44,841	45,952
その他経常収益	※1 8,453	※1 19,544
経常費用	218,071	246,016
資金調達費用	35,760	36,238
(うち預金利息)	23,109	17,088
役務取引等費用	7,124	20,389
その他業務費用	38,557	42,536
営業経費	122,273	127,969
その他経常費用	※2 14,354	※2 18,882
経常利益	64,592	73,190
特別利益	4,312	4,651
固定資産処分益	112	4,651
貸倒引当金戻入益	2,986	—
償却債権取立益	631	—
偶発損失引当金戻入益	581	—
特別損失	2,270	1,375
固定資産処分損	514	142
減損損失	230	1,233
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,525	—
税金等調整前中間純利益	66,635	76,466
法人税、住民税及び事業税	3,728	18,243
法人税等調整額	20,926	6,649
法人税等合計	24,654	24,892
少数株主損益調整前中間純利益	41,980	51,573
少数株主利益	2,227	3,812
中間純利益	39,753	47,761

中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	41,980	51,573
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△16,256	66,540
繰延ヘッジ損益	△6,915	△21,017
為替換算調整勘定	△2,155	△38
持分法適用会社に対する持分相当額	△32	△255
その他の包括利益合計	△25,360	45,230
中間包括利益	16,620	96,803
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	14,538	93,113
少数株主に係る中間包括利益	2,081	3,690

③ 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	324,279	324,279
当中間期末残高	324,279	324,279
資本剰余金		
当期首残高	412,315	412,315
当中間期末残高	412,315	412,315
利益剰余金		
当期首残高	557,358	591,839
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	39,753	47,761
土地再評価差額金の取崩	△0	211
当中間期変動額合計	11,651	34,225
当中間期末残高	569,010	626,064
株主資本合計		
当期首残高	1,293,953	1,328,433
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	39,753	47,761
土地再評価差額金の取崩	△0	211
当中間期変動額合計	11,651	34,225
当中間期末残高	1,305,604	1,362,658

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	71,945	1,172
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△16,508	66,522
当中間期変動額合計	△16,508	66,522
当中間期末残高	55,437	67,694
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△13,196	△9,357
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△6,897	△21,017
当中間期変動額合計	△6,897	△21,017
当中間期末残高	△20,093	△30,374
土地再評価差額金		
当期首残高	△6,862	△6,997
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	△211
当中間期変動額合計	0	△211
当中間期末残高	△6,861	△7,208
為替換算調整勘定		
当期首残高	△12,167	△15,748
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,808	△153
当中間期変動額合計	△1,808	△153
当中間期末残高	△13,976	△15,901
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	39,719	△30,930
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△25,213	45,141
当中間期変動額合計	△25,213	45,141
当中間期末残高	14,506	14,210
少数株主持分		
当期首残高	115,711	115,984
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△180	22,220
当中間期変動額合計	△180	22,220
当中間期末残高	115,531	138,205

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	1,449,384	1,413,486
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	39,753	47,761
土地再評価差額金の取崩	△0	211
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△25,393	67,361
当中間期変動額合計	△13,742	101,586
当中間期末残高	1,435,642	1,515,073

④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	66,635	76,466
減価償却費	18,314	19,232
減損損失	230	1,233
のれん償却額	—	108
持分法による投資損益 (△は益)	△674	△1,633
貸倒引当金の増減 (△)	△3,591	△7,231
賞与引当金の増減額 (△は減少)	14	△104
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60	△57
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	94	80
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△44	△72
偶発損失引当金の増減 (△)	△609	△74
資金運用収益	△111,672	△110,906
資金調達費用	35,760	36,238
有価証券関係損益 (△)	△2,115	△2,672
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	136	△8
為替差損益 (△は益)	342,827	394,459
固定資産処分損益 (△は益)	401	△4,509
特定取引資産の純増 (△) 減	△65,490	△43,609
特定取引負債の純増減 (△)	5,770	△1,362
貸出金の純増 (△) 減	△102,239	29,796
預金の純増減 (△)	△282,647	△110,844
譲渡性預金の純増減 (△)	747,447	109,192
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	148,130	62,701
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△173,108	△41,670
コールローン等の純増 (△) 減	7,793	△11,294
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△98,348	93,268
コールマネー等の純増減 (△)	602,423	147,385
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	262,448	428,217
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△3,317	4,826
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△93	△955
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△15,200	△5,200
信託勘定借の純増減 (△)	△70,971	△53,884
資金運用による収入	105,231	106,722
資金調達による支出	△41,331	△42,200
その他	△60,037	49,813
小計	1,312,103	1,121,447
法人税等の支払額	△3,710	△4,956
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,308,392	1,116,491

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△9,966,530	△10,508,979
有価証券の売却による収入	6,136,036	7,839,435
有価証券の償還による収入	2,653,079	1,308,098
金銭の信託の増加による支出	△1,000	—
金銭の信託の減少による収入	1,000	—
有形固定資産の取得による支出	△2,414	△8,626
有形固定資産の売却による収入	194	1,196
無形固定資産の取得による支出	△10,017	△10,515
無形固定資産の売却による収入	6	—
子会社株式の取得による支出	—	△135
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△4,722
その他	△312	△55
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,189,958	△1,384,303
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	40,000	30,000
劣後特約付社債の償還による支出	△93,300	△11,000
配当金の支払額	△28,101	△13,747
少数株主への配当金の支払額	△2,261	△4,511
財務活動によるキャッシュ・フロー	△83,662	741
現金及び現金同等物に係る換算差額	△14,865	△18,157
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	19,906	△285,228
現金及び現金同等物の期首残高	576,972	1,195,376
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 596,879	※1 910,147

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社	30社
主要な会社名	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 三菱UFJ投信株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 三菱UFJ不動産販売株式会社 Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. Mitsubishi UFJ Trust International Limited なお、三菱UFJ投信株式会社他4社は、株式取得等により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。
(2) 非連結子会社	該当事項なし。
(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称	株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。
(4) 開示対象特別目的会社に関する事項	当社は、当社の保有する金融資産の流動化を目的として、開示対象特別目的会社(1社)を利用しておりますが、重要性が乏しいため、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額等の記載を省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	該当事項なし。
(2) 持分法適用の関連会社	11社
主要な会社名	Aberdeen Asset Management PLC なお、申万菱信基金管理有限公司他1社は、出資等により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としております。 また、三菱UFJ投信株式会社他1社は、株式取得等により子会社となったため、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社から除外しております。
(3) 持分法非適用の非連結子会社	該当事項なし。
(4) 持分法非適用の関連会社	該当事項なし。
(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称	株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 11社 7月24日 1社 9月末日 18社
(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法により償却し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～15年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)にわたって、のれんについてはその効果の及ぶ期間にわたって償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産及び無形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,386百万円(前連結会計年度末は23,898百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(13)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37百万円(前連結会計年度末は51百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は29百万円(前連結会計年度末は71百万円)(同前)であります。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せず当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(16) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

追加情報

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(同前)を適用しております。

なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式54,285百万円及び出資金37百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付に供している有価証券は421,177百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは103,806百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,366百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,801百万円、延滞債権額は38,548百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は599百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,474百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,423百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式49,056百万円及び出資金9,184百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付に供している有価証券は440,886百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは20,171百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,554百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は668百万円、延滞債権額は34,064百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は674百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,065百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,472百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,001,227百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,999,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,205,052百万円及び貸出金1,139,236百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は3,384,413百万円であり、対応する売現先勘定は3,184,471百万円、債券貸借取引受入担保金は197,871百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,864,596百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p>	有価証券	2,001,227百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,999,150百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,084,161百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,075,100百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,209,214百万円及び貸出金1,024,696百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は4,218,124百万円であり、対応する売現先勘定は3,581,441百万円、債券貸借取引受入担保金は626,088百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,121,449百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 同左</p>	有価証券	2,084,161百万円	担保資産に対応する債務		借入金	2,075,100百万円
有価証券	2,001,227百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金	1,999,150百万円												
有価証券	2,084,161百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金	2,075,100百万円												

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 147,721百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金125,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は11,588百万円であります。</p> <p>14. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,033,111百万円であります。</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 150,999百万円</p> <p>※11. 同左</p> <p>※12. 同左</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は12,112百万円であります。</p> <p>14. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託984,947百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益3,318百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、株式等償却9,783百万円及び株式等売却損1,945百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益7,155百万円、貸倒引当金戻入益5,561百万円及び償却債権取立益2,043百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、株式等償却12,021百万円及び株式等売却損4,023百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,369,441	—	—	3,369,441	
第一回第三種 優先株式	1	—	—	1	
合計	3,369,442	—	—	3,369,442	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	28,101	8.34	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 11月15日 取締役会	普通株式	13,781	利益剰余金	4.09	平成22年9月30日	平成22年11月16日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成22年9月30日	平成22年11月16日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,369,441	—	—	3,369,441	
第一回第三種 優先株式	1	—	—	1	
合計	3,369,442	—	—	3,369,442	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	13,747	4.08	平成23年3月31日	平成23年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年 11月14日 取締役会	普通株式	13,646	利益剰余金	4.05	平成23年9月30日	平成23年11月15日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成23年9月30日	平成23年11月15日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,412,748</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金</td> <td style="text-align: right;">△815,869</td> </tr> <tr> <td>譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">596,879</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,412,748	定期性預け金	△815,869	譲渡性預け金	—	現金及び現金同等物	596,879	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成23年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,842,070</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金</td> <td style="text-align: right;">△921,923</td> </tr> <tr> <td>譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△10,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">910,147</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,842,070	定期性預け金	△921,923	譲渡性預け金	△10,000	現金及び現金同等物	910,147
現金預け金勘定	1,412,748																
定期性預け金	△815,869																
譲渡性預け金	—																
現金及び現金同等物	596,879																
現金預け金勘定	1,842,070																
定期性預け金	△921,923																
譲渡性預け金	△10,000																
現金及び現金同等物	910,147																

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、事務機械、自動車であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、事務機械、自動車であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	222	164	58

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	166	128	38

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	34	23
1年超	23	14
合計	58	38

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	34	20
減価償却費相当額	34	20

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸手側)

該当する取引はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	10,079	7,116
1年超	11,761	6,165
合計	21,841	13,282

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	90	82
1年超	8	4
合計	98	87

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金(*1)	2,060,667	2,060,667	—
(2) コールローン及び買入手形(*1)	65,400	65,400	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	222,291	222,291	—
(4) 買入金銭債権	28,444	28,444	—
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	263,414	263,414	—
(6) 金銭の信託	2,290	2,290	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,806,770	1,816,290	9,520
その他有価証券	8,849,040	8,849,040	—
(8) 貸出金	10,633,282		
貸倒引当金(*1)	△45,741		
	10,587,541	10,660,966	73,425
(9) 外国為替(*1)	9,918	9,918	—
資産計	23,895,780	23,978,725	82,945
(1) 預金	12,478,116	12,507,515	29,399
(2) 譲渡性預金	2,933,186	2,933,228	42
(3) コールマネー及び売渡手形	418,379	418,379	—
(4) 売現先勘定	3,184,471	3,184,471	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	197,871	197,871	—
(6) 借入金	2,236,005	2,245,985	9,979
(7) 外国為替	963	963	—
(8) 短期社債	5,200	5,200	—
(9) 社債	288,800	292,230	3,430
(10) 信託勘定借	1,459,108	1,459,108	—
負債計	23,202,102	23,244,955	42,852
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,187	11,187	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(30,631)	(30,631)	—
デリバティブ取引計	(19,443)	(19,443)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、貸倒引当金を控除していません。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

私募債のうち、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格のないものについては、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。

変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、取引金融機関等より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、取引金融機関等から入手する価格によっております。

(8) 貸出金

法人向けの貸出金については、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額等を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、法人向けの貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。

個人向けの住宅ローン等については、貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される適用利率で割り引く方法等により時価を算定しております。

(9) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となるものについては、当該金利スワップの時価を反映しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

社債のうち、市場価格のあるものは、市場価格に基づいて算定した価額を時価としております。市場価格のないものは、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。上記のうち金利スワップの特例処理の対象となるものについては、当該金利スワップの時価を反映しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 其他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*3)	62,846
② 組合出資金(*2)(*3)	13,077
③ その他	377
合計	76,302

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は、投資事業組合等であります。これらは時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式259百万円、組合出資金1,310百万円の減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金(*1)	1,842,070	1,842,070	—
(2) コールローン及び買入手形(*1)	79,096	79,096	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	129,023	129,023	—
(4) 買入金銭債権	26,043	26,043	—
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	303,231	303,231	—
(6) 金銭の信託	2,298	2,298	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,326,869	1,335,210	8,340
その他有価証券	10,414,691	10,414,691	—
(8) 貸出金	10,603,485		
貸倒引当金(*1)	△39,017		
	10,564,468	10,686,637	122,168
(9) 外国為替	5,091	5,091	—
資産計	24,692,884	24,823,394	130,509
(1) 預金	12,364,618	12,394,206	29,587
(2) 譲渡性預金	3,042,356	3,042,366	10
(3) コールマネー及び売渡手形	168,794	168,794	—
(4) 売現先勘定	3,581,441	3,581,441	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	626,088	626,088	—
(6) 借入金	2,298,688	2,308,516	9,828
(7) 外国為替	7	7	—
(8) 社債	307,800	309,399	1,599
(9) 信託勘定借	1,405,224	1,405,224	—
負債計	23,795,020	23,836,047	41,026
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	14,520	14,520	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(11,451)	(11,451)	—
デリバティブ取引計	3,069	3,069	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、貸倒引当金を控除していません。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

私募債のうち、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格のないものについては、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。

変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、取引金融機関等より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、取引金融機関等から入手する価格によっております。

(8) 貸出金

法人向けの貸出金については、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額等を反映した見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、法人向けの貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。

個人向けの住宅ローン等については、貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される適用利率で割り引く方法等により時価を算定しております。

(9) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する満期のない外貨預け金(外国他店預け)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となるものについては、当該金利スワップの時価を反映しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

社債のうち、市場価格のあるものは、市場価格に基づいて算定した価額を時価としております。市場価格のないものは、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。上記のうち金利スワップの特例処理の対象となるものについては、当該金利スワップの時価を反映しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 其他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*3)	61,194
② 組合出資金(*2)(*3)	12,954
③ その他	375
合計	74,524

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は、投資事業組合等であります。これらは時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当中間連結会計期間において、非上場株式1,430百万円、組合出資金227百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	717,199	721,791	4,591
	地方債	22,666	22,845	178
	社債	131,588	132,900	1,312
	その他	690,147	696,061	5,914
	外国債券	690,147	696,061	5,914
	小計	1,561,602	1,573,598	11,996
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	245,168	242,691	△2,476
	外国債券	245,168	242,691	△2,476
	小計	245,168	242,691	△2,476
合計		1,806,770	1,816,290	9,520

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	430,079	272,703	157,375
	債券	2,235,675	2,218,608	17,066
	国債	1,963,839	1,949,816	14,022
	地方債	1,054	1,028	25
	社債	270,781	267,763	3,018
	その他	1,290,589	1,256,663	33,925
	外国株式	787	562	224
	外国債券	1,150,756	1,124,270	26,486
	その他	139,044	131,830	7,214
	小計	3,956,343	3,747,975	208,368
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	288,655	368,608	△79,953
	債券	2,039,097	2,045,517	△6,419
	国債	1,908,765	1,914,098	△5,333
	地方債	117	119	△2
	社債	130,215	131,299	△1,084
	その他	2,593,387	2,702,318	△108,930
	外国株式	—	—	—
	外国債券	2,293,398	2,342,350	△48,951
	その他	299,989	359,968	△59,978
	小計	4,921,141	5,116,444	△195,303
合計		8,877,485	8,864,420	13,064

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、23,174百万円(うち、株式20,322百万円、債券19百万円、その他2,833百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	374,950	378,374	3,423
	地方債	14,596	14,678	81
	社債	117,678	118,388	709
	その他	723,661	730,002	6,341
	外国債券	723,661	730,002	6,341
	小計	1,230,887	1,241,443	10,555
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	95,981	93,766	△2,214
	外国債券	95,981	93,766	△2,214
	小計	95,981	93,766	△2,214
合計		1,326,869	1,335,210	8,340

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	358,110	243,174	114,935
	債券	4,967,617	4,935,059	32,557
	国債	4,636,829	4,608,356	28,473
	地方債	293	269	23
	社債	330,494	326,433	4,060
	その他	3,707,567	3,576,145	131,422
	外国株式	398	262	135
	外国債券	3,546,488	3,425,905	120,583
	その他	160,680	149,976	10,703
	小計	9,033,294	8,754,379	278,915
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えない もの	株式	284,617	367,742	△83,124
	債券	434,781	435,566	△784
	国債	380,165	380,617	△452
	地方債	—	—	—
	社債	54,615	54,948	△332
	その他	698,041	762,319	△64,278
	外国株式	2,867	3,175	△307
	外国債券	511,341	516,877	△5,535
	その他	183,831	242,266	△58,434
小計	1,417,440	1,565,628	△148,187	
合計		10,450,735	10,320,007	130,727

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、12,021百万円(うち、株式11,793百万円、その他227百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	14,612
その他有価証券	14,612
(△)繰延税金負債	13,296
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,316
(△)少数株主持分相当額	136
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	1,172

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1,547百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	132,969
その他有価証券	132,969
(△)繰延税金負債	65,112
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	67,856
(△)少数株主持分相当額	46
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△115
その他有価証券評価差額金	67,694

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,241百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,811,385	3,066,036	68,326	68,326
	受取変動・支払固定	3,849,242	3,087,919	△57,223	△57,223
	受取変動・支払変動	324,186	321,706	△24	△24
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ・フロアー				
	売建	72,529	52,749	△758	△603
	買建	72,892	53,237	565	450
	金利スワップション				
	売建	11,622	—	△8	1,842
	買建	12,248	50	13	△9
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	10,888	12,757

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	264,131	226,472	2,322	2,322
	為替予約				
	売建	4,540,882	162,034	△46,506	△46,506
	買建	4,174,790	152,775	44,177	44,177
	通貨オプション				
	売建	84,598	13,461	△1,022	990
	買建	67,175	8,646	1,416	△281
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	386	701

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	20,000	20,000	△15	△15
	買建	11,000	7,000	△72	△72
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△87	△87

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

II 当中間連結会計期間

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,574,165	3,010,237	76,525	76,525
	受取変動・支払固定	3,627,186	3,044,207	△65,155	△65,155
	受取変動・支払変動	308,214	304,559	△18	△18
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ・フロー				
	売建	59,524	46,813	△527	△535
	買建	59,905	47,296	374	326
	金利スワップション				
	売建	10,800	—	△5	49
	買建	11,268	—	7	7
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	11,200	11,198

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	253,875	221,573	3,232	3,232
	為替予約				
	売建	4,605,490	137,373	63,028	63,028
	買建	5,139,306	132,241	△62,707	△62,707
	通貨オプション				
	売建	64,102	4,597	△1,151	492
	買建	50,239	4,694	1,059	△198
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	————	————	3,462	3,847

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	株式指数先物				
	売建	6,104	—	△106	△106
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券 店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—————	—————	△106	△106

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融 商品 取引所	債券先物				
	売建	713	—	2	2
	買建	47,413	—	32	32
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—————	—————	34	34

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	14,000	14,000	△44	△44
	買建	7,000	7,000	△25	△25
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	————	————	△70	△70

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは、顧客・事業別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「受託財産部門」「不動産部門」「証券代行部門」「市場国際部門」及び「その他」を報告セグメントとしております。

リテール部門：個人に対する金融サービスの提供

法人部門：法人に対する金融サービスの提供

受託財産部門：企業年金、公的年金、公的資金、投資信託などの各種資金に関する資金運用・管理サービスの提供

不動産部門：不動産売買・賃貸の媒介・管理、不動産鑑定評価などのサービスの提供

証券代行部門：株式名義書換事務、株式公開の支援などのサービスの提供

市場国際部門：海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供及び国内外の有価証券投資などの市場運用業務・資金繰りの管理

その他：上記各部門に属さない管理業務等

2. 報告セグメントごとの連結業務粗利益及び連結実質業務純益の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした社内管理会計基準に基づいております。

3. 報告セグメントごとの連結業務粗利益及び連結実質業務純益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	リテール部門	法人部門	受託財産部門	不動産部門	証券代行部門	市場国際部門	その他	合計
連結業務粗利益	39,365	39,310	44,913	9,389	19,480	37,298	3,023	192,780
単体	34,749	39,240	29,808	8,095	17,438	35,252	5,347	169,933
金利収支	18,056	28,159	—	—	—	26,323	4,606	77,146
非金利収支	16,692	11,081	29,808	8,095	17,438	8,928	741	92,787
子会社等	4,616	69	15,105	1,293	2,041	2,045	△2,324	22,847
経費	37,008	9,745	30,386	6,793	9,687	7,773	13,051	114,446
連結実質業務純益	2,357	29,564	14,526	2,595	9,792	29,524	△10,028	78,333

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、連結業務粗利益を記載しております。

2. 連結業務粗利益は、信託勘定償却前であります。

3. 連結実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前であります。

4. 当社は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

連結実質業務純益	金額
報告セグメント計	78,333
一般貸倒引当金繰入額	—
信託勘定償却	—
与信関係費用	△237
株式等関係損益	△8,410
持分法投資損益	674
その他臨時損益	△5,767
中間連結損益計算書の経常利益	64,592

(注) 差異調整につきましては連結実質業務純益と中間連結損益計算書の経常利益計上額との差異について記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは、顧客・事業別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「受託財産部門」「不動産部門」「証券代行部門」「市場国際部門」及び「その他」を報告セグメントとしております。

リテール部門：個人に対する金融サービスの提供

法人部門：法人に対する金融サービスの提供

受託財産部門：企業年金、公的年金、公的資金、投資信託などの各種資金に関する資金運用・管理サービスの提供

不動産部門：不動産売買・賃貸の媒介・管理、不動産鑑定評価などのサービスの提供

証券代行部門：株式名義書換事務、株式公開の支援などのサービスの提供

市場国際部門：海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供及び国内外の有価証券投資などの市場運用業務・資金繰りの管理

その他：上記各部門に属さない管理業務等

2. 報告セグメントごとの連結業務粗利益及び連結実質業務純益の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした社内管理会計基準に基づいております。

3. 報告セグメントごとの連結業務粗利益及び連結実質業務純益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	リテール部門	法人部門	受託財産部門	不動産部門	証券代行部門	市場国際部門	その他	合計
連結業務粗利益	36,905	36,612	55,027	9,032	19,382	38,659	4,880	200,500
単体	32,127	36,544	28,635	7,649	17,302	37,222	6,691	166,172
金利収支	14,600	25,923	—	—	—	28,108	6,539	75,171
非金利収支	17,526	10,620	28,635	7,649	17,302	9,114	152	91,001
子会社等	4,778	68	26,392	1,383	2,079	1,436	△1,811	34,327
経費	33,811	9,202	34,814	6,288	9,383	7,553	16,791	117,845
連結実質業務純益	3,093	27,410	20,212	2,744	9,998	31,106	△11,910	82,655

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、連結業務粗利益を記載しております。

2. 連結業務粗利益は、信託勘定償却前であります。

3. 連結実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前であります。

4. 当社は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載しておりません。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

連結実質業務純益	金額
報告セグメント計	82,655
一般貸倒引当金繰入額	—
信託勘定償却	—
与信関係費用	△755
貸倒引当金戻入益	5,561
偶発損失引当金戻入益(与信関連)	16
償却債権取立益	2,043
株式等関係損益	△8,888
持分法投資損益	1,633
その他臨時損益	△9,076
中間連結損益計算書の経常利益	73,190

(注) 差異調整につきましては連結実質業務純益と中間連結損益計算書の経常利益計上額との差異について記載しております。

関連情報

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と同様であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と同様であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア	その他	合計
286,108	12,307	18,297	2,472	20	319,206

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は、当社の本支店及び連結子会社の所在地を基盤として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は230百万円であり
ます。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は1,233百万円であり
ます。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	リテール 部門	法人部門	受託財産 部門	不動産 部門	証券代行 部門	市場国際 部門	その他	合計
当中間期償却額	—	—	85	—	22	—	—	108
当中間期末残高	—	—	3,353	—	852	—	—	4,205

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	385.07	408.63

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	1,413,486	1,515,073
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	115,985	138,206
うち優先株式の発行金額	百万円	1	1
うち優先配当額	百万円	0	0
うち少数株主持分	百万円	115,984	138,205
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	1,297,501	1,376,867
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数	千株	3,369,441	3,369,441

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	11.79	14.17
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	39,753	47,761
普通株主に帰属しない金額	百万円	0	0
うち中間優先配当額	百万円	0	0
普通株式に係る中間純利益	百万円	39,753	47,761
普通株式の期中平均株式数	千株	3,369,441	3,369,441
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	11.58	14.08
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	△734	△297
うち中間優先配当額	百万円	0	0
うち持分法適用関連会社の潜在株式による調整額	百万円	△734	△297
普通株式増加数	千株	2	2
うち優先株式の転換	千株	2	2

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 三菱UFJ投信株式会社

事業の内容 投資信託委託業務

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社の年金等ホールセール向け受託財産事業のノウハウやリソースを活用し、商品開発や運用基盤における三菱UFJ投信株式会社とのより一体的な戦略展開を図るべく、平成23年4月1日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから同社の株式を譲り受け、連結子会社としました。

2. 実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づき共通支配下の取引として処理しております。

(2) その他

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木昌治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田慶太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木昌治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田慶太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

2 財務諸表等
 (1) 財務諸表
 ① 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
現金預け金	962,798	1,813,494
現金	34,342	37,998
預け金	928,455	1,775,495
コールローン	74,300	65,400
債券貸借取引支払保証金	46,876	222,291
買入金銭債権	36,480	28,443
特定取引資産	※7 271,961	318,728
商品有価証券	9,379	6,947
商品有価証券派生商品	5	—
特定金融派生商品	61,008	55,313
その他の特定取引資産	201,567	256,466
金銭の信託	6,956	2,290
有価証券	※1, ※7 9,497,383	※1, ※7 10,687,782
国債	4,070,275	4,454,550
地方債	43,434	23,838
社債	※14 450,553	※14 532,585
株式	972,540	811,234
その他の証券	3,960,579	4,865,573
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,257,717	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,589,116
割引手形	※2 1,141	※2 1,366
手形貸付	469,492	519,988
証書貸付	7,948,903	8,340,389
当座貸越	1,838,179	1,727,370
外国為替	5,785	9,918
外国他店預け	5,130	4,140
外国他店貸	0	—
取立外国為替	655	5,777
その他資産	757,904	767,285
前払費用	626	520
未収収益	86,980	89,511
先物取引差入証拠金	7,170	16,621
先物取引差金勘定	8	—
金融派生商品	154,883	159,008
その他の資産	508,236	501,624
有形固定資産	※10, ※11 170,129	※10, ※11 166,259
建物	53,586	53,091
土地	※9 101,070	※9 100,492
リース資産	68	72
建設仮勘定	2,446	1,207
その他の有形固定資産	12,957	11,394
無形固定資産	66,150	64,917
ソフトウェア	57,655	55,685
のれん	—	875
その他の無形固定資産	8,494	8,357

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
繰延税金資産	—	11,111
支払承諾見返	162,735	139,962
貸倒引当金	△66,448	△54,436
資産の部合計	22,250,732	24,832,564
負債の部		
預金	12,512,053	12,433,196
当座預金	140,629	146,241
普通預金	1,838,603	2,197,539
通知預金	136,412	89,439
定期預金	10,180,870	9,754,307
その他の預金	215,537	245,669
譲渡性預金	1,811,209	2,931,733
コールマネー	285,182	418,379
売現先勘定	※7 2,518,874	※7 3,184,471
債券貸借取引受入担保金	※7 196,854	※7 197,871
特定取引負債	62,704	59,545
特定金融派生商品	62,704	59,545
借入金	※7 1,438,991	※7 2,340,455
借入金	※12 1,438,991	※12 2,340,455
外国為替	478	1,107
外国他店預り	96	152
外国他店借	381	923
未払外国為替	1	32
短期社債	20,400	5,200
社債	※13 337,100	※13 288,800
信託勘定借	1,278,762	1,153,993
その他負債	291,682	381,320
未払法人税等	1,726	528
未払費用	57,764	45,360
前受収益	4,594	6,012
先物取引差金勘定	5	—
金融派生商品	175,627	174,255
リース債務	68	72
資産除去債務		2,170
その他の負債	51,894	152,920
賞与引当金	4,218	4,321
役員賞与引当金	89	85
偶発損失引当金	17,015	17,042
繰延税金負債	4,284	—
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,663	※9 6,570
支払承諾	162,735	139,962
負債の部合計	20,949,299	23,564,058

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
資本金	324,279	324,279
資本剰余金	412,315	412,315
資本準備金	250,619	250,619
その他資本剰余金	161,695	161,695
利益剰余金	514,628	548,371
利益準備金	73,714	73,714
その他利益剰余金	440,914	474,657
退職慰労基金	710	710
別途積立金	138,495	138,495
繰越利益剰余金	301,709	335,452
株主資本合計	1,251,222	1,284,965
その他有価証券評価差額金	70,219	△179
繰延ヘッジ損益	△13,146	△9,282
土地再評価差額金	**9 △6,862	**9 △6,997
評価・換算差額等合計	50,210	△16,459
純資産の部合計	1,301,432	1,268,506
負債及び純資産の部合計	22,250,732	24,832,564

② 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経常収益	514,784	530,530
信託報酬	79,700	76,539
資金運用収益	259,072	238,248
貸出金利息	131,666	111,236
有価証券利息配当金	111,164	115,604
コールローン利息	262	272
買現先利息	—	0
債券貸借取引受入利息	399	391
預け金利息	3,037	2,341
金利スワップ受入利息	11,747	7,740
その他の受入利息	794	660
役務取引等収益	99,351	102,820
受入為替手数料	1,162	1,107
その他の役務収益	98,188	101,713
特定取引収益	13,409	7,416
商品有価証券収益	243	100
特定取引有価証券収益	394	—
特定金融派生商品収益	12,116	6,971
その他の特定取引収益	655	343
その他業務収益	42,439	91,478
外国為替売買益	1,956	2,907
国債等債券売却益	40,361	88,303
国債等債券償還益	4	19
その他の業務収益	117	249
その他経常収益	20,810	14,027
株式等売却益	13,273	6,758
金銭の信託運用益	43	—
その他の経常収益	7,493	7,269

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
経常費用	461,553	425,844
資金調達費用	94,056	74,025
預金利息	62,457	42,679
譲渡性預金利息	5,677	5,789
コールマネー利息	478	722
売現先利息	6,434	9,713
債券貸借取引支払利息	130	168
借入金利息	7,309	5,844
短期社債利息	50	12
社債利息	4,406	3,778
その他の支払利息	7,112	5,317
役務取引等費用	20,539	21,193
支払為替手数料	524	482
その他の役務費用	20,015	20,710
特定取引費用	—	205
特定取引有価証券費用	—	205
その他業務費用	74,726	84,449
国債等債券売却損	25,443	50,977
国債等債券償還損	43,277	30,362
国債等債券償却	281	1,542
金融派生商品費用	5,719	1,567
その他の業務費用	3	—
営業経費	220,534	201,391
その他経常費用	51,696	44,579
貸倒引当金繰入額	21,265	7,311
貸出金償却	2,101	2,671
株式等売却損	3,184	9,557
株式等償却	10,447	21,848
金銭の信託運用損	12	163
その他の経常費用	※1 14,685	3,026
経常利益	53,230	104,685
特別利益	4,068	1,727
固定資産処分益	1,592	456
償却債権取立益	2,028	1,271
その他の特別利益	※2 448	—
特別損失	5,295	4,428
固定資産処分損	2,362	2,537
減損損失	2,932	454
その他の特別損失	—	※3 1,436
税引前当期純利益	52,004	101,985
法人税、住民税及び事業税	1,162	1,856
法人税等調整額	△16,407	24,637
法人税等合計	△15,245	26,494
当期純利益	67,250	75,490

③ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	324,279	324,279
当期末残高	324,279	324,279
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	250,619	250,619
当期末残高	250,619	250,619
その他資本剰余金		
前期末残高	161,695	161,695
当期末残高	161,695	161,695
資本剰余金合計		
前期末残高	412,315	412,315
当期末残高	412,315	412,315
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	73,714	73,714
当期末残高	73,714	73,714
その他利益剰余金		
退職慰労基金		
前期末残高	710	710
当期末残高	710	710
別途積立金		
前期末残高	138,495	138,495
当期末残高	138,495	138,495
繰越利益剰余金		
前期末残高	259,991	301,709
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	67,250	75,490
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
当期変動額合計	41,718	33,743
当期末残高	301,709	335,452
利益剰余金合計		
前期末残高	472,910	514,628
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	67,250	75,490
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
当期変動額合計	41,718	33,743
当期末残高	514,628	548,371

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
株主資本合計		
前期末残高	1,209,504	1,251,222
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	67,250	75,490
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
当期変動額合計	41,718	33,743
当期末残高	1,251,222	1,284,965
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△152,953	70,219
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	223,173	△70,399
当期変動額合計	223,173	△70,399
当期末残高	70,219	△179
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△16,208	△13,146
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,061	3,864
当期変動額合計	3,061	3,864
当期末残高	△13,146	△9,282
土地再評価差額金		
前期末残高	△9,045	△6,862
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,182	△134
当期変動額合計	2,182	△134
当期末残高	△6,862	△6,997
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△178,207	50,210
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	228,417	△66,669
当期変動額合計	228,417	△66,669
当期末残高	50,210	△16,459
純資産合計		
前期末残高	1,031,297	1,301,432
当期変動額		
剰余金の配当	△23,350	△41,882
当期純利益	67,250	75,490
土地再評価差額金の取崩	△2,181	134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	228,417	△66,669
当期変動額合計	270,135	△32,926
当期末残高	1,301,432	1,268,506

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(1) 同左
	<p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	同左

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法により償却しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～15年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年)にわたって、のれんについてはその効果の及ぶ期間にわたって償却しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,690百万円であります。	また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,509百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同左

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他の資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から企業会計基準第19号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。これによる当事業年度への影響はありません。</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他の資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(5) 偶発損失引当金 同左</p>
8. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	<p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年 2月 15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は79百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は659百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年 7月 29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年 2月 15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は71百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。	同左
11. 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券中の社債は639百万円増加、投資損失引当金は117百万円減少、繰延税金負債は308百万円増加、その他有価証券評価差額金は379百万円増加し、税引前当期純利益は117百万円増加しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(同前)を適用しております。 これにより、経常利益は66百万円増加し、税引前当期純利益は1,526百万円減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(企業結合に関する会計基準) 当事業年度から企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(同前)を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係) 前事業年度末において区分掲記していた「前払年金費用」は、当事業年度末において資産の部合計の100分の1を超えないため、「その他の資産」に含めております。 なお、当事業年度末の「その他の資産」に含まれている「前払年金費用」は、204,955百万円であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資金総額 106,260百万円</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは47,705百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,141百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,352百万円、延滞債権額は64,798百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は486百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,203百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資金総額 106,007百万円</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは103,806百万円あります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,366百万円あります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,665百万円、延滞債権額は38,226百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は599百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,474百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)												
<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,841百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="215 448 766 548"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,202,287百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,132,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,822,870百万円及び貸出金1,112,780百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は39,992百万円、有価証券は2,683,618百万円であり、対応する売現先勘定は2,518,874百万円、債券貸借取引受入担保金は196,854百万円です。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,791,492百万円です。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	1,202,287百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,132,200百万円	<p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,964百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="845 448 1396 548"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,001,227百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,999,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,060,129百万円及び貸出金1,083,926百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は3,384,413百万円であり、対応する売現先勘定は3,184,471百万円、債券貸借取引受入担保金は197,871百万円です。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,963,650百万円です。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	2,001,227百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,999,150百万円
有価証券	1,202,287百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金	1,132,200百万円												
有価証券	2,001,227百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金	1,999,150百万円												

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,217百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 141,210百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,616百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金230,900百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は14,253百万円であります。</p> <p>15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,086,286百万円、貸付信託41,774百万円であります。</p> <p>16. 当社の定款の定めるところにより、優先株式を有する株主に対しては、次の優先配当金を超えて配当することはありません。 第一回第三種優先株式 1株につき年5円30銭</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,494百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 141,643百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,483百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金229,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 同左</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は11,588百万円であります。</p> <p>15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,033,111百万円であります。</p> <p>16. 同左</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額 11,135百万円を含んでおります。 ※2. その他の特別利益は、投資損失引当金戻入益であ ります。 _____	_____ _____ ※3. その他の特別損失は、資産除去債務に関する会計 基準の適用に伴う影響額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし。

II 当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																												
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (有形固定資産) 自動車であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (有形固定資産) 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同左</p>																												
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他の 有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">130百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;"><u>58百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>58百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料 54百万円</p> <p>・減価償却費相当額 54百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		その他の 有形固定資産	取得価額相当額	130百万円	減価償却累計額相当額	71百万円	期末残高相当額	<u>58百万円</u>	1年内	19百万円	1年超	38百万円	合計	<u>58百万円</u>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他の 有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">120百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;"><u>39百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>39百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料 20百万円</p> <p>・減価償却費相当額 20百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(貸手側) 同左</p>		その他の 有形固定資産	取得価額相当額	120百万円	減価償却累計額相当額	80百万円	期末残高相当額	<u>39百万円</u>	1年内	17百万円	1年超	21百万円	合計	<u>39百万円</u>
	その他の 有形固定資産																												
取得価額相当額	130百万円																												
減価償却累計額相当額	71百万円																												
期末残高相当額	<u>58百万円</u>																												
1年内	19百万円																												
1年超	38百万円																												
合計	<u>58百万円</u>																												
	その他の 有形固定資産																												
取得価額相当額	120百万円																												
減価償却累計額相当額	80百万円																												
期末残高相当額	<u>39百万円</u>																												
1年内	17百万円																												
1年超	21百万円																												
合計	<u>39百万円</u>																												
<p>2. オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">9,968百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">18,642百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>28,611百万円</u></td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>108百万円</u></td> </tr> </table>	1年内	9,968百万円	1年超	18,642百万円	合計	<u>28,611百万円</u>	1年内	90百万円	1年超	17百万円	合計	<u>108百万円</u>	<p>2. オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">9,982百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">11,187百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>21,170百万円</u></td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>98百万円</u></td> </tr> </table>	1年内	9,982百万円	1年超	11,187百万円	合計	<u>21,170百万円</u>	1年内	90百万円	1年超	8百万円	合計	<u>98百万円</u>				
1年内	9,968百万円																												
1年超	18,642百万円																												
合計	<u>28,611百万円</u>																												
1年内	90百万円																												
1年超	17百万円																												
合計	<u>108百万円</u>																												
1年内	9,982百万円																												
1年超	11,187百万円																												
合計	<u>21,170百万円</u>																												
1年内	90百万円																												
1年超	8百万円																												
合計	<u>98百万円</u>																												

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,821	3,573	751
関連会社株式	37,553	34,322	△3,231
合計	40,375	37,895	△2,479

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	57,262
関連会社株式	8,622
合計	65,885

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,821	3,311	489
関連会社株式	37,553	53,069	15,515
合計	40,375	56,380	16,005

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	57,010
関連会社株式	8,622
合計	65,632

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有価証券償却税分</td><td style="text-align: right;">87,319百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">25,914百万円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">24,345百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">67,884百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;"><u>205,463百万円</u></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△118,958百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>86,504百万円</u></td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△60,953百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">△16,704百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△13,132百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;"><u>△90,789百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;"><u>△4,284百万円</u></td></tr> </table>	有価証券償却税分	87,319百万円	貸倒引当金	25,914百万円	税務上の繰越欠損金	24,345百万円	その他	67,884百万円	繰延税金資産小計	<u>205,463百万円</u>	評価性引当額	△118,958百万円	繰延税金資産合計	<u>86,504百万円</u>	その他有価証券評価差額金	△60,953百万円	退職給付引当金	△16,704百万円	その他	△13,132百万円	繰延税金負債合計	<u>△90,789百万円</u>	繰延税金資産の純額	<u>△4,284百万円</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有価証券償却税分</td><td style="text-align: right;">59,550百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">24,695百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">14,403百万円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">5,013百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">58,124百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;"><u>161,788百万円</u></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△99,618百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>62,170百万円</u></td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△18,464百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">△16,575百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△16,018百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;"><u>△51,058百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;"><u>11,111百万円</u></td></tr> </table>	有価証券償却税分	59,550百万円	貸倒引当金	24,695百万円	その他有価証券評価差額金	14,403百万円	税務上の繰越欠損金	5,013百万円	その他	58,124百万円	繰延税金資産小計	<u>161,788百万円</u>	評価性引当額	△99,618百万円	繰延税金資産合計	<u>62,170百万円</u>	その他有価証券評価差額金	△18,464百万円	退職給付引当金	△16,575百万円	その他	△16,018百万円	繰延税金負債合計	<u>△51,058百万円</u>	繰延税金資産の純額	<u>11,111百万円</u>
有価証券償却税分	87,319百万円																																																		
貸倒引当金	25,914百万円																																																		
税務上の繰越欠損金	24,345百万円																																																		
その他	67,884百万円																																																		
繰延税金資産小計	<u>205,463百万円</u>																																																		
評価性引当額	△118,958百万円																																																		
繰延税金資産合計	<u>86,504百万円</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	△60,953百万円																																																		
退職給付引当金	△16,704百万円																																																		
その他	△13,132百万円																																																		
繰延税金負債合計	<u>△90,789百万円</u>																																																		
繰延税金資産の純額	<u>△4,284百万円</u>																																																		
有価証券償却税分	59,550百万円																																																		
貸倒引当金	24,695百万円																																																		
その他有価証券評価差額金	14,403百万円																																																		
税務上の繰越欠損金	5,013百万円																																																		
その他	58,124百万円																																																		
繰延税金資産小計	<u>161,788百万円</u>																																																		
評価性引当額	△99,618百万円																																																		
繰延税金資産合計	<u>62,170百万円</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	△18,464百万円																																																		
退職給付引当金	△16,575百万円																																																		
その他	△16,018百万円																																																		
繰延税金負債合計	<u>△51,058百万円</u>																																																		
繰延税金資産の純額	<u>11,111百万円</u>																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.68%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">△59.34%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△10.73%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.08%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>△29.31%</u></td></tr> </table>	法定実効税率	40.68%	(調整)		評価性引当額の減少	△59.34%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.73%	その他	0.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△29.31%</u>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.68%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">△8.22%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△4.64%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△1.83%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>25.97%</u></td></tr> </table>	法定実効税率	40.68%	(調整)		評価性引当額の減少	△8.22%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.64%	その他	△1.83%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.97%</u>																										
法定実効税率	40.68%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の減少	△59.34%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.73%																																																		
その他	0.08%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△29.31%</u>																																																		
法定実効税率	40.68%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の減少	△8.22%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.64%																																																		
その他	△1.83%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.97%</u>																																																		

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	386円24銭	376円47銭
1株当たり当期純利益金額	19円95銭	22円40銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	19円95銭	22円40銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	67,250	75,490
普通株主に帰属しない金額	百万円	0	0
うち優先配当額	百万円	0	0
普通株式に係る当期純利益	百万円	67,249	75,490
普通株式の期中平均株式数	千株	3,369,441	3,369,441
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	0	0
うち優先配当額	百万円	0	0
普通株式増加数	千株	2	2
うち優先株式の転換	千株	2	2

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,301,432	1,268,506
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1	1
うち優先株式の発行金額	百万円	1	1
うち優先配当額	百万円	0	0
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	1,301,431	1,268,505
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	3,369,441	3,369,441

④ 附属明細表

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	161,766	108,674	4,746	53,091
土地	—	—	—	100,492	—	—	100,492
リース資産	—	—	—	111	38	18	72
建設仮勘定	—	—	—	1,207	—	—	1,207
その他の 有形固定資産	—	—	—	44,325	32,930	3,119	11,394
有形固定資産計	—	—	—	307,903	141,643	7,885	166,259
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	220,240	164,554	22,157	55,685
のれん	—	—	—	886	11	11	875
その他の 無形固定資産	—	—	—	8,730	373	4	8,357
無形固定資産計	—	—	—	229,856	164,939	22,172	64,917
その他	1,942	—	—	1,942	516	64	1,425

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産の総額の100分の1以下であるため、前期末残高、当期増加額及び当期減少額の記載を省略しております。

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	(0) 66,448	54,436	19,323	47,125	54,436
一般貸倒引当金	(0) 36,277	37,473	—	36,277	37,473
個別貸倒引当金	30,170	16,963	19,323	10,847	16,963
うち非居住者向け 債権分	9	9	—	9	9
賞与引当金	4,218	4,321	4,218	—	4,321
役員賞与引当金	89	85	89	—	85
偶発損失引当金	17,015	17,042	23	16,991	17,042
計	(0) 87,771	75,885	23,654	64,116	75,885

(注) 1. ()内は為替換算差額であります。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金の当期減少額(その他)は洗替による取崩額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	(39) 1,687	528	1,676	10	528
未払法人税等	(39) 938	121	927	10	121
未払事業税	749	407	749	—	407

(注) ()内は為替換算差額であります。

(2) 主な資産及び負債の内容

当事業年度末(平成23年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	他の銀行への預け金1,075,170百万円及び日本銀行への預け金700,324百万円 あります。
その他の証券	外国証券4,537,846百万円その他であります。
前払費用	金利スワップ支払利息368百万円その他であります。
未収収益	有価証券利息40,770百万円、信託報酬26,172百万円その他であります。
その他の資産	前払年金費用204,612百万円、「金融安定化拠出基金」等への基金拠出114,017 百万円、有価証券取引等の約定未収金98,308百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金196,860百万円その他であります。
未払費用	預金利息34,783百万円その他であります。
前受収益	金利スワップ受入利息3,970百万円、貸出金利息1,414百万円その他でありま す。
その他の負債	有価証券取引等の約定未払金132,841百万円その他であります。

(3) その他
(信託財産残高表)

資産				
科目	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	155,335	0.31	147,345	0.28
有価証券	219,007	0.44	149,853	0.29
信託受益権	28,883,471	57.80	30,096,162	57.76
受託有価証券	15,327	0.03	10,045	0.02
金銭債権	9,840,801	19.69	11,019,436	21.15
有形固定資産	8,965,903	17.94	8,929,489	17.14
無形固定資産	133,654	0.27	131,400	0.25
その他債権	99,934	0.20	97,333	0.19
コールローン	5,536	0.01	—	—
銀行勘定貸	1,278,762	2.56	1,153,993	2.21
現金預け金	373,474	0.75	371,470	0.71
合計	49,971,208	100.00	52,106,531	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,353,013	2.71	1,233,872	2.37
年金信託	3,047	0.01	2,065	0.00
財産形成給付信託	12,866	0.02	13,516	0.03
貸付信託	42,604	0.08	—	—
投資信託	28,281,581	56.60	29,401,183	56.43
金銭信託以外の金銭の信託	140,305	0.28	139,776	0.27
有価証券の信託	15,389	0.03	10,079	0.02
金銭債権の信託	10,577,539	21.17	11,827,795	22.70
動産の信託	36,063	0.07	52,281	0.10
土地及びその定着物の信託	93,449	0.19	85,935	0.16
包括信託	9,415,348	18.84	9,340,026	17.92
合計	49,971,208	100.00	52,106,531	100.00

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 共同信託他社管理財産 前事業年度末57,841,489百万円、当事業年度末58,061,674百万円
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末125,147百万円のうち、破綻先債権額は109百万円、延滞債権額は15百万円、3ヵ月以上延滞債権額は77百万円、貸出条件緩和債権額は803百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は1,006百万円であります。
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当事業年度末113,533百万円のうち、破綻先債権額は90百万円、延滞債権額は27百万円、3ヵ月以上延滞債権額は102百万円、貸出条件緩和債権額は811百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は1,031百万円であります。

(参考)

前記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という)が前事業年度末55,299,167百万円、当事業年度末56,085,709百万円含まれております。

前記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

信託財産残高表(職務分担型共同受託財産合算分)

科目	資産			
	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	155,335	0.15	147,345	0.14
有価証券	48,250,717	45.84	48,559,568	44.90
信託受益権	30,253,813	28.74	30,104,181	27.83
受託有価証券	1,191,472	1.13	1,157,840	1.07
金銭債権	10,182,843	9.67	11,411,248	10.55
有形固定資産	8,965,903	8.52	8,929,489	8.26
無形固定資産	133,654	0.13	131,400	0.12
その他債権	1,881,213	1.79	2,790,990	2.58
コールローン	1,060,298	1.01	1,544,778	1.43
銀行勘定貸	1,559,372	1.48	1,459,085	1.35
現金預け金	1,626,043	1.54	1,911,548	1.77
合計	105,260,668	100.00	108,147,478	100.00

科目	負債			
	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	16,807,865	15.97	17,122,381	15.83
年金信託	12,167,441	11.56	12,224,957	11.30
財産形成給付信託	12,866	0.01	13,516	0.01
貸付信託	42,604	0.04	—	—
投資信託	28,281,581	26.87	29,401,183	27.19
金銭信託以外の金銭の信託	2,121,717	2.01	2,006,413	1.86
有価証券の信託	1,281,437	1.22	1,302,122	1.20
金銭債権の信託	10,577,539	10.05	11,827,795	10.94
動産の信託	36,063	0.03	52,281	0.05
土地及びその定着物の信託	93,449	0.09	85,935	0.08
包括信託	33,838,100	32.15	34,110,892	31.54
合計	105,260,668	100.00	108,147,478	100.00

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤嘉雄 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永めぐみ ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田慶太 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

中間財務諸表等
 2 中間財務諸表等
 (1) 中間財務諸表
 ① 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,813,494	1,580,303
コールローン	65,400	79,096
債券貸借取引支払保証金	222,291	129,023
買入金銭債権	28,443	26,042
特定取引資産	318,728	362,332
金銭の信託	2,290	2,298
有価証券	※1, ※7, ※13 10,687,782	※1, ※7, ※13 11,769,962
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,589,116	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 10,558,086
外国為替	9,918	5,091
その他資産	767,285	708,807
有形固定資産	※9, ※10 166,259	※9, ※10 171,926
無形固定資産	64,917	63,446
繰延税金資産	11,111	—
支払承諾見返	139,962	132,941
貸倒引当金	△54,436	△47,543
資産の部合計	24,832,564	25,541,815
負債の部		
預金	12,433,196	12,351,596
譲渡性預金	2,931,733	3,040,923
コールマネー	418,379	168,794
売現先勘定	※7 3,184,471	※7 3,581,441
債券貸借取引受入担保金	※7 197,871	※7 626,088
特定取引負債	59,545	58,176
借入金	※7, ※11 2,340,455	※7, ※11 2,402,846
外国為替	1,107	178
短期社債	5,200	—
社債	※12 288,800	※12 307,800
信託勘定借	1,153,993	1,079,764
その他負債	381,320	384,101
未払法人税等	528	13,289
リース債務	72	71
資産除去債務	2,170	2,057
その他の負債	378,549	368,683
賞与引当金	4,321	4,300
役員賞与引当金	85	27
偶発損失引当金	17,042	16,952
繰延税金負債	—	33,206
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,570	※9 6,241
支払承諾	139,962	132,941
負債の部合計	23,564,058	24,195,382

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	324,279	324,279
資本剰余金	412,315	412,315
資本準備金	250,619	250,619
その他資本剰余金	161,695	161,695
利益剰余金	548,371	580,836
利益準備金	73,714	73,714
その他利益剰余金	474,657	507,122
退職慰労基金	710	710
別途積立金	138,495	138,495
繰越利益剰余金	335,452	367,917
株主資本合計	1,284,965	1,317,430
その他有価証券評価差額金	△179	66,585
繰延ヘッジ損益	△9,282	△30,374
土地再評価差額金	※ ⁹ △6,997	※ ⁹ △7,208
評価・換算差額等合計	△16,459	29,002
純資産の部合計	1,268,506	1,346,433
負債及び純資産の部合計	24,832,564	25,541,815

② 中間損益計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	264,829	275,881
信託報酬	38,352	37,072
資金運用収益	114,676	112,997
(うち貸出金利息)	57,307	52,395
(うち有価証券利息配当金)	51,299	58,202
役務取引等収益	51,058	50,987
特定取引収益	8,221	11,346
その他業務収益	44,489	45,767
その他経常収益	※1 8,030	※1 17,710
経常費用	201,986	211,727
資金調達費用	37,543	37,828
(うち預金利息)	23,086	16,957
役務取引等費用	10,777	11,700
その他業務費用	38,557	42,472
営業経費	※2 101,543	※2 101,683
その他経常費用	※3 13,563	※3 18,042
経常利益	62,843	64,154
特別利益	※4 4,544	※4 4,651
特別損失	※5 2,163	※5 1,341
税引前中間純利益	65,224	67,465
法人税、住民税及び事業税	2,736	15,000
法人税等調整額	20,926	6,463
法人税等合計	23,662	21,464
中間純利益	41,561	46,000

③ 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	324,279	324,279
当中間期末残高	324,279	324,279
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	250,619	250,619
当中間期末残高	250,619	250,619
その他資本剰余金		
当期首残高	161,695	161,695
当中間期末残高	161,695	161,695
資本剰余金合計		
当期首残高	412,315	412,315
当中間期末残高	412,315	412,315
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	73,714	73,714
当中間期末残高	73,714	73,714
その他利益剰余金		
退職慰労基金		
当期首残高	710	710
当中間期末残高	710	710
別途積立金		
当期首残高	138,495	138,495
当中間期末残高	138,495	138,495
繰越利益剰余金		
当期首残高	301,709	335,452
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	41,561	46,000
土地再評価差額金の取崩	△0	211
当中間期変動額合計	13,460	32,465
当中間期末残高	315,169	367,917
利益剰余金合計		
当期首残高	514,628	548,371
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	41,561	46,000
土地再評価差額金の取崩	△0	211
当中間期変動額合計	13,460	32,465
当中間期末残高	528,088	580,836

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	1,251,222	1,284,965
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	41,561	46,000
土地再評価差額金の取崩	△0	211
当中間期変動額合計	13,460	32,465
当中間期末残高	1,264,682	1,317,430
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	70,219	△179
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,085	66,764
当中間期変動額合計	△16,085	66,764
当中間期末残高	54,134	66,585
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△13,146	△9,282
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6,874	△21,091
当中間期変動額合計	△6,874	△21,091
当中間期末残高	△20,021	△30,374
土地再評価差額金		
当期首残高	△6,862	△6,997
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	△211
当中間期変動額合計	0	△211
当中間期末残高	△6,861	△7,208
評価・換算差額等合計		
当期首残高	50,210	△16,459
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△22,959	45,461
当中間期変動額合計	△22,959	45,461
当中間期末残高	27,250	29,002

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	1,301,432	1,268,506
当中間期変動額		
剰余金の配当	△28,101	△13,747
中間純利益	41,561	46,000
土地再評価差額金の取崩	△0	211
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△22,959	45,461
当中間期変動額合計	△9,499	77,926
当中間期末残高	1,291,933	1,346,433

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法により償却し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)にわたって、のれんについてはその効果の及ぶ期間にわたって償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,611百万円(前事業年度末は22,509百万円)であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
<p>6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識してしております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37百万円(前事業年度末は51百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は29百万円(前事業年度末は71百万円)(同前)であります。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。</p>
10. 手形割引及び再割引の会計処理	<p>手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p>

追加情報

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(同前)を適用しております。

なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資金総額 106,007百万円</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは103,806百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,366百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,665百万円、延滞債権額は38,226百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は599百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,474百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,964百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資金総額 136,552百万円</p> <p>※2. 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは20,171百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,554百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は580百万円、延滞債権額は33,468百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は674百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,065百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,788百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,001,227百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,999,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,060,129百万円及び貸出金1,083,926百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は3,384,413百万円であり、対応する売現先勘定は3,184,471百万円、債券貸借取引受入担保金は197,871百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,963,650百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p>	担保に供している資産		有価証券	2,001,227百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,999,150百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,084,161百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,075,100百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,073,298百万円及び貸出金968,032百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は4,218,124百万円であり、対応する売現先勘定は3,581,441百万円、債券貸借取引受入担保金は626,088百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,219,379百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 同左</p>	担保に供している資産		有価証券	2,084,161百万円	担保資産に対応する債務		借入金	2,075,100百万円
担保に供している資産																	
有価証券	2,001,227百万円																
担保資産に対応する債務																	
借入金	1,999,150百万円																
担保に供している資産																	
有価証券	2,084,161百万円																
担保資産に対応する債務																	
借入金	2,075,100百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 141,643百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金229,500百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は11,588百万円であります。</p> <p>14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,033,111百万円であります。</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 144,213百万円</p> <p>※11. 同左</p> <p>※12. 同左</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は12,112百万円であります。</p> <p>14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託984,947百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>								
<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益3,314百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="239 443 774 510"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,770百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>11,090百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、株式等償却9,783百万円及び株式等売却損1,945百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益3,132百万円、償却債権取立益680百万円及び偶発損失引当金戻入益618百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別損失は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額1,436百万円、固定資産処分損500百万円及び減損損失226百万円であります。</p>	有形固定資産	3,770百万円	無形固定資産	11,090百万円	<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益7,489百万円、貸倒引当金戻入益5,409百万円及び償却債権取立益2,113百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="869 443 1404 510"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,054百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>11,346百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、株式等償却12,405百万円及び株式等売却損4,023百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益は、固定資産処分益であります。</p> <p>※5. 特別損失には、減損損失1,218百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	4,054百万円	無形固定資産	11,346百万円
有形固定資産	3,770百万円								
無形固定資産	11,090百万円								
有形固定資産	4,054百万円								
無形固定資産	11,346百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

有形固定資産

自動車であります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

有形固定資産

自動車であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	120	80	39

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	108	78	30

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	17	15
1年超	21	14
合計	39	30

(注) 未経過リース料中間会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	10	9
減価償却費相当額	10	9

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸手側)

該当する取引はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	9,982	7,008
1年超	11,187	5,667
合計	21,170	12,675

(貸手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	90	82
1年超	8	4
合計	98	87

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,821	3,311	489
関連会社株式	37,553	53,069	15,515
合計	40,375	56,380	16,005

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	57,010
関連会社株式	8,622
合計	65,632

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	8,155	7,938	△216
関連会社株式	41,315	41,803	488
合計	49,470	49,742	271

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	75,331
関連会社株式	11,749
合計	87,081

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	12.33	13.65
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	41,561	46,000
普通株主に帰属しない金額	百万円	0	0
うち中間優先配当額	百万円	0	0
普通株式に係る中間純利益	百万円	41,561	46,000
普通株式の期中平均株式数	千株	3,369,441	3,369,441
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	12.33	13.65
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	0	0
うち中間優先配当額	百万円	0	0
普通株式増加数	千株	2	2
うち優先株式の転換	千株	2	2

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

平成23年4月1日付で三菱UFJフィナンシャル・グループから三菱UFJ投信株式会社の株式を譲り受け、子会社としました。この取引に関する事項については、中間連結財務諸表の「(企業結合等関係)」に記載しているため、記載を省略しております。

(2) その他

中間配当

平成23年11月14日開催の取締役会において、第7期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額		13,646百万円
1株当たりの中間配当金	普通株式	4円5銭
	第一回第三種優先株式	2円65銭
効力発生日及び支払開始日		平成23年11月15日

5 【その他】

該当事項はありません。

第2 【委託者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概況】

1 主要な経営指標等の推移

回次		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
(1)連結経営指標等						
収益	百万円	5,068,199	6,050,654	6,156,365	4,540,793	5,206,873
売上総利益	〃	1,144,982	1,172,665	1,465,027	1,016,597	1,149,902
法人税等及び持分法による 投資損益前利益	〃	601,097	552,301	386,677	297,872	534,297
当社株主に帰属する当期純利益	〃	419,109	470,860	369,543	274,846	463,188
当社株主に帰属する包括損益	〃	599,006	186,752	△384,142	641,120	396,472
売上高	〃	20,526,402	23,105,053	22,393,595	17,102,782	19,233,443
株主資本	〃	2,917,764	2,872,253	2,382,930	2,962,521	3,284,387
総資産額	〃	11,399,928	11,695,007	10,871,554	10,856,850	11,347,442
1株当たり株主資本	円	1,728.22	1,750.09	1,450.44	1,802.53	1,997.71
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	〃	248.42	283.82	225.00	167.28	281.80
潜在株式調整後1株当たり 当社株主に帰属する当期純利益	〃	247.07	282.55	224.51	166.89	281.05
株主資本比率	%	25.6	24.6	21.9	27.3	28.9
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率	〃	15.9	16.3	14.1	10.3	14.8
株価収益率	倍	11.01	10.61	5.71	14.65	8.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	448,573	327,712	558,226	761,573	331,204
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△303,251	△353,480	△693,550	△138,502	△262,601
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△108,363	69,700	650,608	△755,347	76,749
現金及び現金同等物の期末残高	〃	734,344	728,251	1,198,735	1,080,544	1,208,742
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	55,867 (13,583)	60,664 (18,470)	60,095 (17,782)	58,583 (19,563)	58,470 (19,024)
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	百万円	10,890,029	10,832,868	10,880,997	8,236,241	8,980,555
経常利益	〃	348,579	267,306	238,018	304,278	293,878
当期純利益	〃	320,381	235,288	117,115	256,840	264,372
資本金 (発行済株式総数)	〃 (千株)	199,228 (1,689,903)	201,825 (1,694,324)	202,816 (1,696,047)	203,228 (1,696,687)	203,598 (1,697,268)
純資産額	百万円	1,705,702	1,583,184	1,323,634	1,654,505	1,818,093
総資産額	〃	6,188,707	6,352,501	6,292,641	6,330,798	6,441,989
1株当たり純資産額	円	1,009.63	963.20	803.46	1,003.55	1,102.09
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	〃 (〃)	46.00 (18.00)	56.00 (26.00)	52.00 (36.00)	38.00 (17.00)	65.00 (26.00)
1株当たり当期純利益	〃	189.85	141.80	71.30	156.30	160.82
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	〃	188.83	141.17	71.14	155.94	160.39
自己資本比率	%	27.6	24.9	21.0	26.1	28.1
自己資本利益率	〃	20.6	14.3	8.1	17.3	15.3
株価収益率	倍	14.41	21.23	18.02	15.67	14.36

配当性向	%	24.2	39.5	72.9	24.3	40.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	5,375 (957)	5,454 (852)	5,690 (858)	5,742 (822)	5,665 (793)

- (注) 1. 当社の連結経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法（以下「米国会計基準」）に基づいて作成しております。
2. 平成22年度において、より適正な期間損益を連結財務諸表に反映させるため、一部の連結子会社は、従来の12月決算から当社の決算月である3月に決算月を変更しております。これに伴い、当社は連結子会社における決算期の変更を反映させるため、平成21年度以前の一部項目につき遡及的に調整しております。
3. 連結経営指標等に記載の売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。尚、売上高は当社及び連結子会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。
4. 株主資本は、非支配持分を除く当社株主に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり株主資本及び株主資本比率は、当該金額にてそれぞれ計算しております。
5. 提出会社の従業員数は、「5. 従業員の状況」における提出会社の就業人員数を記載しております。

2 沿革

年月	項目
昭和25年4月1日 (設立)	○光和実業株式会社の商号で、(旧)三菱商事㈱の第二会社として設立 資本金3千万円、事業目的は不動産の賃貸業、倉庫業、運送取扱業、保険代理業 〔設立の経緯〕 (旧)三菱商事㈱は、大正7年、三菱合資会社の営業部門が分離して発足したが、昭和22年7月連合最高司令官により解散の指令を受け、同年11月解散し清算手続に入った(同社は昭和62年11月清算終了)。 その後、清算事務の長期化が避けられない見通しとなったため、この対策として第二会社の設立が認められ、(旧)三菱商事㈱が発起人となり、同社から特定の債権債務を継承して処理しつつ新たな営業活動を行う第二会社として設立された。
昭和27年8月	○財閥商号に関する法令に基づき、商号を三菱商事株式会社に変更
昭和29年6月	○東京・大阪両証券取引所に株式を上場 (昭和36年に名古屋、平成元年にロンドン各証券取引所に株式を上場)
昭和29年7月1日 (創立)	○(旧)三菱商事㈱の解散後、同社を退社した役員が設立した多数の新社が合併・統合を繰り返したが、代表的なものとして発展した不二商事㈱、東京貿易㈱及び東西交易㈱の3社を吸収合併し、総合商社として新発足 資本金6億5千万円、事業目的に各種物品の売買業・輸出入業等を追加 ○合併各社の支店・現地法人も統合・新発足(合併と同時に米国三菱商事会社を設立、その後、独国三菱商事会社(昭和30年)、オーストラリア三菱商事会社(昭和33年)、欧州三菱商事会社(昭和47年)、香港三菱商事会社(昭和48年)、英国三菱商事会社(昭和63年)等の現地法人を設立)
昭和43年10月	○営業部門を商品本部制に移行(燃料、金属、機械、食料、繊維、化学品、資材各本部)
昭和43年12月	○㈱北洋商会(現㈱菱食、加工食品卸売会社)の増資を引き受け、同社を子会社化 (同社は平成7年に東京証券取引所に株式を上場)
昭和46年6月	○英文社名としてMitsubishi Corporation(又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited)を採用
昭和57年7月	○営業部門を6グループに再編(燃料、金属、機械、食料、化学品、繊維・資材各グループ)
昭和62年6月	○営業部門を7グループに再編(情報産業、燃料、金属、機械、食料、化学品、繊維・資材各グループ)
平成8年4月	○営業部門を6グループに再編(情報産業、燃料、金属、機械、化学品、生活産業各グループ)
平成12年4月	○営業部門を7グループに再編(新機能事業、情報産業、燃料[平成13年4月にエネルギー事業に改称]、金属、機械、化学品、生活産業各グループ)
平成13年6月	○執行役員制度を導入
平成15年1月	○日商岩井㈱(現・双日㈱)と共同新設分割にて㈱メタルワン(鉄鋼製品事業)を設立
平成15年4月	○営業部門を6グループに再編(新機能事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業各グループ)
平成18年5月	○本店移転(登記上の本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目6番3号から東京都千代田区丸の内二丁目3番1号に変更)
平成19年4月	○営業部門を7グループに再編(イノベーション事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業各グループ)
平成21年4月	○営業部門を6グループに再編(新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業各グループ)、全社開発部門を設置
平成22年4月	○全社開発部門を改組し、ビジネスサービス部門、地球環境事業開発部門を設置

3 事業の内容

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社（連結子会社 350 社、持分法適用関連会社 198 社）により推進しております。

オペレーティング・セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社名は下記のとおりです。

	取扱い商品又はサービスの内容	主要な連結子会社名	主要な持分法適用関連会社名
新産業金融事業	アセットマネジメント、 パイアウト投資、リース、 不動産（開発・金融）、 物流・保険 他	三菱商事ロジスティクス 三菱商事・ユービーエス・リアルティ MCアビエーション・パートナーズ DIAMOND REALTY INVESTMENTS MC AVIATION FINANCIAL SERVICES (EUROPE)	三菱オートリース・ホールディング 三菱鉱石輸送 三菱UFJリース
エネルギー事業	石油製品、炭素、 原油、LPG、LNG 他	三菱商事石油 PETRO-DIAMOND INC. DIAMOND GAS RESOURCES	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) BRUNEI LNG
金属	鉄鋼製品、石炭、 鉄鉱石、 非鉄金属地金・原料、 非鉄金属製品 他	メタルワン ジェコ MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	重電機、鉄道、 エレベーター、プラント、 船舶、自動車、 産業機械、宇宙 他	レンタルのニッケン TRI PETCH ISUZU SALES MCE BANK THE COLT CAR COMPANY	千代田化工建設 KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS
化学品	石油化学製品、 合成繊維原料、肥料、 機能化学品、 合成樹脂原料・製品、 食品・飼料添加物、 医薬・農薬、 電子材料 他	三菱商事プラスチック 興人 三菱商事フードテック エムシー・ファーティコム 三菱商事ケミカル	サウディ石油化学 METANOL DE ORIENTE, METOR AROMATICS MALAYSIA EXPORTADORA DE SAL
生活産業	医療周辺、流通サービス、 リテール関連事業、 食糧、食品、 繊維、資材 他	日本ケアサプライ 菱食 日本農産工業 東洋冷蔵 サンエス 明治屋商事 日本ケンタッキー・フライド・チキン 三菱商事建材 PRINCES ALPAC FOREST PRODUCTS	ティーガイア クリエイト・レストランツ・ホールディングス コカ・コーラ セントラル ジャパン ローソン ライフコーポレーション 北越紀州製紙 MITSUBISHI CEMENT
その他	財務、経理、人事、 総務関連、IT、 新エネルギー、海外電力、 環境・水関連事業 他	DIAMOND GENERATING CORPORATION 三菱商事フィナンシャルサービス MITSUBISHI CORPORATION FINANCE アイ・ティ・フロンティア	
現地法人	複数の商品を取扱う総合商社 であり、主要な海外拠点にお いて、当社と同様に多種多様 な活動を行っている。	米国三菱商事会社 欧州三菱商事会社 三菱商事（上海）有限公司	

(注) 連結子会社数、持分法適用関連会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、
連結子会社が連結経理処理している関係会社（当連結会計年度末現在 484 社）はその数から除外しております。

4 関係会社の状況

(1) 親会社

該当ありません。

(2) 連結子会社

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合 (%)	関係内容		
					役員 の 兼任等 (人)	営業上の取引等	
新産業金融事業	エー・アイ・キャピタル	東京都千代田区	百万円 400	51.00	4	—	
	DIAMOND REALTY INVESTMENTS	LOS ANGELES, U. S. A.	US\$ 75,244,180	100.00	3	—	
	ダイヤモンド・リアルティ・ マネジメント	東京都千代田区	百万円 300	100.00	9	—	
	ヘルスケアマネジメント パートナーズ	東京都港区	百万円 300	66.00	5	—	
	ライフタイムパートナーズ	東京都港区	百万円 484	100.00	5	—	
	三菱商事アセットマネジメント	東京都千代田区	百万円 3,000	100.00	6	業務委託会社	
	MC AVIATION FINANCIAL SERVICES (EUROPE)	CLAUDE DEBUSSYLAAN, NETHERLANDS	EUR 18,000	100.00	1	—	
	MC アビエーション・ パートナーズ	東京都千代田区	百万円 471	100.00	8	—	
	MC CAPITAL EUROPE	LONDON, U. K.	STG £ 9,000,000	100.00 (50.00)	1	金融取引会社	
	MC CAPITAL	NEW YORK, U. S. A.	US\$ 2,231	100.00	2	金融取引会社	
	MC FINANCE INTERNATIONAL	AMSTERDAM, NETHERLANDS	EUR 4,084,022	100.00	3	金融取引会社	
	MC FINANCIAL SERVICES	NEW YORK, U. S. A.	US\$ 3,297,152	100.00 (100.00)	5	—	
	エム・シー・ターミナル	東京都千代田区	百万円 100	100.00	4	業務委託会社	
	MCAP EUROPE	DUBLIN, IRELAND	EUR 550,000	100.00 (100.00)	1	—	
	三菱商事インシュアランス	東京都千代田区	百万円 100	100.00	9	—	
	三菱商事ロジスティクス	東京都千代田区	百万円 1,067	100.00	9	輸送委託会社	
	三菱商事・ユービーエス・ リアルティ	東京都千代田区	百万円 500	51.00	5	—	
	NEW CENTURY INSURANCE	HAMILTON, BERMUDA	US\$ 1,500,000	98.80	6	—	
	ポートサウス・エアクラフト・ リーシング	東京都千代田区	百万円 3	100.00	1	—	
	RED DIAMOND CAPITAL PARTNERS	NEW YORK, U. S. A.	US\$ 68,558,934	100.00 (100.00)	—	金融取引会社	
	瀬戸埠頭	岡山県倉敷市	百万円 1,200	61.65 (20.00)	5	商品寄託会社	
	ティー・アール・エム・ エアクラフト・リーシング	東京都千代田区	百万円 3	100.00	1	—	
	YEBISU	GEORGETOWN, CAYMAN ISLANDS	US\$ 1,000	100.00 (100.00)	2	—	
	ゾネット・アビエーション・ フィナンシャル・サービス (その他 99社)	東京都千代田区	百万円 3	100.00	1	—	
	エネルギー事業	エイジョコ・ エクスプロレーション	東京都千代田区	百万円 5,000	55.00	7	—
		エイジェックス石油	東京都千代田区	百万円 2,000	55.00	7	—
アンゴラ石油		東京都千代田区	百万円 8,000	51.00	7	—	
CORDOVA GAS RESOURCES		CALGARY, CANADA	CAN\$ 276,300,000	100.00 (100.00)	3	仕入会社	
DIAMOND GAS RESOURCES		PERTH, AUSTRALIA	US\$ 39,845	100.00	6	—	
DIAMOND GAS SAKHALIN		AMSTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 973,762,449	100.00	6	—	

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等 (人)	営業上の取引等
金属	DIAMOND TANKER	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$ 9,400,000	100.00	4	輸送委託会社
	エムシー・エネルギー	東京都千代田区	百万円 490	100.00	8	仕入会社
	MCX EXPLORATION (USA)	WILMINGTON, U. S. A.	US\$ 651,950,000	100.00	6	—
	三菱商事石油	東京都港区	百万円 2,000	100.00	10	仕入会社
	エムピーディーシー・ガボン	東京都千代田区	百万円 495	100.00	7	—
	小名浜石油	福島県いわき市	百万円 5,000	80.00	5	商品寄託会社
	PACIFIC ORCHID SHIPPING	PANAMA, PANAMA	US\$ 9,000	100.00	3	輸送委託会社
	PETRO-DIAMOND INC.	IRVINE, U. S. A.	US\$ 121,000	100.00 (50.00)	4	販売仕入会社
	PETRO-DIAMOND SINGAPORE (その他 37社)	SINGAPORE, SINGAPORE	S\$ 2,000,000	100.00	7	仕入会社
	HERNIC FERROCHROME	BRITS, SOUTH AFRICA	ZAR 100,000	50.98 (50.98)	3	仕入会社
	五十鈴	東京都大田区	百万円 600	56.60 (56.60)	5	販売会社
	ジェコ	東京都千代田区	百万円 10	70.00	3	—
	九州製鋼	福岡県糟屋郡	百万円 480	55.00 (55.00)	4	販売会社
	九州スチール センター	長崎県長崎市	百万円 850	55.29 (55.29)	3	販売会社
	M. C. INVERSIONES	SANTIAGO, CHILE	US\$ 427,138,216	100.00	6	—
	MC COPPER HOLDINGS	ROTTERDAM, NETHERLANDS	US\$ 32,000	100.00	5	—
	MC IRON ORE SALES	JUNEAU, U. S. A.	US\$ 3,306,000	100.00	5	販売会社
	MC METAL SERVICE ASIA (THAILAND)	A. MUANG, THAILAND	Baht 430,000,000	100.00 (100.00)	3	販売会社
	メタルワン	東京都港区	百万円 100,000	60.00	5	仕入会社
	METAL ONE HOLDINGS AMERICA	WILMINGTON, U. S. A.	US\$ 125,000	80.00 (80.00)	4	—
	メタルワン建材西日本	広島県広島市中区	百万円 350	100.00 (100.00)	2	販売会社
	メタルワン菱和	岡山県倉敷市	百万円 400	100.00 (100.00)	7	販売会社
	メタルワン特殊鋼	大阪府大阪市西区	百万円 500	100.00 (100.00)	5	販売会社
	METAL ONE STAINLESS (ASIA)	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$ 8,527,000	91.70 (91.70)	4	販売会社
	メタルワン・スチールサービス	東京都中央区	百万円 93	67.33 (67.33)	4	販売会社
	メタルワン建材	東京都千代田区	百万円 10,000	100.00 (100.00)	8	販売会社
	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	SYDNEY, AUSTRALIA	A\$ 450,586,150	100.00	7	仕入会社
	三菱商事ユニメタルズ	東京都千代田区	百万円 3,143	100.00	7	販売会社
	オトフジ	広島県呉市	百万円 150	100.00 (100.00)	5	販売会社
	RYOWA DEVELOPMENT	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$ 2,495,002	100.00	4	仕入会社
	RYOWA DEVELOPMENT 2	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$ 40,953,952	100.00	4	仕入会社
	サステック	大阪府大阪市中央区	百万円 3,000	64.48 (64.48)	6	販売会社
玉造	大阪府大阪市西区	百万円 70	97.31 (97.31)	3	販売会社	
TRILAND METALS	LONDON, U. K.	STG £ 15,000,000	100.00 (9.09)	6	販売仕入会社	
TRILAND USA	NEW YORK, U. S. A.	US\$ 302,800	100.00 (9.08)	3	販売仕入会社	

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合 (%)	関係内容		
						役員 の 兼任等 (人)	営業上の取引等	
機械	(その他 111社)							
	AUTO TECHNIC (THAILAND)	BANGKOK, THAILAND	Baht	25,000,000	100.00 (100.00)	3	販売会社	
	CONSTRUCTORA GEOTERMoeLECTRICA DEL PACIFICO	MEXICO CITY, MEXICO	Mex\$	940,080	100.00 (1.00)	4	—	
	DIAMOND CAMELLIA ダイヤモンドパワー	PANAMA, PANAMA 東京都中央区	US\$ 百万円	1,000 100	100.00 100.00	7 5	輸送委託会社 —	
	ISUZU OPERATIONS (THAILAND)	BANGKOK, THAILAND	Baht	678,000,000	80.00 (51.00)	6	販売会社	
	MAC FUNDING	CHICAGO, U. S. A.	US\$	2,400	100.00	5	—	
	MC AUTOMOBILE (EUROPE)	ROTTERDAM, NETHERLANDS	EUR	102,573,000	100.00	7	—	
	MC MACHINERY SYSTEMS	CHICAGO, U. S. A.	US\$	1,800	100.00 (20.00)	6	販売会社	
	三菱商事パワーシステムズ	東京都千代田区	百万円	300	100.00	4	業務委託会社	
	MCE BANK	FLOERSHEIM AM MAIN, GERMANY	EUR	40,903,350	100.00 (100.00)	7	—	
	三菱商事マシナリ	東京都港区	百万円	300	100.00	6	業務委託会社	
	三菱商事テクノス	東京都港区	百万円	600	100.00	7	—	
	MITSUBISHI MOTORS MALAYSIA	SHAH ALAM, MALAYSIA	MYR	60,000,000	52.00	4	販売会社	
	MMC AUTOMOVILES ESPANA	MADRID, SPAIN	EUR	1,204,000	75.00 (75.00)	3	—	
	MMC CAR POLAND	WARSAW, POLAND	PLN	18,500,000	100.00	4	—	
	エム・エス・ケー農業機械	東京都豊島区	百万円	300	100.00	4	—	
	レンタルのニッケン	東京都千代田区	百万円	1,225	96.83	9	販売会社	
	NORELEC DEL NORTE	MEXICO CITY, MEXICO	Mex\$	954,630	100.00 (1.00)	4	—	
	ORIENT GAS TRANSPORT	MONROVIA, LIBERIA	US\$	2,000	100.00	6	輸送委託会社	
	DIPO STAR FINANCE	JAKARTA, INDONESIA	RP	100,000,000,000	85.00 (85.00)	8	—	
	SPITALGATE DEALER SERVICE	CIRENCESTER, U. K.	STG £	25,000	100.00	8	販売会社	
	THE COLT CAR COMPANY	CIRENCESTER, U. K.	STG £	8,000,100	100.00	8	仕入会社	
	TRI PETCH ISUZU LEASING	BANGKOK, THAILAND	Baht	1,000,000,000	93.50 (50.00)	9	—	
	TRI PETCH ISUZU SALES	BANGKOK, THAILAND	Baht	3,000,000,000	88.73 (41.66)	5	販売会社	
	化学品	(その他 65社)						
		中央化成	大阪府大阪市中央区	百万円	301	100.00	5	販売会社
吉比化成		東京都千代田区	百万円	60	100.00	5	販売会社	
興人		東京都中央区	百万円	11,000	100.00	5	販売会社	
エムシー・ファーティコム		東京都千代田区	百万円	1,226	72.83	6	販売仕入会社	
MC LIFE SCIENCE VENTURES		NEW YORK, U. S. A.	US\$	25	100.00	5	—	
三菱商事ケミカル		東京都中央区	百万円	392	100.00	7	販売会社	
三菱商事フードテック		東京都千代田区	百万円	1,400	100.00	5	仕入会社	
三菱商事プラスチック		東京都千代田区	百万円	647	100.00	9	販売仕入会社	
(その他 19社)								

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合 (%)	関係内容	
					役員兼任等 (人)	営業上の取引等
生活産業	AGREX	KANSAS CITY, U. S. A.	US\$ 8,000,000	100.00 (10.00)	7	仕入会社
	ALPAC FOREST PRODUCTS	HALIFAX, CANADA	CAN\$ 285,000,000	70.00	4	仕入会社
	ALPAC PULP SALES	HALIFAX, CANADA	CAN\$ 3,500,002	100.00	3	仕入会社
	CALIFORNIA OILS	RICHMOND, U. S. A.	US\$ 6,500,000	100.00	5	販売会社
	CAPE FLATTERY SILICA MINES	CAIRNS, AUSTRALIA	A\$ 4,400,002	100.00	4	仕入会社
	大日本明治製糖	東京都中央区	百万円 2,000	100.00	5	販売仕入会社
	ディーライツ	東京都千代田区	百万円 80	100.00	4	—
	フードサービスネットワーク	東京都中央区	百万円 2,000	100.00	7	販売会社
	フードリンク	東京都品川区	百万円 446	99.39	7	販売会社
	グリーンハウザー	宮城県仙台市宮城野区	百万円 158	100.00	6	販売会社
	INDIANA PACKERS	DELPHI, U. S. A.	US\$ 200	80.00 (10.00)	5	仕入会社
	日本ケンタッキー・フライド・チキン	東京都渋谷区	百万円 7,297	65.81 (0.24)	6	販売会社
	ライフギアコーポレーション	東京都港区	百万円 490	100.00	6	販売会社
	エム・シー・ヘルスケア	東京都港区	百万円 548	80.00	8	—
	エムシー・マーチャントサービス	東京都渋谷区	百万円 200	100.00	4	—
	明治屋商事	東京都江東区	百万円 8,000	80.00	5	販売会社
	三菱商事ファッション	東京都渋谷区	百万円 2,000	100.00	8	仕入会社
	三菱商事建材	東京都渋谷区	百万円 500	100.00	11	販売会社
	三菱商事パッケージング	東京都中央区	百万円 341	92.15	8	販売会社
	エム・アール・エス	東京都港区	百万円 10	100.00 (30.00)	3	—
	日本食品化工	東京都千代田区	百万円 1,600	59.77	4	仕入会社
	日本ケアサプライ	東京都港区	百万円 2,897	65.53	9	—
	日東富士製粉	東京都中央区	百万円 2,500	64.02	6	仕入会社
	日本農産工業	神奈川県横浜市西区	百万円 7,411	100.00	4	販売会社
	PRINCES	LIVERPOOL, U. K.	STG £ 7,000,000	100.00 (10.00)	6	—
	RIVERINA (AUSTRALIA)	BRISBANE, AUSTRALIA	A\$ 4,400,000	100.00	5	仕入会社
	菱食	東京都大田区	百万円 10,630	51.17 (0.02)	5	販売会社
	サンエス	東京都足立区	百万円 2,600	91.93	8	販売会社
	三洋食品	千葉県市川市	百万円 300	100.00	3	販売会社
	TH FOODS	LOVES PARK, U. S. A.	US\$ 3,714,758	53.16 (6.32)	2	販売会社
	東洋冷蔵	東京都江東区	百万円 221	81.83	6	販売会社
	TREDIA FASHION (その他 113社)	HONG KONG, CHINA	HK\$ 3,170,000	100.00	4	仕入会社
その他	ビーウィズ	東京都新宿区	百万円 300	100.00	7	販売会社
	アイ・ティ・フロンティア	東京都中央区	百万円 4,327	100.00	9	業務委託会社
	DIAMOND GENERATING ASIA	HONG KONG, CHINA	US\$ 432,451	100.00	9	—
	DIAMOND GENERATING CORPORATION	LOS ANGELES, U. S. A.	US\$ 94,500	100.00	10	—
	TEAM DIAMOND HOLDING ビジネス・トリップ・インターナショナル	PASAY, PHILIPPINES 東京都千代田区	US\$ 5,091,210 百万円 90	51.21 100.00	3 5	— 業務委託会社

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等 (人)	営業上の取引等
現地法人	ヒューマンリンク	東京都千代田区	百万円 200	100.00	4	業務委託会社
	エム・シー・ファシリティーズ	東京都千代田区	百万円 50	100.00	7	業務委託会社
	MC FINANCE & CONSULTING ASIA	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$ 51,224,140	100.00	3	金融取引会社
	MC SILICON VALLEY	PALO ALTO, U. S. A.	US\$ 37,000,000	100.00	3	—
	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	LONDON, U. K.	US\$ 90,000,000	100.00	3	金融取引会社
	三菱商事フィナンシャルサービス (その他 76社)	東京都千代田区	百万円 2,680	100.00	12	業務委託会社
	エム・シー・ヨーロッパ・ ホールディングス	LONDON, U. K.	EUR 171,819,869	100.00	2	販売仕入会社
	欧州三菱商事会社	LONDON, U. K.	STG £ 120,658,154	100.00 (100.00)	8	販売仕入会社
	オーストラリア三菱商事会社	MELBOURNE, AUSTRALIA	A\$ 48,000,000	100.00	7	販売仕入会社
	香港三菱商事会社	HONG KONG, CHINA	HK\$ 286,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	韓国三菱商事会社	SEOUL, KOREA	KRW 20,000,000,000	100.00	5	販売仕入会社
	三菱商事 (上海) 有限公司	SHANGHAI, CHINA	US\$ 11,000,000	100.00 (100.00)	4	販売仕入会社
	米国三菱商事会社	NEW YORK, U. S. A.	US\$ 447,750,000	100.00	6	販売仕入会社
	独国三菱商事会社	DUSSELDORF, GERMANY	EUR 32,000,000	100.00 (100.00)	1	販売仕入会社
	台湾三菱商事会社	TAIPEI, TAIWAN	TW\$ 1,000,000,000	100.00	7	販売仕入会社
	泰MC商事会社 (その他 32社)	BANGKOK, THAILAND	Baht 800,000,000	67.80 (43.80)	10	販売仕入会社

- (注) 1. 議決権所有割合の () 内は、間接所有割合で内数です。
2. 役員 の 兼任等には、提出会社並びに他の関係会社の職員の兼任、出向、転籍を含んでおります。
3. 上記子会社のうち、提出会社が直接連結経理処理を行っている会社は350社であります。
4. CORDOVA GAS RESOURCES、DIAMOND GAS SAKHALIN、MCX EXPLORATION (USA)、M. C. INVERSIONES、メタルワン、MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY、ALPAC FOREST PRODUCTS、エム・シー・ヨーロッパ・ホールディングス、及び米国三菱商事会社は特定子会社に該当します。また、上記記載会社以外では、エネルギー事業のMCX GULF OF MEXICO、PINNACLE RESOURCES、及び金属のQCT RESOURCESが特定子会社に該当します。
5. 日本ケンタッキー・フライド・チキン、日本食品化工、日本ケアサプライ、日東富士製粉、及び菱食は有価証券報告書提出会社です。また、上記記載会社以外では、石垣島製糖が有価証券報告書提出会社です。
6. 三菱商事証券は、当連結会計年度において、三菱商事アセットマネジメントに商号変更しております。
7. THAI AUTO SALESは、当連結会計年度において、TRI PETCH ISUZU LEASINGに商号変更しております。
8. エム・シー・ファッションは、当連結会計年度において、三菱商事ファッションに商号変更しております。
9. 日本ホスピタルサービスは、当連結会計年度において、エム・シー・ヘルスケアに商号変更しております。
10. 欧州三菱商事会社は、当連結会計年度において、エム・シー・ヨーロッパ・ホールディングスに商号変更しております。
11. 英国三菱商事会社は、当連結会計年度において、欧州三菱商事会社に商号変更しております。
12. エムシー・エネルギーは、当連結会計年度において、ペトロダイヤモンドジャパンと、ペトロダイヤモンドジャパンを存続会社とする合併を行い、エムシー・エネルギーに商号変更しております。
13. 三菱商事軽金属販売は、当連結会計年度において、三菱商事ユニメタルズと、三菱商事ユニメタルズを存続会社とする合併を行っております。
14. オトフジは、平成23年4月1日をもって、メタルワン鋼管と、メタルワン鋼管を存続会社とする合併を行っております。

(3) 持分法適用関連会社

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合 (%)			
					役員の兼任等 (人)	営業上の取引等	
新産業金融事業	三菱オートリース・ホールディング	東京都港区	百万円 300	50.00	5	—	
	三菱UFJリース	東京都千代田区	百万円 33,196	20.00	2	—	
	三菱鉱石輸送 (その他 41社)	東京都千代田区	百万円 1,500	40.28	3	—	
エネルギー事業	アストモスエネルギー	東京都千代田区	百万円 10,000	49.00	6	—	
	BRUNEI LNG	LUMUT, BRUNEI	BN\$ 90,900,000	25.00	2	—	
	BRUNEI SHELL TANKERS	SERIA, BRUNEI	BN\$ 61,404,000	25.00 (25.00)	2	輸送委託会社	
	ENCORE ENERGY	SINGAPORE, SINGAPORE	US\$ 1,000	39.40	3	—	
	ENERGI MEGA PRATAMA	ROAD TOWN, BRIT. VIRGIN IS.	US\$ 52,000,020	25.00	1	—	
	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) (その他 16社)	PERTH, AUSTRALIA	A\$ 369,050,002	50.00 (50.00)	5	—	
	金属	COMPANIA MINERA DEL PACIFICO	LA SERENA, CHILE	US\$ 887,220,369	25.00 (25.00)	4	仕入会社
IRON ORE COMPANY OF CANADA		NEW CASTLE, U. S. A.	CAN\$ 15,922,000	26.18	3	仕入会社	
交邦磨棒鋼センター		愛知県名古屋市中川区	百万円 90	33.33 (33.33)	2	販売会社	
エムオーテック		東京都中央区	百万円 3,226	41.49 (41.49)	2	販売会社	
MOZAL		MAPUTO, MOZAMBIQUE	US\$ 740,901,000	25.00 (25.00)	2	仕入会社	
日軽エムシーアルミ		東京都千代田区	百万円 1,000	45.00	3	販売会社	
三和鐵鋼		愛知県海部郡	百万円 405	33.41 (33.41)	2	販売会社	
SIAM HI-TECH STEEL CENTER (その他 62社)		A. PANTHONG, THAILAND	Baht 990,075,000	50.00 (50.00)	2	販売会社	
機械		千代田化工建設	神奈川県横浜市鶴見区	百万円 43,389	33.74	4	販売仕入会社
		FF SHEFFE	AMSTERDAM, NETHERLANDS	EUR 90,000	40.00	5	—
	ISUZU ENGINE MANUFACTURING (THAILAND)	BANGKOK, THAILAND	Baht 1,025,000,000	15.00 (12.00)	3	仕入会社	
	ISUZU MOTORS (THAILAND)	PHRAPRADAENG, THAILAND	Baht 8,500,000,000	27.50 (27.50)	3	仕入会社	
	ISUZU PHILIPPINES	LAGUNA, PHILIPPINES	PHP 1,000,000,000	35.00	3	販売会社	
	MITSUBISHI ELEVATOR HONG KONG	HONG KONG, CHINA	HK\$ 35,000,000	25.00	3	販売会社	
	MITSUBISHI MOTOR SALES (CHINA)	浦東新区, CHINA	百万円 3,000	50.00	3	販売会社	
	MMC CHILE	SANTIAGO, CHILE	CLP 2,057,699,554	40.00	3	販売会社	
	MITSUBISHI MOTORS DE PORTUGAL	LISBOA, PORTUGAL	EUR 16,526,000	50.00 (50.00)	2	—	
	KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS	JAKARTA, INDONESIA	RP 20,944,000,000	40.00 (40.00)	5	販売会社	
	MITSUBISHI KRAMAYUDHA MOTORS AND MANUFACTURING	JAKARTA, INDONESIA	US\$ 27,593,750	32.28	5	仕入会社	
	VINA STAR MOTORS (その他 46社)	HO CHI MINH CITY, VIETNAM	US\$ 16,000,000	25.00 (25.00)	2	販売会社	
	化学品	AROMATICS MALAYSIA	KUALA LUMPUR, MALAYSIA	MYR 407,520,000	30.00 (30.00)	3	仕入会社
EXPORTADORA DE SAL		GUERRERO NEGRO, MEXICO	Mex\$ 550,000,000	49.00	4	仕入会社	

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合 (%)	役員兼任等	
					役員兼任等 (人)	営業上の取引等
生活産業	明和産業	東京都千代田区	百万円 4,024	33.05 (0.12)	4	販売会社
	METANOL DE ORIENTE, METOR	JOSE, VENEZUELA	VEF 9,832,000	25.00	2	仕入会社
	日本レヂボン	大阪府大阪市西区	百万円 1,128	20.00	3	販売会社
	KALTIM PARNA INDUSTRI	BONTANG UTARA, INDONESIA	US\$ 51,400,000	50.00	5	仕入会社
	サウディ石油化学 (その他 20社)	東京都千代田区	百万円 56,800	30.39	4	仕入会社
	コカ・コーラ セントラルジャパン	神奈川県横浜市西区	百万円 6,499	23.25 (0.25)	6	販売会社
	クリエイト・レストランツ・ホールディングス	東京都渋谷区	百万円 1,012	41.07	3	—
	塩水港精糖	東京都中央区	百万円 1,750	31.26	1	販売会社
	北海道糖業	東京都千代田区	百万円 1,600	27.16	1	仕入会社
	北越紀州製紙	新潟県長岡市	百万円 42,021	24.72	3	販売仕入会社
	伊藤ハム	兵庫県神戸市灘区	百万円 28,427	20.43	2	販売会社
	かどや製油	東京都品川区	百万円 2,160	27.40	2	販売会社
	キリンMCダノンウォーターズ	東京都渋谷区	百万円 1,500	24.00	3	販売会社
	ローソン	東京都品川区	百万円 58,506	32.44 (0.31)	6	販売会社
	ライフコーポレーション	東京都中央区	百万円 10,004	21.30 (1.02)	2	販売会社
	マルイチ産商	長野県長野市	百万円 3,719	20.00	3	販売会社
	松谷化学工業	兵庫県伊丹市	百万円 100	30.00	2	販売会社
	MCC DEVELOPMENT	HENDERSON, U. S. A.	US\$ 71,000	30.00	2	販売会社
	MITSUBISHI CEMENT	HENDERSON, U. S. A.	US\$ 140,000	28.71	2	販売会社
	その他	六甲バター	兵庫県神戸市中央区	百万円 2,843	20.49	3
ティーガイア		東京都渋谷区	百万円 3,098	22.78	3	—
日清オイリオグループ		東京都中央区	百万円 16,332	16.63	3	販売会社
TOYO TYRE & RUBBER AUSTRALIA		MINTO, AUSTRALIA	A\$ 15,000,000	25.60	2	販売会社
米久 (その他 57社)		静岡県沼津市	百万円 8,634	24.60	5	販売会社
AMPER CENTRAL SOLAR		MOURA, PORTUGAL	EUR 29,594,804	34.40	2	—
CURACAO ENERGY		CAYMAN, CAYMAN ISLANDS	US\$ 6,000	50.00	2	—
ELECTRICIDAD AGUILA DE TUXPAN		MEXICO CITY, MEXICO	US\$ 70,000,323	50.00	4	—
フロンティアカーボン (その他 28社)		福岡県北九州市八幡西区	百万円 80	50.00	3	販売会社

- (注) 1. 議決権所有割合の () 内は、間接所有割合で内数です。
2. 役員兼任等には、提出会社並びに他の関係会社の職員の兼任、出向、転籍を含んでおります。
3. 上記関連会社のうち、提出会社が直接連結経理処理を行っている会社は198社であります。
4. 三菱UFJリース、エムオーテック、千代田化工建設、明和産業、日本レヂボン、コカ・コーラ セントラルジャパン、クリエイト・レストランツ・ホールディングス、塩水港精糖、北越紀州製紙、伊藤ハム、かどや製油、ローソン、ライフコーポレーション、マルイチ産商、六甲バター、ティーガイア、日清オイリオグループ、及び米久は有価証券報告書提出会社です。また、上記記載会社以外では、カノークス、増田製粉所、カンロ、クオール、及びエージーピーが有価証券報告書提出会社です。
5. クリエイト・レストランツは、当連結会計年度において、クリエイト・レストランツ・ホールディングスに商号変更しております。

- (4) その他の関係会社
該当ありません。

5 従業員の状況

(オペレーティング・セグメントにおける従業員数)

新産業金融 事業 (名)	エネルギー 事業 (名)	金属 (名)	機械 (名)	化学品 (名)	生活産業 (名)	その他 (名)	合計 (名)
2,431	1,535	11,297	9,554	3,222	24,161	6,270	58,470

(提出会社の従業員の状況)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
6,205 (5,665)	43.1	19.3	13,587,780

新産業金融 事業 (名)	エネルギー 事業 (名)	金属 (名)	機械 (名)	化学品 (名)	生活産業 (名)	その他 (名)	合計 (名)
439 (383)	570 (485)	732 (398)	989 (1,034)	668 (653)	1,163 (888)	1,644 (1,824)	6,205 (5,665)

- (注) 1. 当年度1年間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が793名、連結子会社が18,231名であり、上記人数には含まれておりません。
2. 提出会社の従業員数に顧問・嘱託214名、他社からの出向者311名、海外店現地社員942名を含め、他社への出向者2,007名を除いた提出会社の就業人員数は5,665名です。提出会社の従業員数欄の(外書)は、就業人員数を記載しております。
3. 提出会社の従業員の平均年間給与は、超過勤務手当及び賞与を含んでおります。
4. 当社及び連結子会社と各社の労働組合との関係について特に記載する事項はありません。

(2) 【事業の状況】

1 業績等の概要

(1) 業績

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多大なる人的被害に加え、社会インフラ、生産設備、住宅などの物的被害も甚大なものとなりました。部品供給の停滞に伴う減産も生じ、経済活動は大きく落ち込み、今後も影響が見込まれています。

震災前までの当連結会計年度の我が国経済は、アジア向けなどの輸出に支えられ、年度前半には緩やかな景気回復を続けましたが、自動車購入に関わる補助金制度の終了などによる個人消費の低迷により、年度後半の景気は伸び悩みました。

一方、当連結会計年度の世界経済は、総じて堅調に推移しました。先進国では、失業率は高止まりましたが、景気対策や金融緩和の継続により景気は緩やかに拡大しました。また、新興国では、中国、インドなどで内需が好調に推移し、高成長となりましたが、一部の国では、インフレ圧力の高まりを背景に金融引締めが実施されました。

このような環境下、当連結会計年度の収益は、鉄鋼製品需要の回復に加え、油価の上昇や自動車などの機械関連取引が堅調に推移したことにより、前連結会計年度を6,661億円（14.7%）上回る5兆2,069億円となりました。

売上総利益は、原料炭などの資源価格の上昇に加え、鉄鋼製品事業や自動車関連事業の販売が堅調に推移したことから、前連結会計年度を1,333億円（13.1%）上回る1兆1,499億円となりました。

販売費及び一般管理費は、年金費用の負担減に加え、前連結会計年度の本店オフィスビル移転に伴う経費負担の反動などにより、前連結会計年度から48億円（0.6%）負担減の8,246億円となりました。

その他の損益項目については、チリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益計上などにより有価証券損益が改善したほか、資源関連の投資先からの受取配当金が増加しました。

この結果、法人税等及び持分法による投資損益前利益は、前連結会計年度を2,364億円（79.4%）上回る5,343億円となりました。

持分法による投資損益は、資源関連や自動車関連投資先の業績が堅調であったことから、前連結会計年度を481億円（42.4%）上回る1,615億円となりました。

以上の結果、当社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を1,883億円（68.5%）上回る4,632億円となりました。尚、東日本大震災による当連結会計年度業績への影響は限定的でした。

尚、当連結会計年度のオペレーティングセグメント別、地域別の業績につきましては、「7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照願います。

(2) キャッシュ・フローの状況

「7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照願います。

2 売上、仕入及び成約の状況

(1) 売上の状況

「1. 業績等の概要」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入高は売上高と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 成約の状況

成約高と売上高との差額は僅少であるため、記載は省略しております。

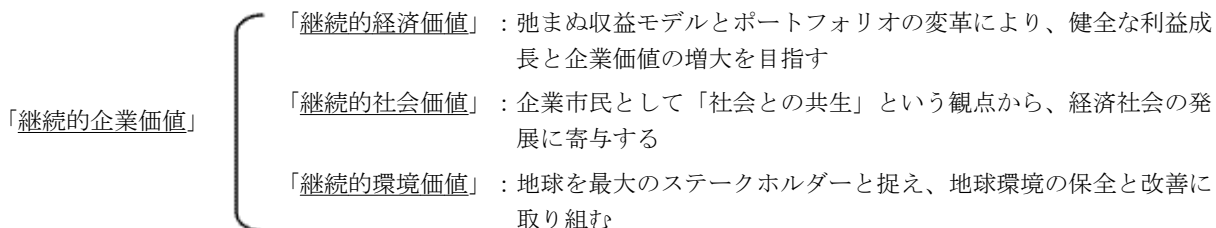
3 対処すべき課題

1. 中期経営計画2012

当社は昨年7月に、平成22年度から平成24年度の向こう3年間の新たな経営計画として、「中期経営計画2012」を策定致しました。

■経営目標

「中期経営計画2012」では、当社が目指すべきこととして、「継続的企業価値の創出」を掲げました。「継続的企業価値」は、「継続的経済価値」、「継続的社会価値」、「継続的環境価値」を統合した新しい概念です。全てのステークホルダーの要請・期待を踏まえ、事業活動を通じて日本や世界の課題解決に貢献しながら、「継続的企業価値」の創出を目指します。



新興国の高い経済成長、先進国の地位の相対的低下、価値観の変化・技術革新・新興国の台頭などが生み出す新たな成長市場の出現、ステークホルダーの広がりなどの外部環境変化や、当社自身の収益構造の変化、収益モデルの変化・多様化、ビジネス現場や実質的な事業推進母体の事業投資先への移転などの内部環境変化を踏まえ、当社は「収益基盤の強化・充実」と「次なる収益の柱の育成」に向けた取組みを推進していきます。

■定量目標及び指標

収益基盤を強固なものとしつつ、効率性、健全性も考慮しながら利益成長を図っていきます。「中期経営計画2012」では、最終年度となる平成24年度の連結純利益目標を5,000億円とし、中期経営計画期間中のROEは12~15%を見込んでおります。一方、利益目標の達成を目指すに当たり、ネット有利子負債倍率は1.0~1.5倍を目処として、財務の健全性も維持していきます。なお、配当につきましては、従来の基本方針を踏襲し、連結配当性向20~25%の幅の中で行う方針です。

■投資計画

「中期経営計画2012」の期間中は、毎年7,000~8,000億円を目処に、3ヵ年合計で2兆~2兆5,000億円の投資実行を計画しています。

具体的には、全社戦略地域・分野に向けた投資として4,000~5,000億円、金属資源・エネルギー資源分野に向けた投資として1兆~1兆2,000億円、その他分野に向けた投資として6,000~8,000億円を計画しております。

■全社戦略分野・全社戦略地域

新興国の高い経済成長や新しい成長市場への対応として、インフラや地球環境事業を「全社戦略分野」に、また中国・インド・ブラジルを「全社戦略地域」に設定して、優先的に経営資源を配分し、投資を促進することで、将来の収益基盤の構築を目指します。

■多様性を活かす経営・多様性を束ねる経営

「多様性を活かす経営」については、事業の多様化に応じた可視化の仕組みや、事業特性や収益モデルに応じた目標管理制度などを構築・導入することで、多様性を活かし個々の事業を強化しながら、複数の収益の柱を育成していきます。

また、「多様性を束ねる経営」については、「中期経営計画2012」において設定した全社戦略分野・地域などについて、営業グループ・部門をまたがる取組についての方針を討議するために、社長を委員長とする「営業企画委員会」を設置しました。更に、収益モデルの多様化に伴い、当社の拠点、人材、ITにかかわるマネジメントなど、経営基盤の考え方を今後抜本的且つ総合的に見直していきます。

平成23年度の事業環境については、中国・インド・ブラジルなど新興国では引き続き堅調な経済成長が見込まれる一方、主に新興国の物価上昇圧力の高まりや先進国を中心とする財政赤字問題など、世界経済は不確実性をはらんだ状態が続くと予想されます。更に、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響とその復興が、日本のみならず世界経済にとっても注目すべき課題となっています。

このような環境認識の下、当社では、「中期経営計画2012」を着実に実行し、収益基盤と財務体質をさらに強固なものとして発展させるとともに、多様な事業を通じて日本や世界の課題解決に貢献し、「継続的企業価値」の創出を目指していきます。また、社是として掲げている三綱領の精神の下、社業を通じて経済活動を支え、復興への貢献を図っていく所存です。

2. 東日本大震災への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災による当社の役員・従業員への人的被害はなく、東北支社（仙台市）の被害も軽微でした。しかし、グループ会社の中には、大きな被害を受けた事業所等もあり、全力を挙げて復旧・復興にあたっています。こうした中、当社では、企業理念である三綱領の一つ、「所期奉公」の精神に基づき、平成22年7月に策定した「中期経営計画2012」を着実に遂行し、目標とする「継続的企業価値の創出」を通じて日本経済の復興に貢献するとともに、平成23年4月に設立した「三菱商事 東日本大震災復興支援基金」（4年間総額100億円）を通して被災地への支援を行っていきます。

※「所期奉公」：事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。

3. 個別重要案件

当年度における重要な個別案件については、「4. 事業等のリスク」「⑥重要な投資案件に関するリスク」「三菱自動車工業への取組」を参照願います。

4 事業等のリスク

① 世界マクロ経済環境の変化によるリスク

当社はグローバルにビジネスを展開しており、当社の業績も、国内の景気動向とともに、海外諸国の経済動向の影響を受けます。

例えば、エネルギー資源や金属資源の価格が下落する場合には、当社の資源関連の輸入取引や事業投資の収益が大きな影響を受けることとなります。更に、世界景気の冷え込みは、プラント、建設機械用部品、自動車、鉄鋼製品、鉄鋼原料、化学品などの当社の輸出関連ビジネス全般にも影響を与えることとなります。

また、当社は、タイ、インドネシアで、日本の自動車メーカーと協同で自動車の組立工場、販売会社、販売金融会社を設立し、広範な自動車事業を展開していますが、自動車の販売数量はこれらの国の内需に関連するため、タイ、インドネシア両国の経済動向は当社の自動車事業から得られる収益に大きく影響を与えることとなります。

なお、当連結会計年度の世界経済は、総じて堅調に推移しました。先進国では、失業率は高止まりましたが、景気対策や金融緩和の継続により景気は緩やかに拡大しました。また、新興国では、中国、インドなどで内需が好調に推移し、高成長となりましたが、一部の国では、インフレ圧力の高まりを背景に金融引締めが実施されました。

② 市場リスク

以下、連結純利益への影響額の試算は、他に記載のない限り当社の当連結会計年度の連結業績に基づいております。なお、以下「連結純利益」は、「当社株主に帰属する当期純利益」を指しております。

a. 商品市況リスク

当社では、商取引や資源エネルギーの権益を保有して生産物を販売すること、事業投資先の工業製品の製造・販売をすることなどの活動においてさまざまな商品価格変動リスクを負っております。当社の業績に大きな影響を与える商品分野として次のようなものがあげられます。

(エネルギー資源)

当社は豪州、マレーシア、ブルネイ、サハリン、インドネシア、米国・メキシコ湾、ガボン、アンゴラなどにおいて、LNGや原油の上流権益あるいはLNG液化設備を保有しており、LNGや原油の価格変動はそれらの事業の業績に大きな影響を与えます。

LNGの価格は基本的に原油価格にリンクしており、1バレル当たりの原油価格が1米ドル変動することで、当社の連結純利益は主に持分法による投資損益を通じてLNG・原油合わせて10億円程度変動します。ただし、LNGや原油の価格変動が当社の業績に影響を及ぼすまでにはタイムラグがあるため、価格変動が直ちに業績に反映されるとは限りません。

(金属資源)

当社は、豪州の100%子会社MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD社(MDP)を通じて、鉄鋼原料となる原料炭を中心に年間27～28百万トン程度の石炭を販売しており、石炭価格の変動はMDPの収益を通じて当社の連結業績に影響を与えることとなります。また、MDPの収益は石炭価格以外にも、豪ドル・米ドル・円の為替レートといったその他市況要因や、生産・販売数量、生産コストといった天候状況等にも左右される要因によって大きく影響を受けるため、石炭価格のみで単純に決定されるものではありません。

銅・アルミニウムについても、生産者としての価格変動リスクを負っております。銅につきましては、1トンあたりの価格が100米ドル変動すると連結純利益で年間5億円の変動をもたらすと試算されますが、粗鉱品位、生産・操業状況、再投資計画(設備投資)等、価格変動以外の要素からも影響を受けるため、銅の価格のみで単純に決定されない場合があります。一方、アルミニウムについては1トン当たりの価格が100米ドル変動すると連結純利益で年間10億円の変動をもたらすと試算されます。

(石油化学製品)

当社はナフサや天然ガスを原料として製造される石油化学製品の貿易取引を広範に行っております。石油化学製品はこれら原料市況並びに需給バランス等の要因から、製品ごとに固有の市況を形成しており、その変動は当該取引から得られる収益に影響を及ぼします。

また、サウディ・アラビア、マレーシア、ベネズエラではエチレングリコール、パラキシレン、メタノールなど石油化学製品の製造・販売会社に出資しており、これらの会社の業績も市況の影響を受け、当社の持分法による投資損益に影響を与えます。

b. 為替リスク

当社は、輸出入、及び外国間などの貿易取引において外貨建ての決済を行うことに伴い、円に対する外国通貨レートの変動リスクを負っています。これらの取引では先物為替予約などによるヘッジ策を講じておりますが、それによって完全に為替リスクが回避される保証はありません。

また、海外における事業からの受取配当金や海外連結子会社・持分法適用関連会社の持分損益の連結純利益に占める割合が比較的高く、これらの収益の多くが外貨建てであり、当社の報告通貨が円であることから、外国通貨に対して円高が進むと連結純利益にマイナスのインパクトを与えます。当社の試算では米ドル・円のレートが1円変動すると、連結純利益に約25億円の変動をもたらします。

さらに、当社の海外事業への投資については、円高が進行すると為替換算調整勘定を通じて自己資本が減少するリスクがあります。このため、大口の投資については必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの施策を実行しておりますが、完全にリスクが回避できるわけではありません。

c. 株価リスク

当社は、当連結会計年度末時点で、取引先や関連会社を中心に約1兆4,000億円（時価ベース）の市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っております。同時点での市場価格により評価すると約5,000億円の評価益となっておりますが、株価の動向次第で評価益は減少するリスクがあります。また、当社の企業年金では、年金資産の一部を市場性のある株式により運用しております。よって、株価の下落は年金資産の目減りを通じて、年金費用を増加させるリスクがあります。

d. 金利リスク

当社の当連結会計年度末時点の有利子負債総額は4兆2,576億円であり、一部を除いて変動金利となっているため、金利が上昇する局面では利息負担が増加するというリスクがあります。

しかし、この有利子負債の相当部分は金利の変動により影響を受ける営業債権・貸付金等と見合っており、金利が上昇した場合に、これらの資産から得られる収益も増加するため、金利の変動リスクは、タイムラグはあるものの、相殺されることとなります。また、純粋に金利の変動リスクにさらされている部分についても、見合いの資産となっている投資有価証券や固定資産からもたらされる取引利益、配当金などの収益は景気変動と相関性が高いため、景気回復の局面において金利が上昇し支払利息が増加しても、見合いの資産から得られる収益も増加し、結果として影響が相殺される可能性が高いと考えられます。但し、金利の上昇が急である場合には、利息負担が先行して増加し、その影響を見合いの資産からの収益増加で相殺しきれず、当社の業績は一時的にマイナスの影響を受ける可能性があります。

このような金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を行う体制を固めるため、当社ではALM (Asset Liability Management) 委員会を設置し、資金調達政策の立案や金利変動リスクの管理を行っております。

③ 信用リスク

当社では様々な営業取引を行うことによって、売掛金、前渡金などの取引与信、融資、保証及び出資などの形で取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻等による損失が発生する信用リスクを負っております。また、当社は主としてヘッジ目的のためにスワップ、オプション、先物などのデリバティブ取引を行っており、デリバティブ取引の契約先に対する信用リスクを負っております。

当社では当該リスクを管理するために、取引先毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、社内格付制度を導入し、社内格付と与信額により定めた社内規程に基づき、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っておりますが、信用リスクが完全に回避される保証はありません。取引先の信用状態悪化に対しては取引縮小や債権保全策を講じ、取引先の破綻に対しては処理方針を立てて債権回収に努めておりますが、債権等が回収不能になった場合には当社の業績は影響を受ける可能性があります。

④ カントリーリスク

当社では海外の会社との取引や出資に関連して、当該会社が所在している国の政治・経済情勢に起因した、代金回収や事業遂行の遅延・不能等が発生するカントリーリスクを負っております。

カントリーリスクについては、保険を付保するなど第三者へのヘッジを原則とし、案件の内容に応じて適切なリスクヘッジ策を講じております。また、リスクを管理するために、カントリーリスク委員会を設置し、本委員会の下にカントリーリスク対策制度を設けています。カントリーリスク対策制度では、国ごとの信用度（国別レーティング）及びカントリーリスク管理上のリスクマネー（出資、融資、保証、及び貿易債権額からリスクヘッジ額を控除した額の合計）に基づき取引対象国を6つの管理区分に分類し、区分ごとに枠を設定するなどの手法によってリスクの積み上がりをコントロールしています。

しかしながら、上記のようなリスクヘッジ策を講じていても、当社の取引先や出資先、もしくは当社の進行中のプロジェクト所在国の政治・経済・社会情勢の悪化によるリスクを完全に回避することは困難です。そのような事態が発生した場合、当社の業績は大きな影響を受ける可能性があります。

⑤ 事業投資リスク

当社は、株式・持分を取得して当該企業の経営に参画し、商権の拡大やキャピタル・ゲイン獲得などを目指す事業投資活動を行っておりますが、この事業投資に関連して投下資金の回収不能、撤退の場合に追加損失が発生するリスク、及び計画した利益が上がらないなどのリスクを負っております。事業投資リスクの管理については、新規の事業投資を行う場合には、投資の意義・目的を明確にした上で、投資のリスクを定量的に把握し、リスクの度合いに応じて社内で定めた最低期待収益率を上回っているか否かを評価し、選別を行っております。投資実行後は、事業投資先ごとに、毎年定期的に「経営計画書」を策定し、投資目的の確実な達成のための管理を行う一方で、早期の持分売却・清算等による撤退を促す「EXITルール」を採用することで、効率的な資産の入れ替えを行っております。

このような投資の段階での案件の選別、投資実行後の管理を厳格に行っておりますが、期待する採算が上がらないというリスクを完全に回避することは困難であり、当該案件からの撤退等に伴い損失が発生する可能性があります。

⑥ 重要な投資案件に関するリスク

三菱自動車工業への取組

当社は、三菱自動車工業の要請に応じて、平成16年6月から平成18年1月までに合計1,400億円の普通株式・優先株式を引き受けました。また当社は、同社と主に海外での販売会社及び関連するバリューチェーン分野での事業展開をしております。当社の同社本体に対するリスクエクスポージャーは当連結会計年度末で約1,300億円となっており、同社関連事業への出資・融資や営業債権などのリスクエクスポージャーは当連結会計年度末で約2,400億円となっています。これら同社本体へのリスクエクスポージャーと関連事業のリスクエクスポージャーの合計は当連結会計年度末で約3,700億円となっています。

同社の平成22年度の連結業績は、売上高1兆8,285億円、営業利益403億円、当期純利益156億円となりました。

⑦ コンプライアンスに関するリスク

当社は、国内外で多くの拠点をもち、あらゆる産業を事業領域としてビジネスを展開していることから、関連する法令・規制は多岐にわたっております。具体的には日本の会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、貿易関連諸法、環境に関する法令や各種業法を遵守する必要があり、また海外で事業を展開する上では、それぞれの国・地域での法令・規制に従う必要があります。

当社はコンプライアンス委員会を設け、その委員会を統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーが連結ベースでの法令・規制遵守を指揮・監督し、コンプライアンス意識を高めることに努めております。

しかしながら、このような施策を講じていてもコンプライアンス上のリスクは完全に回避できない可能性があり、関連する法令・規制上の義務を実行できない場合には、当社の業績は影響を受けることとなります。

⑧ 自然災害によるリスク

地震、大雨、洪水などの自然災害により当社の事業所・設備・システムや社員などに対する被害が発生し、営業・生産活動に支障が生じる可能性があります。

そうした事態に備え、当社では社員の安否確認やBCP（事業継続計画）実行のための災害対策マニュアルの作成、建物・設備・システム等の耐震対策（データ等のバックアップを含む）及び防災訓練などの対策を講じておりますが、これによっても自然災害による被害を完全に回避できるわけではなく、被害が発生した場合には当社の業績は影響を受けることがあります。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、当社の事業所に大きな被害はありませんでしたが、今後、本震災に起因して、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等の事由が生じる可能性があります。これにより、取引先の信用状態悪化、保有する株式及び金融商品等において売却損、減損が生じ、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

(注意事項)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

- 5 経営上の重要な契約等
特に記載すべき事項はありません。
- 6 研究開発活動
特に記載すべき事項はありません。

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成にあたり、経営者は、決算日における資産及び負債の報告金額、偶発資産及び負債の開示、報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を与える様な見積りを行う必要があります。当社の経営者は、債権、投資、長期性資産、棚卸資産、収益の認識、法人税、資金調達業務、事業再構築に伴う費用、退職給付制度、偶発事象及び訴訟などについて見積り及び判断を行っており、これらを継続的に検証しております。これらの見積り及び判断は、過去の経験やその時点の状況として妥当と考えられる様々な要素に基づき行っており、他の情報源からは得られない資産及び負債の帳簿価額について当社の判断の基礎となっております。但し、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることもあります。

当社における重要な会計方針及び見積りは以下のとおりです。以下の項目は、不確定要素が極めて多い時点で、見積りを行う目的から前提条件を決定する必要があり、また、当期使用することが可能であった他の仮定に基づいた場合などには財政状態又は経営成績に対して重大な影響を与え得ることから、当社は以下の項目を重要と判断しております。

①債権の評価

当社の売上債権、受取手形及び貸付金の残高は多額であるため、債権の評価は会計上の見積りにおいて重要なものとなっております。

当社は、顧客の評価を継続して行っており、支払実績及び信用情報の査定に基づく現在の顧客の与信能力に基づき、個々の与信限度枠を調整しております。当社は、顧客の支払及び回収状況を常にモニタリングしており、回収が問題視される債権の内容、過去の貸倒実績、過去の傾向、債権残高に対する損失発生の潜在性の評価、格付機関による評価及びその他の情報に基づき、それぞれの顧客に対して与信枠と貸倒引当金を設定しております。また当社は、特定の顧客に対して、貸倒引当金の見積りをより適切に行うべく、その財政状態や与信の状況、債権の回収状況を個々にモニタリングしております。更に、長期債権の評価については割引キャッシュ・フロー法に基づく評価を実施しており、評価にあたっては将来の返済計画予想及び割引率などの前提条件を使用しております。

貸倒引当金は、前連結会計年度末では、平成20年度末比5億円(0.8%)増加し、632億円となり、当連結会計年度末では、前連結会計年度末比89億円(14.0%)減少し、543億円となりました。貸倒引当金の全債権(長期短期合計)に占める割合は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ1.8%及び1.5%となっております。

経営者は、債権の評価にあたり行っている見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分に計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しております。但し、これらの評価には経営者としても管理不能な不確実性を含んでおり、予測不能な前提条件の変化などにより債権の評価に関する見積りが変化した場合には、将来当社が追加で貸倒引当金を設定する可能性もあります。

②投資の評価

投資の評価は、時価の変動の影響を受けやすい中で経営者に回復可能性の判断を要求することに加え、当社の投資残高は多額であるため、会計上の見積りにおいて重要なものとなっております。

投資の減損判定については、価値の下落が一時的か否かを検討しております。その際には、公正価値が投資の帳簿価額を下回っている期間及び下落の程度、公正価値の回復が充分見込まれる期間まで投資を保有し続ける意思と能力が当社にあるかなどを基に、公正価値が投資の帳簿価額を上回るまで回復可能かどうかを検討しております。具体的には、売却可能有価証券については市場価額を、持分法により会計処理された投資及びその他の投資については、これに加えて、発行企業の財政状態、経営成績、経営環境、事業計画及びこれらを基にした将来の見積りキャッシュ・フローなどの要素を考慮しております。

投資の公正価値に一時的でない下落が認められた場合、投資の公正価値と帳簿価額の差額について減損を実施しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は、上記に関する見積り及び判断の下、主に売却可能有価証券、関連会社に対する投資及びその他の投資の一部について減損を実施しており、それぞれ681億円及び203億円を、連結損益計算書上、有価証券損益に計上しております。

経営者は、投資の公正価値、及びその下落が一時的か否かの評価は合理的であると判断しております。但し、これらの評価には経営者としても管理不能な不確実性を含んでいるため、予測不能な前提条件の変化などにより投資の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来当社が追加で減損を実施する可能性もあります。

③長期性資産の減損

当社は、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続して使用する長期性資産については、帳簿価額と当該資産に係る割引前の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が割引後の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしておりません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続して使用する長期性資産として取り扱っております。

長期性資産の公正価値は、主に第三者による鑑定評価又は割引キャッシュ・フロー法に基づき見積っております。これらの評価には、将来の市場の成長度合、収益と費用の予想、資産の予想使用期間、割引率等の前提条件を使用しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は、上記に関する見積り及び判断の下、保有する長期性資産について減損損失を認識しております。これらは前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ183億円及び72億円となっており、連結損益計算書上、固定資産損益に計上しております。

当社は、当連結会計年度において、生活産業セグメントにおける連結子会社が保有する物流施設、及びエネルギー事業セグメントにおける連結子会社が保有する石油・ガス鉱区などの収益性の低下に伴う減損損失を認識しました。

経営者は、減損の事実の有無に関する判断、及び割引キャッシュ・フローや公正価値の見積りに関する評価は合理的であると判断しております。但し、これらの見積りには経営者としても管理不能な不確実性を含んでいるため、予測不能な前提条件の変化などにより長期性資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来当社が追加で減損損失を認識する可能性もあります。

④年金債務

従業員の退職給付債務及び費用は、年金数理人が計算に用いる前提条件の影響を受けます。特に割引率と長期期待収益率は、退職給付債務及び費用を決定する上で重要な前提条件であり、当社では、少なくとも年に一度、又は重要な前提条件に大きな影響を与える事象が発生した場合には、これらを再評価しております。

割引率は、測定日時点における、従業員への給付が実行されるまでの予想平均期間に応じた優良債券の利回りに基づき決定しております。割引率は、前連結会計年度末は2.7%に設定し、当連結会計年度末も、前連結会計年度末と同様に、2.7%に設定しました。

長期期待収益率は、投資方針、運用収益の過去の実績、資産の配分、及びこれらの将来見通しを考慮の上決定しております。当社は、前連結会計年度において、長期期待収益率を2.1%として退職給付費用を計上しましたが、当連結会計年度には、0.5%引上げ2.6%として退職給付費用を計上しました。

米国会計基準上、実績と前提条件との差異については、累積され、将来の期間に亘って償却することになるため、通常将来に認識される退職給付費用に影響を及ぼすことになります。

経営者は、年金数理計算上使用される前提条件と方法は適切であると判断しております。但し、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は前提条件の変更がある場合には、当社の退職給付債務及び費用に影響を与えることもあります。

⑤収益の認識

当社は、契約に関する説得力のある証拠があり、顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。

当社は、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っております。また、当社は、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

当社は、収益の獲得の為に、契約当事者あるいは代理人として活動しております。当社は、製造業やサービスの提供において、契約の主たる義務者として、客先から発注を受ける前の一般的な在庫リスクを負担して販売を実施した場合は、「商品販売及び製造業等による収益」として対応する原価とともに総額で連結損益計算書上に計上しております。代理人の場合には、純額で「売買取引に係る差損益及び手数料」として連結損益計算書上に計上しております。

当社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっております。当社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しております。これら商取引における商品の受渡は、客先と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されたと

考えられます。これは一般的には、客先に商品が届けられ、客先の受け入れが完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

当社はまた、製造業の一部として、長期建設契約を締結しております。当社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に信頼でき、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には工事進行基準を、そうでない場合は工事完成基準を使用しております。

当社は、またサービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれております。また、当社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しております。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しております。直接金融リースでは、未稼得利益をリース期間にわたり純投資額に対して一定の率で取り崩すことで認識しております。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

当社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しております。これらの商取引を通して、当社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ております。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

⑥デリバティブ

当社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、棚卸資産や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、全てのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しております。

当社は、ヘッジ指定されたデリバティブ取引は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、損益計上し、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ対象の資産・負債及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益として計上しており、「その他の損益－純額」として計上しております。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

当社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「累積その他の包括損益」に含まれる為替換算調整勘定に計上されております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

当社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しております。当社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、当社は、内部統制上

の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益計上しております。当社は、マスターネットティング契約の下で締結されたデリバティブ取引について認識された公正価値と、同一相手先に生じる現金担保を回収する権利（債権）もしくは、現金担保を返済する義務（債務）として認識された公正価値との相殺を選択適用しております。

⑦新会計基準

当連結会計年度より適用した会計基準

平成22年4月1日より、当社はAccounting Standards Update第2009-16号「金融資産の譲渡の会計処理」（旧基準書第166号「金融資産の譲渡の会計処理—基準書第140号の改訂」）（以下「ASU2009-16」）を適用しました。ASU2009-16は、ASC860トピック「譲渡及びサービス」の改訂であり、適格SPEの概念を除外し、また金融資産のオフバランスに関する要件を変更するとともに、追加的な開示を要求しています。当連結会計年度においてASU2009-16の適用が当社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

平成22年4月1日より、当社はAccounting Standards Update第2009-17号「変動持分事業体を伴う企業の財務報告の改善」（旧基準書第167号「解釈指針第46号（平成15年改訂版）の改訂」）（以下「ASU2009-17」）を適用しました。ASU2009-17は、ASC860トピック「連結」の改訂であり、投資持分が不十分であるか、又は支配的財務持分を有していない事業体について、当社が当該事業体を連結するか否かを決定するための方法を変更しています。当社が事業体を連結するか否かについては、事業体の目的、デザイン、並びに当社が事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を支配する能力に基づいて決定しています。当連結会計年度においてASU2009-17の適用が当社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

まだ適用されていない最近発行された会計基準

平成21年10月、審議会はAccounting Standards Update第2009-13号「収益の認識—複数の製品・サービスが提供される取引の収益の配分に係る会計処理—米国発生問題専門委員会の合意」（以下「ASU2009-13」）を公表しました。ASU2009-13は、複数の製品・サービスが提供される取引の収益を分離するための基準を修正しており、提供物の販売価格について売り手固有の客観的証拠又は第三者の証拠がない場合には、見積販売価格を用いて各提供物に収益を配分することを要求しております。その結果、収益を配分する際に残余法を使用することが禁止されております。また、ASU2009-13は、取引契約において収益を配分する方法、並びにそれにあたり行った重要な見積り及びその収益認識への影響について開示を要求しております。ASU2009-13は平成22年6月15日以降に開始する会計年度から適用され、当社においては平成23年4月1日よりASU2009-13を適用する予定です。ASU2009-13の適用が将来の当社の財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

平成22年4月、審議会はAccounting Standards Update第2010-17号「収益の認識—マイルストーン法」（以下「ASU2010-17」）を公表しました。ASU2010-17は、マイルストーンと呼ばれる、不確実な将来事象の達成により支払われる条件付対価についての収益認識モデルを構築しています。ASU2010-17の適用範囲は研究又は開発の取り決めに限られています。ASU2010-17は平成22年6月15日以降に開始する会計年度から適用され、当社においては平成23年4月1日よりASU2010-17を適用する予定です。ASU2010-17の適用が将来の当社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

平成23年4月、審議会はAccounting Standards Update第2011-02号「リストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングであるかどうかの債権者による決定」（以下「ASU2011-02」）を公表しました。ASU2011-02は、減損損失の測定及びトラブルド・デット・リストラクチャリングの開示の為に、ローンの修正又はリストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングに該当するか否かの指針を与えています。ローンの修正又はリストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングに該当するか否かの判定にあたっては、債権者は、ローンの修正又はリストラクチャリングが債権者による譲歩にあたるか否か、及び債務者が財政的に困難な状態にあるか否かについてそれぞれ結論付ける必要があります。ASU2011-02は平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期会計期間又は会計年度から適用され、当社においては平成23年7月1日よりASU2011-02を適用する予定です。当社は、ASU2011-02の適用が将来の当社の財政状態及び経営成績に与える影響を判定する為、現在ASU2011-02の規定を検討中です。

平成23年5月、審議会はAccounting Standards Update第2011-04号「公正価値測定：米国会計基準と国際会計

基準における共通の公正価値の測定及び開示要求を達成するための修正」(以下「ASU2011-04」)を公表しました。ASU2011-04は、単一の統一された公正価値のフレームワーク、すなわち、どのように公正価値の測定を行い、公正価値の測定についてどのような開示を提供するのかの統一されたガイダンス、を構築するための審議会と国際会計基準審議会による共同作業の結果です。ASU2011-04は平成23年12月15日以降に開始する最初の四半期会計期間又は会計年度から適用され、当社においては平成24年1月1日よりASU2011-04を適用する予定です。ASU2011-04の適用が将来の当社の財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

(2) 当連結会計年度の業績の概況

①収益

当連結会計年度の収益は5兆2,069億円となり、前連結会計年度から6,661億円(14.7%)増加しました。このうち、商品販売及び製造業等による収益は、前連結会計年度から6,232億円(15.7%)増加し4兆5,909億円となり、また、売買取引に係る差損益及び手数料は429億円(7.5%)増加し6,160億円となりました。主な増減要因(セグメント別)は以下の通りです。

- ・エネルギー事業グループでは、油価をはじめとする市況上昇や販売数量の増加に伴い、当セグメントの収益は、前連結会計年度から2,797億円(28.9%)増加し、1兆2,489億円となりました。
- ・金属グループでは、豪州資源関連子会社(原料炭)における販売価格の上昇などにより、当セグメントの収益は、前連結会計年度から1,624億円(24.2%)増加し、8,348億円となりました。
- ・機械グループでは、アジアを中心とした海外自動車関連事業における販売増を主因として、当セグメントの収益は、前連結会計年度から1,125億円(19.9%)増加し、6,777億円となりました。
- ・化学品グループでは、親会社、現地法人および化学紙事業関連子会社での取引が好調であったことから、当セグメントの収益は、前連結会計年度から882億円(12.3%)増加し、8,037億円となりました。

②売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、1兆1,499億円となりました。

原料炭などの資源価格の上昇に加え、鉄鋼製品事業や自動車関連事業の販売が好調に推移したことにより、前連結会計年度から1,333億円(13.1%)増加しました。

③販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、8,246億円(費用)となりました。

年金費用の負担減や前年度の本店オフィスビル移転費用の反動などにより、前連結会計年度から48億円(0.6%)改善しました。

④貸倒引当金繰入額

当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は91億円(費用)となりました。

主に金属製品関連子会社などの連結子会社及び単体における貸倒引当金の発生によって、前連結会計年度から42億円(86.8%)の負担増となりました。

⑤支払利息(受取利息差引後)

当連結会計年度を支払利息(受取利息差引後)は67億円(費用)となりました。

主に円金利の低下により、資金調達コストが低減した結果、前連結会計年度から59億円(47.0%)の負担減となりました。

⑥受取配当金

当連結会計年度の受取配当金は1,248億円となりました。

うち、資源関連の受取配当金は1,017億円となりました。商品市況の改善に伴い、特に非鉄関連事業からの配当が増加したことから、前連結会計年度から333億円(36.4%)増加しました。

⑦有価証券損益

当連結会計年度の有価証券損益は534億円の利益となりました。

前連結会計年度に計上した日本航空の株式および、三菱自動車工業の優先株式の減損の反動増があったほか、チリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益や、親会社の株式売却益の計上などが寄与した結果、前連結会計年度から

532億円増加しました。

⑧固定資産損益

当連結会計年度の固定資産損益は26億円（費用）となりました。

不動産関連子会社において前連結会計年度に計上した固定資産減損の反動増などにより、133億円改善しました。

⑨その他の損益

当連結会計年度のその他の損益は492億円の利益となりました。

親会社における資金調達コストや運用損益の改善があったものの、海外子会社において為替関連損益が悪化したことから、前連結会計年度から32億円減少しました。

⑩法人税等及び持分法による投資損益前利益

当連結会計年度の法人税等及び持分法による投資損益前利益は5,343億円となりました。

原料炭などの資源価格の上昇に加え、鉄鋼製品事業や自動車関連事業の販売が好調に推移したことにより、売上総利益が前連結会計年度から1,333億円（13.1%）増加したことや、販売費及び一般管理費が年金費用の負担減や前年度の本店オフィスビル移転費用の反動などにより、前連結会計年度から48億円（0.6%）改善したことに加え、受取配当金、有価証券損益、固定資産損益が大幅に改善した結果、法人税等及び持分法による投資損益前利益は、前連結会計年度から2,364億円（79.4%）増加しました。

⑪法人税等

当連結会計年度の法人税等は1,987億円となりました。

法人税等及び持分法による投資損益前利益の増加のほか、平成23年度からの連結納税制度の導入に伴う時価評価損益課税による一過性の税金費用計上などにより、法人税等は、前連結会計年度から804億円の負担増となりました。この結果、当連結会計年度の実効税率は37.2%となりました。

⑫持分法による投資損益

当連結会計年度の持分法による投資損益は1,615億円の利益となりました。

石化事業関連会社における前連結会計年度の繰延税金負債取崩の反動による利益減があったものの、海外の資源関連事業をはじめとする関連会社の業績が堅調に推移したことから、持分法による投資損益は、前連結会計年度から481億円（42.4%）増加しました。

⑬非支配持分に帰属する当期純利益

当連結会計年度の非支配持分に帰属する当期純利益は339億円となり、前連結会計年度から158億円増加しました。

⑭当社株主に帰属する当期純利益

以上の結果、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から1,883億円（68.5%）増加し、4,632億円となりました。また、株主資本当社株主に帰属する当期純利益率は14.8%となり、前連結会計年度から4.5ポイント改善しました。

(3) 当連結会計年度のセグメント別業績概況

① 新産業金融事業グループ

新産業金融事業グループは、アセットマネジメントや企業へのバイアウト投資、リース、不動産（開発・金融）、物流、保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。

当連結会計年度においては、前連結会計年度の不動産売却の反動減などにより、当セグメントの収益は、前連結会計年度から52億円（5.3%）減少し、926億円となりました。

売上総利益は、物流関連事業の取引数量の増加などによって、前連結会計年度に比べ、24億円（5.4%）の増加となり、471億円となりました。また、営業利益は、前連結会計年度から48億円（109.1%）増加し、92億円となりました。

持分法による投資損益は、海外不動産売却益の計上やリース関連事業収益の改善があったものの、前年度のファンド投資関連収益の反動により減少した結果、前連結会計年度から18億円（16.8%）減少し、89億円となりました。

上記の理由に加え、前連結会計年度の株式減損（日本航空株式など）の反動などによって、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、116億円となり、前年度と比較して192億円の増加となりました。

② エネルギー事業グループ

エネルギー事業グループは、石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、LNG 液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPG などの販売取引を行っています。

当連結会計年度においては、油価をはじめとする市況上昇や販売数量の増加に伴い、当セグメントの収益は、前連結会計年度から2,797億円（28.9%）増加し、1兆2,489億円となりました。

売上総利益も、前連結会計年度から40億円（10.1%）増加し、438億円となりました。また営業利益は、前連結会計年度から51億円増加し、37億円となりました。

持分法による投資損益は、油価上昇に伴い海外資源関連会社の持分利益が増加した結果、前連結会計年度から160億円（40.3%）増加し、557億円となりました。

上記の理由に加え、前連結会計年度における日本航空子会社向け燃料デリバティブ取引に係る損失計上の反動などにより、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から221億円（30.7%）増加し940億円となりました。

③ 金属グループ

金属グループは、薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、豪州資源関連子会社（原料炭）における販売価格の上昇などにより、当セグメントの収益は、前連結会計年度から1,624億円（24.2%）増加し、8,348億円となりました。

更に、鉄鋼製品関連子会社における取引増や、前連結会計年度における日本航空子会社向け燃料デリバティブ取引に係る損失計上の反動などにより、売上総利益は、前連結会計年度から945億円（40.8%）増加し3,263億円となりました。また、営業利益は、前連結会計年度から816億円（78.9%）増加し、1,850億円となりました。

持分法による投資損益は、鉄鉱石関連会社および銅関連会社の持分利益が増加し、前連結会計年度から301億円（485.5%）と大幅に増加し、363億円となりました。

上記の理由に加え、チリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益の計上などによって、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、2,301億円となり、前連結会計年度と比較して922億円（66.9%）の増加となりました。

④ 機械グループ

機械グループは、電力・ガス・石油・化学・製鉄などの主要産業素材に係る大型プラントから、船舶・鉄道・自動車などの物流・輸送機器、宇宙・防衛産業向け機器、建設機械・工作機械・農業機械などの一般産業用機器まで、幅広い分野の機械に関し、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、アジアを中心とした海外自動車関連事業における販売増を主因として、当セグメントの収益は、前連結会計年度から1,125億円（19.9%）増加し、6,777億円となりました。

売上総利益は、前連結会計年度から269億円（17.3%）増加し、1,820億円となりました。営業利益は、前連結会計年度から250億円（60.4%）増加し、664億円となりました。

持分法による投資損益は、アジアの自動車関連事業における持分利益が増加したことなどから、前連結会計年度から74億円（67.3%）増加し、184億円となりました。

上記の理由に加え、前連結会計年度の三菱自動車工業の優先株式減損の反動などによって、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、614億円となり、前連結会計年度から433億円（239.2%）の大幅な増加となりました。

⑤ 化学品グループ

化学品グループは、原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった工業製品用の原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、親会社、現地法人および化学紙事業関連子会社での取引が好調であったことから、当セグメントの収益は、前連結会計年度から882億円（12.3%）増加し、8,037億円となりました。

売上総利益は、前連結会計年度から64億円（8.2%）増加し、842億円となり、営業利益も、前連結会計年度から60億円（25.9%）増加し、292億円となりました。

持分法による投資損益は、石化事業関連会社において取引好調により持分利益が増加したものの、前連結会計年度に計上した繰延税金負債取崩益の反動によって、前連結会計年度から25億円（14.5%）減少し、147億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、291億円となり、前連結会計年度から33億円（10.2%）の減少となりました。

⑥ 生活産業グループ

生活産業グループは、食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

当連結会計年度においては、主に穀物価格の上昇などによって、当セグメントの収益は、前連結会計年度から316億円（2.1%）増加し、1兆5,258億円となりました。

一方、売上総利益は、資材関連子会社の取引利益の増加はあったものの、ヘルスケア・流通サービス関連子会社の非子会社化や取引利益の減少、食料関連子会社や飼料関連子会社における取引利益の減少などにより、前連結会計年度から3億円減少し、4,568億円となりました。営業利益は、前連結会計年度から70億円（11.2%）増加し、694億円となりました。

持分法による投資損益は、資材関連会社や食料関連会社の持分利益の増加により、前連結会計年度から38億円（19.5%）増加し、233億円となりました。

上記の理由のほか、平成23年度からの連結納税制度の導入に伴う税金費用の計上などにより、当連結会計年度の当社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から5億円（1.1%）の減少となる463億円となり、ほぼ横ばいで推移しました。

地域別セグメントの状況は以下の通りです。

① 日本

当連結会計年度の収益は、主に油価の上昇によってエネルギー関連事業の収益が増加した結果、前連結会計年度から、4,233億円（12.5%）増加し、3兆8,121億円となりました。

売上総利益は、鉄鋼製品関連子会社における取引の増加によって、前連結会計年度から248億円（3.5%）増加し、7,351億円となりました。

② オーストラリア

当連結会計年度の収益は、主に、豪州資源関連子会社（原料炭）における販売価格の上昇などによって、前連結会計年度から、1,051億円（27.1%）増加し、4,934億円となりました。また、この影響によって、売上総利益も505億円（40.3%）増加し、1,758億円となりました。

③ タイ

当連結会計年度の収益は、主に、自動車関連事業における販売増によって、前連結会計年度から、837億円（28.2%）増加し、3,810億円となりました。

また、この影響によって、売上総利益も141億円（36.0%）増加し、533億円となりました。

④ イギリス

当連結会計年度の収益は、主に、前連結会計年度に計上した日本航空子会社向け燃料デリバティブ取引に係る損失の反動によって、前連結会計年度から、180億円（12.2%）増加し、1,659億円となりました。

また、この影響によって、売上総利益も236億円（122.9%）増加し、428億円となりました。

⑤ アメリカ

当連結会計年度の収益は、主に、食料関連子会社や商品価格の上昇に伴う現地法人の収益が増加した結果、前連結会計年度から、160億円（11.9%）増加し、1,506億円となりました。

この影響によって、売上総利益は、前連結会計年度から16億円（3.3%）増加し、499億円となりました。

⑥ その他地域

当連結会計年度の収益は、前連結会計年度から、200億円（10.9%）増加し、2,039億円となりました。また、売上総利益も、前連結会計年度から187億円（25.2%）増加し、930億円となりました。

(4) 当連結会計年度のセグメント別の事業環境と翌連結会計年度以降の見通し

① 新産業金融事業グループ

当連結会計年度の金融市場は、金融危機からの回復の流れを受け、総じて堅調に推移しました。先進国では、米国の始めとする失業率の高止まりや欧州のソブリン債務問題が懸念材料とされたものの、拡張的な財政政策や緩和

的な金融政策が、金融市場を下支えすると共に、実体経済の改善に寄与する結果となりました。一方、新興国については、中国、インドなどでは旺盛な内需に牽引された高い経済成長が実現しましたが、インフレ圧力による金融引き締めへの政策転換に対する警戒感が高まると共に、北アフリカ・中東の不安定化による世界経済への悪影響が懸念されました。

国内バイアウト投資^{*1}事業においては、「丸の内キャピタル」が、同社の運用するファンドを通じて、ファインブランキング（精密打ち抜き）技術による自動車部品製造を行なう「山本製作所」の株式を取得、海外展開の強化などの企業価値向上策に取り組んでいます。

リース事業においては、環境・船舶・不動産・海外など様々な分野・地域での「三菱UFJリース」との連携強化や「MCアビエーションパートナーズ」を通じた航空機リース事業の拡充を図っています。エアライン業界では、当連結会計年度において、金融危機後の落ち込みから大きく好調に転じました。航空機のオペレーティング・リースに対しては今後も継続的な需要が見込まれており、翌連結会計年度以降も保有機体の適切な管理を行なうと共に、航空機リース資産の積み上げを継続していきます。

国内不動産市場においては、当連結会計年度は、日銀による「包括的な金融緩和策」の一環としてのJ-REIT買入れの影響もあり、投資口価格に一定の回復が見られました。一方、不動産売買取引は、金融危機以降、依然低調であるものの、回復の兆しも少しずつ見え始めています。当連結会計年度においては、当グループ内の金融・開発建設・物流の機能の相乗効果を発揮し、市況変動に左右されにくい収益構造を確立すべく、「不動産金融事業ユニット」を設立、中長期の不動産ポートフォリオを構築し、金融商品化していく体制を構築しました。翌連結会計年度は、国内では震災の影響を注視し、事業拡充を図ると共に、新たに中国での住宅開発を中心とした不動産開発事業を展開していく予定です。

国内物流業界においては、翌連結会計年度は、東日本大震災や計画停電の影響により一時的な荷動きの低下が予想されますが、徐々に復興需要による輸送量の回復が見込まれます。一方、中国を始めとする新興国の成長による景気牽引等により国際的な物流は増加傾向にあり、この流れは翌連結会計年度も続く見通しです。

グループを取り巻く事業環境は、震災による影響を引き続き注視する必要があるものの、金融危機による一時的な落ち込みからは既に脱却したものと判断しています。グループ発足以来取り組んできた事業の枠組みにも一定の目処が立ち、本格稼働に向かいつつあります。翌連結会計年度は、優良資産ポートフォリオの構築とアセットマネジメント機能の強化に加え、中国を始めとする新興国の成長取り込みに向けた取り組みも進めていきます。

*1：バイアウト投資：既存企業に出資し、経営をサポートすることで、企業価値向上を通じてリターンを得る投資手法

② エネルギー事業グループ

平成22年4月に発生したギリシャ財政危機はユーロ危機へと発展し、1年を通じて原油価格の不安要因となりました。また、世界の石油需要が前年より大幅に増加したことに加え、欧米での金融緩和策による余剰資金が投機家を通じて原油などの商品市場に向かったことが相場の上昇要因と思われます。このような環境の下、平成22年4月から9月のドバイ原油は、前年度の流れを継いで1バーレルあたり70米ドルから90米ドルの範囲で推移していましたが、年末にチュニジアに端を発した民主化を求める反政府運動は短期間のうちに、中東・北アフリカの多くの国に飛び火し、ドバイ原油は一転して上昇基調が鮮明となり平成23年2月には100米ドルに達しました。

これらの混乱は収拾の目処が立っておらず長期化するものと思われます。世界の原油生産量の約30%を占める当該地域の政情は日本への原油供給に与える影響も大きく、今後の動向を注視する必要があります。一方、米国の景気は力強さには欠けるものの平成20年のリーマンショックから立ち直りつつあります。また、新興国においては、中国・インドのGDP成長率は10%を超え、ブラジルも7.5%と、着実に経済成長を遂げております。

翌連結会計年度の原油相場は、中東・北アフリカでの混乱といった供給側での不安要因の高まりが懸念される一方、欧米の景気回復、新興国の安定的経済成長が引き続き需要増加をもたらすことに加え、平成23年3月の東日本大震災と福島原発事故による影響もあって、価格は神経質な動きとなりながらも総じて堅調に推移するものと予想されます。

なお、翌連結会計年度の業績見通しの算出に際しては、原油価格を、ドバイ原油1バーレル当たり92米ドルを前提としています。当グループは豪州、マレーシア、ブルネイ、サハリン、インドネシア、米国・メキシコ湾、ガボン、アンゴラなどにおいてLNGや原油の上流権益あるいはLNG液化設備を保有しており、上記の原油価格の変動により、当グループの業績は影響を受けることとなりますが、原油価格1バーレル当たり1米ドルの変化が、主に持分法損益の変動を通して連結純利益10億円程度の変動をもたらすと試算しています。ただし、この価格変動が当グループの業績に影響を及ぼすまでには、タイムラグがあるため、この価格変動がただちに同じ期の業績に反映されるとは限りません。

③ 金属グループ

金属資源事業では、当連結会計年度に於ける全世界の鉄鋼生産が順調に回復しており、中国やインド、ブラジル等の新興国の経済成長に牽引され、石炭・鉄鉱石の需要や価格は総じて堅調に推移しました。また、銅、アルミなどの非鉄金属では、中国を中心とする新興国需要の回復・拡大や欧米の堅調な需要に加えて、ドル安・金利安等を背景とした投機資金の流入などにより、商品毎に濃淡はあるものの、市況は総じて上昇基調で推移しました。銅地金では、当連結会計年度の年間平均価格が、前連結会計年度の1ポンド当たり2.77米ドルから同3.69米ドルと上昇し、特に平成23年2月には1ポンド当たり4.62米ドルと過去最高値を更新しました。またアルミ地金では、欧州・米国・アジアの堅調な需要を背景に、前連結会計年度の1トン当たり1,866米ドルから同2,257米ドルと上昇しました。このような環境のもと、金属資源事業の当連結会計年度の連結純利益は、オーストラリア資源関連子会社MDPの当期純利益が販売価格の上昇等により前年度比230億円増加の1,358億円と大幅に増加したことや関連投資先の持分利益等が増加したこと、またチリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益も加わり、前年度比大幅な増益となりました。

鉄鋼製品事業においても、当連結会計年度は、全世界の鉄鋼生産が順調に回復し、前年比プラス15%の1,414百万トンと初の14億トン台に到達しました。また堅調な需要に加えて、鉄鉱石や石炭等の主要原料価格の上昇等により価格が上昇しました。平成15年1月に設立されたメタルワン（当社60%、双日40%の共同出資会社）の当連結会計年度の当期純利益は、国内外の自動車需要及び中国・アジア諸国の鋼材需要を取り込んだ結果、取扱数量の増加、鋼材値上げによる販売価格の上昇、また営業費削減等も加わり、概ね好調に推移しました。

翌連結会計年度の事業環境は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響や豪州の天候状況の影響といった今後の不確定要素はあるものの、中国を始めとする新興国の好調な経済を背景に引き続き堅調に推移するものと予想され、金属グループの連結純利益は、チリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益の反動減に対して、主にMDPの原料炭の販売価格の上昇や販売数量の増加による収益増により、当連結会計年度比ほぼ横ばいとなる見通しです。

④ 機械グループ

当連結会計年度は、新興国の景気回復を受け、アジアを中心とした自動車事業を始めとして、順調に業績が回復しました。翌連結会計年度は、円高の進行や東日本大震災の影響もあり、事業環境の見通しが立てにくい状況ではありますが、世界的に需要が旺盛なインフラプロジェクト、資源・エネルギー関連プロジェクト、船舶関連事業、自動車関連事業における成長市場での展開などに積極的に取り組んでいきます。

プラント関連では、金融危機以降、新規プロジェクトの延期・凍結などの影響により受注が減少していましたが、当連結会計年度は外部環境が上向き始めました。しかしながら、円高の影響で海外勢との競争が激化したことなどにより、当連結会計年度の海外プラント受注実績は約4,800億円と前連結会計年度（約5,500億円）を下回りました。翌連結会計年度も、海外向け案件では、円高の影響等により、受注が伸び悩む可能性があり、また、国内向け案件では、東日本大震災や原発事故の影響により、プロジェクトの延期などの可能性があります。実現性の高い案件に注力して収益確保に努めます。

量販機械事業では、当連結会計年度の前半から市況が回復基調となりましたが、国内では依然として積極的な設備投資は広がっておらず、引き続き経営効率を上げて収益力の向上に努める一方、引き合いが活発な中国・ブラジルなどの新興国での需要の取り込みにも注力します。

船舶関連事業では、前半は市況が概ね堅調に推移しましたが、後半は、中国の鉄鉱石輸入量減少、大量の新造船竣工による船腹供給量の増加、豪州洪水による石炭出荷停止などの要因に加えて、東日本大震災の影響で荷動きが停滞するなど市況が低迷し、通期の業績は前連結会計年度とほぼ横ばいになりました。翌連結会計年度も当面は、厳しい事業環境が続く見通しですが、需給動向を慎重に見極めつつ、市況変動に左右されにくい収益構造の構築を目指します。

三菱自動車関連事業では、アジアの回復に牽引されて業績が改善しました。翌連結会計年度は、東日本大震災の影響により、自動車生産部品の入手見通しが立てにくいことに加え、円高の影響などによる事業環境の悪化が懸念されますが、インドネシアを中心とする既存事業の基盤強化を図るとともに、ロシア・中国などの新興国への対応も強化します。

いすゞ自動車関連事業でも、アジア、豪州、中東などでの順調な需要回復を受けて、タイを始めとするアセアンや豪州での販売が上向き、業績が大幅に改善しました。翌連結会計年度は、東日本大震災の影響や円高の進行などにより、事業環境の悪化は避けられない見通しですが、いすゞ自動車との合弁で行っているタイの商用車製造・販売事業をはじめとする既存事業の基盤強化を図るとともに、タイからの完成車の各国向け輸出ビジネス拡大にも注力します。

⑤ 化学品グループ

当連結会計年度の化学品市況は、原料である原油高と世界的需要回復により、総じて高水準を維持しました。

中東、中国では大型新設石油化学プラントの操業開始と増設が相次ぎましたが、中国・アジアをはじめ南米・イン

ド等の新興国の力強い需要により、原油高と共に市況の牽引役となりました。

今後の環境見通しについては、ペースは鈍化するものの引き続き新興国を中心とした需要は堅調、原油価格も相応のレベルで推移すると予想される一方、北米に於けるシェールガスを基調にしたエチレン系化学製品の供給力・競争力が増し、石油化学業界の構造変化（業界再編、設備の統廃合）と、製品供給フローの変化が生じると予想されます。特に中東の安価な天然ガスを原料としたエチレン系化学製品は先述の北米製品と特にアジア市場で競合する事となり、世界的な物流・供給フローの変化が生じる可能性があり、わが社機能を発揮する事業機会が拡大すると予想されます。

なお、東日本大震災により、被災した当社主要サプライヤーの一部は早期の回復に目処が立ちつつありますが、未だ見通しの立たない企業もあり、原材料の調達や製品の生産・供給体制への影響が懸念されます。一方、復興に伴う需要増等の側面も予想されるなど、震災に伴う今後の影響を測るには、未だ不透明な状況です。

また、地球環境問題、少子・高齢化の流れを受けて、健康・安全・安心・環境に対する関心は一層高まっており、「ライフサイエンス」・「環境・新エネルギー」分野に関する需要は引き続き拡大すると予想されます。

当社は、こうした新たな時代のニーズに対応すべく組織を改変し、トレーディング及び関連する事業投資をグローバルに展開し、国内外の成長市場を積極的に取り込んでいきます。

サウジアラビアの石化事業やベネズエラのメタノール、マレーシアのアロマ事業といった中核ビジネスの更なる強化を図ると同時に、川中・川下分野でのビジネス・チェーンや連結事業強化を継続的に推進します。

⑥ 生活産業グループ

当連結会計年度は、海外の不安定な政治動向や円高、原料高等による景気の下振れ懸念が払拭されず、個人消費の低迷と低価格化志向が継続し、食品、繊維、リテイル分野など生活産業グループの事業領域の中でも消費動向に密接に関わる分野においては引き続き厳しい環境となりました。一方で、パルプ市況の回復や、穀物などの基礎食料・タイヤなどの基礎資材に対する中国など新興国の旺盛な需要もあり、一部では事業環境が回復する兆しも見えてきました。

翌連結会計年度は、東日本大震災の発生による消費マインドの冷え込みや電力需給問題の影響などにより、更に不確実性の高い事業環境となることが予想されます。生活者に最も身近な分野で活動する当グループは、日々の営みに不可欠な食料・繊維・資材・ヘルスケア・リテイルといった分野において、1日も早い経済・社会の復興に貢献したいと考えています。

食料分野では、平成22年の北米の猛暑の影響や中国の旺盛な需要もあり、穀物などの需給逼迫が懸念されます。世界的な需給バランスの変化を注視し、食の安定供給・安全性をはじめとした市場のニーズに対応するため、グローバルな原料調達の体制強化を進めるとともに、各分野の中核子会社を軸とした原料から輸送・加工、製品の流通・小売までの一貫した事業基盤の構築・強化に取り組んでいます。小売業の合従連衡を背景に中間流通企業の再編機運が高まる国内では、子会社の食品中間流通卸4社が統合契約を締結し、平成23年7月より三菱食品株式会社として新たにスタート致します。また、海外の成長市場に対しても引き続き穀物貯蔵販売会社であるAGREXや、食品飲料製造販売会社であるPRINCESといった子会社の機能を梃子に、積極的に取り組んでいきます。

繊維分野では、個人消費の減速や価格デフレの定着に加え、中国での加工コスト上昇や綿花価格の急騰などもあり厳しい事業環境が続いています。この事業環境の変化に対応するため、3社に分散していた子会社を集約して三菱商事ファッションを設立し、衣料品OEM事業の競争力向上に着手しました。また、環境関連製品や光通信素材などの高機能材の販売についても引き続き積極的に推進してまいります。

資材分野では、経済危機以降の景気低迷により米国のセメント事業で厳しい事業環境が続いていましたが、当連結会計年度下期の南カリフォルニアにおける需要は前連結会計年度対比でプラスに転換しており今後徐々に回復していく見込みです。また、上期はチリの地震や中国での需要増を受けてパルプ市況が高騰しましたが、徐々に落ち着きも見せてきています。資材分野の対面市場では未だ本格的な需要回復には至りませんが、北越紀州製紙や三菱商事パッケージング、およびカナダのパルプ製造子会社であるALPACを中心に据えた紙関連事業の強化、米国・中国でのセメント事業の基礎体力拡充、ならびに新興国など海外成長市場におけるタイヤの販売拡大を引き続き着実に実行してまいります。

リテイル分野及びヘルスケア分野は、平成23年4月より「リテイル・ヘルスケア本部」として一体的に運営することとなりました。高齢化の進行や生活習慣病への意識の高まりに伴い市場規模の拡大が見込まれている医療周辺分野、ならびに市場のニーズの変化に対応した新しい流通チャンネル事業や販促・決済・ポイント等のサービス事業への取り組みを引き続き進めると共に、これら機能とリテイル事業との更なる連携強化を目指します。

(5) 流動性と資金の源泉

① 資金調達方針と流動性マネジメント

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、CPや社債等の直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用し

ており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メインバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。

当連結会計年度は、欧州債務問題や中東・北アフリカにおける地政学上のリスクの顕在化、東日本大震災等の影響もあり、不安定な地合が続きました。当社としても財務健全性を確保しつつ、25年振りに外貨建て社債を発行するなど調達手段の多様化も進めました。

このような資金調達活動の結果、当連結会計年度末のグロス有利子負債残高は、前連結会計年度末から1,029億円増加し4兆2,576億円となり、このうち84.8%が長期資金となっております。尚、親会社のグロス有利子負債残高は3兆1,079億円であり、このうち長期資金は98.8%を占め、平均残存期間は約5年となっております。

翌連結会計年度は、引き続き長期資金を中心とした資金調達を継続していく方針です。更に、将来の資金需要に備えるため、資金調達ソースを多様化するとともに、引き続き連結ベースでの資金効率の向上を図っていきます。また、金融市場の環境は、引き続き予断を許さないと考えられますので、細心の注意を払って対処すべく、現預金等および銀行融資枠（コミットメントライン）を十分に確保し、流動性の確保を図っていく所存です。

連結ベースでの資金管理体制については、親会社を中心に、国内外の金融子会社、海外現地法人等において集中して資金調達を行い、子会社へ資金供給するというグループファイナンス方針を原則としています。結果として、当連結会計年度末では、連結有利子負債のうち81.6%が親会社、国内外の金融子会社、海外現地法人等による調達となっています。今後も、連結経営の高度化を進めるという経営方針を踏まえ、連結ベースでの資金管理体制の更なる充実を図ります。

当連結会計年度末の流動比率は連結ベースで150.5%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いと言えます。また、当連結会計年度末時点の親会社、米国三菱商事、Mitsubishi Corporation FinanceでCP及び一年以内に償還を予定している社債を合わせた短期の市場性資金が2,889億円であるのに対して、現預金、一年以内に満期の到来する公社債、売買目的有価証券、フィーを支払って確保しているコミットメントラインが合計で1兆4,655億円あり、カバー超過額は1兆1,766億円と十分な水準にあると考えています。因みに、親会社のコミットメントラインについては、円貨で4,100億円を国内主要銀行より、外貨で主要通貨10億ドル、ソフトカレンシー3億ドル相当を欧米を中心とした国内外の主要銀行より取得しております。

当社ではグローバルな資金調達とビジネスを円滑に行うため、格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）の3社から格付けを取得しています。3社の現在の当社に対する格付け（長期/短期）は、R&IがAA-/a-1+（見通し安定的）、ムーディーズがA1/P-1（見通し安定的）、S&PがA+/A-1（見通し安定的）となっています。

②資産及び負債・資本

当連結会計年度末の総資産は、主に流動資産の増加によって、前連結会計年度末より4,906億円（4.5%）増加し、11兆3,474億円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末より5,020億円（9.1%）増加し、5兆9,934億円となりました。

これは東日本大震災直後の不測の資金需要などに備えた現預金を積み増したことによって現金及び現金同等物が増加したこと、また、鉄鋼製品の需要回復による販売増や油価上昇によって売掛金や棚卸資産が増加したことによるものです。

現金および現金同等物は、前連結会計年度末から1,282億円（11.9%）増加し、1兆2,087億円となりました。売掛金は、1,146億円（5.7%）増加し2兆1,334億円となり、また、棚卸資産は、1,222億円（14.4%）増加し9,707億円となっております。

次に、固定資産は、前連結会計年度末から、114億円（0.2%）減少し、5兆3,540億円となりました。これは、主にチリ鉄鉱石事業における増資引受および株式交換により関連会社に対する投資及び長期債権が増加したものの、親会社における上場株式の売却によりその他の投資が減少したことによるものです。関連会社に対する投資及び長期債権は、前連結会計年度末から815億円（6.6%）増加し、1兆3,201億円となり、その他の投資は1,092億円（6.7%）減少し、1兆5,222億円となりました。

一方、負債合計は、固定負債は減少したものの、主に流動負債の増加によって、前連結会計年度から1,583億円（2.1%）増加し、7兆7,465億円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末から2,699億円（7.3%）増加し、3兆9,813億円となりました。これは、運転資金などの資金需要の増加によって短期借入金が増加したことや、長期借入債務からの振替によって一年以内に期限の到来する長期借入債務が増加したこと、また、鉄鋼製品などの需要回復による仕入れの増加や、油価の上昇によって買掛金及び未払金が増加したことによります。

短期借入金は、前連結会計年度末から1,019億円（18.4%）増加し6,569億円となりました。一年以内に期限の到来する長期借入債務は、604億円（14.8%）増加し4,687億円となり、買掛金及び未払金は151億円（0.8%）増加し1兆8,800億円となりました。

次に、固定負債は、主に長期借入債務の減少によって、前連結会計年度末から1,116億円（2.9%）減少し、3兆7,652億円となりました。長期借入債務は、一年以内に期限の到来する長期借入債務への振替によって、前連結会計年度末から573億円（1.8%）減少し、3兆1,887億円となっております。

資本合計（純資産）は3兆6,010億円となり、前連結会計年度末から3,323億円（10.2%）増加しました。

このうち、株主資本合計は、前連結会計年度末から3,219億円（10.9%）増加し、3兆2,844億円となりました。これは、円高に伴う米ドル建て純資産の減少などによって為替換算調整勘定が減少したものの、当社株主に帰属する当期純利益の積み上がりによって増加したものです。尚、米ドルの為替レートは、前連結会計年度末において1米ドルあたり93.04円でしたが、当連結会計年度末は83.15円となり、9.89円（10.6%）の円高となりました。

利益剰余金は前連結会計年度末から3,859億円（14.0%）増加し、3兆1,352億円となり、為替換算調整勘定は、716億円（22.1%）悪化し、△3,960億円となりました。

また、非支配持分は前連結会計年度末から104億円（3.4%）増加し3,166億円となりました。

尚、有利子負債総額から現金及び現金同等物を控除した有利子負債額（ネット）は、前連結会計年度末から209億円（0.7%）減少し、2兆9,473億円となりました。この結果、有利子負債額（ネット）を株主資本合計で除した有利子負債倍率（ネット）は0.9倍となり、前連結会計年度末から0.1ポイント減少しました。

③キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,282億円（11.9%）増加し、1兆2,087億円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動により資金は3,312億円増加しました。これは、運転資金負担が増加したものの、資源関連子会社などの営業収入や資源関連を中心とした投資先からの配当収入が堅調に推移したことにより、増加したものです。

尚、営業収入は、前連結会計年度を上回ったものの、運転資金負担が増加したことから、営業キャッシュ・フローとしては、前連結会計年度から4,304億円の減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動により資金は2,626億円減少しました。これは、株式売却による収入があったものの、海外子会社などにおける設備投資や権益取得、およびチリ鉄鉱石事業における増資引受に伴う支出があったことにより、減少したものです。

尚、株式売却収入の減少に加え、当連結会計年度の設備投資や関連会社への投資により、投資キャッシュ・フローは、前連結会計年度から、1,241億円の減少となりました。

以上の結果、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは686億円の資金増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動により資金は767億円増加しました。これは配当金の支払いがあったものの、運転資金負担の増加や震災直後の不測の資金需要に備えて借入金による資金調達を進めたことにより、資金が増加したものです。

尚、前連結会計年度において、運転資金負担の減少に伴い借入金の返済を進めたことの反動によって、財務キャッシュ・フローは前連結会計年度から8,321億円の増加となりました。

（6）戦略関連事象

①経営課題と今後の方針

経営課題と今後の方針につきましては、「3. 対処すべき課題」をご覧ください。

②利益配分に対する基本方針

配当政策につきましては、「第4 提出会社の状況」の「3. 配当政策」をご覧ください。

③主たる投資活動

「中期経営計画2012」の期間中は、毎年7,000～8,000億円を目処に、3ヵ年合計で2兆～2兆5,000億円の投資実行を計画しています。具体的には、全社戦略地域・分野に向けた投資として4,000～5,000億円、金属資源・エネルギー

ギー資源分野に向けた投資として1兆～1兆2,000億円、その他分野に向けた投資として6,000～8,000億円を計画しております。

当連結会計年度中は、総額3,700億円の投資を実行しましたが、そのうち主な新規投資は以下の通りです。

当社は、平成22年4月にチリの鉄鉱石関連子会社であるM.C. Inversiones Limitadaを通じて、50%の権益を保有するCompania Minera Huasco S.A. (CMH社)を同国の鉱山業・製鉄業コングロマリットであるCAP S.A. (CAP社)の子会社Compania Minera del Pacifico S.A. (CMP社)と合併することにより、CMH社株式50%の代わりに合併後のCMP社株式交付を受けました。更に、同年5月に、当社はCMP社が実施する増資を引受けることにより、CMP社の当社保有比率を25%まで引き上げ関連会社化しました。

CMH社が保有していたロス・コロラドス鉱山(年産規模約5.2百万トン)は平成40年頃までに枯渇化する見通しですが、一方、CMP社はロス・コロラドス鉱山以外にも操業中の鉱山のほか、未開発鉱山を保有しており、平成28年頃までに現行の年産能力を倍増する計画を有しています。

鉄鉱石事業は、今後もグローバルな成長の可能性がある事業であり、本件は、当社とCAP社間の約半世紀に亘る好関係を礎として、両社間の鉄鉱石事業を更に深化させることを目指すものであり、生産規模拡大を核とするCMP社の成長戦略をCAP社と共に積極的に推進していきます。

また、当社は、平成22年5月に、JX日鉱日石金属株式会社及び三菱マテリアル株式会社と共同で設立した共同事業体(当社50%、JX日鉱日石金属40%、三菱マテリアル10%の比率で出資)を通じ、国際金融公社(International Finance Corporation、本社：米国ワシントンDC)が保有するチリ国エスコンディダ銅鉱山プロジェクト(以下「本プロジェクト」)の2.5%権益を、本プロジェクト株主及びチリ当局の承認を以って、取得しました。

当社は、昭和63年以来、3社にて運営しているジェコ株式会社(当社70%、JX日鉱日石金属20%、三菱マテリアル10%)を通じて、間接的に7%権益を保有していましたが、今回の追加取得を通じ、当社は本プロジェクトの間接持分権益を8.25%に引き上げました。

本プロジェクトは、平成2年に操業を開始して以来、複数の拡張工事を経て、現在世界最大の生産量(平成22年銅分生産量：105万トン)を誇っています。当社は今回の取得完了後も銅資産のポートフォリオ入れ替え等を通じて、引き続き優良銅資源事業投資の拡充を目指していきます。

更に、平成22年8月には、カナダの大手エネルギー会社であるPenn West Energy Trust(ペン・ウェスト・エナジー・トラスト、本社：カルガリー、以下PWE社)^{*1}が所有するブリティッシュ・コロンビア州のCordova(コルドバ)堆積盆地のシェールガスを中心とした天然ガス開発プロジェクトに参画することに関連して、契約を締結し、同年9月の当社取締役会の承認およびカナダ連邦政府等の本取得に対する承認を以って当該契約は正式に発効しました。

当社は、PWE社が所有する当該鉱区のシェールガス資産、在来型天然ガス資産および関連する天然ガス処理・輸送設備の全50%を、新たに設立する当社の在カナダ子会社(Cordova Gas Resources Ltd.、本社：カルガリー、以下CGR社)^{*2}が取得し、PWE社と組成した非法人合弁事業体を通じて、開発・生産を積極的に推進しています。

PWE社は、北米シェールガス鉱区の中でも屈指の生産性と埋蔵量を有するコルドバ堆積盆地において最大の資産と知見を有している有望なパートナーであり、平成18年よりシェールガスの試掘作業を実施しています。今回対象となる鉱区のシェールガス資産は約5～8兆立方フィート(当社推定。LNG換算約1～1.6億トン以上)にも及び、日本の天然ガス年間需要を大幅に上回る膨大な量の埋蔵量が見込まれています。

本プロジェクトでは、合弁事業体を通じて、当該鉱区でのシェールガス資産の開発を進め、現在の生産量である日量約0.3億立方フィートを引き上げ、平成26年で日量約5億立方フィート(LNG換算で約350万トン/年)の生産量を目指します。当社は今後50年以上の期間に亘り当該鉱区のシェールガス開発および生産をPWE社と共に推進し、当社の持分ガスを、当社が34%出資する米国のガスマーケティング会社であるCIMA Energy(シーマ・エナジー)社などを通じて、北米市場にて販売します。

シェールガスは、近年の技術革新により、低コストで大量に生産することが可能になり、また、その膨大な埋蔵量が世界中で注目されている新しい天然ガス資源です。今回の参画を機に、当社はシェールガス事業の知見とノウハウを蓄積し、引き続き北米シェールガス資産の獲得を目指す他、今後の資源・エネルギー戦略にシェールガスをはじめとする非在来型ガス資産の取得・開発を加え、保有資産の多様化を図り、エネルギー資源の安定確保を目指します。

*1：Penn West Energy Trustは本年1月に信託会社から株式会社組織に変更したことに伴い、社名をからPenn West Explorationに変更しております。

*2：当社は本年5月に、中部電力・東京ガス・大阪ガスに対して、CGR社株式のうち、各々7.5%を、また、独立

行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に対して、CGR社の株式を保有する三菱商事100%子会社Shale Gas Investment（シェールガス・インヴェストメント、本社：アムステルダム）社株式の約10%を譲渡（JOGMECは間接的にCGR社の7.5%に出資）することを発表しました。この結果、当社が保有する権益は、昨年度取得時の50%から35%となります。

当社は、本年1月に、インドネシア共和国中部スラウェシ州において、ドンギ・スノロLNG社（スラウェシLNGディベロップメント社[当社75%、韓国ガス公社25%]：59.9%、プルタミナ子会社：29%、メドコ子会社：11.1%）を事業主体とする液化天然ガス（LNG）製造・販売事業（ドンギ・スノロLNGプロジェクト）の最終投資決定を行いました。

当プロジェクトは、当社として初めて最大株主となって事業を主導するLNGプロジェクトです。DSLNG社は平成26年後半より年間約200万トンのLNG（原油換算約45,000バレル/日）および随伴コンデンサート（原油換算約2,300～2,500バレル/日）の製造・販売を開始する予定です。

加えて当社は、当プロジェクトの上流から下流にわたるLNGバリューチェーンへの関与を目的として、インドネシア民間最大手エネルギー会社であるメドコ・エナジー・インターナショナル社（メドコ社）より、同国中部スラウェシ州に位置するスノロ・トイリ天然ガス鉱区権益を20%保有するトモリE&Pリミテッド（メドコ社100%）の全株式を取得しました。

本鉱区は、インドネシア国有石油・ガス会社であるプルタミナ社とメドコ社の100%子会社がそれぞれ50%ずつ権益を保有していましたが、今般、当社がメドコ社より20%の権益をトモリE&Pリミテッドの買収によって取得したことで、権益保有比率がプルタミナ子会社50%、メドコ子会社30%、当社子会社（トモリE&Pリミテッド）20%となります。

本鉱区は平成17年より原油生産（約1,900バレル/日）を開始しておりますが、平成26年の天然ガス生産開始を目指して開発作業に着手しています。尚、本鉱区から生産される天然ガスはインドネシア国内に供給される他、それ以外の数量（日量約2.5億立方フィート、LNG換算で約150万トン/年）については、DSLNG社が使用する原料ガスの約75%分として供給され、日本および韓国へ平成26年後半よりLNG輸出される予定です。

当社はプロジェクトの一体運営を行い、LNGの安定供給およびプロジェクト全体の価値向上を果たしていきます。また、当社が参画するカンゲアン石油・ガス鉱区の開発およびタングーLNGプロジェクトの推進と合わせて、成長著しいインドネシア経済へ一層の貢献を図っていきます。

(注意事項)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

当第3四半期計算期間における事業の状況

1 事業等のリスク

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。
また、当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

(重要な投資案件に関するリスク)

当社は、アングロ・アメリカン社 (Anglo American plc、本社：英国ロンドン、以下「アングロ社」)からの打診を受け、同社が100%保有するチリ国銅資産権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社

(Anglo American Sur S.A.、本社：チリ国サンチャゴ、以下「アングロスール社」)の株式24.5%を平成23年11月10日に、53.9億米ドル(約4,200億円)で取得致しました。当四半期連結会計期間の末日現在におけるリスクエクスポージャーは、取得価額である約4,200億円となっております。

アングロスール社は、チリ国内にロスブロンセス銅鉱山、エルソルダド銅鉱山、チャグレス銅製錬所、並びに大型の未開発鉱区などの優良資産を保有しており、現在年間約26万トンの銅を生産しています。更に、ロスブロンセス銅鉱山は拡張工事が完了し、平成24年にはフル生産となり、アングロスール社合計で年間約44万トンの生産量となる見通しです。今回の株式取得により、当社はアングロスール社の銅資産権益の24.5%を保有することとなり、現在の銅の年間持分生産量14万トンが、平成24年には25万トンに引き上げられる見込みです。また、当社は、チリ国において、エスコンディダ銅鉱山プロジェクト、ロスパランブレス銅鉱山プロジェクトの権益を各々8.25%、5%保有しております。

当社は、優良資源事業投資の拡大と持続的に成長可能な資源ポートフォリオの拡充を重点分野として位置付けており、今回の株式取得を通じて、事業の継続的成長を図っていく所存です。

2 経営上の重要な契約等

アングロスール社 株式の取得

当社は「1. 事業等のリスク」に記載のとおり、アングロスール社の株式を取得致しました。

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 業績

当第3四半期連結累計期間の経済環境としては、先進国については、緩やかな景気回復が続きましたが、欧州債務問題の影響が徐々に深刻化しており、欧州の一部の国では景気の転換を迎えた国が出始めました。新興国については、拡大基調にあるものの、そのテンポは減速傾向が見られるようになりました。

わが国では、震災により被害を受けた生産供給体制は予想以上に早く回復しましたが、海外経済の減速もあり、景気を持ち直しは緩やかなものにとどまりました。

このような環境の下、当第3四半期連結累計期間の売上高は、エネルギー事業における油価上昇や取引量増加などにより、前第3四半期連結累計期間を7,853億円(5.5%)上回る15兆1,697億円となりました。

売上総利益は、豪州資源関連子会社における販売数量減少や、鉄鋼製品関連子会社における取引数量減少などにより、前第3四半期連結累計期間を248億円(2.8%)下回る8,693億円となりました。

販売費及び一般管理費は、連結子会社における取引拡大に伴う費用増加により、前第3四半期連結累計期間から163億円(2.7%)負担増の6,320億円となりました。

その他の損益項目では、為替関連損益の改善によりその他の損益が増加しましたが、前第3四半期連結累計期間のチリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益計上など、一過性の特殊要因の反動により有価証券損益が減少し、減益となりました。

この結果、法人税等及び持分法による投資損益前利益は、前第3四半期連結累計期間を522億円(12.4%)下回る3,693億円となりました。

持分法による投資損益は、油価をはじめとする商品市況の上昇の影響により、前第3四半期連結累計期間を197億円(15.2%)上回る1,495億円となりました。

以上の結果、当社株主に帰属する四半期純利益は前第3四半期連結累計期間を80億円(2.2%)上回る3,702億円となりました。

オペレーティング・セグメント別の業績を示すと次のとおりです。

a. 新産業金融事業

新産業金融事業グループは、アセットマネジメントや企業のバイアウト投資、リース、不動産(開発・金融)、物流、保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。

当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は81億円となり、前第3四半期連結累計期間と比較して9億円の減少となりました。これは、リース関連事業の収益が改善したものの、前年度に発生した海外不動産売却益の反動により減益となったものです。

b. エネルギー事業

エネルギー事業グループは、石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、LNG液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPGなどの販売取引を行っています。

当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は992億円となり、前第3四半期連結累計期間と比較して260億円の増加となりました。これは、前第3四半期連結累計期間の株式売却益計上の反動があったものの、海外資源関連投資先からの受取配当金の増加や、油価上昇に伴う海外資源関連会社の持分利益が増加したことにより増益となったものです。

c. 金属

金属グループは、薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は1,454億円となり、前第3四半期連結累計期間と比較して443億円の減少となりました。これは、前年度のチリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益計上の反動、及び豪州資源関連子会社(原料炭)における販売数量減などにより減益となったものです。

d. 機械

機械グループは、電力・ガス・石油・化学・製鉄などの大型プラントから、船舶、鉄道、自動車、航空宇宙関連機器、鉱山機械、建設機械、産業機械まで、幅広い分野の機械の販売、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は383億円となり、前第3四半期連結累計期間と比較して61億円の減少となりました。これは、建設機械事業等での取引増加があったものの、海外自動車事業における販売減や為替の影響、事業撤退に伴う損失、及び前年度の株式売却益計上の反動などにより減益となったものです。

e. 化学品

化学品グループは、原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった工業製品用の原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は314億円となり、前第3四半期連結累計期間と比較して100億円の増加となりました。これは、親会社での取引好調による利益増加、石化事業関連会社などでの取引好調による持分利益増加、及びプラスチック事業子会社の買収に伴うバーゲンパーチェス益の計上などにより増益となったものです。

f. 生活産業

生活産業グループは、食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は423億円となり、前第3四半期連結累計期間と比較して44億円の増加となりました。これは、国内の関連会社における震災関連損失の計上などによる持分法損益の減少や株式の減損(日清オイリオ)があったものの、食料関連子会社における取引利益の増加や株式売却益の計上などにより増益となったものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より141億円増加し、1兆2,228億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間において、営業活動により資金は3,626億円増加しました。これは、運転資金負担が増加したものの、資源関連子会社などの営業収入及び資源関連を中心とした投資先からの配当収入が堅調に推移したことによるものです。尚、前第3四半期連結累計期間と比べ919億円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間において、投資活動により資金は8,179億円減少しました。これは、チリ銅資産権益保有会社への投資、及び資源関連子会社における権益取得や設備投資などに伴う支出があったことにより、資金が減少したものです。尚、前第3四半期連結累計期間と比べ6,712億円の減少となりました。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは4,553億円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間において、財務活動により資金は4,944億円増加しました。これは、親会社において配当金の支払いがあったものの、主に新規投資に応じて資金調達を進めたことにより資金が増加したものです。尚、前第3四半期連結累計期間と比べ5,881億円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

a. 中期経営計画「中期経営計画2012」

当社は平成22年7月に、平成22年度から平成24年度の向こう3年間の新たな経営計画として、「中期経営計画2012」を策定致しました。

■経営目標

「中期経営計画2012」では、当社が目指すべきこととして、「継続的企業価値の創出」を掲げました。「継続的企業価値」は、「継続的経済価値」、「継続的社会価値」、「継続的環境価値」を統合した新しい概念です。全てのステークホルダーの要請・期待を踏まえ、事業活動を通じて日本や世界の課題解決に貢献しながら、「継続的企業価値」の創出を目指します。

「継続的企業価値」

- 「継続的経済価値」：弛まぬ収益モデルとポートフォリオの変革により、健全な利益成長と企業価値の増大を目指す
- 「継続的社会価値」：企業市民として「社会との共生」という観点から、経済社会の発展に寄与する
- 「継続的環境価値」：地球を最大のステークホルダーと捉え、地球環境の保全と改善に取り組む

新興国の高い経済成長、先進国の地位の相対的低下、価値観の変化・技術革新・新興国の台頭などが生み出す新たな成長市場の出現、ステークホルダーの広がりなどの外部環境変化や、当社自身の収益構造の変化、収益モデルの変化・多様化、ビジネス現場や実質的な事業推進母体の事業投資先への移転などの内部環境変化を踏まえ、当社は「収益基盤の強化・充実」と「次なる収益の柱の育成」に向けた取り組みを推進していきます。

■定量目標及び指標

収益基盤を強固なものとしつつ、効率性、健全性も考慮しながら利益成長を図っていきます。「中期経営計画2012」では、最終年度となる平成24年度の連結純利益目標を5,000億円とし、中期経営計画期間中のROEは12～15%を見込んでおります。一方、利益目標の達成を目指すに当たり、ネット有利子負債倍率は1.0～1.5倍を目処として、財務の健全性も維持していきます。なお、配当につきましては、従来の基本方針を踏襲し、連結配当性向20～25%の幅で行う方針です。

■投資計画

「中期経営計画2012」の期間中は、毎年7,000～8,000億円を目処に、3ヵ年合計で2兆～2兆5,000億円の投資実行を計画しています。

具体的には、全社戦略地域・分野に向けた投資として4,000～5,000億円、金属資源・エネルギー資源分野に向けた投資として1兆～1兆2,000億円、その他分野に向けた投資として6,000～8,000億円を計画しております。

■全社戦略分野・全社戦略地域

新興国の高い経済成長や新しい成長市場への対応として、インフラや地球環境事業を「全社戦略分野」に、また中国・インド・ブラジルを「全社戦略地域」に設定して、優先的に経営資源を配分し、投資を促進することで、将来の収益基盤の構築を目指します。

■多様性を活かす経営・多様性を束ねる経営

「多様性を活かす経営」については、事業の多様化に応じた可視化の仕組みや、事業特性や収益モデルに応じた目標管理制度などを構築・導入することで、多様性を活かし個々の事業を強化しながら、複数の収益の柱を育成していきます。

また、「多様性を束ねる経営」については、「中期経営計画 2012」において設定した全社戦略分野・地域などについて、営業グループ・部門をまたがる取組みについての方針を討議するために、社長を委員長とする「営業企画委員会」を設置しました。更に、収益モデルの多様化に伴い、当社の拠点、人材、ITにかかわるマネジメントなど、経営基盤の考え方を今後抜本的かつ総合的に見直していきます。

今後の事業環境については、先進国の景気減速に伴い中国・インド・ブラジルなど新興国でも経済成長の鈍化が見込まれるなか、先進国を中心とする財政赤字問題による金融市場の混乱など、世界経済は不確実性をはらんだ状態が続くと予想されます。

このような環境認識の下、当社では、「中期経営計画2012」を着実に実行し、収益基盤と財務体質をさらに強固なものとして発展させるとともに、多様な事業を通じて日本や世界の課題解決に貢献し、「継続的企業価値」の創出を目指していきます。また、社是として掲げている三綱領の精神の下、社業を通じて経済活動を支え、貢献を図っていく所存です。

b. 個別重要案件

当第3四半期連結累計期間における重要な個別案件については、「1. 事業等のリスク」を参照願います。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(5) 流動性と資金の源泉

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、CPや社債などの直接金融と銀行借入などの間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メインバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。ただし、金融市場は引き続き予断を許さない状況であると考えており、今後とも長期資金を中心とした資金調達を継続すると共に、十分な流動性の確保を行っていく方針です。

当第3四半期連結会計期間末の連結ベースでのグロス有利子負債残高*は、前連結会計年度末比5,739億円増加の4兆8,315億円となり、このうち84.5%が長期資金となっております。また、現預金の残高は、前連結会計年度末比417億円増加の1兆3,519億円となっております。当第3四半期連結会計期間末の流動比率は連結ベースで141.5%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いと考えております。

*グロス有利子負債残高には Accounting Standards Codification トピック815「デリバティブ取引及びヘッジ」の適用による影響額を含めておりません。

(注意事項)

当報告書の将来の予測などに関する記述は、当四半期連結会計期間の末日現在において入手された情報に基き合理的に判断した予想です。従いまして、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されており、実際の結果と大きく異なる場合があります。

(3) 【設備の状況】

設備の状況の各項目の金額には、消費税等は含まれておりません。

1 設備投資等の概要

当連結会計年度における主な設備投資としては、金属グループにおいて、MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY社（簿価合計 237,609百万円）が、主に既存設備の維持・拡張のための投資を行いました。

2 主要な設備の状況

(1) 提出会社の設備の状況

事業	事業所名	設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他 (百万円) (注1)	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)		
—	本店(三菱商事ビル)	事務所	東京都千代田区	1,380	5,306	69,977	16,535	289	
—	本店(丸の内パークビルほか)	事務所	東京都千代田区ほか	2,353	—	—	—	—	借室 賃借料 11,246百万円/年 敷金 11,380百万円
—	関西支社	事務所	大阪府大阪市北区	153	—	—	—	—	借室 賃借料 501百万円/年 敷金 380百万円
—	中部支社	事務所	愛知県名古屋市中村区	71	—	—	—	—	借室 賃借料 424百万円/年 敷金 505百万円
—	セミナーハウス フォーリッジ	研修施設	東京都世田谷区	—	8,291	4,820	3,398	65	
新産業 金融 事業	油槽所(川崎)	油槽所	神奈川県川崎市川崎区	—	55,503	191	54	724	エム・シー・ターミナル(株)に賃貸
エネルギー 事業	油槽所(鹿川)	油槽所	広島県江田島市	—	389,496	1,120	119	2,101	鹿川ターミナル(株)に賃貸
	油槽所(波方)	油槽所	愛媛県今治市	—	299,061	2,033	314	5,334	
	石油コークス置き場	営業設備	広島県廿日市市	—	33,576	37	—	—	石油コークス工業(株)に賃貸
	延岡重油基地	営業設備	宮崎県延岡市	—	18,059	186	0	22	旭化成(株)に賃貸
機械	木材倉庫	営業設備	千葉県千葉市美浜区	—	45,240	393	95	8	美浜シーサイドパワー(株)ほかに賃貸
化学品	糖蜜貯蔵所	貯蔵所	神奈川県横浜市神奈川区	—	6,042	367	31	44	
その他	三鷹高度情報センター	オフィスビル	東京都三鷹市	—	20,076	6,695	3,928	50	自社使用及び(株)アイ・ティ・フロンティアほかに賃貸

(2) 国内子会社の設備の状況

事業	会社名	事業所名及び設備の内容	所在地	従業員数 (人)	土地		建物	その他 (百万円) (注1)	備考
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)		
新産業 金融 事業	三菱商事ロジスティクス	事業所及び倉庫	東京都千代田区	666	124,517	7,287	6,612	277	
	ティー・アール・エム・エアクラフト・リーシング	航空機	東京都港区	1	—	—	—	28,529	
	シナリバー・アビエーション・ファイナンス	航空機	東京都港区	1	—	—	—	24,425	
	ポートサウス・エアクラフト・リーシング	航空機	東京都港区	1	—	—	—	15,249	
	ゾネット・アビエーション・フィナンシャルサービス	航空機	東京都港区	1	—	—	—	5,862	
	上小田井SC2 (注2)	商業施設	愛知県 名古屋市西区	1	107,456	21,114	30,288	444	
エネルギー 事業	小名浜石油	油槽所	福島県いわき市	103	965,294	22,524	432	7,348	
	三菱商事石油	給油所	新潟県上越市ほか	183	151,638	9,633	3,601	1,638	
金属	メタルワン	特殊加工センターほか	熊本県玉名郡	9,751	138,016	2,166	632	266	
機械	レンタルのニッケン	建設機械ほか	東京都千代田区ほか	1,863	153,286	8,645	4,715	17,094	
生活産業	菱食	事業所及び物流センター	東京都大田区ほか	4,410	732,699	31,616	20,163	7,108	

(3) 在外子会社の設備の状況

事業	会社名	事業所名及び設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他(百万円) (注1)	備考
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)		
新産業 金融 事業	MCAP EUROPE	航空機	DUBLIN, IRELAND	6	—	—	—	82,552	
	MC AVIATION FINANCIAL SERVICES (EUROPE)	航空機	AMSTERDAM, NETHERLANDS	1	—	—	—	4,714	
金属	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	建物ほか	NEW SOUTH WALES, AUSTRALIA	44	390,910,100	4,885	96,237	136,487	
	HERNIC FERROCHROME	フェロクロ ム生産設備	BRITS, SOUTH AFRICA	577	41,569,978	612	305	19,738	
機械	DIAMOND CAMELLIA	船舶	PANAMA, PANAMA	7	—	—	—	50,775	
生活 産業	ALPAC FOREST PRODUCTS	パルプ製造 プラント	ALBERTA, CANADA	418	22,124,969	337	4,300	49,753	
	PRINCES	食品・飲料 製造工場	BRADFORD, UKほか	3,555	235,000	321	4,043	3,896	
現地 法人	米国三菱商事 会社	事務所	NEW YORK, U. S. A.	251	—	—	—	—	借室 賃借料 416百万円/年
その他	DIAMOND GENERATING CORPORATION (注3)	発電施設	LOS ANGELES, U. S. A.	34	40,470	433	10,769	29	

(注1) 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、機械及び装置、航空機及び船舶の合計です。

(注2) 上小田井SC2社の設備は、当連結会計年度における保有目的の変更により、販売用不動産より土地、建物等へ振替えております。

(注3) DIAMOND GENERATING CORPORATION社は平成22年度より、機械事業からその他へ移管されております。

3 設備の新設、除却等の計画

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

(4) 【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法

- (1) 当社の前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第2条に従い、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という)第93条の規定に基づいて、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づき作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)に基づき作成しております。
なお、平成21年度は、改正前の財務諸表等規則に基づき、平成22年度は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。
また、財務諸表その他の事項の金額については、百万円単位を切り捨てて表示しております。

監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度の連結財務諸表及び平成21年度の財務諸表について、並びに、当連結会計年度の連結財務諸表及び平成22年度の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、基準の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構・FAS研究会(米国会計基準採用日本企業で組成している研究会)・日本貿易会経理委員会に加入し、定期的な研修への参加や、会計基準の内容や変更についての意見発信や情報交換を行っております。
- (2) 将来の指定国際会計基準適用に備え、社内に専門組織を設置し、社内規程やインフラ等の整備を進めております。

当第3四半期の「経理の状況」

1. 四半期連結財務諸表の作成方法

当社の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第95条の規定に基づいて、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づき作成しております。

2. 監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月24日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	峯 敬	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の遡及調整後連結財務諸表（「連結財務諸表に対する注記事項」の「2. 重要な会計方針の要約 子会社の決算期変更」参照）、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱商事株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、三菱商事株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月24日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱商事株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、三菱商事株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

1 連結財務諸表等
 (1) 連結財務諸表
 ① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物	3, 10	1, 080, 544	1, 208, 742
定期預金		105, 997	101, 513
短期運用資産	3, 10	55, 757	42, 641
営業債権	7, 21		
受取手形		306, 831	329, 216
売掛金		2, 018, 823	2, 133, 395
短期貸付金等		424, 065	450, 082
関連会社に対する債権		193, 588	230, 767
貸倒引当金	5	△30, 222	△23, 835
棚卸資産		848, 448	970, 675
取引前渡金		146, 686	164, 937
短期繰延税金資産	13	44, 662	58, 759
その他の流動資産	9, 10, 14	296, 218	326, 503
流動資産合計		5, 491, 397	5, 993, 395
投資及び長期債権			
関連会社に対する投資及び長期債権	4, 10	1, 238, 569	1, 320, 102
その他の投資	3, 7, 10	1, 631, 381	1, 522, 215
長期貸付金及び長期営業債権	7, 21	531, 860	511, 107
貸倒引当金	5	△32, 941	△30, 474
投資及び長期債権合計		3, 368, 869	3, 322, 950
有形固定資産			
	6, 7, 21		
販売用不動産		106, 742	69, 396
土地		285, 330	321, 929
建物（リース資産の改造費等を含む）		745, 568	780, 305
機械及び装置		884, 163	918, 695
航空機及び船舶		445, 351	433, 446
鉱業権		357, 826	343, 721
建設仮勘定		67, 755	111, 124
計		2, 892, 735	2, 978, 616
減価償却累計額		△1, 196, 135	△1, 242, 808
有形固定資産合計		1, 696, 600	1, 735, 808
のれん	8	48, 361	49, 206
無形固定資産（償却累計額控除後）	8	72, 631	77, 068
その他の資産	9, 10, 13, 14	178, 992	169, 015
資産合計		10, 856, 850	11, 347, 442

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
短期借入金	7, 12	555, 001	656, 873
一年以内に期限の到来する長期借入債務	7, 12	408, 288	468, 675
営業債務			
支払手形		151, 909	165, 481
買掛金及び未払金		1, 864, 811	1, 879, 958
関連会社に対する債務		128, 894	139, 141
取引前受金		149, 849	162, 733
未払法人税等		40, 989	64, 290
未払費用	14	103, 844	110, 591
その他の流動負債	9, 10, 13, 15	307, 804	333, 555
流動負債合計		3, 711, 389	3, 981, 297
固定負債			
長期借入債務(一年以内の期限到来分を除く)	7, 12	3, 246, 029	3, 188, 749
年金及び退職給付債務	14	54, 535	48, 657
長期繰延税金負債	13	202, 412	215, 516
その他の固定負債	9, 10, 15	373, 790	312, 233
固定負債合計		3, 876, 766	3, 765, 155
負債合計		7, 588, 155	7, 746, 452
契約債務及び偶発債務			
	24		
株主資本			
資本金(普通株式)	16, 17, 26	203, 228	203, 598
授権株式総数 : 2, 500, 000, 000 株			
発行済株式総数 :			
前連結会計年度末 1, 696, 686, 871 株			
当連結会計年度末 1, 697, 268, 271 株			
資本剰余金		254, 138	256, 501
利益剰余金		2, 749, 275	3, 135, 202
利益準備金		43, 189	43, 670
その他の利益剰余金		2, 706, 086	3, 091, 532
累積その他の包括損益		△92, 548	△159, 264
未実現有価証券評価益		300, 313	291, 911
未実現デリバティブ評価益		11, 922	24, 350
確定給付年金調整額		△80, 387	△79, 554
為替換算調整勘定		△324, 396	△395, 971
自己株式 :			
前連結会計年度末 53, 154, 887 株		△151, 572	△151, 650
当連結会計年度末 53, 194, 481 株			
株主資本合計		2, 962, 521	3, 284, 387
非支配持分		306, 174	316, 603
資本合計		3, 268, 695	3, 600, 990
負債及び資本合計		10, 856, 850	11, 347, 442

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

② 連結損益計算書

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
収益	9, 10, 19		
商品販売及び製造業等による収益		3, 967, 714	4, 590, 888
売買取引に係る差損益及び手数料		573, 079	615, 985
収益合計		4, 540, 793	5, 206, 873
(売上高： 前連結会計年度 17, 102, 782 百万円 当連結会計年度 19, 233, 443 百万円)	1, 19		
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	9, 10	△3, 524, 196	△4, 056, 971
売上総利益	19	1, 016, 597	1, 149, 902
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	14	△829, 451	△824, 622
貸倒引当金繰入額	5	△4, 893	△9, 139
支払利息：下記受取利息差引後 前連結会計年度 37, 719 百万円 当連結会計年度 33, 077 百万円	9	△12, 647	△6, 699
受取配当金		91, 522	124, 793
有価証券損益	3, 9, 10, 19	212	53, 439
固定資産損益	6, 8	△15, 829	△2, 557
その他の損益－純額	8, 9, 20	52, 361	49, 180
その他の収益・費用合計		△718, 725	△615, 605
法人税等及び持分法による投資損益前利益		297, 872	534, 297
法人税等	13		
当期税金		△112, 474	△168, 581
繰延税金		△5, 797	△30, 099
法人税等合計		△118, 271	△198, 680
持分法による投資損益前利益		179, 601	335, 617
持分法による投資損益	4, 19	113, 363	161, 455
非支配持分控除前当期純利益		292, 964	497, 072
非支配持分に帰属する当期純利益		△18, 118	△33, 884
当社株主に帰属する当期純利益		274, 846	463, 188
1株当たり利益：	18		
当社株主に帰属する当期純利益			
基本的		167.28 円	281.80 円
潜在株式調整後		166.89 円	281.05 円

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

③ 連結包括損益計算書

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
非支配持分控除前当期純利益		292,964	497,072
その他の包括損益-税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	3,17	159,830	△9,455
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	9,17	35,409	12,476
確定給付年金調整額期中変動額	14,17	21,934	910
為替換算調整勘定期中変動額	17	162,345	△77,761
その他の包括損益合計		379,518	△73,830
非支配持分控除前包括損益		672,482	423,242
非支配持分に帰属する包括損益		△31,362	△26,770
当社株主に帰属する包括損益		641,120	396,472

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

④ 連結資本勘定計算書

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
資本金－普通株式			
期首残高			
発行済株式総数：		202,817	203,228
前連結会計年度 1,696,046,684 株			
当連結会計年度 1,696,686,871 株			
ストックオプション行使に伴う新株発行 及び資本剰余金からの組替			
発行済株式総数期中増減：	22	387	370
前連結会計年度 598,100 株			
当連結会計年度 581,400 株			
転換社債型新株予約権付社債の株式転換に よる新株発行			
発行株式総数期中増減：	12,25	24	-
前連結会計年度 42,087 株			
当連結会計年度 0 株			
期末残高			
発行済株式総数：		203,228	203,598
前連結会計年度 1,696,686,871 株			
当連結会計年度 1,697,268,271 株			
資本剰余金			
期首残高			
ストックオプション発行に伴う報酬費用	22	1,617	1,240
ストックオプション行使に伴う新株発行 及び資本金への組替	22	233	122
転換社債型新株予約権付社債の株式転換 による新株発行	12,25	25	-
自己株式処分差損益		△1	△1
非支配持分との資本取引及びその他		△9,564	1,002
期末残高			
		254,138	256,501
利益剰余金			
利益準備金			
期首残高			
その他の利益剰余金からの振替額		1,047	481
期末残高			
		43,189	43,670
その他の利益剰余金			
期首残高			
当社株主に帰属する当期純利益		274,846	463,188
合計			
		2,761,359	3,169,274
処分額			
当社株主への現金配当支払額：		△54,226	△77,261
前連結会計年度 1株当たり33円			
当連結会計年度 1株当たり47円			
利益準備金への繰入額		△1,047	△481
合計			
		△55,273	△77,742
期末残高			
		2,706,086	3,091,532
累積その他の包括損益－税効果後			
期首残高			
当社株主に帰属するその他の包括損益		△458,822	△92,548
期末残高			
		366,274	△66,716
		△92,548	△159,264
自己株式			
期首残高			
取得－純額	16	△24	△78
期末残高			
		△151,548	△151,572
株主資本合計			
		2,962,521	3,284,387

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
非支配持分			
期首残高		304,565	306,174
非支配持分への配当支払額		△13,815	△21,050
非支配持分との資本取引及びその他		△15,938	4,709
非支配持分に帰属する当期純利益		18,118	33,884
非支配持分に帰属するその他の包括損益- 税効果後		13,244	△7,114
期末残高		<u>306,174</u>	<u>316,603</u>
資本合計			
期首残高		2,687,495	3,268,695
ストックオプション行使に伴う新株発行		620	492
ストックオプション発行に伴う報酬費用		1,617	1,240
転換社債型新株予約権付社債の株式転換 による新株発行		49	-
自己株式処分差損益		△1	△1
非支配持分控除前当期純利益		292,964	497,072
当社株主への現金配当支払額		△54,226	△77,261
非支配持分への配当支払額		△13,815	△21,050
非支配持分控除前その他の包括損益-税効 果後		379,518	△73,830
自己株式期中増減額		△24	△78
非支配持分との資本取引及びその他		△25,502	5,711
期末残高		<u>3,268,695</u>	<u>3,600,990</u>

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

⑤ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
非支配持分控除前当期純利益		292,964	497,072
営業活動によるキャッシュ・ フローへの調整			
減価償却費等		138,777	143,819
貸倒引当金繰入額		4,893	9,139
退職給付費用（支払額控除 後）		△2,751	△3,746
有価証券損益		△212	△53,439
固定資産損益		15,829	2,557
持分法による投資損益（受取 配当金控除後）		△17,643	△18,624
繰延税金		5,797	30,099
営業活動に係る資産・負債の 増減			
短期運用資産		15,032	△127
売上債権		△15,795	△164,364
棚卸資産		155,713	△163,488
仕入債務		137,267	74,431
取引前渡金		504	27,012
取引前受金		△15,249	△40,272
未収入金		△51,707	10,865
未払金		△21,270	△15,765
未払費用		2,731	11,046
その他の流動資産		112,523	24,628
その他の流動負債		△15,300	22,803
その他の固定負債		20,479	600
その他（純額）		△1,009	△63,042
営業活動による キャッシュ・フロー		761,573	331,204

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

(単位：百万円)

注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による 支出	△182,448	△228,654
有形固定資産等の売却による 収入	20,317	44,366
関連会社等への投資及び貸付に よる支出	△112,465	△141,762
関連会社等への投資の売却及び 貸付金の回収による収入	49,667	42,530
売却可能有価証券の取得による 支出	△183,806	△242,201
売却可能有価証券の売却及び 償還による収入	265,899	313,806
その他の投資の取得による支出	△59,829	△48,510
その他の投資の売却による収入	102,636	65,481
貸付金の実行による支出	△243,357	△277,529
貸付金の回収による収入	197,955	206,397
定期預金の増減－純額	6,929	3,475
投資活動による キャッシュ・フロー	△138,502	△262,601
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金を増減－純額	△728,733	127,216
長期借入債務による調達 －社債発行費用控除後	517,647	574,254
長期借入債務の返済	△457,372	△526,435
親会社による配当金の支払	△54,226	△77,261
子会社による非支配持分に対す る配当金の支払	△13,815	△21,050
非支配持分からの子会社持分 追加取得等による支払	△19,445	△6,620
非支配持分への子会社持分一部 売却等による受取	-	6,172
ストックオプション行使による 新株発行	620	492
自己株式の取得	△23	△19
財務活動による キャッシュ・フロー	△755,347	76,749
現金及び現金同等物に係る為替相場 変動の影響額	14,085	△17,154
現金及び現金同等物の純増減額	△118,191	128,198
現金及び現金同等物の期首残高	1,198,735	1,080,544
現金及び現金同等物の期末残高	1,080,544	1,208,742

「連結財務諸表に対する注記事項」参照

連結財務諸表の作成方法等について

当連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法（以下「米国会計基準」）に基づき作成しております。米国会計基準は、会計基準コーディフィケーション（Accounting Standards Codification、以下「ASC」）に体系化されております。

当社は昭和45年11月に欧州で転換社債を発行する際に、米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示しました。それ以来、広く国内外の投資家、株主、証券アナリスト、報道機関等に米国会計基準に基づく連結財務諸表を継続開示しており、平成元年10月に上場したロンドン証券取引所に対しても同様に米国会計基準に基づく連結財務諸表を開示しております。

また、当社は、米国1933年証券法に基づく様式F-6による登録届出書、及び米国1934年証券取引所法施行規則12g3-2(b)（情報開示の免除申請）に基づき申請を行い、米国預託証券（以下「ADR」）を店頭取引のみ可能な「ADR Level-1」により米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に登録しております。

米国会計基準に準拠して作成した当連結財務諸表と、本邦の連結財務諸表作成基準及び連結財務諸表規則（以下「本邦会計基準」）に準拠して作成した連結財務諸表との主要な相違内容は次のとおりであり、金額的に重要性のある相違については、米国会計基準による「法人税等及び持分法による投資損益前利益」に対する影響額を開示しております。

(1) 連結財務諸表の構成の相違について

当連結財務諸表は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括損益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び注記より構成されております。

(2) 連結財務諸表の表示の相違について

a. 営業債権・債務

通常の取引に基づき発生した営業上の債権・債務（ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く）については、本邦会計基準では流動項目として表示しますが、当連結貸借対照表ではその決済期日が貸借対照表日から起算し1年を超えるものを非流動項目として区分表示しております。

b. 鉱業権の表示

鉱業権については、本邦会計基準では無形固定資産として表示しますが、当連結貸借対照表では有形固定資産として表示しております。

c. 収益、売上高及び営業利益

本邦会計基準では「売上高」が表示されますが、当連結損益計算書ではASCサブトピック605-45「収益認識-主たる代理人の報酬」に従った「収益」を表示しており、「売上高」については付記を行っております。

また、本邦会計基準では「営業利益」が表示されますが、当連結損益計算書では「営業利益」を記載しておりません。なお、日本の会計慣行に従った場合に表示される「営業利益」は、前連結会計年度では182,253百万円、当連結会計年度では316,141百万円となります。

d. 持分法による投資損益

「持分法による投資損益」については、ASCセクション225-10-S99「損益計算書-総論-SECの文献」に基づき、「持分法による投資損益前利益」の後に区分表示しております。

(3) 会計処理基準の相違について

a. 有価証券の評価

有価証券の評価については、ASCサブトピック320-10「投資（負債証券および持分証券）-総論」（以下「ASCサブトピック320-10」）、及び原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引に関する会計処理を定めるASCセクション325-20-30「投資（その他）-原価法投資-初期測定」に基づき損益を認識しております。本会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ198百万円（損失）及び3,556百万円（損失）です。

b. 圧縮記帳

有形固定資産の圧縮記帳のうち、直接減額方式で会計処理したものについては、圧縮記帳がなかったものとして処理しております。本会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ972百万円（利益）及び2,704百万円（利益）です。

c. セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、貸借人として固定資産を売却した後、その一部を継続して使用する場合の当該固定資産に係る売却益は、ASCサブトピック840-40「リース-売却（リースバック取引）」に基づき、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。本会計処理による前連結会計年度の影響額は、1,107百万円（利益）です。なお、当連結会計年度は該当ありません。

d. デリバティブ

デリバティブについては、ASCトピック815「デリバティブ取引およびヘッジ」（以下「ASCトピック815」）に基づき処理しております。これに伴い、公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、損益計上し、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺しております。また、キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」に繰り延べて計上されております。

e. 年金及び退職給付債務

年金費用については、ASCサブトピック715-30「報酬（退職給付）-確定給付年金」に基づき算定された期間純年金費用（清算の会計処理による未認識年金数理計算上の差異の追加償却を含む）を計上しております。本会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ2,973百万円（利益）及び3,698百万円（利益）です。

f. 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合における会計処理については、ASCトピック805「企業結合」（以下「ASCトピック805」）に従って、取得法により処理しております。のれんや耐用年数が確定できない無形固定資産及び持分法を適用している関連会社投資に係るのれんについては、ASCトピック350「無形資産（のれんおよびその他）」（以下「ASCトピック350」）に基づき、定期償却を行わず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。本会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ1,089百万円（利益）及び948百万円（利益）です。

連結財務諸表に対する注記事項

1. 事業内容及び連結財務諸表の基本事項

事業内容

三菱商事株式会社（以下、「当社」）及び国内外の連結子会社（以下、まとめて「連結会社」）は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

連結財務諸表の基本事項

当連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準（以下、「米国会計基準」）に基づき作成しております。当社及び連結子会社は、それぞれの所在国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を報告していることから、当連結財務諸表の作成にあたっては、米国会計基準に準拠するべく、一定の調整又は組替を加えております。これらの調整又は組替事項は、法定帳簿には記帳されておられません。

当連結損益計算書上に「売上高」を表示しておりますが、これは日本の商社が通常自主的に開示する指標であり、連結会社が契約当事者又は代理人として関与した売買契約の取引額の合計を表すものです。連結会社の役割が仲介人としてのみ限定されている取引は、純額で記録され、「売上高」に含まれております。この「売上高」は、米国会計基準における「収益」を意味するものではなく、米国会計基準における「収益」と同等又はその代用となるものではありません。しかしながら、経営者は、「売上高」の情報は、財務諸表利用者にとって有用であると考えていることから、連結損益計算書上に自主的に開示しております。

2. 重要な会計方針の要約

当連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計方針の要約は以下のとおりです。

連結の基本方針並びに子会社、関連会社に対する投資の会計処理

当連結財務諸表は、当社及び当社が直接・間接に議決権の過半数を所有する国内外の子会社の各勘定を連結したものです。また、連結会社は、連結会社が主たる受益者となる変動持分事業体についても連結しております。資産について不可分の持分を所有し、持分に比例して負債を負担する非会社組織の共同事業体について、連結会社は比例連結しております。関連会社（当社が20%以上50%以下の議決権を所有する会社、20%未満であっても重要な影響力を行使しうる会社、コーポレートジョイントベンチャー）に対する投資は持分法を適用しております。持分法を適用している関連会社に対する投資については、価値の下落が一時的なものではないと判断された場合には、減損損失を認識しております。また、議決権の過半数を所有する会社についても、少数株主が通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、持分法を適用しております。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、相殺消去しております。

当連結財務諸表の作成にあたり、一部の連結子会社については12月31日、又は12月31日の翌日から当社の決算日である3月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いております。これら子会社の決算日と連結決算日との間に、当連結財務諸表を修正又は開示すべき重要な事項はありません。

外貨換算

外貨建財務諸表の項目について、海外子会社及び関連会社の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算調整勘定については、「累積その他の包括損益」に計上しております。また、外貨建債権債務は、決算日の為替レートで円貨に換算し、その結果生じる換算損益は連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しております。

現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、定期預金・コマーシャルペーパー・債券・譲渡性預金を含めております。

市場性のある有価証券及び市場性のない投資

債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は当期の損益として認識）又は売却可能有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は損益に含めず、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上）に分類しております。

非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなる市場性のない投資は公正価値の入手が困難なため、優先株と同じように取得原価（「原価法投資」）で計上しております。市場性のない投資は、連結貸借対照表上の「その他の投資」に含まれております。

計上の区分は、各々の貸借対照表の日付により再評価しております。売却した市場性のある売却可能有価証券の原価については、移動平均法によって決定しております。

連結会社は、市場性のある有価証券及び市場性のない投資について定期的に減損の有無を検討しております。各々の投資の公正価値が投資の帳簿価額を下回り、その下落が一時的なものではないと判断された場合には、公正価値と帳簿価額の差額について、減損損失を認識しております。また、連結会社は、売却可能有価証券と分類される市場性のある株式の公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価額が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来の見通し、予測される市場価額の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の連結損益計算書上に計上されております。

売却可能有価証券と分類される債券に関して公正価値が償却原価を下回る場合において、価値の下落が一時的でないとして判定する要素として、(1)企業が債券を売却する予定がある、(2)公正価値が回復する間に企業が債券を売却する可能性が高い、若しくは(3)毀損額が全額回復する見込みがないこと、が挙げられます。企業に債券を売却する意思がある、若しくは売却を余儀なくされる可能性が高い場合、減損額は損益として認識されます。一方、企業に債券を売却する意思がない、若しくは売却を余儀なくされる可能性が低い中、信用毀損により債券の価値が下落した場合は、減損額は信用毀損部分と信用毀損以外の部分に分けられ、それぞれ損益とその他の包括損益として計上されます。

市場性のない投資に関して、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られ、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断された場合は、当該見積公正価値まで減損を行っております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の連結損益計算書上に計上されております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として過去における貸倒実績及び債権の期末残高に対する貸倒見積高に基づき必要額を計上しております。貸付金に関しては、契約条件に従って全額を回収できない可能性がある場合に、引当を行っております。引当額は、将来の見積キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、又は当該貸付金の市場価額あるいは担保物件の公正価値に基づき、算出しております。

棚卸資産

棚卸資産は、主として商品及び原材料からなり、移動平均法又は個別法に基づく原価、あるいは直近の再調達原価に基づく時価のいずれか低い額により評価しております。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で表示しております。鉱業権以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、航空機及び船舶は定額法によって算出しております。各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物	5年から40年
機械及び装置	5年から40年
航空機及び船舶	13年から25年

鉱業権の減価償却は、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しております。リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しております。多額の改良費及び追加投資は取得原価で資産計上しておりますが、維持修繕費及び少額の改良に要した支出については発生時に費用処理しております。

リース

連結会社は、直接金融リース、及びオペレーティング・リースによる固定資産の賃貸を行っております。直接金融リースでは、未稼得利益をリース期間にわたり純投資額に対して一定の率で取り崩すことで認識しております。オペレーティング・リースに係る受取りリース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

連結会社は、種々の固定資産を賃借しております。キャピタル・リースでは、将来最小支払リース料の現在価値の金額でリース資産とリース負債を認識しております。オペレーティング・リースに係る支払リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

長期性資産の減損

連結会社は、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続して使用する長期性資産については、帳簿価額と当該資産に係る割引前の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が割引後の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。これらの減損損失額は連結損益計算書の「固定資産損益」に含まれております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしておりません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続して使用する長期性資産として取り扱っております。

企業結合

企業結合は、取得法により会計処理しております。連結会社は、企業結合によって取得した無形固定資産をのれんその他の無形固定資産に分離して認識しております。

のれん及びその他の無形固定資産

のれん及び耐用年数の確定できない無形固定資産は、償却を行わず少なくとも年1回減損の判定を行っており、また、減損の発生をもたらす可能性が高いと考えられる事象の発生や状況に変化があった場合にも減損の判定を行っております。

連結会社は、のれんについて、最初のステップとしてのれんを含む事業の帳簿価額と関連する事業の公正価値を比較します。公正価値が帳簿価額を下回る場合には、次のステップとして減損金額を算出します。この過程においては、のれんの公正価値をのれんから生み出される収益に基づき算出し、帳簿価額と比較します。その結果算出される差額を減損金額とします。

営業権、借地権、顧客との関係により構成される償却対象とならない無形固定資産は、それらの資産から生み出される収益の現在価値と帳簿価額を比較して減損テストを行います。帳簿価額と現在価値との差額を減損金額とします。

ソフトウェアや製造・販売・サービス提供実施権及び商標権により構成される償却対象となる無形固定資産は、その耐用年数に亘り、定額法にて減価償却を行っております。

石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探鉱及び開発費用は、成功成果法に基づき会計処理しております。利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は資産に計上し、生産高比例法により償却しております。試掘井にかかる費用は、事業性がないことが判明した時点で、地質調査費用等のその他の探鉱費用は、発生時点で費用化しております。確認利権鉱区については、企業環境の変化や経済事象の発生により帳簿価額の回収可能性が損なわれたと推定される場合には、減損の判定を行っております。未確認利権鉱区については、少なくとも会計年度ごとに減損の判定を行っております。

鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は鉱物の採掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しております。商業採算性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、鉱業権として資産計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しております。

連結会社は、生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産の棚卸資産の原価を構成しております。

従業員退職金及び年金制度

連結会社は、確定給付型年金制度、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付型年金制度及び退職一時金制度に係る年金費用は、年金数理計算に基づき算定しております。

連結会社は、過去勤務債務について、主に関連する給付を受けると見込まれる従業員の平均残存勤務期間にわたり償却しております。

連結会社は、数理計算上の差異の未償却残高について、主に従業員の平均残存勤務期間にわたり償却しております。

資産除去債務

連結会社は、資産除去債務について、公正価値の合理的な見積りが可能である場合には、その発生時に公正価値で負債として認識すると共に、関連する長期性資産を増加させております。また、認識した負債については時間の

経過に伴い毎期現在価値まで増額し、資産についてはその経済的耐用年数にわたって減価償却しております。

株式に基づく報酬制度

連結会社は、株式に基づく報酬費用を、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上しております。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しております。

収益の認識基準

連結会社は、契約に関する説得力のある証拠があり、顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。

連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っております。また、連結会社は、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

連結会社は、収益の獲得のために、契約当事者あるいは代理人として活動しております。連結会社は、製造業やサービスの提供において、契約の主たる義務者として、客先から発注を受ける前の一般的な在庫リスクを負担して販売を実施した場合は、「商品販売及び製造業等による収益」として対応する原価とともに総額で連結損益計算書上に計上しております。代理人の場合には、純額で「売買取引に係る差損益及び手数料」として連結損益計算書上に計上しております。

連結会社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっております。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しております。これら商取引における商品の受渡は、客先と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されたと考えられます。これは一般的には、客先に商品が届けられ、客先の受け入れが完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

連結会社はまた、製造業の一部として、長期建設契約を締結しております。連結会社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に信頼でき、かつ、その義務を満了することができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には工事進行基準を、そうでない場合には工事完成基準を使用しております。

連結会社はまた、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれております。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しております。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しております。リース事業に係る収益認識については、前述のリースに係る会計方針の要約をご参照下さい。

連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しております。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ております。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生した時点で費用として計上しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の広告宣伝費は、それぞれ14,136百万円及び14,513百万円です。

研究開発費

研究開発費は発生した時点で費用として計上しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の研究開発費は、それぞれ3,659百万円及び4,542百万円です。

法人税等

法人税等は、連結損益計算書上の法人税等及び持分法による投資損益前利益に基づき算出しております。会計上

と税務上の資産負債の差額に係る一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来、当該一時差異が課税所得に影響を与えると見込まれる期間に対応する法定実効税率を用いて算出しております。繰延税金資産のうち、将来の実現が見込めないと判断される部分に対しては評価性引当金を設定しております。

連結会社は、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが、税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、連結損益計算書の「法人税等」に計上しております。

デリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、棚卸資産や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、全てのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しております。

連結会社は、ヘッジ指定されたデリバティブ取引は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ対象の資産・負債及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益として計上しており、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺して「その他の損益－純額」として計上しております。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「累積その他の包括損益」に含まれる為替換算調整勘定に計上されております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益計上しております。連結会社は、マスターネットティング契約の下で締結されたデリバティブ取引について認識された公正価値と、同一相手先に生じる現金担保を回収する権利（債権）若しくは、現金担保を返済する義務（債務）として認識された公正価値との相殺を選択適用しております。

連結財務諸表作成にあたっての見積りの使用

連結財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成する際には、報告金額に影響を与えるような見積り又は前提を用いる必要があります。見積りに内在する不確実性により、実績が見積りと異なる場合があります。当連結財務諸表における重要な見積りには、貸倒引当金の設定、投資の評価、長期性資産の評価、年金、資産除去債務及び不確実な税務ポジション等があります。

1 株当たり利益

1株当たり利益は、当社株主に帰属する当期純利益を各算定期間における発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。潜在株式調整後1株当たり利益は、潜在的普通株式であるストックオプションや転換社債型新株予約権付社債の希薄化効果の影響を勘案して算出しております。

保証

連結会社は、保証の履行義務を保証開始時に公正価値にて負債として認識しております。

公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上されることが求められております。当該資産・負債の公正価値は、市場の情報や算出手順に基づき、決定されております。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

レベル1

測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場における同一の資産又は負債の価格を、調整を入れずにそのまま使用しております。

レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでおります。

レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定するうえで使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットを使用しております。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しております。

公正価値オプション

連結会社は、公正価値で測定することを求められていない特定の金融資産及び金融負債について、公正価値で測定するオプションを選択しておりません。

子会社の決算期変更

当連結会計年度において、より適正な期間損益を連結財務諸表に反映させるため、一部の連結子会社は、従来の12月決算から当社の決算月である3月に決算月を変更しております。これに伴い、当社は連結子会社における決算期の変更を反映させるため、過去の連結財務諸表を遡及的に調整しております。尚、この遡及調整により、前連結会計年度期首の利益剰余金の金額を2,529,540百万円から、2,528,655百万円へと修正しております。

前連結会計年度における遡及適用の影響は以下のとおりです。

	前連結会計年度(百万円)	
	遡及適用前	遡及適用後
連結貸借対照表		
資産合計	10,891,275	10,856,850
負債合計	7,624,501	7,588,155
資本合計	3,266,774	3,268,695
連結損益計算書		
非支配持分控除前当期純利益	289,644	292,964
当社株主に帰属する当期純利益	273,147	274,846
連結キャッシュ・フロー計算書		
営業活動によるキャッシュ・フロー	760,568	761,573
投資活動によるキャッシュ・フロー	△141,157	△138,502
財務活動によるキャッシュ・フロー	△755,117	△755,347
現金及び現金同等物の期末残高	1,093,478	1,080,544

	前連結会計年度(円)	
	遡及適用前	遡及適用後
1株当たり利益		
当社株主に帰属する当期純利益		
基本的	166.24	167.28
潜在株式調整後	165.86	166.89

過年度連結財務諸表の組替再表示

連結会社は、当連結会計年度の表示に合わせるため、前連結会計年度の連結貸借対照表における「受取手形及び短期貸付金」及び「売掛金及び未収入金」を「受取手形」、「売掛金」及び「短期貸付金等」に組替表示しております。

また、連結会社は、当連結会計年度の表示に合わせるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの「その他（純額）」に含まれていた年金及び退職給付に関する支払を「退職給付費用（支払額控除後）」に含めて組替表示しております。

後発事象

連結会社は、連結貸借対照表日から連結財務諸表が公表されるまでの期間に発生した事象について、会計処理及び開示の要否を評価しております。

新会計基準

当連結会計年度より適用した会計基準

平成22年4月1日より、連結会社はAccounting Standards Update第2009-16号「金融資産の譲渡の会計処理」（旧基準書第166号「金融資産の譲渡の会計処理－基準書第140号の改訂」）（以下「ASU2009-16」）を適用しました。ASU2009-16は、ASC860トピック「譲渡及びサービス」の改訂であり、適格SPEの概念を除外し、また金融資産のオフバランスに関する要件を変更するとともに、追加的な開示を要求しています。当連結会計年度においてASU2009-16の適用が連結会社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

平成22年4月1日より、連結会社はAccounting Standards Update第2009-17号「変動持分事業体を伴う企業の財務報告の改善」（旧基準書第167号「解釈指針第46号（平成15年改訂版）の改訂」）（以下「ASU2009-17」）を適用しました。ASU2009-17は、ASC860トピック「連結」の改訂であり、投資持分が不十分であるか、又は支配的財務持分を有していない事業体について、当社が当該事業体を連結するか否かを決定するための方法を変更しています。当社が事業体を連結するか否かについては、事業体の目的、デザイン、並びに当社が事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を支配する能力に基づいて決定しています。当連結会計年度においてASU2009-17の適用が連結会社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

まだ適用されていない最近発行された会計基準

平成21年10月、審議会はAccounting Standards Update第2009-13号「収益の認識-複数の製品・サービスが提供される取引の収益の配分に係る会計処理－米国発生問題専門委員会の合意」（以下「ASU2009-13」）を公表しました。ASU2009-13は、複数の製品・サービスが提供される取引の収益を分離するための基準を修正しており、提供物の販売価格について売り手固有の客観的証拠又は第三者の証拠がない場合には、見積販売価格を用いて各提供物に収益を配分することを要求しております。その結果、収益を配分する際に残余法を使用することが禁止されております。また、ASU2009-13は、取引契約において収益を配分する方法、並びにそれにあたり行った重要な見積り及びその収益認識への影響について開示を要求しております。ASU2009-13は平成22年6月15日以降に開始する会計年度から適用され、連結会社においては平成23年4月1日よりASU2009-13を適用する予定です。ASU2009-13の適用が将来の連結会社の財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

平成22年4月、審議会はAccounting Standards Update第2010-17号「収益の認識-マイルストーン法」（以下「ASU2010-17」）を公表しました。ASU2010-17は、マイルストーンと呼ばれる、不確実な将来事象の達成により支払われる条件付対価についての収益認識モデルを構築しています。ASU2010-17の適用範囲は研究又は開発の取り決めに限定されています。ASU2010-17は平成22年6月15日以降に開始する会計年度から適用され、連結会社においては平成23年4月1日よりASU2010-17を適用する予定です。ASU2010-17の適用が将来の連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

平成23年4月、審議会はAccounting Standards Update第2011-02号「リストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングであるかどうかの債権者による決定」（以下「ASU2011-02」）を公表しました。ASU2011-02は、減損損失の測定及びトラブルド・デット・リストラクチャリングの開示の為に、ローンの修正又はリストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングに該当するか否かの指針を与えています。ローンの修正又はリストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングに該当するか否かの判定にあたっては、債権者は、ローンの修正又はリストラクチャリングが債権者による譲歩にあたるか否か、及び債務者が財政的に困難な状態にあるか否かについてそれぞれ結論付ける必要があります。ASU2011-02は平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期会計期間又は会計年度から適用され、連結会社においては平成23年7月1日よりASU2011-02を適用する予定です。連結会社は、ASU2011-02の適用が将来の連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響を判定する為、現在ASU2011-02の規定を検討中です。

平成23年5月、審議会はAccounting Standards Update第2011-04号「公正価値測定：米国会計基準と国際会計基準における共通の公正価値の測定及び開示要求を達成するための修正」（以下「ASU2011-04」）を公表しました。ASU2011-04は、単一の統一された公正価値のフレームワーク、すなわち、どのように公正価値の測定を行い、公正価値の測定についてどのような開示を提供するのかの統一されたガイダンス、を構築するための審議会と国際会計基準審議会による共同作業の結果です。ASU2011-04は平成23年12月15日以降に開始する最初の四半期会計期間又は会計年度から適用され、連結会社においては平成24年1月1日よりASU2011-04を適用する予定です。ASU2011-04の適用が将来の連結会社の財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

3. 市場性のある有価証券および市場性のない投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における市場性のある有価証券及び市場性のない投資の内訳は次のとおりです。

(短期運用資産)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
売買目的有価証券	14,450	9,183
売却可能有価証券 (現金及び現金同等物を除く)	41,307	33,458
合計	55,757	42,641

(その他の投資)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
売却可能有価証券	1,173,334	1,097,943
債券及び市場性のある株式以外の投資	458,047	424,272
合計	1,631,381	1,522,215

債券及び市場性のある株式

連結会社が保有する債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券もしくは売却可能有価証券に分類されております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売買目的有価証券及び売却可能有価証券に分類された有価証券に関する情報は以下のとおりです。尚、公正価値については注記10に基づき算定しております。

(前連結会計年度末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				14,450
売却可能有価証券				
市場性のある株式	525,796	567,906	△9,478	1,084,224
債券	245,594	363	△7,159	238,798

(当連結会計年度末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				9,183
売却可能有価証券				
市場性のある株式	496,903	541,242	△9,902	1,028,243
債券	121,894	1,251	△3,390	119,755

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、売却可能有価証券に分類された株式は、主に国内銘柄であり、債券は主にコマーシャル・ペーパー及び社債からなっております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券に分類された債券の帳簿価額は、それぞれ108,381百万円及び16,597百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売却可能有価証券に分類された債券の貸借対照表価額の期日別内訳は以下のとおりです。なお、モーゲージ証券のような一部の債券については、債券発行者が契約上の最終満期日前に償還する権利を有している場合があるため、満期日が単一ではありません。このため、当該債券については、期末日時点で償還が期待される満期日に基づき分類しております。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
1年以内	149,623	50,056
1年超5年以内	57,311	53,325
5年超10年以内	30,231	16,374
10年超	1,633	—
合計	238,798	119,755

前連結会計年度及び当連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売却収入	96,804	50,068
売却益	46,539	31,774
売却損	△629	△485
売却損益（純額）	45,910	31,289

前連結会計年度及び当連結会計年度において保有する売買目的有価証券に関し各年度に損益認識された金額（純額）は、それぞれ828百万円の利益及び316百万円の損失です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、公正価値の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は、それぞれ6,415百万円及び12,073百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、保有している債券について認識した減損額は、全て信用毀損によるものであり、その推移は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	9,449	8,296
過年度に減損認識済みの債券に関連する増加	139	14
過年度に減損未認識の債券に関連する増加	85	—
売却や償還による減少	△1,377	—
期末残高	8,296	8,310

信用毀損による減損の認識及び測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュフローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価の上、算出しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、一時的な下落と判断される未実現評価損を有する投資の未実現評価損及び公正価値を、投資分類及び未実現評価損が継続している期間別に集計すると以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性のある株式	40,218	△2,245	21,095	△7,233	61,313	△9,478
債券	2,795	△123	71,931	△7,036	74,726	△7,159
合計	43,013	△2,368	93,026	△14,269	136,039	△16,637

(当連結会計年度末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性のある株式	146,987	△7,458	13,726	△2,444	160,713	△9,902
債券	7,663	△12	39,431	△3,378	47,094	△3,390
合計	154,650	△7,470	53,157	△5,822	207,807	△13,292

市場性のある株式

市場性のある株式の未実現評価損は、主に約200社の顧客及び仕入先の普通株式で生じており、市場価格の変動により生じているものです。個々の投資の公正価値は投資簿価からおおよそ1%から35%の下落となっています。当社は、これらの投資を公正価値の回復を合理的に見込める期間にわたり、保有する能力及び意思を有していること、及び東日本大震災の影響等により、国内の株式市場は一時的に大幅に下落したものの、平成23年3月末以降、徐々に回復の兆候を見せ始めていることから、当連結会計年度末において、これらの投資に係る未実現評価損は、一時的でない下落による減損ではないと判断しています。

債券

債券の未実現評価損は、主に約30銘柄の社債で生じており、個々の投資の公正価値は投資簿価からおおよそ1%から23%の下落となっております。当社は、これらの投資を売却する意思が無いことや簿価が回復するまでの間に売却することを余儀なくされる可能性が低いことを定期的に確認していること、また、当社は投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュフローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状態について継続的な評価を行っており、現在のところ、これらの投資が償還期限に全額返済されると考えていることから、当連結会計年度末において、これらの投資に係る未実現評価損は、一時的でない下落による減損ではないと判断しています。

債券及び市場性のある株式以外の投資

「その他の投資」は、市場性のない非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなり、優先株式を含んでおり、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の残高はそれぞれ371,768百万円及び340,254百万円です。また「その他の投資」には、差入保証金や長期の定期預金なども含んでおり、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の残高はそれぞれ86,279百万円及び84,018百万円です。

市場性のない非関連会社に対する投資は公正価値を容易に入手することが困難なため、取得原価で計上しております(「原価法投資」)。しかし、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られた場合には、注記10に基づき公正価値を測定し、当該公正価値と帳簿価額を比較して、その下落が一時的でない判断されたときは、当該見積公正価値まで減損を行っております。減損の判定を実施しなかった原価法投資の残高は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末で、それぞれ324,117百万円及び337,238百万円です。減損の判定を実施しなかったのは、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られなかったためです。

前連結会計年度及び当連結会計年度に計上された原価法投資の減損額は54,867百万円及び5,261百万円です。

4. 関連会社に対する投資及び長期債権

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における関連会社に対する投資及び長期債権の残高は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
投資	1,177,108	1,265,252
長期債権	61,461	54,850
合計	1,238,569	1,320,102

関連会社には、ローソン (32.44%)、JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) (50.00%)、MI BERAU (56.00%)、北越紀州製紙 (24.72%)、サウディ石油化学 (30.39%)、MOZAL (25.00%)、ENCORE ENERGY (39.40%)、千代田化工建設 (33.74%)、三菱UFJリース (20.00%)などがあります。

連結会社は、Tangguh LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に参画しているMI Berau社 (オランダ企業) の株式を56%保有しており、国際石油開発帝石株式会社 (以下「インペックス社」) が少数株主として株式を44%保有しています。インペックス社との合弁契約書において、MI Berau社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、インペックス社の同意を必要とする旨が規定されております。合弁契約書にて付与された権利により、インペックス社はMI Berau社に対して、重要な影響力を行使し得ることとなっており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、連結会社はMI Berau社に対して持分法を適用しております。

関連会社の事業は主として製造、資源開発及びサービスの各分野にわたっており、主に連結会社の取引に購入者又は供給者として参加しております。その営業地域は主として日本、アジア、オセアニア、ヨーロッパ及び北米です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の関連会社に対する投資の連結貸借対照表価額と関連会社の純資産に対する連結会社の持分との差額はそれぞれ197,296百万円、199,017百万円です。これらの差額は初期投資時及び追加投資時に生じた取得価額と関連会社の純資産持分の簿価との差額であり、関連会社の識別可能な資産・負債の公正価額への調整額及び当該投資の一部を構成するのれんとして認識された残余価値により構成されています。識別可能な資産・負債の公正価額への調整額は主に有形固定資産に係るものです。このうち主なものは鉱業権であり、減価償却対象としております。

また関連会社に対する投資額には、市場性のある株式が含まれております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における市場性のある株式の帳簿価額は、それぞれ374,493百万円及び389,998百万円です。また、これらの市場価額の総額についてはそれぞれ、401,907百万円及び379,397百万円です。このうち、ローソンの株式に関しては、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における帳簿価額はそれぞれ136,926百万円及び138,211百万円です。また、市場価額については、それぞれ129,273百万円及び129,921百万円となっています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、持分法を適用している関連会社の要約財務情報は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産	6,413,741	6,929,477
有形固定資産（純額）	3,214,447	3,303,627
その他の資産	1,819,708	1,914,882
資産合計	11,447,896	12,147,986
流動負債	4,824,438	4,712,479
固定負債	3,091,657	3,994,881
株主資本	3,388,614	3,683,930
非支配持分	143,187	△243,304
負債及び資本合計	11,447,896	12,147,986

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
収益	6,129,049	6,761,497
売上総利益	1,683,923	2,063,262
関連会社の株主に帰属する当期純利益	363,840	532,601

当連結会計年度よりASU2009-17が適用となり、関連会社における連結子会社が増加したことから、要約財務諸表上の資産合計及び負債及び資本合計の金額が増加しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、連結会社の関連会社からの収益及び仕入高は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
収益	310,792	392,117
仕入高	444,207	560,171

また、前連結会計年度及び当連結会計年度における関連会社からの受取配当金は、それぞれ95,720百万円及び142,831百万円です。

連結会社の関連会社に係る企業結合及び再編に際し、取得株式の公正価額と交換に供した株式の帳簿価額の差額に基づき、前連結会計年度及び当連結会計年度において計上された株式交換損益は、それぞれ8,799百万円、及び35,444百万円です。これらの株式交換損益については、連結損益計算書の「有価証券損益」に計上しております。

当連結会計年度において計上された株式交換損益は、2010年4月30日に、持分法適用会社であるCompania Minera Huasoco S.A.（当社議決権比率50%）と、Compania Minera del Pacifico S.A.が合併したことにより発生したものです。

5. 貸倒引当金

連結会社は2010年12月31日よりAccounting Standards Update(以下「ASU」)第2010-20号「金融債権の信用の質及び貸倒引当金の開示」(以下「ASU2010-20」)を適用しております。ASU2010-20は、金融債権の信用の質別内訳や回収遅延の状況、及び関連する貸倒引当金についての開示を要求しています。ASU2010-20の要求のうち、報告期間中の活動に関する開示については、当連結会計年度末より適用しております。当連結会計年度において、ASU2010-20の適用が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

尚、審議会は、ASU第2011-01号「ASU2010-20における問題債務のリストラクチャリングについての開示の発効日の延期」を公表し、ASU2010-20で規定していた債権者による問題債務のリストラクチャリングに関する開示を、一時的に適用延期としましたが、ASU2011-02「リストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングであるかどうかの債権者による決定」を公表した為、連結会社は、適用延期とされていた上記開示を平成23年度の第2四半期から行う予定です。

連結会社は様々な営業取引を行うことによって、取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻などにより損失が発生する信用リスクを負っております。

連結会社の取引先は多種多様な業種や業界にわたっておりますが、連結会社は、信用リスクの性質及び特徴は業種や業界に係らず、取引先の財務状態をインプットとする一定のフォーミュラにより定量化できると捉えており、測定された信用リスクの総量が、連結会社の抱える市場や為替といった他のリスクと比べて大きくないことから、業種や業界別の管理を行っておりません。

従って、連結会社は原則として単一の社内制度に基づき信用リスクの管理、貸倒引当金の設定要否の判断及び金額の決定を行っております。

但し、取引先が個人の場合には決算書の取り付けができず財務状態の把握に限界があることから、法人とは区分して管理しております。個人宛取引には、主に自動車の販売金融事業における個人宛貸付などが含まれております。

連結会社は、長期・短期を問わず、契約上のキャッシュを受け取ることが出来る権利がある債権について、現在の状況から債権全額(元利合計)を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合に、減損債権として判定しております。

但し、遅延が発生していても、遅延期間の利息を含む全額が回収できると判断できる場合には、減損債権とは取り扱っておりません。なお、減損債権に関する受取利息は原則として現金主義により計上しており、当連結会計期間に計上した受取利息は僅少です。

連結会社は、契約条件に基づく期日から回収が遅延している金融債権について適切な貸倒引当金を設定しており、法的整理などによって代金を回収する権利が失われた段階で切捨処理をしております。なお、遅延債権に関する受取利息は原則として現金主義により計上しており、当連結会計期間に計上した受取利息は僅少です。

法人宛取引債権と個人宛取引債権に関する信用リスク管理方針及び貸倒引当金の計上方針は以下の通りとなっております。

法人宛取引債権

連結会社は、信用リスクを管理するために取引先毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、取引先の財務情報、外部格付機関による評価、その他の情報に基づき決定する社内格付制度を導入し、信用供与の指標としております。なお、社内格付は、1年に一度更新を行っております。

連結会社は、減損債権の判定に当たって、取引先の社内格付及び財務状態に基づいて行っております。

連結会社は、減損債権と判定された債権に対して、債権の内容、過去の貸倒実績、債権残高に対する損失発生の潜在的評価、格付機関による評価及びその他の情報に基づき、それぞれの取引先に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しております。長期債権の評価については、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価を実施しており、評価に当たっては将来の返済計画予想及び割引率などの前提条件を使用しております。また、連結会社は減損債権以外の債権を集合的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しております。

個人宛取引債権

連結会社は、信用リスクを管理するために顧客の評価を継続して行っており、支払実績に基づく現在の顧客の信用状態に基づき、個々の信用限度額を設定しております。

連結会社は、減損債権の判定に当たって、顧客からの回収遅延の事実に基づいて行っております。

連結会社は、減損債権と判定された債権に対して、遅延期間や回収の状況及びその他の情報に基づき、それぞれの顧客に対して適切な貸倒引当金を設定しております。また、連結会社は減損債権以外の債権を集合的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しております。

減損債権

当連結会計年度末における減損債権及び貸倒引当金の残高は以下のとおりです。

区分		前連結会計年度末(百万円)	当連結会計年度末(百万円)
減損債権	法人宛		52,573
	個人宛		7,392
	合計	50,038	59,965
貸倒引当金	法人宛		33,966
	個人宛		3,908
	合計	48,508	37,874

(注) 当第4四半期連結会計期間における減損が生じた債権の期中平均残高は、法人宛が54,973百万円、個人宛が12,266百万円です。

又、前連結会計年度における減損が生じた債権の期中平均残高は、45,757百万円です。

金融債権に関する貸倒引当金

当連結会計年度末における金融債権及び貸倒引当金の残高と、当第4四半期連結会計期間に於ける金融債権見合いの貸倒引当金の推移は以下のとおりです。なお、金融債権は貸付金や長期営業債権など、融資・ファイナンスの性格を有した債権を対象としており、短期の売掛金など融資・ファイナンスの性格を有していない債権は含めておりません。金融債権は連結貸借対照表上、主に「短期貸付金等」、「長期貸付金及び長期営業債権」に含まれております。

金融債権に対して設定した貸倒引当金の当連結会計期間における推移は以下の通りです。

区分	当連結会計期間 (百万円)	
	法人宛	個人宛
当第3四半期連結会計期間末残高	27,266	6,395
貸倒引当金繰入額	1,429	387
取崩額：		
切捨	△4,897	△502
回収	2,222	218
その他（注1）	4,373	388
当連結会計年度末残高	30,393	6,886
(内訳)		
信用の質が高い金融債権に設定されている貸倒引当金	2,005	2,978
信用の質が低い金融債権に設定された貸倒引当金	28,388	3,908
信用の質が高い金融債権残高	658,407	206,747
信用の質が低い金融債権残高	41,304	7,392
金融債権残高合計	699,711	214,139

（注1）「その他」には、見合い債権が前期末金融債権以外だったものが、当連結会計年度末に金融債権になったことによる貸倒引当金の増加額や為替変動の影響などが含まれております。

（注2）「信用の質が低い金融債権に設定された貸倒引当金」は、金融債権を個別に測定して減損債権の判定を行い、設定した引当金を指します。

前連結会計年度における貸倒引当金の推移は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)
期首残高	62,632
貸倒引当金繰入額	4,893
取崩額：	
切捨	△8,319
回収	3,358
小計	△4,961
その他（注）	599
期末残高	63,163

（注） 「その他」には、主に新規連結、連結除外及び為替変動の影響が含まれております。

回収が遅延している金融債権

遅延金融債権の回収遅延期間別残高

当連結会計年度末において、回収が遅延している金融債権の回収遅延期間別残高は以下のとおりです。

法人宛金融債権

回収遅延期間	当連結会計年度末（百万円）
1年以内	8,775
1年超2年以内	473
2年超3年以内	755
3年超4年以内	1,563
4年超5年以内	2,046
5年超	13,946
合計	27,558

個人宛金融債権

回収遅延期間	当連結会計年度末（百万円）
3ヶ月以内	10,701
3ヶ月超6ヶ月以内	949
6ヶ月超1年以内	440
1年超	2,312
合計	14,402

6. 有形固定資産

前連結会計年度及び当連結会計年度における減価償却費は、それぞれ119,576百万円及び123,223百万円です。

当連結会計年度における長期性資産の減損損失には、生活産業セグメントにおける連結子会社が保有する物流施設、及びエネルギー事業セグメントにおける連結子会社が保有する石油・ガス鉱区などの収益性の低下に伴う減損損失が含まれております。前連結会計年度における長期性資産の減損損失には、北米不動産の市況悪化による新産業金融事業セグメントにおける連結子会社が保有する不動産などに対する減損損失が含まれております。その他に、石油・ガス鉱区、プラント等に対する減損損失が含まれております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損損失のセグメント別の内訳は以下のとおりです。

セグメント	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
新産業金融事業	4,446	248
エネルギー事業	3,933	2,920
金属	2,059	1,005
機械	390	60
化学品	673	96
生活産業	2,798	2,878
その他	4,039	38
合計	18,338	7,245

- (注) 1. 「その他」は、特定の事業セグメントに割り振ることの出来ない共用資産の減損損失等を表しております。
2. 当社は、平成22年4月1日付で、「新産業金融事業」及び「機械」の一部事業を、「その他」へ移管した為、関連する各々のセグメントの前連結会計年度について組替再表示を行っております。
3. 前連結会計年度については、注記2. 重要な会計方針の要約の「子会社決算期の変更」に記載のとおり、遡及的に調整しております。

これらの減損損失額は連結損益計算書の「固定資産損益」に含まれております。減損の兆候があった資産については、割引前キャッシュフローによる回収可能性の判定を行い、見積公正価値は主に第三者による鑑定評価又は割引キャッシュ・フロー法に基づき算定しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において資産化された支払利息は、それぞれ205百万円及び138百万円です。

7. 担保差入資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期借入金、長期借入債務及び取引保証等に対する担保差入資産は以下のとおりです。

科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
受取手形、貸付金及び売掛金（短期及び長期）	29,243	18,805
投資有価証券（貸借対照表計上額）	131,564	94,478
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	264,885	236,221
その他	52,373	25,166
合計	478,065	374,670

上記の担保差入資産を見合債務の種類別に分類すると以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
短期借入金	19,396	17,203
長期借入債務	290,336	231,784
取引保証等	168,333	125,683
合計	478,065	374,670

連結会社は、輸入金融の方法として、通常は銀行にトラスト・レシート（輸入担保荷物保管証）を差し入れ、その銀行に対して輸入商品又はその売却代金に対する担保権を付与しております。輸入業務が量的に膨大であることから、手形を期日に決済するにあたり、個々に当該手形とその売却代金との関連付けは行っておりません。従って、これらトラスト・レシートの対象となっている資産総額を確定することは実務上困難です。

また連結会社は、上記の担保差入資産とは別に、特定の条件下において、銀行から担保（又は追加担保）の差し入れを求められる場合があります。内容の詳細については、注記12をご参照ください。

8. のれん及びその他の無形固定資産

その他の無形固定資産：

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるその他の無形固定資産の帳簿価額、償却累計額の主な資産種類別の内訳は以下のとおりです。

前連結会計年度末	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
償却対象の無形固定資産：			
ソフトウェア	94,610	△52,951	41,659
製造・販売・サービス実施権、 及び商標権	48,032	△37,176	10,856
顧客関係	2,300	△596	1,704
その他	11,770	△5,837	5,933
合計	156,712	△96,560	60,152
償却対象でない無形固定資産：			
営業権			3,334
借地権			2,721
顧客関係			2,365
その他			4,059
合計			12,479
無形固定資産合計			72,631

当連結会計年度末	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
償却対象の無形固定資産：			
ソフトウェア	104,061	△60,563	43,498
製造・販売・サービス実施権、 及び商標権	46,544	△37,471	9,073
顧客関係	7,953	△1,000	6,953
その他	11,526	△6,099	5,427
合計	170,084	△105,133	64,951
償却対象でない無形固定資産：			
営業権			3,233
借地権			2,634
顧客関係			2,365
その他			3,885
合計			12,117
無形固定資産合計			77,068

前連結会計年度に取得した償却対象の無形固定資産は、合計で14,068百万円です。前連結会計年度に取得した主なものは、ソフトウェア11,950百万円です。前連結会計年度に取得した償却対象の無形固定資産の加重平均償却年数は6年です。ソフトウェアの加重平均償却年数は5年です。

当連結会計年度に取得した償却対象の無形固定資産は、合計で23,100百万円です。当連結会計年度に取得した主なものは、ソフトウェア16,533百万円です。当連結会計年度に取得した償却対象の無形固定資産の加重平均償却年数は8年です。ソフトウェアの加重平均償却年数は5年です。

前連結会計年度及び当連結会計年度に取得した償却対象でない無形固定資産は、それぞれ合計で2,762百万円及び161百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度における無形固定資産償却費は、合計で16,257百万円及び16,852百万円です。

当連結会計年度末において、翌5年間の見積償却費は以下のとおりです。

区分	(百万円)
平成24年3月期	15,464
平成25年3月期	12,958
平成26年3月期	9,527
平成27年3月期	5,844
平成28年3月期	3,278

前連結会計年度及び当連結会計年度においてこれらの無形固定資産について減損テストを行いました。その結果、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ、510百万円及び204百万円の減損が発生しました。

なお、当該減損損失は、連結損益計算書上、「固定資産損益」に含まれております。

のれん:

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント別ののれんの推移は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

セグメント	期首 (百万円)			期中増減 (百万円)					期末 (百万円)		
	取得原価	減損累計額	帳簿価額	取得	減損	売却	為替換算	その他(注)	取得原価	減損累計額	帳簿価額
新産業金融事業	4,739		4,739	59			△249	1,746	7,229	△934	6,295
エネルギー事業								296	296		296
金属	13,464	△1,446	12,018			△17	16	4	13,467	△1,446	12,021
機械	2,869		2,869					△13	2,856		2,856
化学品	367		367					4	371		371
生活産業	27,746	△397	27,349		△7	△843	△13	36	26,926	△404	26,522
その他	2,617	△934	1,683			△5		△1,678			
合計	51,802	△2,777	49,025	59	△7	△865	△246	395	51,145	△2,784	48,361

(当連結会計年度)

セグメント	期首 (百万円)			期中増減 (百万円)					期末 (百万円)		
	取得原価	減損累計額	帳簿価額	取得	減損	売却	為替換算	その他(注)	取得原価	減損累計額	帳簿価額
新産業金融事業	7,229	△934	6,295	473			△458		7,244	△934	6,310
エネルギー事業	296		296						296		296
金属	13,467	△1,446	12,021				4	△6	13,465	△1,446	12,019
機械	2,856		2,856	175				△48	2,983		2,983
化学品	371		371					3	374		374
生活産業	26,926	△404	26,522	89	△891	△34	△154	53	26,880	△1,295	25,585
その他				1,638				1	1,639		1,639
合計	51,145	△2,784	48,361	2,375	△891	△34	△608	3	52,881	△3,675	49,206

(注) 期中増減における「その他」には、セグメント間の移管による調整額等が含まれております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ7百万円及び891百万円の減損損失を計上しました。
なお、当該減損損失は、連結損益計算書上、「その他の損益－純額」に含まれております。

9. デリバティブ取引及びヘッジ活動

リスク管理全般

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握して、ナチュラルヘッジを有効に活用しております。更に、取引相手先に関するリスク管理方針に則って様々なデリバティブ取引を締結し、特定リスクの軽減を図っております。

連結会社の利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらヘッジ手段の公正価値の変動は、その一部もしくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動によって相殺されます。実務上可能な場合には常に、ヘッジ会計の適用要件を満たすべく特定リスクに対してヘッジ指定を行っております。こうした状況下、連結会社は、ヘッジの開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段のデリバティブ取引がヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかに関する有効性評価を実施しております。デリバティブ取引に関してヘッジとしての有効性が認められないと判断した場合は、そのデリバティブに対するヘッジ会計の適用を中止しております。

連結会社は、信用リスクに関連した偶発条項を含む重要性のあるデリバティブ契約を締結しておりません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブ取引の想定元本金額は、以下のとおりです。

デリバティブ契約	想定元本（十億円）	
	前連結会計年度末	当連結会計年度末
金利契約	3,003	2,799
外国為替契約	1,974	2,246
コモディティ契約	7,895	6,864
合計	12,872	11,909

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しております。金利スワップは、多くの場合、固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付資産・負債を固定金利付資産・負債に変換するために利用しております。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しております。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されております。連結会社は、ナチュラルヘッジを有効に利用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しております。これら外貨建契約がヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しております。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルです。

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されております。連結会社は、リスク管理方針に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しております。これらの契約は、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、ヘッジ指定はしておりません。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。現在の未決済となっている契約は、平成32年までの予定取引をヘッジしております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

当社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、為替換算調整勘定に含まれているこれらのヘッジ手段に係る純損益の金額は、32,461百万円の利益及び38,180百万円の利益となっております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

当社及び一部の子会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

連結貸借対照表におけるデリバティブ及びヘッジの影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ヘッジ指定されているデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）、及びヘッジが指定されていないデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）は以下のとおりです。

（前連結会計年度末）

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 （資産）	公正価値 （百万円）	連結貸借対照表科目 （負債）	公正価値 （百万円）
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	364	その他の流動負債	109
	その他の資産	52,854	その他の固定負債	3,442
外国為替契約	その他の流動資産	23,945	その他の流動負債	3,850
	その他の資産	6,741	その他の固定負債	1,254
コモディティ契約	その他の流動資産	6,507	その他の流動負債	8,025
	その他の資産	9,622	その他の固定負債	99
	小計	100,033	小計	16,779
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	2,448	その他の流動負債	3,985
	その他の資産	14,698	その他の固定負債	17,935
外国為替契約	その他の流動資産	35,187	その他の流動負債	14,834
	その他の資産	26,664	その他の固定負債	6,391
コモディティ契約	その他の流動資産	349,732	その他の流動負債	363,087
	その他の資産	59,974	その他の固定負債	58,422
	小計	488,703	小計	464,654
	合計（総額）	588,736	合計（総額）	481,433
	資産・負債相殺額	△410,185	資産・負債相殺額	△411,384
	その他の流動資産 計上額	84,323	その他の流動負債 計上額	43,357
	その他の資産 計上額	94,228	その他の固定負債 計上額	26,692
	合計 （連結貸借対照表上の デリバティブ資産）	178,551	合計 （連結貸借対照表上の デリバティブ負債）	70,049

（注） 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。前連結会計年度末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ49,394百万円、48,195百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ8,819百万円、32,904百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 （百万円）
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	4,466
	長期借入債務 （一年以内の期限到来分を除く）	49,125
	合計	53,591

(当連結会計年度末)

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 (資産)	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表科目 (負債)	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	838	その他の流動負債	25
	その他の資産	59,720	その他の固定負債	7,841
外国為替契約	その他の流動資産	46,956	その他の流動負債	2,549
	その他の資産	2,047	その他の固定負債	2,306
コモディティ契約	その他の流動資産	2,717	その他の流動負債	7,042
	その他の資産	6,286	その他の固定負債	103
	小計	118,564	小計	19,866
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	201	その他の流動負債	412
	その他の資産	11,772	その他の固定負債	12,996
外国為替契約	その他の流動資産	46,563	その他の流動負債	18,378
	その他の資産	17,408	その他の固定負債	3,889
コモディティ契約	その他の流動資産	210,384	その他の流動負債	217,468
	その他の資産	24,433	その他の固定負債	25,653
	小計	310,761	小計	278,796
	合計(総額)	429,325	合計(総額)	298,662
	資産・負債相殺額	△232,976	資産・負債相殺額	△231,792
	その他の流動資産 計上額	117,707	その他の流動負債 計上額	48,243
	その他の資産 計上額	78,642	その他の固定負債 計上額	18,627
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	196,349	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	66,870

(注) 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。当連結会計年度末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ41,935百万円、43,119百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ17,019百万円、20,285百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 (百万円)
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	3,991
	長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)	39,912
	合計	43,903

連結損益計算書及びその他の包括損益におけるデリバティブ及びヘッジの影響

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるデリバティブ取引の損益は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ及びヘッジ対象の損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益－純額	△550	569
外国為替契約	その他の損益－純額	4,294	△4,457
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△8,025	8,025

- (注) 1. 前連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前連結会計年度において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。
3. 「収益及び収益に係る原価」に対する連結損益計算書における計上科目は「収益合計」と「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」です。以下の各表においても同様です。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
金利契約	763	支払利息	△467
外国為替契約	58,141	その他の損益－純額	22,344
コモディティ契約	14,913	収益及び収益に係る原価	△3,189

- (注) 1. 前連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、平成21年3月31日における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
外国為替契約	△25,894	有価証券損益	17,698

- (注) 前連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書上金額 (百万円)
金利契約	支払利息	△428
	その他の損益－純額	△5,624
外国為替契約	支払利息	△6,016
	その他の損益－純額	40,329
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△18,707

(当連結会計年度)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ及びヘッジ対象の損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益－純額	2,700	△2,722
外国為替契約	その他の損益－純額	△5,348	5,378
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	989	△989

- (注) 1. 当連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当連結会計年度において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。
3. 「収益及び収益に係る原価」に対する連結損益計算書における計上科目は「収益合計」と「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」です。以下の各表においても同様です。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
金利契約	△2,947	支払利息	△309
外国為替契約	52,021	その他の損益－純額	31,410
コモディティ契約	△5,073	収益及び収益に係る原価	△2,440

- (注) 1. 当連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。当連結会計年度末において「累積その他の包括損益」に含まれているデリバティブの純利益のうち、約26,000百万円(税効果後)の利益が平成24年3月末までに損益に振替えられる見込です。
3. 当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、前連結会計年度末における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
外国為替契約	2,277	有価証券損益	1,115

- (注) 当連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額－有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	6,028

- (注) 1. 当連結会計年度において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当連結会計年度において、前連結会計年度末における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書上金額 (百万円)
金利契約	支払利息	2,101
	その他の損益－純額	214
外国為替契約	支払利息	△1,532
	その他の損益－純額	18,121
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△220

10. 公正価値測定

継続的に公正価値で測定される資産・負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における継続的に公正価値で評価される資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	—	108,381	—		108,381
投資					
売買目的有価証券	—	12	14,438		14,450
売却可能有価証券					
株式	1,083,787	437	—		1,084,224
債券	8,224	122,193	—		130,417
投資計	1,092,011	122,642	14,438		1,229,091
デリバティブ					
金利契約	317	70,047	—		
外国為替契約	124	92,413	—		
コモディティ契約	24,296	399,654	1,885		
デリバティブ計	24,737	562,114	1,885	△410,185	178,551
資産合計	1,116,748	793,137	16,323	△410,185	1,516,023
負債					
デリバティブ					
金利契約	364	25,107	—		
外国為替契約	162	26,167	—		
コモディティ契約	25,128	402,644	1,861		
デリバティブ計	25,654	453,918	1,861	△411,384	70,049
負債合計	25,654	453,918	1,861	△411,384	70,049

(当連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	—	16,597	—		16,597
投資					
売買目的有価証券	23	—	9,160		9,183
売却可能有価証券					
株式	1,027,887	356	—		1,028,243
債券	6,357	96,801	—		103,158
投資計	1,034,267	97,157	9,160		1,140,584
デリバティブ					
金利契約	164	72,367	—		
外国為替契約	76	112,898	—		
コモディティ契約	20,125	222,344	1,351		
デリバティブ計	20,365	407,609	1,351	△232,976	196,349
資産合計	1,054,632	521,363	10,511	△232,976	1,353,530
負債					
デリバティブ					
金利契約	217	21,057	—		
外国為替契約	87	27,035	—		
コモディティ契約	22,739	226,199	1,328		
デリバティブ計	23,043	274,291	1,328	△231,792	66,870
負債合計	23,043	274,291	1,328	△231,792	66,870

- (注) 1. 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
2. レベル1、レベル2への(からの)重要な振替はありません。

レベル1の投資は、売却可能有価証券に分類される株式及び債券であり、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル2の投資及び現金同等物は、活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しております。この区分には、主に社債やコマーシャル・ペーパーが含まれています。レベル3の投資は、売買目的有価証券に分類される主にヘッジファンド宛の投資（以下、「オルタナティブ投資」）であり、投資先の一株当たり純資産価値により評価しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末のオルタナティブ投資の評価額はそれぞれ14,438百万円及び9,160百万円です。投資先の投資戦略は、主に債券アービトラージ、マルチ・ストラテジーなどです。投資の償還の頻度は月次から四半期毎で、主に30日～90日までの通知で償還されます。これらの投資については一部解約手続き中ですが、償還を受けるまでの期間は不明です。

保有するデリバティブは、金利契約、外国為替契約、コモディティ契約のデリバティブです。レベル1のデリバティブは、主にコモディティ契約のデリバティブであり、取引市場価格により評価しております。レベル2のデリバティブは、主に相対取引のコモディティ契約のデリバティブであり、金利、外国為替レートや商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しております。レベル3のデリバティブは、コモディティ関連の複合デリバティブであり、連結会社の独自の前提を反映した観察不能なインプットを使用して評価しております。

重要な観察不能なインプット（レベル3）を使用して公正価値を測定した資産・負債の調整表は以下のとおりです。

（前連結会計年度末）

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	レベル3への (からの)振替 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資							
売買目的有価証券	26,946	2,222	△10	△14,720	—	14,438	828
デリバティブ (相殺後)							
コモディティ契約	77	△31,120	1,041	△4,763	34,789	24	24
合計	27,023	△28,898	1,031	△19,483	34,789	14,462	852

（当連結会計年度末）

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資						
売買目的有価証券	14,438	461	△764	△4,975	9,160	△316
デリバティブ (相殺後)						
コモディティ契約	24	564	—	△565	23	23
合計	14,462	1,025	△764	△5,540	9,183	△293

（注） 1. レベル3のデリバティブについては、開示上の目的から相殺して表示しております。

2. レベル3への（からの）振替については、四半期会計期間の期首時点で認識しております。前連結会計年度において、取引先の信用状態の悪化に伴うレベル3への振替を認識しております。

投資についての損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。また、デリバティブについての損益は、連結損益計算書の「収益」及び「収益に係る原価」に含まれています。

非継続的に公正価値で測定される資産・負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における非継続的に公正価値で評価された資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	57,022	6,509	—	50,513	△61,990
固定資産	14,434	—	—	14,434	△18,848

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額7,709百万円及び原価法投資に対する評価額48,607百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損6,810百万円及び原価法投資に対する減損54,867百万円が含まれています。

(当連結会計年度末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	8,593	4,126	61	4,406	△8,301
固定資産	14,741	—	—	14,741	△7,449

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額5,426百万円及び原価法投資に対する評価額3,016百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損2,953百万円及び原価法投資に対する減損5,261百万円が含まれています。

投資及び固定資産については、一時的でない価値の下落により非継続的に公正価値で測定しております。レベル1の投資は、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル3の投資は、主に投資先の純資産価値や見積キャッシュ・フローなどの観察不能なインプットを使用した割引将来キャッシュ・フロー法により評価しております。レベル3の固定資産は、主に第三者による鑑定評価または割引将来キャッシュ・フロー法などにより評価しております。

11. 金融商品の公正価値

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っております。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐に亘っております。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しております。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しております。

連結会社は、注記10に基づき公正価値を算定しております。具体的に、個々の金融商品の公正価値の算定にあたり使用した算定方法及び前提条件は以下のとおりです。

短期運用資産以外の短期金融資産及び負債

「現金及び現金同等物」に含まれている取得日から3ヶ月以内に満期が到来する定期預金・コマーシャルペーパー・譲渡性預金、定期預金、営業債権債務及び短期借入金は、比較的短期間で満期が到来するため、これらの公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。「現金及び現金同等物」に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券に分類された債券の公正価値の算定方法は、注記10をご参照下さい。

短期運用資産及びその他の投資

「短期運用資産」及び「その他の投資」には、市場性のある有価証券が含まれております。これら有価証券の公正価値の算定方法は、注記10をご参照下さい。「その他の投資」には、非関連会社に対する投資や差入保証金など市場性のない投資も含まれております。これらは公正価値を算定するための情報の入手が困難な多数に及ぶ投資であり、その公正価値を見積ることは実務上困難です。ただし、市場性のない投資のうち、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的ではないと判断された場合は、注記10に記載の方法に基づき公正価値を算定しております。

長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権

これらの金融商品の公正価値は、内包するリスクに見合う利率を適用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

デリバティブ

デリバティブの公正価値は、注記10に記載の方法に基づき算定しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。なお、デリバティブの公正価値は、注記9に記載しておりますので、下記の表上には含めておりません。

前連結会計年度末	帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 （貸倒引当金控除後）	4,099,626	4,099,626
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,277,057	1,277,057
公正価値の見積が実務上困難なもの	410,081	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権（貸倒引当金控除後）	436,624	443,447
金融負債		
短期金融負債	2,804,459	2,804,459
長期債務 （1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む）	3,871,408	3,873,522

当連結会計年度末	帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 （貸倒引当金控除後）	4,429,880	4,429,880
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,143,600	1,143,600
公正価値の見積が実務上困難なもの	421,256	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権（貸倒引当金控除後）	462,150	453,458
金融負債		
短期金融負債	2,952,044	2,952,044
長期債務 （1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む）	3,801,767	3,782,313

12. 短期借入金及び長期借入債務

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の短期借入金の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末		当連結会計年度末	
	帳簿価額 (百万円)	利率 (%)	帳簿価額 (百万円)	利率 (%)
銀行借入金	479,640	1.0	542,013	1.3
コマーシャル・ペーパー	75,361	0.3	114,860	0.4
合計	555,001		656,873	

利率は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の借入金残高を基準とした加重平均利率で表示しております。短期借入金に対する担保差入資産については注記7をご参照下さい。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の長期借入債務の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末(百万円)	当連結会計年度末(百万円)
担保付長期借入債務 (注記7参照)		
銀行及び保険会社		
最終返済期限 平成46年、年利率 主として 0%－1.9%	121,367	110,879
政府系金融機関		
最終返済期限 平成35年、年利率 主として 1%－2.9%	19,084	13,114
政府系金融機関 (外貨建)		
最終返済期限 平成25年、年利率 主として 5%－6.9%	10,276	3,384
銀行及び保険会社 (外貨建)		
最終返済期限 平成37年、年利率 主として 1%－6.9%	30,894	8,005
円建普通社債		
(平成25年満期、変動利率 2.44%)	4,740	560
米ドル建社債		
(平成33年満期、固定利率 6.07%)	6,083	5,067
小計	192,444	141,009
無担保長期借入債務		
銀行及び保険会社		
最終返済期限 平成39年、年利率 主として 0%－1.9%	2,029,051	1,978,333
政府系金融機関		
最終返済期限 平成36年、年利率 主として 0%－1.9%	215,415	222,119
政府系金融機関 (外貨建)		
最終返済期限 平成33年、年利率 主として 0%－1.9%	100,141	83,292
銀行及び保険会社 (外貨建)		
最終返済期限 平成38年、年利率 主として 0%－3.9%	160,703	236,691
円建期限前償還条項付社債		
(平成27年満期、変動利率 前連結会計年度末現在1.209%)	10,000	
(平成27年満期、可変固定利率 1.5%)	10,000	10,000

区分	前連結会計年度末(百万円)	当連結会計年度末(百万円)
円建普通社債		
(平成22年満期、変動利率、前連結会計年度末2.335%~2.529%)	57,000	
(平成25~26年満期、変動利率、当連結会計年度末現在0.230%~2.055%)	85,000	85,000
(平成27~28年満期、変動利率、当連結会計年度末現在1.599%~2.188%)	55,000	55,000
(平成29~30年満期、変動利率、当連結会計年度末現在0.230%~1.831%)	50,000	50,000
(平成33年満期、変動利率、当連結会計年度末現在0.230%)		10,000
(平成22年満期、固定利率 2.24%)	35,000	
(平成23~31年満期、固定利率 0.91%~3.18%)	519,000	519,000
(平成22年満期、固定利率 0.63%~1.02%)	120	
(平成23年満期、固定利率 1.43%)	80	40
(平成32年満期、固定利率 1.231%)		35,000
米ドル建社債		
(平成27年満期、固定利率 2.75%)		83,150
円建新株予約権付社債		
(平成23年満期、ゼロクーポン)	905	905
円建ミディアム・ターム・ノート		
(前連結会計年度末 平成22~31年満期、年利率 0.07%~3.05%、 当連結会計年度末 平成24~34年満期、年利率 0.04%~3.05%)	54,248	64,200
米ドル建ミディアム・ターム・ノート		
(前連結会計年度末 平成26~30年満期、年利率 1.46%~3.1%、 当連結会計年度末 平成26年満期、年利率 3.1%)	3,722	832
豪ドル建ミディアム・ターム・ノート		
(平成25年満期、年利率 6.0%)		1,722
円建コマーシャル・ペーパー		
(平均利率 0.14%)	22,000	25,000
小計	3,407,385	3,460,284
合計	3,599,829	3,601,293
差引 社債発行差金未償却残高	△54	△604
加算 公正価値ヘッジ会計による公正価値への調整	54,542	56,735
合計	3,654,317	3,657,424
差引 一年内期限到来分	△406,582	△465,422
一年内期限到来分に関する公正価値ヘッジ会計による公正価値への調整	△1,706	△3,253
長期債務(一年内期限到来分控除後)	3,246,029	3,188,749

平成14年6月17日、当社は総額150,000百万円の平成23年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行し、149,910百万円を調達しました。当社債の所有者は、平成14年7月1日以降の権利行使期間において、1株当たり転換価額1,188円で当社債を当社普通株式に転換することが可能です(但し、所定の事由が生じた場合には転換価額は適宜調整されます)。また当社は、所定の償還条件に基づき、平成21年6月17日から平成22年6月16日までの期間においては額面金額の101%(平成22年6月17日から平成23年6月16日までの期間においては100%)で当社債を償還することができます。前連結会計年度中に、当社債のうち50百万円が1株当たり転換価額1,188円で普通株式に転換され、当連結会計年度中に普通株式に転換された社債はありません。当社は当社債を3,750百万円のプレミアム付で発行しましたが、本プレミアムは、社債の一部として負債に計上し、社債の期間に亘り償却することで每期利益認識しております。一方、当社は当社債に関する発行費用として3,750百万円を支払いましたが、本社債発行費用は「その他の資産」に計上し、社債の期間に亘り支払利息として每期費用認識しております。

当連結会計年度末における長期債務の契約上の返済年度別内訳は以下のとおりです。尚、公正価値ヘッジ会計による公正価値への調整は含まれておりません。

返済年度	当連結会計年度末 (百万円)
平成24年3月31日まで（流動負債を含む）	465,422
平成25年3月31日まで	439,688
平成26年3月31日まで	535,727
平成27年3月31日まで	424,418
平成28年3月31日まで	533,378
平成28年4月1日以降	1,202,660
合計	3,601,293

連結会社は、金利及び為替の変動に起因する市場リスクを軽減する目的から、短期借入金及び長期借入債務の一部に対し金利スワップ及び通貨スワップ契約を締結しております。これらのスワップ契約締結後の実効金利率は、主として3ヶ月物LIBOR(London Interbank Offered Rate)に基づいております。

連結会社は、様々な銀行との間で融資与信枠を設定しており、協調融資枠や当座借越契約を含む未使用融資与信枠は、前連結会計年度末において短期951,408百万円及び長期443,086百万円、当連結会計年度末において短期833,371百万円及び長期447,256百万円となっております。

また、上記の協調融資枠には、当連結会計年度末において、当社が保有している円建協調融資枠410,000百万円、国内連結子会社が保有している円建協調融資枠90,000百万円、及び当社・海外連結子会社が保有している外貨建協調融資枠として、主要通貨1,000百万米ドル、ソフトカレンシー300百万米ドル相当が含まれております。協調融資枠設定の対価として、当社及び国内外の連結子会社は銀行に対し手数料を支払っておりますが、前連結会計年度及び当連結会計年度については支払金額に重要性はありません。尚、協調融資枠設定に係る手数料には、当社の信用格付に基づき決定されるものがあります。当社及び国内外の連結子会社は協調融資枠の保有にあたり、一定の財務制限の維持を求められております。

当社は平成27年12月に契約満期を迎える上記の長期未使用融資与信枠合計310,000百万円を、主にコマーシャル・ペーパーの償還資金が不足した時に使用することとしております。このコマーシャル・ペーパーは、当社の運転資金及びその他一般資金需要に充当すべく発行しているものであり、本未使用融資与信枠を背景にしたコマーシャル・ペーパーの残高は、前連結会計年度末において22,000百万円、当連結会計年度末において25,000百万円です。また、当社が、本未使用融資与信枠を背景にしたコマーシャル・ペーパーの継続発行によりこれらを長期的に借り替える意図と能力を有していることから、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、当該コマーシャル・ペーパーの残高を長期借入債務として計上しております。

大部分の長短銀行借入は銀行取引約定に基づき行われておりますが、この約定には、本邦における慣行上、銀行は一定の条件下において借手に対して担保（又は追加担保）若しくは保証人を要求することができる旨の規定が含まれております。更に、担保が借手の特定債務に対して差し入れられた場合でも、銀行は当該担保を借手の全債務に対して供されたものとして取り扱うことができる旨の規定が含まれております。一部の長期借入契約には、銀行から請求があった場合、借手は剰余金の配当及び処分に関する議案を株主総会前に提出し、予めその承認を受けるとの条項が付されております。また、一部の借入契約の債務不履行条項には、借手の動産に関して銀行に所定の優先権を認めているものがあります。主として政府系金融機関との間で締結された借入契約には、貸手は、借手の期間損益の増加、あるいは増資又は社債発行による調達資金をもって借入金の期前弁済が可能と判断した時には、借手に対し返済期限以前の借入残高圧縮を要求する旨の条項が付されているものもあります。前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社は上記の要求を受けたことはなく、また今後も受けることはないかと判断しております。

13. 法人税等

本邦における法人税等は、法人税、住民税及び事業税から構成されており、これら本邦における税金の法定税率を基礎として算出した法定実効税率は41%です。また、海外子会社に対しては、その所在国における法人所得税が課せられております。

前連結会計年度及び当連結会計年度の法人税等及び持分法による投資損益前利益に対する法定実効税率と連結財務諸表上の法人税等の実効税率との差異要因は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法人税等及び持分法による投資損益前利益に対する法定実効税率	41.0	41.0
税務上の損金不算入額	1.1	0.8
評価性引当金の増減	7.5	1.5
子会社の累積損失に係る税効果	△4.1	△1.0
海外諸国における低税率の影響	△7.9	△7.0
関連会社の未分配利益に係る税効果	1.0	0.4
受取配当金	1.6	1.0
過年度法人税等	0.3	0.6
その他	△0.8	△0.1
法人税等の実効税率	39.7	37.2

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された法人税等の総額は、次の各科目に計上しております。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
法人税等	118,271	198,680
その他の包括損益	154,864	△19,886
合計	273,135	178,794

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な構成項目は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産		
貸倒引当金	12,635	10,160
年金及び退職給付	34,434	30,669
固定資産	24,398	12,656
有価証券及びその他の投資	124,513	93,943
繰越欠損金	50,497	57,022
未払費用	23,180	27,926
その他	46,182	46,803
繰延税金資産 (総額)	315,839	279,179
評価性引当金	△47,927	△45,792
繰延税金資産 (純額)	267,912	233,387
繰延税金負債		
減価償却費	92,642	84,561
有価証券及びその他の投資	234,967	227,607
固定資産	38,069	33,627
年金及び退職給付	1,606	1,336
その他	33,484	28,467
繰延税金負債 (総額)	400,768	375,598
繰延税金負債 (純額)	△132,856	△142,211

連結会社は、当連結会計年度において、有価証券及びその他の投資に関連する繰延税金資産及び負債を総額表示とするため、一部表示方法を変更しております。これに伴い、当連結会計年度末の表示方法に合わせ、前連結会計年度末において「繰延税金負債」の「有価証券及びその他の投資」に含めていた124,513百万円を、「繰延税金資産」の「有価証券及びその他の投資」に組み替えて表示しております。連結会社は、その他にも、当連結会計年度末の表示方法に合わせ、前連結会計年度末において「未払費用等」に含まれていた固定資産及び未払費用に係る繰延税金資産を組み替えて表示しております。当該組替再表示は上表に限定され、連結財務諸表やその他の注記への影響はありません。

評価性引当金は、将来税務上減算される一時差異及び繰越欠損金について認識した繰延税金資産のうち、実現が不確実と判断される部分に対して設定したものであり、前連結会計年度において3,889百万円増加しており、当連結会計年度において2,135百万円減少しております。当連結会計年度の評価性引当金の減少は、主に連結子会社において事業環境改善の影響により回収可能と考えられる繰延税金資産の金額が増加したことによるものです。

繰延税金負債（純額）は、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結貸借対照表上、以下の各科目に計上しております。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産－短期繰延税金資産	44,662	58,759
その他の資産	32,229	27,101
流動負債－その他の流動負債	△7,335	△12,555
固定負債－長期繰延税金負債	△202,412	△215,516
繰延税金負債（純額）	△132,856	△142,211

当社では、連結子会社の未分配利益のうち現時点において配当することが予定されていないものについては、繰延税金負債を認識しておりません。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財務諸表上、繰延税金負債を認識していない子会社の未分配利益はそれぞれ976,747百万円及び1,039,741百万円です。尚、海外子会社の未分配利益に関して、認識していない繰延税金負債の算出は実務的に困難です。

当連結会計年度末において、連結会社の有する税務上の繰越欠損金は総額161,030百万円であり、これらは将来発生する課税所得を減額するために使用することが可能です。当連結会計年度末における失効期限別の繰越欠損金額は以下のとおりです。

失効期限	当連結会計年度末 (百万円)
平成24年3月31日まで	2,160
平成25年3月31日まで	5,651
平成26年3月31日まで	8,454
平成27年3月31日まで	6,047
平成28年3月31日まで	12,590
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	56,494
平成33年4月1日から平成38年3月31日まで	2,553
平成38年4月1日以降	67,081
合計	161,030

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人税等及び持分法による投資損益前利益、及び法人税等の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)			当連結会計年度 (百万円)		
	当社及び 国内子会社	海外子会社	合計	当社及び 国内子会社	海外子会社	合計
法人税等及び持分法による投資損益前利益	54,401	243,471	297,872	153,481	380,816	534,297
当期税金	△50,838	△61,636	△112,474	△77,324	△91,257	△168,581
繰延税金	△831	△4,966	△5,797	△20,423	△9,676	△30,099
法人税等合計	△51,669	△66,602	△118,271	△97,747	△100,933	△198,680

前連結会計年度及び当連結会計年度における未認識税務ベネフィットの変動の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	3,955	4,736
当期の税務ポジションに関連する増加	—	—
過年度の税務ポジションに関連する増加	1,525	3,906
過年度の税務ポジションに関連する減少	△262	—
解決	△489	△1,353
その他	7	△21
期末残高	4,736	7,268

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の未認識税務ベネフィットの内、認識された場合、実効税率を改善させる額は、それぞれ4,633百万円及び7,198百万円です。当連結会計年度末において、今後12ヶ月以内の未認識税務ベネフィットの重要な変動を合理的に予想することはできません。

未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、連結損益計算書の法人税等を含めております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、連結貸借対照表上の未払法人税等及びその他の固定負債に含まれる未払利息及び課徴金、及び連結損益計算書上の法人税等に含まれる利息及び課徴金の金額には重要性がありません。

連結会社は日本及び諸外国の税務当局に法人税等の申告をしております。日本国内においては、平成20年度以前の事業年度について税務当局による通常の税務調査が概ね終了しております。また、当連結会計年度末時点で、連結会社が事業を行っている主要な国において、税務当局に調査権限が残っている最も古い税務年度は、日本-平成17年3月期、豪州-平成19年3月期です。

14. 年金及び退職給付債務

当社及び一部の連結子会社は、役員を除くほぼ全従業員を対象とした確定給付型年金制度を設定しております。確定給付型年金制度の主なものは、日本の確定給付企業年金法に基づく企業年金基金制度です。企業年金基金制度における給付額は従業員の給与水準や勤続年数等に基づき算定されます。なお、当社が設定している企業年金基金制度については、平成18年4月以降、その一部を確定拠出年金制度に段階的に移行することとしております。

また、上記確定給付型年金制度に加え、多くの国内の連結子会社は、役員を除く従業員を対象とする非積立型退職一時金制度を設定しております。この制度は、定年退職又は早期退職の際に、対象者に対し退職一時金を支給するものです。これらの制度における給付額は、従業員の給与水準や勤続年数等に基づき算定されます。

連結会社は、測定日を3月31日としております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社の給付債務及び年金資産の変動、年金制度の財政状況及び連結貸借対照表計上額の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
給付債務の変動：		
期首予測給付債務	411,591	439,296
勤務費用	11,465	12,227
利息費用	11,769	11,041
従業員拠出額	196	174
制度改定	△571	222
数理計算上の差異	27,424	1,639
退職給付支払額	△19,743	△19,918
縮小・清算損失	△2,428	△3,165
新規連結及び連結除外の影響等 為替換算調整	△127	△796
	△280	△2,567
期末予測給付債務	439,296	438,153
年金資産の変動：		
期首年金資産公正価値	338,931	408,397
年金資産運用損益	57,764	1,178
会社拠出額	31,051	27,760
従業員拠出額	204	174
退職給付支払額	△15,993	△16,060
清算	△2,428	△3,165
新規連結及び連結除外の影響等 為替換算調整	△825	△107
	△307	△2,267
期末年金資産公正価値	408,397	415,910
年度末時点の財政状況	△30,899	△22,243
連結貸借対照表計上額の内訳：		
前払年金費用（「その他の流動資産」及び「その他の資産」を含む）	20,915	24,730
未払費用	△682	△1,023
年金及び退職給付債務	△51,132	△45,950
連結貸借対照表に計上した純額	△30,899	△22,243

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の累積その他の包括損益（税効果考慮前）における認識額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
数理計算上の差異	△127,300	△125,693
過去勤務債務	△3,613	△3,465
累積その他の包括損益（税効果考慮前）認識額	△130,913	△129,158

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社の年金制度及び退職一時金制度に係る期間純年金費用は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
勤務費用	11,465	12,227
利息費用	11,769	11,041
年金資産の期待運用収益	△4,798	△7,228
数理計算上の差異の償却費用	10,562	7,566
過去勤務債務の償却費用	371	369
縮小・清算損失	814	1,006
期間純年金費用	30,183	24,981

前連結会計年度及び当連結会計年度のその他包括損益における、年金資産と予測給付債務のその他の変化は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
数理計算上の差異の当期発生額	△24,691	6,965
数理計算上の差異の償却費用	△10,562	△7,566
縮小・清算損失	△814	△1,006
制度改訂による過去勤務債務の当期発生額	△572	221
過去勤務債務の償却費用	△371	△369
合計	△37,010	△1,755

当連結会計年度の累積その他の包括損益のうち、翌連結会計年度に期間純年金費用として償却予定である数理計算上の差異及び過去勤務債務残高は以下のとおりです。

	翌連結会計年度 (百万円)
数理計算上の差異	7,684
過去勤務債務	538
合計	8,222

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結会社の累積給付債務はそれぞれ410,301百万円及び408,653百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、累積給付債務が年金資産を超過する年金制度の予測給付債務、累積給付債務、年金資産の公正価値の合計額は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
予測給付債務	88,768	88,198
累積給付債務	81,618	80,960
年金資産の公正価値	36,890	44,452

年金資産

連結会社の確定給付型年金制度における投資方針は、そのリスク許容度を適切に活用し、持分証券、負債証券、オルタナティブ商品などにバランスよく分散したポートフォリオを構成し、将来の給付義務を全う出来る水準の収益を長期的・安定的に確保することにあります。

なお、投資方針については、確定給付型年金制度の財政状況や運用環境を勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととしております。また、各資産の運用を実行する際にも、連結会社は戦略・ファンドマネージャーに係わるリスク分散に留意し、継続的なモニタリングを通じて運用面の効率性を追求することとしております。

当社の2011年度の運用方針については、前年度に引き続き不透明感の強い運用環境が続くとの認識のもと、リスクを抑えた保守的なポートフォリオで運用を行う方針としております。なお、当社の当連結会計年度末における年金資産の配分方針（主として持分証券から構成される退職給付信託を除く）は、持分証券20%、負債証券60%、オルタナティブ15%、現金及び現金同等物5%を目途としております。

連結会社の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における資産カテゴリー別の年金資産の公正価値は以下のとおりです。公正価値の測定に使用されるインプットの3つの区分については、注記2に記載しております。

	前連結会計年度末 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
持分証券(注1):				
国内株式	131,024	10,036	-	141,060
海外株式	23,245	21,944	-	45,189
負債証券(注2):				
国内債券	-	119,233	-	119,233
海外債券	497	19,133	1,251	20,881
ヘッジファンド	-	-	4,728	4,728
未公開株ファンド	-	-	4,402	4,402
不動産ファンド	-	-	2,655	2,655
生保勘定(注3)	-	12,775	1,240	14,015
現金及び現金同等物	-	50,641	-	50,641
その他(注4):	-	156	5,437	5,593
合計	154,766	233,918	19,713	408,397

	当連結会計年度末 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
持分証券(注1):				
国内株式	113,628	15,417	-	129,045
海外株式	23,022	22,537	-	45,559
負債証券(注2):				
国内債券	-	81,989	-	81,989
海外債券	7,244	70,939	2,604	80,787
ヘッジファンド	-	-	4,507	4,507
未公開株ファンド	-	-	4,744	4,744
不動産ファンド	14	-	1,191	1,205
生保勘定(注3)	-	12,502	2,444	14,946
現金及び現金同等物	-	45,011	-	45,011
その他(注4):	-	154	7,963	8,117
合計	143,908	248,549	23,453	415,910

(注1) 国内株式、海外株式共にファンドへの投資を通じた保有形態も含まれます。また、海外株式には国内株式と海外株式を混在して保有するファンドも含まれます。

(注2) 国内債券、海外債券共にファンドへの投資を通じた保有形態も含まれます。また、海外債券には国内債券と海外債券が混在して保有するファンドも含まれます。

(注3) 生保勘定には、元本と利率が保証されている一般勘定と、元本と利率が保証されていない特別勘定が含まれます。

(注4) その他には、主にローン担保証証券やインフラファンドが含まれます。

レベル1に該当する主な資産は、活発な市場における市場価格で評価される持分証券です。

レベル2に該当する主な資産は、ファンドへの投資を通じた持分証券及び負債証券です。これらはファンドの管理者によって評価された一株当たり純資産価値に従って評価されています。一株当たり純資産価値は、活発な市場で取引されている資産から、負債金額を差し引き、これを発行口数で除したもので計算されます。また、生保勘定は主に活発な市場で取引されている資産の合計で評価されております。

レベル3に該当する主な資産は、観察可能でないインプットで評価されているヘッジファンド、未公開株ファンドです。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末においてレベル3に該当する資産の調整表は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)					
	期首残高	実現損益、 未実現損益	購入、 売却、清算	レベル3への (からの) 振替	その他 (注)	期末残高
負債証券:						
海外債券	-	62	1,189	-	-	1,251
ヘッジファンド	15,207	2,694	△13,173	-	-	4,728
未公開株ファンド	4,433	△434	403	-	-	4,402
不動産ファンド	3,967	△972	△340	-	-	2,655
生保勘定	1,159	117	△47	-	11	1,240
現金及び現金同等物	-	-	-	-	-	-
その他	3,598	2,017	△193	-	15	5,437
合計	28,364	3,484	△12,161	-	26	19,713

	当連結会計年度 (百万円)					
	期首残高	実現損益、 未実現損益	購入、 売却、清算	レベル3への (からの) 振替	その他 (注)	期末残高
負債証券:						
海外債券	1,251	58	693	633	△31	2,604
ヘッジファンド	4,728	△152	△58	△11	-	4,507
未公開株ファンド	4,402	△20	364	△2	-	4,744
不動産ファンド	2,655	△442	△1,001	△19	△2	1,191
生保勘定	1,240	154	356	884	△190	2,444
現金及び現金同等物	-	-	-	-	-	-
その他	5,437	3,099	△547	△35	9	7,963
合計	19,713	2,697	△193	1,450	△214	23,453

(注) 「その他」には、為替変動の影響が含まれております。

前提条件

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、退職給付債務の測定上使用した前提条件(加重平均値)は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (%)	当連結会計年度末 (%)
割引率	2.7	2.7
昇給率	2.6	2.5

前連結会計年度及び当連結会計年度において、期間純年金費用の計算上使用した前提条件(加重平均値)は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
割引率	3.1	2.7
昇給率	2.6	2.6
長期期待運用収益率	2.1	2.6

連結会社は、投資方針、運用収益の過去の実績、資産の配分、及びこれらの将来見通しを考慮の上、長期期待運用収益率を決定しております。

拠出金

連結会社は、年金制度の積立にあたり、税務上損金算入できる範囲で拠出することを基本方針としておりますが、拠出額は過去の役員提供に対する給付に加え、将来の役員提供に対する給付を賄うことを志向しております。

連結会社は、翌連結会計年度において、約27,000百万円の拠出を見込んでおります。

予想将来給付額

予想将来給付額は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)
平成23年度	23,977
平成24年度	22,910
平成25年度	22,367
平成26年度	23,043
平成27年度	22,680
平成28年度～平成32年度計	119,070

確定拠出年金制度費用処理額

当社及び一部の連結子会社では、確定拠出年金制度を採用しております。連結会社は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、これら確定拠出年金制度に係る年金費用はそれぞれ2,179百万円及び2,307百万円です。

早期退職制度

当社は従業員に対する早期退職制度を有しております。当制度関連費用の未払金額は、予想される将来キャッシュ・フローの割引現在価値で計上しております。この未払金額は、前連結会計年度末において5,282百万円、当連結会計年度末において4,315百万円であり、連結貸借対照表上はこれらをもその支払時期により「未払費用」及び「年金及び退職給付債務」に計上しております。また、当制度関連費用は、前連結会計年度において796百万円、当連結会計年度において1,079百万円であり、連結損益計算書上はこれらを「販売費及び一般管理費」に計上しております。

15. 資産除去債務

連結会社は、主に廃坑、土地の埋立、設備の除去に関連する資産除去債務を計上しています。

これらは、石炭、石油、ガスの採掘設備等を通常使用する際に生じる法的義務に関連するものであり、連結貸借対照表上「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」に計上しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における除去債務残高の推移は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	38,415	49,643
増価費用	2,062	3,281
支払額	△1,683	△2,342
新規発生額	747	9,102
見積キャッシュ・フローの変更	4,812	6,542
為替換算調整	5,290	△2,285
期末残高	49,643	63,941

16. 資本

資本金

日本の会社法では、資本金の額は、原則として、株主となる者が払込み・給付した財産の額となりますが、例外として、払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上せず、資本準備金とすることができます。

資本剰余金及び利益剰余金

会社法では、その他利益剰余金を原資とする配当額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計が資本金の4分の1に達するまで、利益準備金として積立てることになっております。

会社法では、資本金及び準備金、剰余金について、株主総会決議等、一定の要件を充たす場合には、相互に組入れることができます。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分との資本取引による資本剰余金の変動額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当社株主に帰属する当期純利益	274,846	463,188
子会社持分の追加取得による資本剰余金の増減	△9,564	1,002
当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分との資本取引による変動額	265,282	464,190

配当金

会社法では、剰余金の配当支払額と自己株式取得に伴い交付する金銭等の総額については、分配可能額を超えてはならないとされており、この金額は、日本で一般に認められた会計原則に準拠して記帳された会計帳簿上の剰余金の額に基づき算定されます。米国会計基準に則った連結財務諸表への修正額は、会社法上の分配可能額の算定に影響はありません。

平成23年3月31日現在の会社法上の分配可能額は、1,099,987百万円です。なお、会社法上の当該分配可能額は、配当の効力発生日までに発生した自己株式の取得等により変動する可能性があります。

会社法では、株主総会の決議により事業年度中いつでも配当を行うことができ、当社は、取締役会決議により、中間配当を行うことができます。

連結資本勘定計算書の現金配当支払額及び利益準備金への繰入額は、各事業年度中の支払額及び繰入額を表示してお

ります。

自己株式の取得

会社法では、株主総会の決議により分配可能額の範囲内で、取得する株式の数、取得価格の総額などを決定し、自己株式を取得することができます。また、市場取引又は公開買付による場合には、定款の定めにより、会社法上定められた要件の範囲内で、取締役会の決議により自己株式を取得することができます。

当社は、平成16年6月24日に開催された定時株主総会において、定款の一部を変更し、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができます。

17. 包括損益

前連結会計年度及び当連結会計年度における、当社株主に帰属する包括損益は以下のとおりです。

	注記 番号	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当社株主に帰属する当期純利益		274,846	463,188
当社株主に帰属するその他の包括損益：			
未実現有価証券評価損益：	3		
期中発生額		292,027	△765
当社株主に帰属する当期純利益への組替額		△39,551	△19,763
期中変動額		252,476	△20,528
税効果	13	△99,222	12,126
合計		153,254	△8,402
未実現デリバティブ評価損益：	9		
期中発生額		73,817	44,001
当社株主に帰属する当期純利益への組替額		△19,584	△27,054
期中変動額		54,233	16,947
税効果	13	△18,847	△4,519
合計		35,386	12,428
確定給付年金調整額：	14		
期中発生額		25,250	△7,081
当社株主に帰属する当期純利益への組替額		11,618	8,892
期中変動額		36,868	1,811
税効果	13	△15,747	△978
合計		21,121	833
為替換算調整勘定：			
期中発生額		174,921	△87,966
当社株主に帰属する当期純利益への組替額		2,640	3,134
期中変動額		177,561	△84,832
税効果	13	△21,048	13,257
合計		156,513	△71,575
当社株主に帰属するその他の包括損益合計		366,274	△66,716
当社株主に帰属する包括損益		641,120	396,472

18. 1株当たり利益

1株当たり当社株主に帰属する利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する利益の調整計算は以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
分子（百万円）		
当社株主に帰属する当期純利益	274,846	463,188
分母（千株）		
加重平均普通株式数	1,643,073	1,643,687
希薄化効果のある証券の影響		
ストックオプション	2,971	3,610
円建新株予約権付社債	804	762
希薄化効果のある証券の影響考慮後の加重平均株式数	1,646,848	1,648,059
1株当たり当社株主に帰属する利益（円）		
当社株主に帰属する当期純利益		
基本的	167.28	281.80
潜在株式調整後	166.89	281.05

19. セグメント情報

オペレーティング・セグメント情報

オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されております。

オペレーティング・セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されております。連結会社の報告セグメントは以下の6グループにより構成されております。

新産業金融事業：	アセットマネジメントや企業へのバイアウト投資、リース、不動産（開発・金融）、物流、保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。
エネルギー事業：	石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、LNG 液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPG などの販売取引を行っています。
金属：	薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
機械：	電力・ガス・石油・化学・製鉄などの主要産業素材に係る大型プラントから、船舶・鉄道・自動車などの物流・輸送機器、宇宙・防衛産業向け機器、建設機械・工作機械・農業機械などの一般産業用機器まで、幅広い分野の機械に関し、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
化学品：	原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった工業製品用の原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
生活産業：	食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

各オペレーティング・セグメントにおける会計方針は、注記2 「重要な会計方針の要約」に記載のとおりです。なお、一部項目については、マネージメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しております。

経営者は管理上、米国会計基準に基づく当社株主に帰属する当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っております。また、内部での経営意思決定を目的として、当社独自の経営管理手法を取入れております。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じております。

連結会社のオペレーティング・セグメント情報は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
I 収益、売上総利益、 持分法損益及び当期純利益										
収益	97,773	969,171	672,402	565,151	715,549	1,494,161	4,514,207	28,684	△2,098	4,540,793
売上総利益	44,703	39,845	231,832	155,133	77,830	457,083	1,006,426	12,269	△2,098	1,016,597
持分法損益	10,727	39,731	6,201	10,965	17,231	19,482	104,337	10,889	△1,863	113,363
当社株主に帰属する当期純利益	△7,571	71,947	137,928	18,049	32,357	46,757	299,467	△26,834	2,213	274,846
II 総資産										
総資産	798,006	1,322,918	2,866,349	1,913,455	732,834	2,183,877	9,817,439	1,933,495	△894,084	10,856,850
関連会社に対する投資	128,479	213,863	147,186	152,070	108,699	327,767	1,078,064	97,711	1,333	1,177,108
減価償却費	19,137	13,685	34,697	21,539	3,987	27,309	120,354	18,423	—	138,777
資本的支出	19,890	31,703	55,084	18,819	2,203	24,627	152,326	11,036	—	163,362

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	171,222	3,212,434	3,631,561	3,112,928	1,784,159	5,111,257	17,023,561	81,453	△2,232	17,102,782
(2)セグメント間の内部売上高	17,833	16,258	2,724	7,374	7,440	7,420	59,049	30,791	△89,840	—
合計	189,055	3,228,692	3,634,285	3,120,302	1,791,599	5,118,677	17,082,610	112,244	△92,072	17,102,782

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
I 収益、売上総利益、 持分法損益及び当期純利益										
収益	92,617	1,248,912	834,812	677,748	803,702	1,525,834	5,183,625	33,873	△10,625	5,206,873
売上総利益	47,112	43,798	326,281	182,019	84,180	456,783	1,140,173	20,354	△10,625	1,149,902
持分法損益	8,892	55,720	36,333	18,441	14,688	23,308	157,382	6,483	△2,410	161,455
当社株主に帰属する当期純利益	11,553	94,007	230,113	61,369	29,117	46,260	472,419	△14,157	4,926	463,188
II 総資産										
総資産	793,265	1,279,639	3,104,933	1,848,878	708,598	2,183,855	9,919,168	2,287,373	△859,099	11,347,442
関連会社に対する投資	132,400	194,843	228,212	159,784	105,098	337,389	1,157,726	105,973	1,553	1,265,252
減価償却費	19,505	18,732	37,681	19,126	3,651	28,273	126,968	16,851	—	143,819
資本的支出	41,731	38,418	68,086	22,600	4,483	25,839	201,157	9,118	—	210,275

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	149,809	3,860,109	4,407,057	3,519,053	2,019,272	5,306,156	19,261,456	98,497	△126,510	19,233,443
(2)セグメント間の内部売上高	21,714	14,047	1,760	5,259	8,096	7,451	58,327	28,260	△86,587	—
合計	171,523	3,874,156	4,408,817	3,524,312	2,027,368	5,313,607	19,319,783	126,757	△213,097	19,233,443

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しております。また当欄には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれております。総資産のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されております。
2. 「調整・消去」には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれております。
3. 前連結会計年度の「新産業金融事業」及び「機械」の当社株主に帰属する当期純利益の中には、時価の下落が一時的でないとして判断した重要な投資有価証券減損（税引前）が、それぞれ24,735百万円、28,974百万円含まれております。また、当連結会計年度の「金属」の当社株主に帰属する当期純利益の中には、株式交換益（税引前）が、36,619百万円含まれております。
4. 当社は、平成22年度4月1日付で、「新産業金融事業」及び「機械」の一部事業を、「その他」へ移管した為、関連する各々のセグメントの前連結会計年度について組替再表示を行っております。

地域別情報

地域別の収益は、収益の発生原因となる資産の所在する地域により区分しております。前連結会計年度及び当連結会計年度における収益、売上総利益、長期性資産及び売上高は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
収益		
日本	3,388,811	3,812,066
オーストラリア	388,289	493,399
タイ	297,288	380,969
その他	466,405	520,439
合計	4,540,793	5,206,873
売上総利益		
日本	710,343	735,109
オーストラリア	125,347	175,844
タイ	39,241	53,278
その他	141,666	185,671
合計	1,016,597	1,149,902
長期性資産		
日本	660,154	703,255
オーストラリア	450,777	494,690
アメリカ	118,735	80,350
カナダ	60,238	75,547
その他	299,954	312,570
合計	1,589,858	1,666,412

売上高		
日本	14,132,828	15,667,224
アメリカ	752,055	886,257
タイ	492,750	634,555
その他	1,725,149	2,045,407
合計	17,102,782	19,233,443

(注) 「売上高」については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。なお、「売上高」は連結会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。
(注記1 「連結財務諸表の基本事項」参照)

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社又はいずれのセグメントにおいても、連結会社の収益の10%を超過する単一の顧客、顧客グループ又は政府機関はありません。

20. その他の損益－純額

前連結会計年度及び当連結会計年度における「その他の損益－純額」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
為替関連損益（純額）	45,600	45,205
のれん減損額（注記8）	△7	△891
その他	6,768	4,866
合計	52,361	49,180

21. リース取引

賃貸人としてのリース取引

連結会社は、車輛、船舶、その他の産業用機械及び装置を賃貸しておりますが、これらには直接金融リースに該当するものが含まれます。

直接金融リースの純投資額は、連結貸借対照表の「営業債権」及び「長期貸付金及び長期営業債権」に含まれており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における残高は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
将来最低受取リース料総額	271,064	339,858
見積無保証残存価額	1,861	1,579
差引：未実現リース利益	△41,112	△53,980
直接金融リースへの純投資額	231,813	287,457
差引：貸倒引当金	△1,220	△3,127
純投資額	230,593	284,330

また、連結会社は、航空機、船舶及びその他の産業用機械をオペレーティングリースの形態で賃貸しております。当連結会計年度末においてオペレーティングリースに供されている賃貸用固定資産の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (百万円)		
	取得価額	減価償却累計額	純額
土地	54,875		54,875
建物	78,029	△10,162	67,867
機械及び装置	66,003	△44,580	21,423
航空機	264,853	△96,087	168,766
船舶及び車輛	112,462	△65,816	46,646
合計	576,222	△216,645	359,577

当連結会計年度末において、年度別将来の最低受取リース料は以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (百万円)		
	直接金融リース	解約不能 オペレーティング リース	合計
平成23年度	99,893	38,783	138,676
平成24年度	80,726	30,728	111,454
平成25年度	52,668	30,711	83,379
平成26年度	27,318	25,491	52,809
平成27年度	22,678	17,880	40,558
平成28年度以降	56,575	44,242	100,817
合計	339,858	187,835	527,693

前連結会計年度及び当連結会計年度における偶発受取リース料はそれぞれ2,488百万円及び45百万円です。

賃借人としてのリース取引

連結会社は、機械装置及び不動産などをキャピタル・リースにより賃借しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるキャピタル・リースにより賃借している資産は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)		
	取得価額	減価償却累計額	純額
建物	14,528	△7,027	7,501
機械及び装置	41,981	△20,927	21,054
船舶及び車輛	4,855	△2,805	2,050
合計	61,364	△30,759	30,605

	当連結会計年度末 (百万円)		
	取得価額	減価償却累計額	純額
建物	11,863	△5,904	5,959
機械及び装置	43,562	△23,545	20,017
船舶及び車輛	4,346	△2,294	2,052
合計	59,771	△31,743	28,028

当連結会計年度末におけるキャピタル・リースに係る将来最低支払リース料の支払年度別内訳並びに現在価値の構成要素は以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (百万円)
平成23年度	13,421
平成24年度	10,579
平成25年度	8,211
平成26年度	6,736
平成27年度	4,498
平成28年度以降	20,068
将来最低支払リース料総額	63,513
利息相当額	△5,328
将来最低支払リース料の現在価値	58,185
短期キャピタルリース債務	12,492
長期キャピタルリース債務	45,693

なお、転貸リースに係る将来最低受取リース料26,455百万円は控除されておりません。

連結会社は、オフィスビル等をオペレーティングリースの形態で賃借しております。前連結会計年度及び当連結会計年度におけるこれらのリース料合計額はそれぞれ51,616百万円及び56,554百万円です。また、前連結会計年度及び当連結会計年度における転貸受取リース料はそれぞれ4,607百万円及び6,608百万円です。

当連結会計年度末において、解約不能なリース契約に基づき発生する将来の最低支払リース料は以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (百万円)
平成23年度	42,980
平成24年度	32,467
平成25年度	27,358
平成26年度	22,837
平成27年度	21,627
平成28年度以降	90,311
合計	237,580

なお、解約不能な転貸リースに係る将来最低受取リース料23,348百万円は控除されておりません。

22. 株式に基づく報酬制度

当社は従来、2種類のストックオプション制度を導入しておりましたが、制度内容の見直しを行い、平成19年7月20日開催の取締役会において決議された平成19年度新株予約権（ストックオプション）よりストックオプション制度を一本化しております。

平成19年6月以前に取締役会で決議されたストックオプション

従来導入していた2種類のストックオプション制度のうち、一つは、当社取締役（社外取締役は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者に対して、権利付与日の東京証券取引所の終値、又は付与日1ヶ月前の平均終値のいずれか高い方を基に算出された権利行使価格で当社の普通株式を購入する権利が与えられます。このストックオプションは権利付与日より23ヶ月間の据置期間の後、権利が確定し、確定と同時に権利行使可能であり、権利行使期間は8年間となっております。

もう一方は、当社取締役（社外取締役は除く）及び執行役員に対して、行使価格1円で当社の普通株式を購入する権利が与えられます。このストックオプションの権利行使期間は権利付与日より30年間となっておりますが、このストックオプションを保有する者は、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日より10年間に限り行使可能となり、上記にかかわらず、付与日から25年後までに権利行使日を迎えなかった場合には、その翌日より行使可能となります。また、権利付与後、翌年6月30日までに取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当初割当個数の内、上記期間中の在任月数に応じた数のストックオプションのみが行使可能となります。

平成19年7月以降に取締役会で決議されたストックオプション

平成19年7月以降に取締役会で決議されたストックオプションについては、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者に対して、行使価格1円で当社普通株式を購入する権利が与えられる制度に一本化しております。このストックオプションの権利行使期間は権利付与日より30年間となっており、権利付与日から23ヶ月後又は取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使が可能となっており、取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り行使可能となっております。また、権利付与後、翌年6月30日までに取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当初割当個数の内、上記期間中の在任月数に応じた数のストックオプションのみが行使可能となります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上された株式に基づく報酬費用はそれぞれ1,617百万円及び1,240百万円です。これらの費用計上に伴い認識したタックスベネフィットは、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ663百万円、508百万円となっております。前連結会計年度及び当連結会計年度において権利行使により実現したタックスベネフィットはそれぞれ63百万円及び102百万円です。前連結会計年度及び当連結会計年度において、株式に基づく報酬費用のうち資産計上したものはありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社のストックオプション制度に基づき発行されたストックオプションの加重平均公正価値はそれぞれ1,540円及び1,600円です。

ストックオプションの公正価値はブラック・ショールズ価格モデルにて算出しております。公正価値の計算における前提条件は以下のとおりです。なお、リスクフリー利率は見積権利行使期間を残存期間とする権利付与日の国債利回りに基づき算出しております。見積ボラティリティは権利付与日を基準に、過去の見積権利行使期間における日次株価に基づき算出しております。見積配当率は過去1年間の実績配当金に基づき算出しております。見積権利行使期間については、付与されたストックオプションの行使までの予想期間を表しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
リスクフリー利率	1.14%-1.30%	0.71%-0.85%
見積ボラティリティ	41.88%-42.01%	40.88%-40.99%
見積配当率	2.71%-2.74%	2.02%-2.04%
見積権利行使期間	8年	8年

前連結会計年度及び当連結会計年度における当社のストックオプションの付与状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	5,519,500	1,259	6,079,000	1,041
付与数	1,163,800	1	665,400	1
キャンセル又は喪失数	△6,200	1	△2,100	1
行使数	△598,100	1,036	△581,400	847
年度末未行使残高	6,079,000	1,041	6,160,900	947
年度末行使可能残高	4,308,700	1,468	4,113,900	1,418

当連結会計年度末における当社のストックオプションの残高は以下のとおりです。

	行使価額 (円)	株式数 (株)	残余期間 (年)	期末公正価額 (百万円)
未行使残高	1-2,435	6,160,900	14.1	8,391
行使可能残高	1-2,435	4,113,900	7.2	3,665

前連結会計年度及び当連結会計年度に行使されたストックオプションの本源的価値合計は、それぞれ558百万円、730百万円です。また、当連結会計年度迄に付与され、行使権利が未確定のストックオプションの内、費用計上されていない報酬費用の総額は239百万円であり、今後、この報酬費用が計上される加重平均期間は0.3年間です。

23. 変動持分事業体の連結

連結会社は、変動持分事業体に対する関与について検討し、変動持分事業体の変動持分を有しているかどうかを判定します。連結会社が変動持分事業体に対する変動持分を有する場合であって、連結会社が変動持分事業体の経済実績に最も重要な影響を与える活動に対して指示する権限を有し、かつ、変動持分事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある変動持分事業体の損失を負担する義務又は利益を享受する権利を有する場合には、連結会社は、当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。

なお、会計基準に定められている要件を満たす一部の変動持分事業体については、連結会社が当該変動持分事業体から生じる期待損失の過半を負担する場合、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。また、期待損失の過半を負担する当事者がいない場合でも、連結会社が期待残余利益の過半を享受するときには、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。

連結会社が主たる受益者に該当することから連結した変動持分事業体に関する情報、及び連結会社が主たる受益者に該当しないことから連結していない変動持分事業体に関する情報は以下のとおりです。

連結した変動持分事業体

連結会社は、変動持分事業体を通じて、主として不動産開発事業に従事しております。不動産開発により付加価値をつけた上で将来的に不動産売却することを目的として、変動持分事業体経由で不動産あるいは不動産に係る信託受益権を取得しております。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。

これらの不動産関連取引において変動持分事業体を使用することにより、第三者によるノン・リコースローンを組成し、当該不動産取引にかかる連結会社のリスクを限定しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における資産合計及び負債合計は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	170,965	207,525
連結貸借対照表における資産合計	165,796	207,147
連結貸借対照表における負債合計	83,445	79,245

連結貸借対照表における資産のうち主なものは、長期借入金の弁済に供される有形固定資産であり、負債のうち主なものは、当該変動持分事業体を除く連結会社の資産に対し遡及権を有しない長期借入金です。

また、これらの変動持分事業体の資産の一部は、当該変動持分事業体の長期借入金の担保として差入れており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当該資産はそれぞれ104,634百万円及び106,386百万円であり、連結貸借対照表上、大部分は有形固定資産に計上しております。

なお、連結会社が前連結会計年度末において連結していた変動持分事業体の幾つかは、当該変動持分事業体の連結会社持分解約又は清算により連結対象外となりました。当連結会計年度における連結財務諸表に対する重要な影響はありません。

連結していない変動持分事業体

連結会社が主たる受益者ではなく、連結をしていない変動持分事業体についても、投資、保証、又は貸付という形態により変動持分を保有しているものがあります。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。また、これらの変動持分事業体は様々な活動を行っており、代表的なものとして、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンス及び不動産関連事業を遂行するための事業体があります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計及び負債合計、並びに連結会社がこれらの変動持分事業体への関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報を用いております。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	484,358	768,040
連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計	76,830	93,533
連結貸借対照表における変動持分に係る負債合計	7,285	7,291
想定最大損失額	95,850	116,094

連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計のうち、主なものは貸付金であり、負債合計のうち、主なものは取引前受金です。想定最大損失額には、当該変動持分事業体に対する信用保証等が含まれているため、連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計との間に差異が生じております。なお、想定最大損失額は、変動持分事業体への関与から通常見込まれる損失見込額とは関係なく、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

24. 契約債務及び偶発債務

長期契約

連結会社は、通常の営業活動を行うにあたり、金属、機械、化学品などの様々な商品に関して、固定価格又は市況に合わせて調整可能な基本価格に基づく多額の長期買付契約を締結しております。また、当該契約の大部分については、見合となる商品販売契約を締結しております。当連結会計年度末における長期買付契約残高は4,512,092百万円であり、契約上の受渡は平成50年までの期間に亘っております。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における無条件購入義務に基づく購入額は、それぞれ716,006百万円及び840,407百万円です。

更に、連結会社は、貸付契約、投資契約、及び設備代金延払い等の長期の資金供与契約を締結しております。当連結会計年度末における総額は160,167百万円です。

保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっています。そうした保証は関連会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、主に信用状 (Stand by letter of credit) や取引履行保証の形態により、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、顧客や取引先に対して、それぞれ316,524百万円及び245,958百万円、関連会社に対して、それぞれ46,745百万円及び75,822百万円の信用保証を行っております。これらの信用保証は、顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としております。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成48年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先又は関連会社が、取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、第三者から取り付けた保証や担保資産などの求償可能額は、それぞれ37,522百万円及び12,249百万円です。また、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ3,219百万円及び2,546百万円です。当連結会計年度末において、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

連結会社は、海外プロジェクトにおける総額約67億米ドル（約5,600億円）の銀行借入に対し、当該海外プロジェクトの持分割合相当（10%）の信用保証を行ってまいりました。同信用保証は、銀行借入契約上のプロジェクト完工認定に伴い解除が可能となるものですが、プロジェクト完工認定がなされる要件の一つとして、当該海外プロジェクトの資産の一部に銀行が担保権を設定する必要があります。当連結会計年度において、担保権が未設定であることにより銀行に損害が生じた場合には、連結会社が持分割合相当額に応じて補償する契約を銀行との間で別途締結したことにより、プロジェクト完工要件を充足することとなりました。このため、当連結会計年度において信用保証を解除しております。同補償契約は、銀行に対する担保権の設定が完了した時点で解除されます。

なお、同補償契約については、その性質上、当該契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできないため、上記の信用保証金額には含めておりません。また、当該契約による連結会社の補償義務については、発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

製品保証引当金

一部の子会社は、製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、製品保証費用の見積もりに基づいて製品保証引当金を計上しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における製品保証引当金の推移は次のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	3,572	3,184
当期増加	919	1,058
当期使用	△847	△630
その他(注)	△460	△1,012
期末残高	3,184	2,600

(注) その他には、主に期首残高に対する見積変更額及び為替変動の影響が含まれております。

訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えております。

25. 連結キャッシュ・フロー計算書についての補足情報

連結キャッシュ・フロー計算書についての補足情報は以下の通りです。

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
期中支払額			
利息(資産計上額を除く)		55,031	41,109
法人税等		108,959	139,507
キャッシュ・フローを伴わない投資 及び財務活動			
投資先の企業結合及び再編に伴う株式の 交換	4		
取得株式の公正価額		12,812	45,909
交換に供した株式の原価		4,013	10,465
子会社の買収			
取得資産の公正価額(のれんを含む)		5,153	39,556
取得負債の公正価額		2,973	4,008
被取得企業の非支配持分		623	-
純支出額		1,557	35,548
直接金融リース取引に係るリース資産の 減少		-	10,127
転換社債型新株予約権付社債の株式 転換による新株発行		49	-

26. 後発事象

連結会社は、後発事象を平成23年6月24日まで評価しております。

自己株式の消却

平成23年5月10日開催の取締役会において、資本効率を意識した経営を今後一段と強化・推進していくための取り組みの一環として45百万株の自己株式を消却することが決議されました。この消却手続は平成23年5月31日に完了しております。

配当

平成23年6月24日開催の株主総会において、平成23年3月31日現在の株主に対し、1株当たり39円、総額64,129百万円の現金配当を行うことが決議されました。

石油及びガスについての補足事項（非監査事項）

当社の石油及びガスの探査・開発・生産活動は、連結子会社及び関連会社を通じて、環太平洋圏、アメリカ、アフリカ及びヨーロッパの海上または沿岸において行われております。

なお、以下の補足情報における天然ガス事業には液化天然ガス生産活動が含まれています。

石油及びガス産出活動に関連して資産計上された原価

石油及びガス産出活動に関連して資産計上された原価の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における残高は以下のとおりです。

前連結会計年度末 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
確認利権鉱区	126,944	181,316	132,620	313,936
未確認利権鉱区	19,055		38,324	38,324
小計	145,999	181,316	170,944	352,260
減価償却、減耗償却、償却の累計額及び 評価性引当金	△40,473	△89,879	△31,515	△121,394
資産計上した原価の純額	105,526	91,437	139,429	230,866

当連結会計年度末 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
確認利権鉱区	131,552	190,294	121,892	312,186
未確認利権鉱区	43,722		34,586	34,586
小計	175,274	190,294	156,478	346,772
減価償却、減耗償却、償却の累計額及び 評価性引当金	△49,247	△96,203	△32,384	△128,587
資産計上した原価の純額	126,027	94,091	124,094	218,185

石油及びガスの利権鉱区の取得、探査、開発に関連して発生した原価

前連結会計年度及び当連結会計年度において石油及びガスの利権鉱区の取得、探査、開発に関連して発生した原価は以下のとおりです。

前連結会計年度 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
確認利権鉱区の取得			531	531
未確認利権鉱区の取得	252			
探査費	3,845	132	680	812
開発費	22,768	13,029	17,284	30,313
合計	26,865	13,161	18,495	31,656

当連結会計年度 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
確認利権鉱区の取得	26,792			
未確認利権鉱区の取得	11,986			
探査費	5,666	6	640	646
開発費	9,189	8,950	5,175	14,125
合計	53,633	8,956	5,815	14,771

石油及びガス産出活動の経営成果

前連結会計年度及び当連結会計年度における石油及びガス産出活動の経営成果は以下のとおりです。

前連結会計年度 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
収益：				
第三者への売却	21,092	68,012	4,400	72,412
関係会社への売却	11,739		5,786	5,786
費用：				
産出原価	17,235	20,546	6,343	26,889
探査費	2,491	254	828	1,082
減価償却、減耗償却、償却及び評価性引当金	12,304	6,594	4,065	10,659
税金費用	448	12,140	1,064	13,204
石油及びガス産出活動の経営成果 (共通経費及び利息費用を除く)	353	28,478	△2,114	26,364

当連結会計年度 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
収益：				
第三者への売却	27,451	88,332	14,135	102,467
関係会社への売却	11,284		5,806	5,806
費用：				
産出原価	16,739	21,983	8,886	30,869
探査費	5,416	85	434	519
減価償却、減耗償却、償却及び評価性引当金	17,067	8,378	5,580	13,958
税金費用	1,241	17,336	3,508	20,844
石油及びガス産出活動の経営成果 (共通経費及び利息費用を除く)	△1,728	40,550	1,532	42,082

埋蔵量の量的情報

確認済みガス埋蔵量は、厳密な販売契約に関する量のみにより制約されております。そのため、各連結会計年度末時点の天然ガス埋蔵量は、長期の販売契約とそれに基づく開発継続の決定により将来的に期待される全体量の、ごく一部となっております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における資源別の埋蔵量の変動は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

原油、コンデンセート及び天然ガス液 (百万バレル)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
既開発及び未開発確認埋蔵量：				
期首	53	32	18	50
過去の見積量の修正	△5	6	△1	5
産出技術の改良			6	6
拡張及び発見				
購入	1		△1	△1
売却				
産出	△4	△5	△3	△8
期末残高	45	33	19	52
既開発確認埋蔵量－期末残高	28	17	17	34

天然ガス (10億立方フィート)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
既開発及び未開発確認埋蔵量：				
期首	67	714	795	1,509
過去の見積量の修正	△16	30	329	359
産出技術の改良			145	145
拡張及び発見				
購入			3	3
売却			△6	△6
産出	3	△54	△10	△64
期末残高	54	690	1,256	1,946
既開発確認埋蔵量－期末残高	16	315	1,004	1,319

(注) 生産物分与契約に基づく埋蔵量が、原油、コンデンセート、天然ガス液及び原油換算した天然ガスの合計に占める割合は59パーセントです。

(当連結会計年度)

原油、コンデンサート及び天然ガス液 (百万バレル)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
既開発及び未開発確認埋蔵量：				
期首	45	33	19	52
過去の見積量の修正	13	2	1	3
産出技術の改良			2	2
拡張及び発見				
購入	4			
売却			△1	△1
産出	△7	△5	△2	△7
期末残高	55	30	19	49
既開発確認埋蔵量－期末残高	44	13	16	29

天然ガス (10億立方フィート)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
既開発及び未開発確認埋蔵量：				
期首	54	690	1,256	1,946
過去の見積量の修正	1	△12	30	18
産出技術の改良			28	28
拡張及び発見				
購入	259			
売却			△48	△48
産出	△7	△59	△39	△98
期末残高	307	619	1,227	1,846
既開発確認埋蔵量－期末残高	33	255	986	1,241

(注) 生産物分与契約に基づく埋蔵量が、原油、コンデンサート、天然ガス液及び原油換算した天然ガスの合計に占める割合は66パーセントです。

石油及びガスの確認埋蔵量に関する標準キャッシュ・フローによる将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値及び当期における変動

確認埋蔵量に関する将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値について標準化された測定方法は、価格、費用、現時点の実効税率、及び年率10%の割引計数に基づくものです。前連結会計年度及び当連結会計年度の価格及び費用については、各連結会計年度内の各月の初日時点の平均価格に基づき算出しております。天然ガス事業に関する将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値について標準化された測定方法では、統合的生産分与契約に基づく資産の開発及び運用のための決定済み費用をすべて含んでおります。一方、収益は、「埋蔵量の量的情報」に記載のとおり、すでに確認済みの埋蔵量の見積りのみに対して算出されます。確認済みガス埋蔵量は、確定した販売契約の量のみにより制約されております。また、各連結会計年度末時点の天然ガスの埋蔵量は、長期の販売契約見込みとそれに基づく開発継続が決定している全体量の一部に過ぎません。そして確認埋蔵量の見積りは、新たな販売契約の締結に伴い、長期的に変更となる可能性があります。よって、ここに記載した情報は、当社の将来キャッシュ・フロー見積りや確認埋蔵量の価値に対する経営陣の見通しを示すものではありません。

(標準化された測定方法による将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値)

確認埋蔵量に関して前連結会計年度末及び当連結会計年度末における標準化された測定方法による将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値は以下のとおりです。

前連結会計年度末 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
将来キャッシュ・インフロー	265,303	619,827	251,957	871,784
将来の産出原価	△102,064	△183,213	△71,611	△254,824
将来の開発費用	△82,991	△91,828	△46,567	△138,395
将来の税金費用	△15,554	△112,723	△47,951	△160,674
割引前の将来の純キャッシュ・フロー	64,694	232,063	85,828	317,891
年率10%での割引計算による影響額	△23,777	△94,161	△49,700	△143,861
標準化された測定方法による 将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値	40,917	137,902	36,128	174,030

当連結会計年度末 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
将来キャッシュ・インフロー	338,683	704,576	414,411	1,118,987
将来の産出原価	△105,358	△180,322	△103,968	△284,290
将来の開発費用	△57,729	△76,064	△41,410	△117,474
将来の税金費用	△38,210	△130,306	△89,628	△219,934
割引前の将来の純キャッシュ・フロー	137,386	317,884	179,405	497,289
年率10%での割引計算による影響額	△61,115	△126,287	△70,944	△197,231
標準化された測定方法による 将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値	76,271	191,597	108,461	300,058

(純キャッシュ・フローの現在割引価値の変動)

標準化された測定方法による将来の純キャッシュ・フローの割引現在価値の前連結会計年度及び当連結会計年度における変動は以下のとおりです。

前連結会計年度 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
4月1日時点の割引現在価値	22,883	109,034	40,911	149,945
産出された石油及びガスの販売または移転 (産出原価控除後)	△14,119	△52,842	16,652	△36,190
発生した開発費	22,567	14,504	12,073	26,577
埋蔵量の購入	341			
将来の産出に係る販売価格、移転価格及び 産出原価の変動	9,707	△7,142	△28,179	△35,321
将来の見積開発費用	△27,387	△15,446	△7,707	△23,153
過去見積量の修正	8,141	28,945	△12,651	16,294
ディスカウント (10%)	5,339	14,329	12,149	26,478
税金の変動	13,299	12,267	2,397	14,664
外国為替レートの変動	146	34,253	483	34,736
3月31日時点の割引現在価値	40,917	137,902	36,128	174,030

当連結会計年度 (百万円)	連結子会社	関連会社		
	合計	オーストラリア	インドネシア	合計
4月1日時点の割引現在価値	40,917	137,902	36,128	174,030
産出された石油及びガスの販売または移転 (産出原価控除後)	△19,677	△68,457	18,353	△50,104
発生した開発費	8,584	9,234	2,336	11,570
埋蔵量の購入	20,948			
埋蔵量の売却			△4,029	△4,029
将来の産出に係る販売価格、移転価格及び 産出原価の変動	34,094	92,833	112,657	205,490
将来の見積開発費用	19,159	4,610	△813	3,797
過去見積量の修正	△16,793	115	1,982	2,097
ディスカウント (10%)	4,661	13,933	△6,791	7,142
税金の変動	△13,579	2	△47,200	△47,198
外国為替レートの変動	△2,043	1,425	△4,162	△2,737
3月31日時点の割引現在価値	76,271	191,597	108,461	300,058

⑥ 連結附属明細表

社債明細表

連結財務諸表注記「13. 短期借入金及び長期借入債務」に記載しております。

借入金等明細表

連結財務諸表注記「13. 短期借入金及び長期借入債務」に記載しております。

資産除去債務明細表

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の1%以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) その他

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
収益 (百万円)	1,291,239	1,252,622	1,295,279	1,367,733
法人税等及び持分法 による投資損益前利 益金額 (百万円)	180,557	134,611	104,657	114,472
当社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	140,434	127,363	91,899	103,492
売上高 (百万円)	4,734,725	4,805,687	4,797,944	4,895,087
1株当たり当社株主 に帰属する四半期純 利益金額 (円)	85.44	77.49	55.91	62.96

(注) 「売上高」については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。なお、「売上高」は連結会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。
(注記1「連結財務諸表の基本事項」参照)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 政宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	峯 敬	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱商事株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する平成21年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱商事株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する平成22年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

2 財務諸表等
 (1) 財務諸表
 ① 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	546,312	739,618
受取手形	※1, 6 83,378	※1, 6 76,387
売掛金	※1, 5 967,309	※1, 5 919,122
有価証券	※5 202,921	※5 133,310
商品	192,022	295,751
未着商品	55,992	—
販売用不動産	17,094	14,656
貯蔵品	353	370
前渡金	※1 258,720	※1 229,335
前払費用	※1 24,990	※1 25,772
繰延税金資産	24,942	24,235
未収入金	※1 135,153	※1 126,326
短期貸付金	118,725	167,284
関係会社短期貸付金	120,965	58,219
貸付け商品	※1, 3 98,992	※1, 3 92,719
デリバティブ債権	—	73,451
その他	※1, 5 57,433	※1 25,534
貸倒引当金	△6,947	△3,165
流動資産合計	2,898,365	2,998,931
固定資産		
有形固定資産		
貸貸業用固定資産	※2 237	※2 516
減価償却累計額	△79	△147
貸貸業用固定資産（純額）	157	368
建物	59,190	58,786
減価償却累計額	△23,449	△25,226
建物（純額）	35,740	33,559
構築物	39,338	38,457
減価償却累計額	△31,645	△31,126
構築物（純額）	7,693	7,330
機械及び装置	11,084	10,769
減価償却累計額	△8,900	△8,810
機械及び装置（純額）	2,184	1,959
船舶	53	25
減価償却累計額	△31	△20
船舶（純額）	21	4
車両運搬具	1,795	1,827
減価償却累計額	△1,294	△1,259
車両運搬具（純額）	501	568
工具、器具及び備品	6,554	8,366
減価償却累計額	△4,373	△5,163
工具、器具及び備品（純額）	2,180	3,202
土地	91,492	91,490
建設仮勘定	1,426	2,594
有形固定資産合計	141,398	141,076

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)
無形固定資産		
借地権	315	315
商標権	3	4
鉱業権	415	—
ソフトウェア	20,146	18,910
その他	5,509	7,891
無形固定資産合計	26,390	27,121
投資その他の資産		
投資有価証券	※5 1,084,760	※5 998,313
関係会社株式	※5 1,652,232	※5 1,647,755
その他の関係会社有価証券	59,709	143,138
出資金	17,242	15,876
関係会社出資金	74,155	112,454
長期貸付金	※5 11,849	※5 19,158
関係会社長期貸付金	221,735	212,241
固定化営業債権	※1, 4 20,139	※1, 4 12,554
長期前払費用	※1 71,393	※1 74,666
その他	70,750	49,999
貸倒引当金	△20,700	△12,803
投資その他の資産合計	3,263,268	3,273,354
固定資産合計	3,431,057	3,441,552
繰延資産		
社債発行費	1,375	1,506
繰延資産合計	1,375	1,506
資産合計	6,330,798	6,441,989
負債の部		
流動負債		
支払手形	※1 56,433	※1 69,834
買掛金	※1 814,427	※1 737,240
短期借入金	36,385	13,778
1年内返済予定の長期借入金	163,230	261,272
コマーシャル・ペーパー	22,000	25,000
1年内償還予定の社債	92,000	110,905
リース債務	4	9
未払金	153,894	145,147
未払費用	38,103	39,949
前受金	249,247	215,961
預り金	31,105	26,884
預り商品	※3 94,632	※3 124,491
前受収益	944	1,423
役員賞与引当金	200	166
その他	26,955	56,768
流動負債合計	1,779,565	1,828,831

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)
固定負債		
社債	729,850	736,546
長期借入金	※5 2,066,989	※5 1,960,381
リース債務	12	29
繰延税金負債	81,011	82,609
退職給付引当金	5,272	4,149
役員退職慰労引当金	2,870	2,796
債務保証損失引当金	4,605	2,701
特別修繕引当金	621	537
資産除去債務	—	1,622
その他	5,493	3,690
固定負債合計	2,896,727	2,795,064
負債合計	4,676,292	4,623,895
純資産の部		
株主資本		
資本金	203,228	203,598
資本剰余金		
資本準備金	212,942	213,312
その他資本剰余金	9	9
資本剰余金合計	212,952	213,322
利益剰余金		
利益準備金	31,652	31,652
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	9,816	9,816
海外投資等損失準備金	3	—
別途積立金	796,760	976,760
繰越利益剰余金	257,572	264,687
利益剰余金合計	1,095,804	1,282,915
自己株式	△151,266	△151,285
株主資本合計	1,360,718	1,548,550
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	273,996	243,115
繰延ヘッジ損益	14,888	20,534
評価・換算差額等合計	288,885	263,650
新株予約権	4,901	5,893
純資産合計	1,654,505	1,818,093
負債純資産合計	6,330,798	6,441,989

② 損益計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	8,236,241	※ ¹ 8,980,555
売上原価		
商品期首たな卸高	※ ² 293,100	※ ² 265,109
当期商品仕入高	※ ¹ , ※ ² 8,055,237	※ ¹ , ※ ² 8,867,287
合計	8,348,338	9,132,397
商品期末たな卸高	※ ² 265,109	※ ² 310,407
商品売上原価	※ ³ , ※ ⁵ 8,083,228	※ ³ , ※ ⁵ 8,821,989
売上総利益	153,013	158,566
販売費及び一般管理費	※ ⁴ , ※ ⁵ 214,044	※ ⁴ , ※ ⁵ 210,090
営業損失(△)	△61,030	△51,523
営業外収益		
受取利息	8,502	7,925
有価証券利息	2,009	679
受取配当金	※ ¹ 376,967	※ ¹ 349,697
為替差益	11,217	—
その他	6,696	11,471
営業外収益合計	405,393	369,773
営業外費用		
支払利息	14,937	10,384
社債利息	4,715	3,414
為替差損	—	2,584
金融デリバティブ費用	13,985	342
その他	6,445	7,645
営業外費用合計	40,084	24,371
経常利益	304,278	293,878
特別利益		
固定資産売却益	※ ⁶ 26	※ ⁶ 93
投資有価証券売却益	41,202	34,139
関係会社株式売却益	2,559	671
投資有価証券償還益	2,204	—
特別利益合計	45,992	34,904
特別損失		
固定資産売却損	※ ⁶ 141	※ ⁶ 88
固定資産除却損	※ ⁷ 252	※ ⁷ 622
投資有価証券売却損	2,750	2,042
関係会社株式売却損	1,708	3,662
投資有価証券評価損	55,752	9,216
関係会社株式評価損	42,913	16,811
関係会社等貸倒損	3,872	614
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	232
特別損失合計	107,390	33,291
税引前当期純利益	242,880	295,491
法人税、住民税及び事業税	6,667	11,278
法人税等調整額	△20,627	19,841
法人税等合計	△13,960	31,119
当期純利益	256,840	264,372

③ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	202,816	203,228
当期変動額		
新株の発行	411	369
当期変動額合計	411	369
当期末残高	203,228	203,598
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	212,531	212,942
当期変動額		
新株の発行	411	369
当期変動額合計	411	369
当期末残高	212,942	213,312
その他資本剰余金		
前期末残高	10	9
当期変動額		
自己株式の処分	△1	△0
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	9	9
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	31,652	31,652
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	31,652	31,652
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	9,816	9,816
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	9,816	9,816
海外投資等損失準備金		
前期末残高	11	3
当期変動額		
海外投資等損失準備金の取崩	△7	△3
当期変動額合計	△7	△3
当期末残高	3	—

(単位：百万円)

	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
別途積立金		
前期末残高	733,760	796,760
当期変動額		
別途積立金の積立	63,000	180,000
当期変動額合計	63,000	180,000
当期末残高	796,760	976,760
繰越利益剰余金		
前期末残高	117,949	257,572
当期変動額		
剰余金の配当	△54,226	△77,261
海外投資等損失準備金の取崩	7	3
別途積立金の積立	△63,000	△180,000
当期純利益	256,840	264,372
当期変動額合計	139,622	7,114
当期末残高	257,572	264,687
自己株式		
前期末残高	△151,250	△151,266
当期変動額		
自己株式の取得	△19	△19
自己株式の処分	3	1
当期変動額合計	△16	△18
当期末残高	△151,266	△151,285
株主資本合計		
前期末残高	1,157,298	1,360,718
当期変動額		
新株の発行	822	739
剰余金の配当	△54,226	△77,261
当期純利益	256,840	264,372
自己株式の取得	△19	△19
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	203,420	187,832
当期末残高	1,360,718	1,548,550

(単位：百万円)

	平成21年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	156,679	273,996
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	117,317	△30,881
当期変動額合計	117,317	△30,881
当期末残高	273,996	243,115
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	6,218	14,888
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,670	5,646
当期変動額合計	8,670	5,646
当期末残高	14,888	20,534
評価・換算差額等合計		
前期末残高	162,897	288,885
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125,987	△25,235
当期変動額合計	125,987	△25,235
当期末残高	288,885	263,650
新株予約権		
前期末残高	3,437	4,901
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,463	991
当期変動額合計	1,463	991
当期末残高	4,901	5,893
純資産合計		
前期末残高	1,323,634	1,654,505
当期変動額		
新株の発行	822	739
剰余金の配当	△54,226	△77,261
当期純利益	256,840	264,372
自己株式の取得	△19	△19
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	127,451	△24,243
当期変動額合計	330,871	163,588
当期末残高	1,654,505	1,818,093

重要な会計方針

平成21年度	平成22年度
<p><u>有価証券の評価基準及び評価方法</u> 満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p><u>デリバティブ等の評価基準及び評価方法</u> デリバティブ及び運用目的の金銭の信託の評価は時価法によっております。</p> <p><u>たな卸資産の評価基準及び評価方法</u> 通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、トレーディング目的で保有するたな卸資産については時価法によっております。 なお、収益性の低下に伴うたな卸資産評価損の金額は損益計算書に関する注記（※3）のとおりです。</p> <p><u>固定資産の減価償却の方法</u> 有形固定資産（リース資産を除く）については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）によっております。なお、主な資産の耐用年数は以下の通りです。 建物及び構築物 10 ～ 50年 機械及び装置 5 ～ 20年 無形固定資産については、鉱業権は見積埋蔵量に基づく生産高比例法によって、その他は定額法によっております。なお、その他の主な資産の耐用年数は以下の通りです。 自社使用のソフトウェア 5年 長期前払費用については、定額法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p><u>繰延資産の処理方法</u> 社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。</p>	<p><u>有価証券の評価基準及び評価方法</u> 同左</p> <p><u>デリバティブ等の評価基準及び評価方法</u> 同左</p> <p><u>たな卸資産の評価基準及び評価方法</u> 同左</p> <p><u>固定資産の減価償却の方法</u> 有形固定資産（リース資産を除く）については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）によっております。なお、主な資産の耐用年数は以下の通りです。 建物及び構築物 10 ～ 50年 機械及び装置 5 ～ 20年 無形固定資産については、定額法によっております。なお、主な資産の耐用年数は以下の通りです。 自社使用のソフトウェア 5年 長期前払費用については、定額法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p><u>繰延資産の処理方法</u> 同左</p>

平成21年度	平成22年度
<p><u>外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u> 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p><u>引当金の計上基準</u></p> <p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～14年）による定額法により翌年度から費用処理することとしております。また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13～14年）による定額法により費用処理しております。 なお、当年度末では退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額のうち20,762百万円は流動資産の「前払費用」に、また70,744百万円は固定資産の「長期前払費用」に含めて表示しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員及び執行役員への退職慰労金支出に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末現在の支給見積額を計上しております。 なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は平成19年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものであります。</p> <p>(5)債務保証損失引当金 子会社等に対する債務保証の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p><u>外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u> 同左</p> <p><u>引当金の計上基準</u></p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～14年）による定額法により翌年度から費用処理することとしております。また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13～14年）による定額法により費用処理しております。 なお、当年度末では退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額のうち20,932百万円は流動資産の「前払費用」に、また72,548百万円は固定資産の「長期前払費用」に含めて表示しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5)債務保証損失引当金 同左</p>

平成21年度	平成22年度
<p>(6)特別修繕引当金 定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しております。</p> <p><u>ヘッジ会計の方法</u> 社内のリスク管理方針に基づき、主に事業活動上生じる市場リスク、即ち、外貨建債権債務の為替変動リスク、借入金や社債等の金利変動リスク又は通貨金利変動リスク、商品の相場変動リスク等を回避する目的で行なっているデリバティブ取引を対象に、個々の取引特性に応じて策定したヘッジ有効性評価の方法に基づき、その有効性が認められたものについてヘッジ会計を適用しております。</p> <p>また、ヘッジ会計の方法は、主に繰延ヘッジ処理又は金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>ただし、「その他の有価証券」については、主に時価ヘッジによっております。</p> <p><u>消費税等の会計処理</u> 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>(6)特別修繕引当金 同左</p> <p><u>ヘッジ会計の方法</u> 同左</p> <p><u>消費税等の会計処理</u> 同左</p>

会計処理の変更

平成21年度	平成22年度
	<p>資産除去債務に関する会計基準 当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日公表分）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日公表分）を適用しております。 これによる当年度の財務諸表に与える影響は軽微です。</p>

表示方法の変更

平成21年度	平成22年度
	<p><u>貸借対照表</u></p> <p>前年度まで区分掲記しておりました「未着商品」（当年度66,204百万円）については、当年度より「商品」に含めて表示しております。</p> <p>前年度まで「その他の流動資産」に含めて表示しておりました「デリバティブ債権」は、資産の合計額の100分の1を超えたため、当年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、前年度の「デリバティブ債権」の金額は、27,840百万円です。</p>

注記事項
(貸借対照表関係)

平成21年度	平成22年度																																																				
<p><u>関係会社に関する項目</u></p> <p>※1 勘定科目を区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産及び負債は次のとおりです。</p> <p>(1)資産</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>725百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>301,075 "</td> </tr> <tr> <td>貸付け商品</td> <td>74,370 "</td> </tr> <tr> <td>その他関係会社に対する資産合計</td> <td>65,962 "</td> </tr> </table> <p>(2)負債</p> <table> <tr> <td>支払手形</td> <td>5,638百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>146,729 "</td> </tr> </table> <p><u>賃貸業用固定資産</u></p> <p>※2 有形固定資産のうち、リース用に供しているものです。</p> <p><u>貸付け商品及び預り商品</u></p> <p>※3 消費寄託契約に基づく貸付け金地金等及び預り金地金等です。</p> <p><u>固定化営業債権</u></p> <p>※4 財務諸表等規則第32条第1項第10号の債権です。これらの債権の担保等による回収見込額は合計238百万円です。</p> <p><u>担保に供している資産及び担保に係る主な債務</u></p> <p>※5 (1)担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>8,358百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>123 "</td> </tr> <tr> <td>その他の流動資産</td> <td>1 "</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>4,587 "</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>40,333 "</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td>19 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53,424百万円</td> </tr> </table> <p>(2)担保に係る主な債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>4,660百万円</td> </tr> </table>	受取手形	725百万円	売掛金	301,075 "	貸付け商品	74,370 "	その他関係会社に対する資産合計	65,962 "	支払手形	5,638百万円	買掛金	146,729 "	売掛金	8,358百万円	有価証券	123 "	その他の流動資産	1 "	投資有価証券	4,587 "	関係会社株式	40,333 "	長期貸付金	19 "	計	53,424百万円	長期借入金	4,660百万円	<p><u>関係会社に関する項目</u></p> <p>※1 勘定科目を区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産及び負債は次のとおりです。</p> <p>(1)資産</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>237百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>289,955 "</td> </tr> <tr> <td>その他関係会社に対する資産合計</td> <td>122,085 "</td> </tr> </table> <p>(2)負債</p> <table> <tr> <td>支払手形</td> <td>7,067百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>159,832 "</td> </tr> </table> <p><u>賃貸業用固定資産</u></p> <p>※2 有形固定資産のうち、リース用に供しているものです。</p> <p><u>貸付け商品及び預り商品</u></p> <p>※3 消費寄託契約に基づく貸付け金地金等及び預り金地金等です。</p> <p><u>固定化営業債権</u></p> <p>※4 財務諸表等規則第32条第1項第10号の債権です。これらの債権の担保等による回収見込額は合計120百万円です。</p> <p><u>担保に供している資産及び担保に係る主な債務</u></p> <p>※5 (1)担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>181百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>101 "</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>5,298 "</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>39,892 "</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td>39 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45,512百万円</td> </tr> </table> <p>(2)担保に係る主な債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>170百万円</td> </tr> </table>	受取手形	237百万円	売掛金	289,955 "	その他関係会社に対する資産合計	122,085 "	支払手形	7,067百万円	買掛金	159,832 "	売掛金	181百万円	有価証券	101 "	投資有価証券	5,298 "	関係会社株式	39,892 "	長期貸付金	39 "	計	45,512百万円	長期借入金	170百万円
受取手形	725百万円																																																				
売掛金	301,075 "																																																				
貸付け商品	74,370 "																																																				
その他関係会社に対する資産合計	65,962 "																																																				
支払手形	5,638百万円																																																				
買掛金	146,729 "																																																				
売掛金	8,358百万円																																																				
有価証券	123 "																																																				
その他の流動資産	1 "																																																				
投資有価証券	4,587 "																																																				
関係会社株式	40,333 "																																																				
長期貸付金	19 "																																																				
計	53,424百万円																																																				
長期借入金	4,660百万円																																																				
受取手形	237百万円																																																				
売掛金	289,955 "																																																				
その他関係会社に対する資産合計	122,085 "																																																				
支払手形	7,067百万円																																																				
買掛金	159,832 "																																																				
売掛金	181百万円																																																				
有価証券	101 "																																																				
投資有価証券	5,298 "																																																				
関係会社株式	39,892 "																																																				
長期貸付金	39 "																																																				
計	45,512百万円																																																				
長期借入金	170百万円																																																				

平成21年度		平成22年度			
<u>保証債務</u>		<u>保証債務</u>			
(1)取引先の銀行借入等に対する保証		(1)取引先の銀行借入等に対する保証			
	百万円		百万円		
関係会社	PETRO-DIAMOND COMPANY	73,210	関係会社	PETRO-DIAMOND COMPANY	109,906
"	MCE BANK	63,147	"	DIPO STAR FINANCE	85,598
"	DIAMOND GAS SAKHALIN	62,626	"	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	65,517
"	DIPO STAR FINANCE	53,391	"	MCE BANK	58,649
"	TRILAND METALS	28,114	"	TRILAND METALS	39,219
"	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	26,437	"	PETRO-DIAMOND SINGAPORE	32,571
"	GUARANTEE SERVICES	25,399	"	三菱商事ユニメタルズ	28,438
"	小名浜石油	24,750	"	三菱商事ファッション	27,233
"	PETRO-DIAMOND SINGAPORE	20,936	"	MC AUTOMOBILE (EUROPE)	24,626
"	TRILAND USA	20,264	"	小名浜石油	23,780
"	三菱商事軽金属販売	18,945	"	GUARANTEE SERVICES	22,699
"	シナリバー・アビエーション・ ファイナンス	18,865	"	CORDOVA GAS RESOURCES	21,416
"	PETRO-DIAMOND RISK MANAGEMENT	18,000	"	MCAP EUROPE	18,683
"	三菱商事石油	17,678	"	東洋冷蔵	17,900
"	レンタルのニッケン	16,123	"	ALPAC FOREST PRODUCTS	17,426
"	THAI AUTO SALES	15,678	"	シナリバー・アビエーション・ ファイナンス	15,895
"	東洋冷蔵	15,300	"	KANGEAN FINANCE COMPANY	15,845
"	ティー・アール・エム・エアク ラフト・リーシング	14,108	"	JECO 2	14,984
"	MC AUTOMOBILE (EUROPE)	13,227	"	TRILAND USA	14,166
"	DIAMOND CAMELLIA	12,821	"	レンタルのニッケン	14,056
"	MAC FUNDING	12,572	"	TRI PETCH ISUZU LEASING CO.	13,599
"	KANGEAN FINANCE COMPANY	12,558	"	DIAMOND CAMELLIA	12,270
"	ポートサウス・エアクラフト・ リーシング	11,007	"	DIAMOND TANKER	11,975
"	DIAMOND TANKER	10,590	"	AGREX	11,894
"	AGREX	10,019	"	MCX DUNLIN (UK)	11,359
CARBOELECTRICA DIAMANTE	34,156		"	三菱商事プラスチック	11,201
HSBC BANK USA	31,109		"	ティー・アール・エム・エアク ラフト・リーシング	11,085
昭和四日市石油	10,776		HSBC BANK USA	26,851	
ROLF IMPORT	10,595		その他	296,277	
その他	292,241		計	1,075,132	
計	994,658				

平成21年度	平成22年度
<p>(2)現地法人の銀行借入等に対する保証 1,012百万円 保証類似行為についても上記に含めて開示しております。 尚、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社及び MITSUBISHI CORPORATION FINANCEの商業・ペーパー の発行等に関連して、親会社として両社の債務支払いを 保証するものではありませんが、純資産が取り決めている 一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資 産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキー プウェル・アグリーメントを両社と締結し、これを金融機 関などに対して差し入れております。 ただし、当年度末において、両社は純資産を一定額以上に 保っており、また流動資産の不足も発生しておりません。 <u>受取手形割引高及び裏書譲渡高</u> ※6 受取手形割引高 52,627百万円</p>	<p>(2)現地法人の銀行借入等に対する保証 2,305百万円 保証類似行為についても上記に含めて開示しております。 尚、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社及び MITSUBISHI CORPORATION FINANCEの商業・ペーパー の発行等に関連して、親会社として両社の債務支払いを 保証するものではありませんが、純資産が取り決めている 一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資 産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキー プウェル・アグリーメントを両社と締結し、これを金融機 関などに対して差し入れております。 ただし、当年度末において、両社は純資産を一定額以上に 保っており、また流動資産の不足も発生しておりません。 <u>受取手形割引高及び裏書譲渡高</u> ※6 受取手形割引高 48,560百万円</p>

(損益計算書関係)

平成21年度	平成22年度																																																																																						
<p><u>関係会社に関する項目</u></p> <p>※1 関係会社との取引に係る収益及び費用は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>仕入高</td> <td>1,885,960百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td>308,736百万円</td> </tr> </table> <p><u>売上原価</u></p> <p>※2 「商品期首たな卸高」「当期商品仕入高」「商品期末たな卸高」には夫々「販売用不動産」を含んでいるほか、保管料、発送荷造費及び運賃等の販売諸掛等を含んでおります。</p> <p><u>たな卸資産の簿価切下げ</u></p> <p>※3 収益性の低下に伴うたな卸資産評価減の戻し入れ額6,396百万円が含まれております。</p> <p><u>販売費及び一般管理費</u></p> <p>※4 販売費及び一般管理費の内訳及び金額は次のとおりです。なお、販売費及び一般管理費の合計額に占める販売費に属する費用のおおよその割合は65%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は35%です。</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>523百万円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>1,627 "</td> </tr> <tr> <td>執行役員報酬</td> <td>1,332 "</td> </tr> <tr> <td>従業員給与</td> <td>44,722 "</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与</td> <td>36,255 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>27,147 "</td> </tr> <tr> <td>福利費</td> <td>9,625 "</td> </tr> <tr> <td>地代及び家賃</td> <td>10,181 "</td> </tr> <tr> <td>事務所ほか設備費</td> <td>9,567 "</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>10,164 "</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td>2,929 "</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>1,212 "</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>21,788 "</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>20,709 "</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>2,046 "</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>1,105 "</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>1,300 "</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>11,803 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>214,044 "</td> </tr> </table> <p>減価償却費は、その内容に応じて、「事務所ほか設備費」等に含めて表示しております。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費の総額は附属明細表の有形固定資産等明細表の脚注に記載のとおりです。</p> <p><u>研究開発費</u></p> <p>※5 商品売上原価及び一般管理費に含まれる研究開発費739百万円</p>	仕入高	1,885,960百万円	受取配当金	308,736百万円	貸倒引当金繰入額	523百万円	役員報酬	1,627 "	執行役員報酬	1,332 "	従業員給与	44,722 "	従業員賞与	36,255 "	退職給付費用	27,147 "	福利費	9,625 "	地代及び家賃	10,181 "	事務所ほか設備費	9,567 "	旅費交通費	10,164 "	交際費	2,929 "	通信費	1,212 "	事務費	21,788 "	業務委託費	20,709 "	租税公課	2,046 "	広告宣伝費	1,105 "	寄付金	1,300 "	雑費	11,803 "	計	214,044 "	<p><u>関係会社に関する項目</u></p> <p>※1 関係会社との取引に係る収益及び費用は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>売上高</td> <td>1,901,323百万円</td> </tr> <tr> <td>仕入高</td> <td>2,056,701百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td>282,752百万円</td> </tr> </table> <p><u>売上原価</u></p> <p>※2 「商品期首たな卸高」「当期商品仕入高」「商品期末たな卸高」には夫々「販売用不動産」を含んでいるほか、保管料、発送荷造費及び運賃等の販売諸掛等を含んでおります。</p> <p><u>たな卸資産の簿価切下げ</u></p> <p>※3 収益性の低下に伴うたな卸資産評価減の戻し入れ額876百万円が含まれております。</p> <p><u>販売費及び一般管理費</u></p> <p>※4 販売費及び一般管理費の内訳及び金額は次のとおりです。なお、販売費及び一般管理費の合計額に占める販売費に属する費用のおおよその割合は65%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は35%です。</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1,474百万円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>1,411 "</td> </tr> <tr> <td>執行役員報酬</td> <td>1,408 "</td> </tr> <tr> <td>従業員給与</td> <td>44,399 "</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与</td> <td>37,425 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>23,201 "</td> </tr> <tr> <td>福利費</td> <td>9,423 "</td> </tr> <tr> <td>地代及び家賃</td> <td>7,282 "</td> </tr> <tr> <td>事務所ほか設備費</td> <td>9,880 "</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>11,551 "</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td>3,035 "</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>1,184 "</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>19,599 "</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>21,551 "</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>1,963 "</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>1,121 "</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>3,285 "</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>10,890 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>210,090 "</td> </tr> </table> <p>減価償却費は、その内容に応じて、「事務所ほか設備費」等に含めて表示しております。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費の総額は附属明細表の有形固定資産等明細表の脚注に記載のとおりです。</p> <p><u>研究開発費</u></p> <p>※5 商品売上原価及び一般管理費に含まれる研究開発費856百万円</p>	売上高	1,901,323百万円	仕入高	2,056,701百万円	受取配当金	282,752百万円	貸倒引当金繰入額	1,474百万円	役員報酬	1,411 "	執行役員報酬	1,408 "	従業員給与	44,399 "	従業員賞与	37,425 "	退職給付費用	23,201 "	福利費	9,423 "	地代及び家賃	7,282 "	事務所ほか設備費	9,880 "	旅費交通費	11,551 "	交際費	3,035 "	通信費	1,184 "	事務費	19,599 "	業務委託費	21,551 "	租税公課	1,963 "	広告宣伝費	1,121 "	寄付金	3,285 "	雑費	10,890 "	計	210,090 "
仕入高	1,885,960百万円																																																																																						
受取配当金	308,736百万円																																																																																						
貸倒引当金繰入額	523百万円																																																																																						
役員報酬	1,627 "																																																																																						
執行役員報酬	1,332 "																																																																																						
従業員給与	44,722 "																																																																																						
従業員賞与	36,255 "																																																																																						
退職給付費用	27,147 "																																																																																						
福利費	9,625 "																																																																																						
地代及び家賃	10,181 "																																																																																						
事務所ほか設備費	9,567 "																																																																																						
旅費交通費	10,164 "																																																																																						
交際費	2,929 "																																																																																						
通信費	1,212 "																																																																																						
事務費	21,788 "																																																																																						
業務委託費	20,709 "																																																																																						
租税公課	2,046 "																																																																																						
広告宣伝費	1,105 "																																																																																						
寄付金	1,300 "																																																																																						
雑費	11,803 "																																																																																						
計	214,044 "																																																																																						
売上高	1,901,323百万円																																																																																						
仕入高	2,056,701百万円																																																																																						
受取配当金	282,752百万円																																																																																						
貸倒引当金繰入額	1,474百万円																																																																																						
役員報酬	1,411 "																																																																																						
執行役員報酬	1,408 "																																																																																						
従業員給与	44,399 "																																																																																						
従業員賞与	37,425 "																																																																																						
退職給付費用	23,201 "																																																																																						
福利費	9,423 "																																																																																						
地代及び家賃	7,282 "																																																																																						
事務所ほか設備費	9,880 "																																																																																						
旅費交通費	11,551 "																																																																																						
交際費	3,035 "																																																																																						
通信費	1,184 "																																																																																						
事務費	19,599 "																																																																																						
業務委託費	21,551 "																																																																																						
租税公課	1,963 "																																																																																						
広告宣伝費	1,121 "																																																																																						
寄付金	3,285 "																																																																																						
雑費	10,890 "																																																																																						
計	210,090 "																																																																																						

平成21年度				平成22年度			
固定資産売却益及び売却損の内訳				固定資産売却益及び売却損の内訳			
※6				※6			
売却益（百万円）		売却損（百万円）		売却益（百万円）		売却損（百万円）	
車両	12	ソフトウェア	118	車両	41	ソフトウェア	45
建物	7	建物	16	土地	22	機械及び装置	25
ソフトウェアほか	7	電話加入権ほか	7	ソフトウェアほか	30	建物ほか	17
合計	26	合計	141	合計	93	合計	88
固定資産除却損の内訳				固定資産除却損の内訳			
※7 建物 91百万円				※7 鉱業権 415百万円			
器具及び備品 42 "				建物 130 "			
ソフトウェアほか 119 "				構築物ほか 76 "			
合計 252 "				合計 622 "			

(株主資本等変動計算書関係)

平成21年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前年度末株式数 (株)	当年度増加株式数 (株)	当年度減少株式数 (株)	当年度末株式数 (株)
普通株式	52,916,114	9,860	1,059	52,924,915
合計	52,916,114	9,860	1,059	52,924,915

(注) 普通株式の自己株式数の当期増加9,860株は単元未満株式の買取り、当期減少1,059株は単元未満株式の売渡しによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	26,290百万円	16円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	27,936百万円	17円	平成21年9月30日	平成21年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	34,519百万円	利益剰余金	21円	平成22年3月31日	平成22年6月25日

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前年度末株式数 (株)	当年度増加株式数 (株)	当年度減少株式数 (株)	当年度末株式数 (株)
普通株式	52,924,915	9,331	463	52,933,783
合計	52,924,915	9,331	463	52,933,783

(注) 普通株式の自己株式数の当期増加9,331株は単元未満株式の買取り、当期減少463株は単元未満株式の売渡しによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	34,519百万円	21円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	42,743百万円	26円	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	64,129百万円	利益剰余金	39円	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(リース取引関係)

平成21年度	平成22年度
ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引
1. 借手側	1. 借手側
(ア) リース資産の内容	(ア) リース資産の内容
有形固定資産	有形固定資産
主として、器具及び備品であります。	同左
(イ) リース資産の減価償却の方法	(イ) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。	同左
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。	同左
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（百万円）	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（百万円）
① 機械及び装置	① 機械及び装置
取得価額相当額 124	取得価額相当額 88
減価償却累計額相当額 62	減価償却累計額相当額 51
期末残高相当額 62	期末残高相当額 37
② 器具及び備品	② 器具及び備品
取得価額相当額 335	取得価額相当額 300
減価償却累計額相当額 258	減価償却累計額相当額 279
期末残高相当額 77	期末残高相当額 21
③ その他	③ その他
取得価額相当額 438	取得価額相当額 349
減価償却累計額相当額 237	減価償却累計額相当額 233
期末残高相当額 201	期末残高相当額 116
合計（①～③）	合計（①～③）
取得価額相当額 897	取得価額相当額 737
減価償却累計額相当額 557	減価償却累計額相当額 563
期末残高相当額 340	期末残高相当額 174
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	同左
(2) 未経過リース料期末残高相当額（百万円）	(2) 未経過リース料期末残高相当額（百万円）
1年内 161	1年内 78
1年超 182	1年超 96
合計 343	合計 174
(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	同左
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額（百万円）	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額（百万円）
① 支払リース料 156	① 支払リース料 96
② 減価償却費相当額 156	② 減価償却費相当額 96
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左

平成21年度	平成22年度																														
<p>2. 貸手側</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額（百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高額及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側</p> <p>未経過リース料（百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">22,088</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">107,496</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">129,584</td> </tr> </table> <p>2. 貸手側</p> <p>未経過リース料（百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,334</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">12,376</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,710</td> </tr> </table>	1年内	3	1年超	—	合計	3	1年内	22,088	1年超	107,496	合計	129,584	1年内	3,334	1年超	12,376	合計	15,710	<p>2. 貸手側</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側</p> <p>未経過リース料（百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">22,693</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">89,369</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">112,062</td> </tr> </table> <p>2. 貸手側</p> <p>未経過リース料（百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,624</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,692</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,316</td> </tr> </table>	1年内	22,693	1年超	89,369	合計	112,062	1年内	3,624	1年超	8,692	合計	12,316
1年内	3																														
1年超	—																														
合計	3																														
1年内	22,088																														
1年超	107,496																														
合計	129,584																														
1年内	3,334																														
1年超	12,376																														
合計	15,710																														
1年内	22,693																														
1年超	89,369																														
合計	112,062																														
1年内	3,624																														
1年超	8,692																														
合計	12,316																														

(有価証券関係)

平成21年度

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,870	99,222	57,352
関連会社株式	312,198	396,018	83,820
合計	354,068	495,240	141,172

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,016,337
関連会社株式	281,827

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社及び関連会社株式」には含めておりません。

平成22年度

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,870	89,201	47,331
関連会社株式	310,159	373,078	62,919
合計	352,029	462,279	110,250

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	992,051
関連会社株式	303,675

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

平成21年度		平成22年度	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(百万円)	繰延税金資産	(百万円)
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,351	貸倒引当金損金算入限度超過額	4,737
未払費用	11,404	未払費用	12,510
投資有価証券評価損	136,503	投資有価証券評価損	108,716
販売用不動産評価減及び固定資産減損	2,445	販売用不動産評価減及び固定資産減損	1,969
その他	8,035	繰越欠損金	15,993
	小計	その他	9,328
	166,738		小計
評価性引当額	△758		153,253
繰延税金資産合計	165,980	評価性引当額	△6,362
繰延税金負債		繰延税金資産合計	146,891
退職給付関連費用	△14,434	繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△6,822	退職給付関連費用	△15,095
その他有価証券評価差額金	△190,404	圧縮記帳積立金	△6,822
その他	△10,388	その他有価証券評価差額金	△168,944
	繰延税金負債合計	その他	△14,403
	△222,048		繰延税金負債合計
繰延税金資産(負債)の純額	△56,069		△205,264
	流動資産	繰延税金資産(負債)の純額	△58,373
	24,942		流動資産
	固定負債		24,235
	△81,011		固定負債
			△82,609
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	41%	法定実効税率	41%
(調整)		(調整)	
税務上の損金不算入額	0.7%	税務上の損金不算入額	0.8%
受取配当金	△49.5%	受取配当金	△37.1%
外国税額	1.7%	外国税額	1.9%
その他	0.4%	評価性引当額	1.9%
	繰延税金資産(負債)の純額	その他	2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5%

(1株当たり情報)

平成21年度		平成22年度	
1株当たり純資産額	1,003.55円	1株当たり純資産額	1,102.09円
1株当たり当期純利益	156.30円	1株当たり当期純利益	160.82円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	155.94円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	160.39円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	平成21年度	平成22年度
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	256,840	264,372
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	256,840	264,372
期中平均株式数(株)	1,643,301,452	1,643,932,578
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,775,034	4,371,508
(うち転換社債型新株予約権付社債)	(803,872)	(761,784)
(うち新株予約権)	(2,971,162)	(3,609,724)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

平成21年度	平成22年度
—	<p>自己株式の消却</p> <p>平成23年5月10日開催の取締役会において、資本効率を意識した経営を今後一段と強化・推進していくための取り組みの一環として45百万株の自己株式を消却することが決議されました。この消却手続は平成23年5月31日に完了しております。</p>

④ 附属明細表

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）貸借対照表及び損益計算書に係る附属明細表は次のとおりです。

有価証券明細表
株式

有価証券		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
	売買目的有価証券	海外1銘柄	103,874	1,094
		小計	103,874	1,094
投資有価証券	その他有価証券	国内		
		(鉱業)		
		国際石油開発帝石	134,500	84,869
		日本アマゾンアルミニウム	6,318,000	3,243
		(食料品)		
		日清食品ホールディングス	7,800,028	22,869
		キリンホールディングス	11,180,473	12,220
		山崎製パン	9,849,655	9,544
		日清製粉グループ本社	6,982,250	6,695
		永谷園	4,169,996	3,627
		(パルプ・紙)		
		特種東海製紙	13,800,000	2,511
		トーモク	8,435,594	2,226
		(化学)		
		信越化学工業	1,634,292	6,757
		中国塗料	3,901,000	2,718
		日本化成	12,750,000	2,205
		(石油・石炭製品)		
		J Xホールディングス	48,882,792	27,374
		(ゴム製品)		
		東洋ゴム工業	12,870,500	2,625
(ガラス・土石製品)				
旭硝子	3,312,551	3,464		
東海カーボン	5,844,990	2,419		
(鉄鋼)				
新日本製鐵	39,637,533	10,543		
大太平洋金属	15,955,961	9,812		
ジェイ エフ イー ホールディングス	3,313,787	8,065		
(非鉄金属)				
三菱マテリアル	14,435,933	4,070		
フルヤ金属	729,088	3,499		
東邦亜鉛	5,515,750	2,140		
(機械)				
三菱重工業	26,615,000	10,166		

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	(輸送用機器)		
		三菱自動車工業	774,768,703	79,026
		三菱自動車工業 優先株	66,654	38,356
		いすゞ自動車	156,487,881	51,484
		三菱航空機	1,000	10,000
		(その他製品)		
		岡村製作所	9,163,735	4,288
		アシックス	2,564,947	2,852
		三菱原子燃料	78,472	2,393
		(電気・ガス業)		
		東京ガス	27,959,004	10,624
		東邦ガス	11,361,076	4,873
		関西電力	1,260,753	2,283
		(海運業)		
		日本郵船	7,199,300	2,339
		(倉庫・運輸関連業)		
		三菱倉庫	3,205,412	2,981
		(卸売業)		
		加藤産業	1,787,363	2,564
		(小売業)		
		イオン	40,422,174	38,966
		良品計画	1,078,300	3,682
		(銀行業)		
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	18,286,000	7,021
		イオン銀行	60,000	3,000
		(保険業)		
		東京海上ホールディングス	4,571,500	10,167
(不動産業)				
三菱地所	10,489,077	14,758		
(サービス業)				
三菱総合研究所	1,213,876	2,057		
その他539銘柄	209,198,285	111,157		
国内計	1,545,293,185	648,556		

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	海外 (アジア)		
		AYALA	52,564,618	39,037
		POHANG IRON & STEEL	880,587	33,663
		LIANHUA SUPERMARKET HOLDINGS	41,900,000	13,961
		CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	141,483,000	13,206
		THAI UNION FROZEN PRODUCTS	72,446,900	9,164
		統一企業	66,109,313	7,513
		MANILA WATER	169,000,000	5,923
		CHINA MOTOR	66,404,796	4,503
		CHINA SHENHUA ENERGY	10,378,500	4,067
		XIAMEN TUNGSTEN	4,227,600	2,761
		SAHA PATHANA INTER HOLDINGS	40,441,100	2,157
		(南米)		
		CAP	28,805,943	113,610
		INVERCAP	3,452,450	3,345
		その他 178銘柄	655,997,435	58,769
		海外計	1,354,092,242	311,686
小計	2,899,385,427	960,243		
計	2,899,489,301	961,337		

債券

銘柄		券面総額	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	満期保有 目的の債券	国債 1 銘柄	—	101
		小計	—	101
	その他有価証券	みずほ証券 コマーシャルペーパー	7,000百万円	6,999
		CREDIT AGRICOLE (LONDON) 社債	40,000千米ドル	3,325
		みずほコーポレート銀行 社債	2,900百万円	2,924
		BANK OF AMERICA 社債	30,000千米ドル	2,493
		CREDIT SUISSE (USA) 社債	25,000千米ドル	2,079
		WELLS FARGO 社債	25,000千米ドル	2,075
その他社債 3 銘柄	—	2,525		
小計	—	22,425		
投資有価証券	満期保有 目的の債券	産業ファンド	8,000百万円	8,000
		その他 2 銘柄	—	65
		小計	—	8,065
	その他有価証券	BNP PARIBAS 社債 (2015年9月17日満期)	3,000百万円	2,991
		みずほコーポレート銀行 社債 (2014年10月16日満期)	2,100百万円	2,117
		その他社債 4 銘柄	—	3,823
小計	—	8,933		
計		—	39,524	

その他

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	売買目的有価証券	(証券投資信託受益証券) 米ドル建受益証券 2 銘柄	—	4,690
		小計	—	4,690
	その他有価証券	(譲渡性預金) 大阪府信用農業共同組合連合会	—	50,000
		山口銀行	—	50,000
		肥後銀行	—	5,000
		小計	—	105,000
投資有価証券	その他有価証券	(不動産投資信託受益証券) 日本リートファンド	35,900	4,674
		産業ファンド	9,600	3,955
		(金銭信託受益証券) 円建受益証券 1 銘柄	—	2,000
		(投資事業有限責任組合契約に基づく権利) 国内 8 銘柄	—	877
		海外 1 銘柄	—	574
		(任意組合契約に基づく権利) 国内 2 銘柄	—	19
		(匿名組合契約や外国法令に基づく契約に 基づく権利) トリニティヘルスケアファンド	—	2,312
		その他国内 7 銘柄	—	3,964
		その他海外 8 銘柄	—	2,695
		小計	—	21,072
		計	—	130,762

有形固定資産等明細表

資産の種類	前年度末残高 (百万円)	当年度増加額 (百万円)	当年度減少額 (百万円)	当年度末残高 (百万円)	減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当年度償却額 (百万円)	差引当年度末残高 (百万円)
有形固定資産							
貸貸業用固定資産	237	295	16	516	147	84	368
建物	59,190	688	1,092	58,786	25,226	2,682	33,559
構築物	39,338	494	1,375	38,457	31,126	741	7,330
機械及び装置	11,084	1,899	2,214	10,769	8,810	481	1,959
船舶	53	—	27	25	20	6	4
車両運搬具	1,795	415	383	1,827	1,259	283	568
工具、器具及び備品	6,554	2,205	392	8,366	5,163	900	3,202
土地	91,492	102	105	91,490	—	—	91,490
建設仮勘定	1,426	2,896	1,729	2,594	—	—	2,594
有形固定資産計	211,173	8,997	7,337	212,832	71,756	5,179	141,076
無形固定資産							
借地権	—	—	—	315	—	—	315
商標権	—	—	—	6	2	0	4
ソフトウェア	—	—	—	39,744	20,834	7,140	18,910
その他	—	—	—	8,265	373	74	7,891
無形固定資産計	—	—	—	48,331	21,210	7,215	27,121
長期前払費用	72,870	3,767	602	76,035	1,369	217	74,666
繰延資産							
社債発行費	1,787	464	—	2,251	745	333	1,506
繰延資産計	1,787	464	—	2,251	745	333	1,506

- (注) 1. 無形固定資産の金額は、資産の総額の1%以下であるため、「前年度末残高」、「当年度増加額」及び「当年度減少額」の記載を省略しております。
2. 当年度償却額 12,947百万円（有形固定資産 5,179百万円、無形固定資産 7,215百万円、長期前払費用 217百万円、繰延資産 333百万円）の配賦区分は次の通りです。

(1) 売上原価	2,182百万円	(固定資産減価償却額 2,071百万円、長期前払費用償却額 111百万円)
(2) 販売費及び一般管理費	10,431百万円	(固定資産減価償却額 10,324百万円、長期前払費用償却額 106百万円)
(3) 営業外費用	333百万円	(繰延資産償却額 333百万円)
合計	12,947百万円	(固定資産減価償却額 12,395百万円、長期前払費用償却額 217百万円、繰延資産償却額 333百万円)

引当金明細表

区分	前年度末残高 (百万円)	当年度増加額 (百万円)	当年度減少額 (目的使用) (百万円)	当年度減少額 (その他) (百万円)	当年度末残高 (百万円)
貸倒引当金	27,647	1,618	12,816	481	15,969
役員賞与引当金	200	166	200	—	166
役員退職慰労引当金	2,870	—	73	—	2,796
債務保証損失引当金	4,605	138	2,042	—	2,701
特別修繕引当金	621	73	156	—	537

(注) 貸倒引当金の当年度減少額欄のうち、その他欄に記載した金額は、個別引当を行っていない一般債権の貸倒実績率の洗替え等による取崩額です。

(2) 主な資産及び負債の内容

平成23年3月31日現在の主な資産及び負債の内容は次のとおりです。

①流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	
手許現在高	88
預金	
当座預金	195,162
定期預金	539,028
その他の預金	5,338
小計	739,529
合計	739,618

b. 受取手形

(相手先別内訳)

主な相手先	金額（百万円）
PHILLIPS CARBON BLACK	5,083
THAI ACRYLIC FIBRE	3,424
CHONGQING PENGWEI PETROCHEMICAL	2,453
SUZHOU HUASU PLASTIC	2,250
WUXI XINGDA NEW FOAM PLASTICS MATERIALS	2,071
その他	61,104
合計	76,387

(期日別内訳)

期日	4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月以降	合計
金額 (百万円)	28,774	19,983	15,415	5,201	5,768	794	449	76,387

c. 売掛金
(相手先別内訳)

主な相手先	金額 (百万円)
菱食	59,265
加藤産業	19,139
KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS	18,056
日立建機 (中国)	17,922
インド三菱商事	17,608
その他	787,130
合計	919,122

(発生回収状況)

期首残高 (百万円)	当期売上高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)
967,309	8,980,555	9,028,742	919,122	90.8

(注) 1. 算出方法：回収率＝当期回収高÷(期首残高＋当期売上高)

2. 当期売上高には消費税等を含めておりません。

(回転率)

売掛金残高			当期売上高 (百万円)	回転率 (回)	回転期間 (日)
期首 (百万円)	期末 (百万円)	平均 (百万円)			
967,309	919,122	943,216	8,980,555	9.5	38.3

(注) 1. 算出方法：回転率＝当期売上高÷売掛金残高平均

回転期間＝365÷回転率

2. 当期売上高には消費税等を含めておりません。

d. 商品

区分	金額（百万円）
商品	
新産業金融事業	—
エネルギー事業	34,719
金属	108,719
機械	5,633
化学品	15,794
生活産業	63,619
その他	1,061
商品計	229,547
未着商品	66,204
合計	295,751

(注) 未着商品の内訳は、海外で船積み後本邦あて航海中の商品64,507百万円、及び期末現在受入未済の商品にかかる諸掛1,697百万円です。

e. 販売用不動産

区分	金額（百万円）
土地	12,125
建物	2,531
合計	14,656

上記のうち、土地の地域別内訳は次のとおりです。

地域	面積（平方米）	金額（百万円）
関東	217,664	8,405
近畿ほか	15,496	3,719
合計	233,160	12,125

②固定資産
 関係会社株式
 (相手先別内訳)

主な相手先	金額 (百万円)
ローソン	121,297
DIAMOND GAS SAKHALIN	104,996
米国三菱商事	93,484
メタルワン	90,011
MCX EXPLORATION (USA)	72,784
その他	1,165,181
合計	1,647,755

③流動負債
 a. 支払手形
 (相手先別内訳)

主な相手先	金額 (百万円)
三菱東京UFJ銀行	23,985
ドイツ銀行	9,590
クレディ・アグリコル銀行	8,254
ノヴァ・スコシア銀行	3,853
米国三菱商事	3,385
その他	20,764
合計	69,834

(期日別内訳)

期日	4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月以降	合計
金額 (百万円)	30,282	24,573	8,797	3,376	1,766	906	132	69,834

b. 買掛金
(相手先別内訳)

主な相手先	金額 (百万円)
三菱重工業	47,653
PETRO DIAMOND COMPANY	24,118
三菱自動車工業	24,099
三菱電機	22,435
日立建機	18,178
その他	600,754
合計	737,240

c. コマーシャル・ペーパー
(期日別内訳)

期日	5月中	合計
金額 (百万円)	25,000	25,000

④固定負債

a. 社債
(期日別内訳)

期日	1年超 ～2年以内	2年超 ～3年以内	3年超 ～4年以内	4年超 ～5年以内	5年超	合計
金額 (百万円)	32,000	139,990	60,000	117,591	386,965	736,546

b. 長期借入金
(相手先別内訳)

主な相手先	金額 (百万円)
明治安田生命保険	252,000
日本生命保険	165,000
日本政策投資銀行	144,157
住友生命保険	115,000
国際協力銀行	98,289
その他	1,185,934
合計	1,960,381

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

三菱商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

当第3四半期計算期間の連結財務諸表

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物	4, 8	1, 208, 742	1, 222, 817
定期預金		101, 513	129, 113
短期運用資産	4, 8	42, 641	25, 513
営業債権	6		
受取手形		329, 216	367, 816
売掛金		2, 133, 395	2, 409, 551
短期貸付金等		450, 040	365, 456
関連会社に対する債権		230, 809	221, 826
貸倒引当金	5	△23, 835	△23, 806
棚卸資産		970, 675	959, 956
取引前渡金		164, 937	195, 881
短期繰延税金資産		58, 759	53, 033
その他の流動資産	7, 8	326, 503	272, 527
流動資産合計		<u>5, 993, 395</u>	<u>6, 199, 683</u>
投資及び長期債権			
関連会社に対する投資及び長期債権	8, 13	1, 336, 288	1, 513, 676
その他の投資	4, 6, 8	1, 431, 362	1, 648, 640
長期貸付金及び長期営業債権	6	511, 107	506, 949
貸倒引当金	5	△30, 474	△38, 374
投資及び長期債権合計		<u>3, 248, 283</u>	<u>3, 630, 891</u>
有形固定資産			
有形固定資産	6	2, 978, 616	3, 169, 367
減価償却累計額		△1, 242, 808	△1, 286, 487
有形固定資産合計		<u>1, 735, 808</u>	<u>1, 882, 880</u>
その他の資産	7, 8	295, 289	332, 382
資産合計	13	<u>11, 272, 775</u>	<u>12, 045, 836</u>

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年12月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
短期借入金	6	656,873	750,715
一年以内に期限の到来する長期借入債務	6	468,675	443,672
営業債務			
支払手形		165,481	214,435
買掛金及び未払金		1,879,958	2,191,722
関連会社に対する債務		139,141	147,317
取引前受金		162,733	199,944
未払法人税等		64,290	36,461
未払費用		110,591	92,958
その他の流動負債	7, 8	333,555	303,476
流動負債合計		3,981,297	4,380,700
固定負債			
長期借入債務（一年以内の期限到来分を除く）	6	3,188,749	3,708,269
年金及び退職給付債務		48,657	47,563
長期繰延税金負債		191,894	114,209
その他の固定負債	7, 8	312,233	266,539
固定負債合計		3,741,533	4,136,580
負債合計		7,722,830	8,517,280
契約債務及び偶発債務	15		
株主資本			
資本金（普通株式）		203,598	204,447
授権株式総数	2,500,000,000 株		
発行済株式総数			
前連結会計年度末	1,697,268,271 株		
当第3四半期連結会計期間末	1,653,505,751 株		
資本剰余金		256,501	261,546
利益剰余金		3,139,018	3,263,070
利益準備金		43,670	44,036
その他の利益剰余金		3,095,348	3,219,034
累積その他の包括損益		△214,125	△488,617
未実現有価証券評価益		236,792	150,736
未実現デリバティブ評価損益		24,354	△8,773
確定給付年金調整額		△79,554	△74,461
為替換算調整勘定		△395,717	△556,119
自己株式：			
前連結会計年度末	53,194,481 株	△151,650	△21,433
当第3四半期連結会計期間末	7,637,208 株		
株主資本合計		3,233,342	3,219,013
非支配持分		316,603	309,543
資本合計		3,549,945	3,528,556
負債及び資本合計		11,272,775	12,045,836

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(2) 四半期連結損益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
収益	7, 8, 13		
商品販売及び製造業等による収益		3,387,598	3,658,410
売買取引に係る差損益及び手数料		464,330	465,384
収益合計		3,851,928	4,123,794
(売上高： 前第3四半期連結累計期間：14,384,392百万円 当第3四半期連結累計期間：15,169,661百万円)	1, 13		
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	7, 8	△2,957,860	△3,254,524
売上総利益	13	894,068	869,270
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	10	△615,691	△632,016
貸倒引当金繰入額	5	△7,455	△4,301
支払利息：下記受取利息差引後 前第3四半期連結累計期間：24,435百万円 当第3四半期連結累計期間：28,540百万円	7	△5,666	△1,493
受取配当金		82,535	87,506
有価証券損益	3, 4, 7, 8	41,261	2,932
固定資産損益		139	△1,354
その他の損益－純額	3, 7	32,364	48,764
その他の収益・費用合計		△472,513	△499,962
法人税等及び持分法による投資損益前利益		421,555	369,308
法人税等		△161,984	△128,027
持分法による投資損益前利益		259,571	241,281
持分法による投資損益	13	129,793	149,515
非支配持分控除前四半期純利益		389,364	390,796
非支配持分に帰属する四半期純利益		△27,214	△20,602
当社株主に帰属する四半期純利益		362,150	370,194
1株当たり四半期純利益：	12		
当社株主に帰属する四半期純利益			
基本的		220.34円	225.01円
潜在株式調整後		219.76円	224.50円

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

第3四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
収益	7, 8, 13		
商品販売及び製造業等による収益		1, 141, 773	1, 290, 652
売買取引に係る差損益及び手数料		158, 336	157, 097
収益合計		1, 300, 109	1, 447, 749
(売上高： 前第3四半期連結会計期間：4, 803, 269 百万円 当第3四半期連結会計期間：5, 160, 587 百万円)	1, 13		
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	7, 8	△1, 016, 357	△1, 167, 177
売上総利益	13	283, 752	280, 572
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	10	△207, 320	△214, 004
貸倒引当金繰入額	5	△4, 895	△2, 221
支払利息：下記受取利息差引後 前第3四半期連結会計期間：7, 899 百万円 当第3四半期連結会計期間：10, 310 百万円	7	△1, 679	△165
受取配当金		21, 391	26, 756
有価証券損益	3, 4, 7, 8	63	9, 632
固定資産損益		1, 153	△21
その他の損益－純額	3, 7	15, 064	10, 322
その他の収益・費用合計		△176, 223	△169, 701
法人税等及び持分法による投資損益前利益		107, 529	110, 871
法人税等		△54, 177	△32, 725
持分法による投資損益前利益		53, 352	78, 146
持分法による投資損益	13	48, 902	51, 318
非支配持分控除前四半期純利益		102, 254	129, 464
非支配持分に帰属する四半期純利益		△8, 908	△5, 885
当社株主に帰属する四半期純利益		93, 346	123, 579
1株当たり四半期純利益：	12		
当社株主に帰属する四半期純利益			
基本的		56.79 円	75.09 円
潜在株式調整後		56.63 円	74.93 円

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(3) 四半期連結包括損益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
非支配持分控除前四半期純利益		389,364	390,796
その他の包括損益－税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	4,11	△17,394	△90,835
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	7,11	11,056	△33,534
確定給付年金調整額期中変動額	11	4,760	5,205
為替換算調整勘定期中変動額	11	△119,889	△168,461
その他の包括損益合計		△121,467	△287,625
非支配持分控除前四半期包括損益		267,897	103,171
非支配持分に帰属する四半期包括損益		△16,978	△7,469
当社株主に帰属する四半期包括損益		250,919	95,702

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

第3四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
非支配持分控除前四半期純利益		102,254	129,464
その他の包括損益－税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	4,11	32,467	△3,517
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	7,11	6,597	8,304
確定給付年金調整額期中変動額	11	1,465	1,924
為替換算調整勘定期中変動額	11	△16,816	△9,314
その他の包括損益合計		23,713	△2,603
非支配持分控除前四半期包括損益		125,967	126,861
非支配持分に帰属する四半期包括損益		△7,272	△780
当社株主に帰属する四半期包括損益		118,695	126,081

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
非支配持分控除前四半期純利益		389,364	390,796
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整			
減価償却費等		104,632	105,231
貸倒引当金繰入額		7,455	4,301
有価証券損益		△41,261	△2,932
固定資産損益		△139	1,354
持分法による投資損益(受取配当金控除後)		△50,685	△80,327
営業活動に係る資産・負債の増減			
短期運用資産		429	△431
売上債権		△286,085	△334,504
棚卸資産		△162,149	△138,147
仕入債務		258,201	345,368
その他－純額		50,940	71,893
営業活動によるキャッシュ・フロー		270,702	362,602
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産等の取得による支出		△177,063	△305,256
有形固定資産等の売却による収入		35,944	17,348
関連会社等への投資及び貸付による支出		△101,554	△285,087
関連会社等への投資の売却及び貸付金の回収による収入		33,619	103,381
売却可能有価証券及びその他の投資の取得による支出		△231,865	△489,563
売却可能有価証券及びその他の投資の売却及び償還による収入		293,409	128,009
貸付金の実行による支出		△174,394	△164,106
貸付金の回収による収入		173,787	207,988
定期預金の増減－純額		1,368	△30,613
投資活動によるキャッシュ・フロー		△146,749	△817,899
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の増減－純額		104,180	221,867
長期借入債務による調達		326,188	801,507
長期借入債務の返済		△429,153	△409,012
親会社による配当金の支払		△77,261	△116,802
子会社による非支配持分に対する配当金の支払		△18,197	△19,296
非支配持分からの子会社持分追加取得等による支払		△5,809	△844
非支配持分への子会社持分一部売却等による受取		6,122	16,301
ストックオプション行使による新株発行		153	280
自己株式の増減－純額		△16	355
財務活動によるキャッシュ・フロー		△93,793	494,356
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額		△25,291	△24,984
現金及び現金同等物の純増減額		4,869	14,075
現金及び現金同等物の期首残高		1,080,544	1,208,742
現金及び現金同等物の四半期末残高		1,085,413	1,222,817

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

四半期連結財務諸表の作成方法等について

当四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法（以下「米国会計基準」）に基づき作成しております。米国会計基準は、会計基準コーディフィケーション（Accounting Standards Codification、以下「ASC」）に体系化されております。

当社は昭和45年11月に欧州で転換社債を発行する際に、米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示しました。それ以来、広く国内外の投資家、株主、証券アナリスト、報道機関等に米国会計基準に基づく連結財務諸表を継続開示しており、平成元年10月に上場したロンドン証券取引所に対しても同様に米国会計基準に基づく連結財務諸表を開示しております。

また、当社は、米国1933年証券法に基づく様式F-6による登録届出書、及び米国1934年証券取引所法施行規則12g3-2(b)（情報開示の免除申請）に基づき申請を行い、米国預託証券（以下「ADR」）を店頭取引のみ可能な「ADR Level-1」により米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に登録しております。

米国会計基準に準拠して作成した当四半期連結財務諸表と、本邦の四半期連結財務諸表作成基準及び四半期連結財務諸表規則（以下「本邦会計基準」）に準拠して作成した四半期連結財務諸表との主要な相違内容は次のとおりであり、金額的に重要性のある相違については、米国会計基準による「法人税等及び持分法による投資損益前利益」に対する影響額を開示しております。

(1) 四半期連結財務諸表の表示の相違について

a. 営業債権・債務

通常の取引に基づき発生した営業上の債権・債務（ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く）については、本邦会計基準では流動項目として表示しますが、当四半期連結貸借対照表ではその決済期日が貸借対照表日から起算し1年を超えるものを非流動項目として区分表示しております。

b. 鉱業権の表示

鉱業権については、本邦会計基準では無形固定資産として表示しますが、当四半期連結貸借対照表では有形固定資産として表示しております。

c. 収益、売上高及び営業利益

本邦会計基準では「売上高」が表示されますが、当四半期連結損益計算書ではASCサブトピック605-45「収益認識-主たる代理人の報酬」に従った「収益」を表示しており、「売上高」については付記を行っております。

また、本邦会計基準では「営業利益」が表示されますが、当四半期連結損益計算書では「営業利益」を記載しておりません。なお、日本の会計慣行に従った場合に表示される「営業利益」は、前第3四半期連結累計期間では270,922百万円、当第3四半期連結累計期間では232,953百万円となります。

d. 持分法による投資損益

「持分法による投資損益」については、ASCセクション225-10-S99「損益計算書-総論-SECの文献」に基づき、「持分法による投資損益前利益」の後に区分表示しております。

(2) 会計処理基準の相違について

a. 有価証券の評価

有価証券の評価については、ASCサブトピック320-10「投資（負債証券および持分証券）-総論」（以下「ASCサブトピック320-10」）、及び原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引に関する会計処理を定めるASCセクション325-20-30「投資（その他）-原価法投資-初期測定」に基づき損益を認識しております。本会計処理による前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ3,262百万円（損失）及び515百万円（損失）です。

b. 圧縮記帳

有形固定資産の圧縮記帳のうち、直接減額方式で会計処理したものについては、圧縮記帳がなかったものとして処理しております。

c. デリバティブ

デリバティブについては、ASCトピック815「デリバティブ取引およびヘッジ」（以下「ASCトピック815」）に基づき処理しております。これに伴い、公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、損益計上し、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺しております。また、キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」に繰り延べて計上されております。

d. 年金及び退職給付債務

年金費用については、ASCサブトピック715-30「報酬（退職給付）-確定給付年金」に基づき算定された期間純年金費用（清算の会計処理による未認識年金数理計算上の差異の追加償却を含む）を計上しております。本会計処理による前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ2,704百万円（利益）及び3,195百万円（利益）です。

e. 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合における会計処理については、ASCトピック805「企業結合」（以下「ASCトピック805」）に従って、取得法により処理しております。のれんや耐用年数が確定できない無形固定資産及び持分法を適用している関連会社投資に係るのれんについては、ASCトピック350「無形資産（のれんおよびその他）」（以下「ASCトピック350」）に基づき、定期償却を行わず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っていません。

四半期連結財務諸表に対する注記事項

1. 事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項

事業内容

三菱商事株式会社（以下、「当社」）及び国内外の連結子会社（以下、まとめて「連結会社」）は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

四半期連結財務諸表の基本事項

当四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下、「米国会計基準」）に基づき作成しております。連結会社は、それぞれの所在国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を報告していることから、当四半期連結財務諸表の作成にあたっては、米国会計基準に準拠すべく、一定の調整又は組替を加えております。これらの調整又は組替事項は、法定帳簿には記帳されておられません。

当四半期連結損益計算書上に「売上高」を表示しておりますが、これは日本の商社が通常自主的に開示する指標であり、連結会社が契約当事者又は代理人として関与した売買契約の取引額の合計を表すものです。連結会社の役割が仲介人としてのみ限定されている取引は、純額で記録され、「売上高」に含まれております。この「売上高」は、米国会計基準における「収益」を意味するものではなく、米国会計基準における「収益」と同等又はその代用となるものではありません。しかしながら、経営者は、「売上高」の情報は、財務諸表利用者にとって有用であると考えていることから、四半期連結損益計算書上に自主的に開示しております。

2. 重要な会計方針の要約

当第3四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計方針の要約は以下のとおりです。

連結の基本方針並びに子会社、関連会社に対する投資の会計処理

当第3四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接・間接に議決権の過半数を所有する国内外の子会社の各勘定を連結したものです。また、連結会社は、連結会社が主たる受益者となる変動持分事業体についても連結をしております。資産について不可分の持分を所有し、持分に比例して負債を負担する非会社組織の共同事業体について、連結会社は比例連結しております。関連会社（当社が20%以上50%以下の議決権を所有する会社、20%未満であっても重要な影響力を行使しうる会社、コーポレートジョイントベンチャー）に対する投資は持分法を適用しております。持分法を適用している関連会社に対する投資については、価値の下落が一時的なものではないと判断された場合には、減損損失を認識しております。また、議決権の過半数を所有する会社についても、少数株主が通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、持分法を適用しております。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、相殺消去しております。

当第3四半期連結財務諸表の作成に当たり、決算日の異なる一部の連結子会社については9月30日以降で当社の決算日である12月31日までに終了する第3四半期会計期間の財務諸表を用いております。これら子会社の決算日と連結決算日との間に、当第3四半期連結財務諸表を修正又は開示すべき重要な事項はありません。

外貨換算

外貨建財務諸表の項目について、海外子会社及び関連会社の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算調整勘定については、「累積その他の包括損益」に計上しております。また、外貨建債権債務は、決算日の為替レートで円貨に換算し、その結果生じる換算損益は四半期連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しております。

現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、定期預金・コマーシャルペーパー・債券・譲渡性預金を含めております。

市場性のある有価証券及び市場性のない投資

債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は当期の損益として認識）又は売却可能有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は損益に含めず、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上）に分類しております。

非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなる市場性のない投資は公正価値の入手が困難なため、優先株と同じように取得原価（「原価法投資」）で計上しております。市場性のない投資は、四半期連結貸借対照表上の「その他の投資」に含まれております。

計上の区分は、各々の貸借対照表の日付により再評価しております。売却した市場性のある売却可能有価証券の原価については、移動平均法によって決定しております。

連結会社は、市場性のある有価証券及び市場性のない投資について定期的に減損の有無を検討しております。各々の投資の公正価値が投資の帳簿価額を下回り、その下落が一時的なものではないと判断された場合には、公正価値と帳簿価額の差額について、減損損失を認識しております。また、連結会社は、売却可能有価証券と分類される市場性のある株式の公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価額が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来の見通し、予測される市場価額の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の四半期連結損益計算書上に計上されております。

売却可能有価証券と分類される債券に関して公正価値が償却原価を下回る場合において、価値の下落が一時的でないとして判定する要素として、(1)企業が債券を売却する予定がある、(2)公正価値が回復する間に企業が債券を売却する可能性が高い、若しくは(3)毀損額が全額回復の見込みがないこと、が挙げられます。企業に債券を売却する意思がある、若しくは売却を余儀なくされる可能性が高い場合、減損額は損益として認識されます。一方、企業に債券を売却する意思がない、若しくは売却を余儀なくされる可能性が低い中、信用毀損により債券の価値が下落した場合は、減損額は信用毀損部分と信用毀損以外の部分に分けられ、それぞれ損益とその他の包括損益として計上されません。

市場性のない投資に関して、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られ、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断された場合は、当該見積公正価値まで減損を行っております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の四半期連結損益計算書上に計上されております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として過去における貸倒実績及び債権の期末残高に対する貸倒見積高に基づき必要額を計上しております。貸付金に関しては、契約条件に従って全額を回収できない可能性がある場合に、引当を行っております。引当額は、将来の見積キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、又は当該貸付金の市場価額あるいは担保物件の公正価値に基づき、算出しております。

棚卸資産

棚卸資産は、主として商品及び原材料からなり、移動平均法又は個別法に基づく原価、あるいは直近の再調達原価に基づく時価のいずれか低い額により評価しております。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で表示しております。鉱業権以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、航空機及び船舶は定額法によって算出しております。各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物	5年から40年
機械及び装置	5年から40年
航空機及び船舶	13年から25年

鉱業権の減価償却は、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しております。リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しております。多額の改良費及び追加投資は取得原価で資産計上しておりますが、維持修繕費及び少額の改良に要した支出については発生時に費用処理しております。

リース

連結会社は、直接金融リース、及びオペレーティング・リースによる固定資産の賃貸を行っております。直接金融リースでは、未稼得利益をリース期間にわたり純投資額に対して一定の率で取り崩すことで認識しております。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

連結会社は、種々の固定資産を賃借しております。キャピタル・リースでは、将来最小支払リース料の現在価値の金額でリース資産とリース負債を認識しております。オペレーティング・リースに係る支払リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

長期性資産の減損

連結会社は、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続して使用する長期性資産については、帳簿価額と当該資産に係る割引後の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が割引後の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。これらの減損損失額は四半期連結損益計算書の「固定資産損益」に含まれております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしておりません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続して使用する長期性資産として取り扱っております。

企業結合

企業結合は、取得法により会計処理しております。連結会社は、企業結合によって取得した無形固定資産をのれんとその他の無形固定資産に分離して認識しております。

のれん及びその他の無形固定資産

のれん及び耐用年数の確定できない無形固定資産は、償却を行わず少なくとも年1回減損の判定を行っており、また、減損の発生をもたらす可能性が高いと考えられる事象の発生や状況に変化があった場合にも減損の判定を行っております。

連結会社は、のれんについて、最初のステップとしてののれんを含む事業の帳簿価額と関連する事業の公正価値を比較します。公正価値が帳簿価額を下回る場合には、次のステップとして減損金額を算出します。この過程においては、のれんの公正価値をのれんから生み出される収益に基づき算出し、帳簿価額と比較します。その結果算出される差額を減損金額とします。

営業権、借地権、顧客との関係により構成される償却対象とならない無形固定資産は、それらの資産から生み出される収益の現在価値と帳簿価額を比較して減損テストを行います。帳簿価額と現在価値との差額を減損金額とします。

ソフトウェアや製造・販売・サービス提供実施権及び商標権により構成される償却対象となる無形固定資産は、その耐用年数に亘り、定額法にて減価償却を行っております。

石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探鉱及び開発費用は、成功成果法に基づき会計処理しております。利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は資産に計上し、生産高比例法により償却しております。試掘井にかかる費用は、事業性がないことが判明した時点で、地質調査費用等のその他の探鉱費用は、発生時点で費用化しております。確認利権鉱区については、企業環境の変化や経済事象の発生により帳簿価額の回収可能性が損なわれたと推定される場合には、減損の判定を行っております。未確認利権鉱区については、少なくとも会計年度ごとに減損の判定を行っております。

鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は鉱物の採掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しております。商業採算性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、鉱業権として資産計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しております。

連結会社は、生産期に発生した剥土費用を発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産の棚卸資産の原価に含めております。

従業員退職金及び年金制度

連結会社は、確定給付型年金制度、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付型年金制度及び退職一時金制度に係る年金費用は、年金数理計算に基づき算定しております。

連結会社は、過去勤務債務について、主に関連する給付を受けると見込まれる従業員の平均残存勤務期間にわたり償却しております。

連結会社は、数理計算上の差異の未償却残高について、主に従業員の平均残存勤務期間に亘り償却しております。

資産除去債務

連結会社は、資産除去債務について、公正価値の合理的な見積りが可能である場合には、その発生時に公正価値で負債として認識すると共に、関連する長期性資産を増加させております。また、認識した負債については時間の経過に伴い毎期現在価値まで増額し、資産についてはその経済的耐用年数にわたって減価償却しております。

株式に基づく報酬制度

連結会社は、株式に基づく報酬費用を、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上しております。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しております。

収益の認識基準

連結会社は、契約に関する説得力のある証拠があり、顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。

連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っております。また、連結会社は、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

連結会社は、収益の獲得のために、契約当事者あるいは代理人として活動しております。連結会社は、製造業やサービスの提供において、契約の主たる義務者として、客先から発注を受ける前の一般的な在庫リスクを負担して販売を実施した場合は、「商品販売及び製造業等による収益」として対応する原価とともに総額で四半期連結損益計算書上に計上しております。代理人の場合には、純額で「売買取引に係る差損益及び手数料」として四半期連結損益計算書上に計上しております。

連結会社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっております。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しております。これら商取引における商品の受渡は、客先と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されると考えられます。これは一般的には、客先に商品が届けられ、客先の受け入れが完了するか、商品の所有権が移転するか、あるいは試運転が完了した時点となります。

連結会社はまた、製造業の一部として、長期建設契約を締結しております。連結会社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に見積もることができ、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には工事進行基準を、そうでない場合には工事完成基準を使用しております。

連結会社はまた、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれております。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しております。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しております。リース事業に係る収益認識については、前述のリースに係る会計方針の要約をご参照下さい。

連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しております。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ております。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生した時点で費用として計上しております。

研究開発費

研究開発費は発生した時点で費用として計上しております。

法人税等

法人税等は、当第3四半期連結累計期間の属する連結会計年度における、税効果を考慮した見限り税率に基づき算出しております。会計上と税務上の資産負債の差額に係る一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来、当該一時差異が課税所得に影響を与えると見込まれる期間に対応する法定実効税率を用いて算出しております。繰延税金資産のうち、将来の実現が見込めないと判断される部分に対しては評価性引当金を設定しております。

連結会社は、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが、税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、四半期連結損益計算書の「法人税等」に計上しております。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については36%となります。この税率変更による連結会社の財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

デリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、商品や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、全てのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しております。

連結会社は、ヘッジ指定されたデリバティブ取引は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ対象の資産・負債及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益として計上しており、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺して「その他の損益－純額」として計上しております。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が四半期連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「累積その他の包括損益」に含まれる為替換算調整勘定に計上されております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益計上しております。連結会社は、マスターネットティング契約の下で締結されたデリバティブ取引について認識された公正価値と、同一相手先に生じる現金担保を回収する権利（債権）若しくは、現金担保を返済する義務（債務）として認識された公正価値との相殺を選択適用しております。

四半期連結財務諸表作成にあたっての見積りの使用

四半期連結財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成する際には、報告金額に影響を与えるような見積り又は前提を用いる必要があります。見積りに内在する不確実性により、実績が見積りと異なる場合があります。当第3四半期連結財務諸表における重要な見積りには、貸倒引当金の設定、投資の評価、長期性資産の評価、年金、資産除去債務及び不確実な税務ポジション等があります。

1 株当たり四半期純利益

1株当たり四半期純利益は、当社株主に帰属する四半期純利益を各算定期間における発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在的普通株式であるストックオプションや転換社債型新株予約権付社債の希薄化効果の影響を勘案して算出しております。

保証

連結会社は、保証の履行義務を保証開始時に公正価値にて負債として認識しております。

公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上されることが求められております。当該資産・負債の公正価値は、市場の情報や算出手順に基づき、決定されております。公正価値の測定に使用されるインプットには、以下の3つのレベルがあります。

レベル1

測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場における同一の資産又は負債の価格を、調整を入れずにそのまま使用しております。

レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出または裏付けられたインプットを含んでおります。

レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定するうえで使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットを使用しております。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しております。

公正価値オプション

連結会社は、公正価値で測定することを求められていない特定の金融資産及び金融負債について、公正価値で測定するオプションを選択しておりません。

子会社の決算期変更及び関連会社株式の追加取得

前連結会計年度において、より適正な期間損益を連結財務諸表に反映させるため、一部の連結子会社は、従来の12月決算から当社の決算月である3月に決算月を変更しております。これに伴い、当社は連結子会社における決算期の変更を反映させるため、過去の連結財務諸表を遡及的に調整しております。

また、連結会社は、当第3四半期連結会計期間に、Coal & Allied Industries Ltdの持分を追加取得しました。連結会社は、当第3四半期連結会計期間以前より同社の持分を保有しており、当該投資を売却可能有価証券として会計処理しておりました。追加取得の結果、連結会社のCoal & Allied Industries Ltdに対する出資比率は20.00%となり、連結会社は同社に対して重要な影響力を行使しうることとなったため、当第3四半期連結会計期間において持分法を適用しております。持分法の適用は、段階取得の会計処理を行っており、同社に対する投資及び利益剰余金を遡及的に調整しております。

前連結会計年度末、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間における遡及適用の影響は以下のとおりです。

	前連結会計年度末（百万円）	
	遡及適用前	遡及適用後
連結貸借対照表		
関連会社に対する投資及び長期債権	1,320,102	1,336,288
その他の投資	1,522,215	1,431,362
長期繰延税金負債	215,516	191,894
その他の利益剰余金	3,091,532	3,095,348
未実現有価証券損益	291,911	236,792

	前第3四半期連結累計期間（百万円）	
	遡及適用前	遡及適用後
四半期連結損益計算書		
受取配当金	85,639	82,535
持分法による投資損益	125,206	129,793
非支配持分控除前四半期純利益	385,895	389,364
当社株主に帰属する四半期純利益	359,696	362,150
四半期連結キャッシュ・フロー計算書		
営業活動によるキャッシュ・フロー	247,130	270,702
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,880	△ 146,749
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,192	△ 93,793
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,076,245	1,085,413

	前第3四半期連結累計期間（円）	
	遡及適用前	遡及適用後
1株当たり四半期純利益		
当社株主に帰属する四半期純利益		
基本的	218.84	220.34
潜在株式調整後	218.27	219.76

	前第3四半期連結会計期間（百万円）	
	遡及適用前	遡及適用後
四半期連結損益計算書		
受取配当金	21,342	21,391
持分法による投資損益	48,319	48,902
非支配持分控除前四半期純利益	99,955	102,254
当社株主に帰属する四半期純利益	91,899	93,346

	前第3四半期連結会計期間（円）	
	遡及適用前	遡及適用後
1株当たり四半期純利益		
当社株主に帰属する四半期純利益		
基本的	55.91	56.79
潜在株式調整後	55.75	56.63

後発事象

連結会社は、四半期連結貸借対照表日から四半期連結財務諸表が公表されるまでの期間に発生した事象について、会計処理及び開示の要否を評価しております。

新会計基準

平成21年10月、審議会はAccounting Standards Update第2009-13号「収益の認識－複数の製品・サービスが提供される取引の収益の配分に係る会計処理－米国発生問題専門委員会の合意」（以下「ASU2009-13」）を公表しました。ASU2009-13は、複数の製品・サービスが提供される取引の収益を分離するための基準を修正しており、提供物の販売価格について売り手固有の客観的証拠又は第三者の証拠がない場合には、見積販売価格を用いて各提供物に収益を配分することを要求しております。その結果、収益を配分する際に残余法を使用することが禁止されております。また、ASU2009-13は、取引契約において収益を配分する方法、並びにそれにあたり行った重要な見積り及びその収益認識への影響について開示を要求しております。ASU2009-13は平成22年6月15日以降に開始する会計年度から適用され、連結会社においては平成23年4月1日よりASU2009-13を適用しております。当第3四半期においてASU2009-13の適用が連結会社の財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

平成22年4月、審議会はAccounting Standards Update第2010-17号「収益の認識－マイルストーン法」（以下「ASU2010-17」）を公表しました。ASU2010-17は、マイルストーンと呼ばれる、不確実な将来事象の達成により支払われる条件付対価についての収益認識モデルを構築しています。ASU2010-17の適用範囲は研究又は開発の取り決めに限定されています。ASU2010-17は平成22年6月15日以降に開始する会計年度から適用され、連結会社においては平成23年4月1日よりASU2010-17を適用しております。当第3四半期においてASU2010-17の適用が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

平成23年4月、審議会はAccounting Standards Update第2011-02号「リストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングであるかどうかの債権者による決定」（以下「ASU2011-02」）を公表しました。ASU2011-02は、減損損失の測定及びトラブルド・デット・リストラクチャリングの開示の為に、ローンの修正又はリストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングに該当するか否かの指針を与えています。ローンの修正又はリストラクチャリングがトラブルド・デット・リストラクチャリングに該当するか否かの判定にあたっては、債権者は、ローンの修正又はリストラクチャリングが債権者による譲歩にあたるか否か、及び債務者が財政的に困難な状態にあるか否かについてそれぞれ結論付ける必要があります。ASU2011-02は平成23年6月15日以降に開始する最初の四半期会計期間又は会計年度から適用され、連結会社においては平成23年7月1日よりASU2011-02を適用しております。当第3四半期においてASU2011-02の適用が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

3. 企業結合

前第3四半期連結累計期間において、重要な企業結合は発生しておりません。

当第3四半期連結累計期間

中央化学

連結会社は、株式公開買付により、平成23年10月26日（取得日）にプラスチック食品包装容器の製造並びに販売を行っている中央化学（株）（以下、「当該会社」）の議決権の46.25%を追加取得した結果、既保有持分と合わせ当該会社の議決権の60.59%を保有し、支配を獲得しました。これにより、連結会社は当該会社を連結子会社としました。連結会社は、プラスチック事業における収益の拡大及び中国市場における取引の拡大を実現することを目的として当該会社の株式を追加取得したものです。

取得日現在における、支払対価、既保有持分、非支配持分、取得資産及び引受負債の公正価値は次のとおりです。

項目	金額（百万円）
支払対価の公正価値	3,597
既保有持分の公正価値	1,115
非支配持分の公正価値	3,064
合計	7,776
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	27,721
投資及び長期債権	1,712
有形固定資産	17,759
その他の資産	2,072
流動負債	△32,079
固定負債	△3,500
純資産	13,685

連結会社は、当該追加取得に伴い既保有持分を公正価値で再測定した結果、75百万円の利益を当第3四半期連結累計期間の「有価証券損益」に計上しました。

また、連結会社は、当該追加取得の結果、バーゲンパーチェス益を計上しました。これは、取得資産及び引受負債の公正価値が、支払対価の公正価値、既保有持分の公正価値及び非支配持分の公正価値の合計を5,909百万円上回っていたためであり、当第3四半期連結累計期間において「その他の損益」にて一括利益認識しております。

上場会社である当該会社の既保有持分及び非支配持分の公正価値は、ともに市場価額で測定しております。

上記の企業結合に係るプロフォーマ損益情報は、四半期連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。

4. 市場性のある有価証券及び市場性のない投資

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における市場性のある有価証券及び市場性のない投資の内訳は次のとおりです。

(短期運用資産)

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
売買目的有価証券	9,183	8,849
売却可能有価証券(現金及び現金同等物を除く)	33,458	16,664
合計	42,641	25,513

(その他の投資)

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
売却可能有価証券	1,007,090	850,572
債券及び市場性のある株式以外の投資	424,272	798,068
合計	1,431,362	1,648,640

債券及び市場性のある株式

連結会社が保有する全ての債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券もしくは売却可能有価証券に分類されております。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における売買目的有価証券及び売却可能有価証券に分類された有価証券に関する情報は以下のとおりです。なお、公正価値については注記8に基づき算定しております。

(前連結会計年度末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				9,183
売却可能有価証券				
市場性のある株式	484,792	462,500	△9,902	937,390
債券	121,894	1,251	△3,390	119,755
売却可能有価証券合計	606,686	463,751	△13,292	1,057,145

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				8,849
売却可能有価証券				
市場性のある株式				
国内	376,344	213,751	△27,557	562,538
海外	119,060	120,589	△3,041	236,608
株式合計	495,404	334,340	△30,598	799,146
債券				
国内	16,625	9	△10	16,624
海外	60,305	151	△7,442	53,014
債券合計	76,930	160	△7,452	69,638
売却可能有価証券合計	572,334	334,500	△38,050	868,784

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、売却可能有価証券に分類された株式は、主に国内銘柄であり、債券は主にコマーシャル・ペーパー及び社債からなっております。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券に分類された債券の帳簿価額は、それぞれ16,597百万円及び1,548百万円です。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における売却可能有価証券に分類された債券の貸借対照表価額の期日別内訳は以下のとおりです。なお、モーゲージ証券のような一部の債券については、債券発行者が契約上の最終満期日前に償還する権利を有している場合があるため、満期日が単一ではありません。このため、当該債券については、期末日時点で償還が期待される満期日に基づき分類しております。

(前連結会計年度末)

区分	前連結会計年度末 (百万円)
1年以内	50,056
1年超5年以内	53,325
5年超10年以内	16,374
10年超	—
合計	119,755

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
1年以内	
国内	7,402
海外	10,810
1年以内 合計	18,212
1年超5年以内	
国内	9,181
海外	35,126
1年超5年以内 合計	44,307
5年超10年以内	
国内	41
海外	7,078
5年超10年以内 合計	7,119
10年超	
国内	—
海外	—
10年超 合計	—
合計	69,638

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
売却収入	29,217	7,335
売却益	20,999	4,203
売却損	△244	△276
売却損益(純額)	20,755	3,927

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

	前第3四半期連結会計期間 (百万円)	当第3四半期連結会計期間 (百万円)
売却収入	1,019	2,428
売却益	362	1,461
売却損	△52	△112
売却損益(純額)	310	1,349

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において保有する売買目的有価証券に関し、損益認識された金額(純額)は、それぞれ339百万円及び1,088百万円の損失です。

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間において保有する売買目的有価証券に関し、損益認識された金額(純額)は、それぞれ51百万円及び270百万円の損失です。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、公正価値の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は、それぞれ11,012百万円及び2,609百万円です。

当第3四半期連結会計期間において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、公正価値の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は、1,091百万円です。なお、前第3四半期連結会計期間は該当ありません。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間までに、保有している海外債券について認識した減損額は、全て信用毀損によるものであり、その推移は以下のとおりです。なお、国内債券について認識した減損額はありません。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	8,296	8,310
過年度に減損認識済みの債券に関連する増加	14	—
過年度に減損未認識の債券に関連する増加	—	—
売却や償還による減少	—	—
期末残高	8,310	8,310

信用毀損による減損の認識及び測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、及び発行体の状況を総合的に評価の上、算出しております。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、一時的な下落と判断される未実現評価損を有する投資の未実現評価損及び公正価値を、投資分類及び未実現評価損が継続している期間別に集計すると以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性のある株式	146,987	△7,458	13,726	△2,444	160,713	△9,902
債券	7,663	△12	39,431	△3,378	47,094	△3,390
合計	154,650	△7,470	53,157	△5,822	207,807	△13,292

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性のある株式						
国内	114,427	△23,638	14,361	△3,919	128,788	△27,557
海外	14,723	△3,018	72	△23	14,795	△3,041
合計	129,150	△26,656	14,433	△3,942	143,583	△30,598
債券						
国内	2,990	△10	—	—	2,990	△10
海外	26,592	△2,051	21,310	△5,391	47,902	△7,442
合計	29,582	△2,061	21,310	△5,391	50,892	△7,452
合計	158,732	△28,717	35,743	△9,333	194,475	△38,050

市場性のある国内株式及び海外株式

市場性のある国内株式及び海外株式の未実現評価損は、主として市場価格の変動により生じているものです。当社は売却可能有価証券と分類される市場性のある国内株式及び海外株式への投資の公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価額が帳簿価額を下回る期間や程度、予測される市場価額の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しており、当第3四半期連結会計期間末において、これらの投資に係る未実現評価損は、一時的でない下落に基づく減損ではないと判断しております。

国内債券及び海外債券

国内債券及び海外債券の未実現評価損は、主として金利の変動により生じているものです。当社はこれらの投資を売却する意思がないことや簿価が回復するまでの間に売却することを余儀なくされる可能性が低いことを定期的に確認していること、また、当社は投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状態について継続的な評価を行っており、現在のところ、これらの投資が償還期限に全額返済されると考えていることから、当第3四半期連結会計期間末において、これらの投資に係る未実現評価損は、一時的でない下落に基づく減損ではないと判断しております。

市場性のある株式及び債券以外の投資

「その他の投資」は、市場性のない非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資、差入保証金や長期の定期預金等を含み、市場性のない非関連会社に対する投資に係る前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末の残高は、それぞれ340,254百万円及び716,815百万円です。また、差入保証金や長期の定期預金等に係る前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末の残高はそれぞれ84,018百万円及び81,253百万円です。

連結会社は、平成23年11月、チリ国銅資産権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社（Anglo American Sur S.A.、本社：チリ国サンチャゴ、以下「アングロスール社」）の株式24.5%を53.9億米ドル（約4,200億円）で取得しました。この結果、連結会社は、当第3四半期連結会計期間末において、アングロスール社の議決権の24.5%を保有しており、残りの議決権の75.5%をアングロ・アメリカン社（Anglo American plc、本社：英国ロンドン、以下「アングロ社」）が保有しております。当第3四半期連結会計期間末において、アングロ社はアングロスール社の意思決定機関における重要な決議事項に対して単独意思決定権を有しており、連結会社がアングロスール社の経営に対して重要な影響力を行使することが困難であると判断されることから、連結会社は、アングロスール社に対して原価法を適用しており、連結貸借対照表の「その他の投資」に含めております。

市場性のない非関連会社に対する投資は公正価値を入手することが困難なため、取得原価で計上しております（「原価法投資」）。しかし、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られた場合には、注記8に基づき公正価値を測定し、当該公正価値と帳簿価額を比較して、その下落が一時的でないとは判断されたときは、当該見積公正価値まで減損を行っております。減損の判定を実施しなかった原価法投資の残高は、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末で、それぞれ337,238百万円及び714,650百万円です。減損の判定を実施しなかったのは、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られなかったためです。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間に計上された原価法投資の減損額は、それぞれ3,622百万円及び880百万円です。

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間に計上された原価法投資の減損額は、それぞれ794百万円及び7百万円です。

5. 貸倒引当金

連結会社は、様々な営業取引を行うことによって、取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻などにより損失が発生する信用リスクを負っております。

連結会社の取引先は多種多様な業種や業界にわたっておりますが、連結会社は、信用リスクの性質及び特徴は業種や業界に係らず、取引先の財務状態をインプットとする一定のフォーミュラにより定量化できると捉えており、測定された信用リスクの総量が、連結会社の抱える市場や為替といった他のリスクと比べて大きくないことから、業種や業界別の管理を行っておりません。

従って、連結会社は原則として単一の社内制度に基づき信用リスクの管理、貸倒引当金の設定要否の判断及び金額の決定を行っております。

但し、取引先が個人の場合には決算書の取り付けができず財務状態の把握に限界があることから、法人とは区分して管理しております。個人宛取引には、主に自動車の販売金融事業における個人宛貸付などが含まれております。

連結会社は、長期・短期を問わず、契約上のキャッシュを受け取ることが出来る権利がある債権について、現在の状況から債権全額（元利合計）を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合に、減損債権として判定しております。

但し、遅延が発生していても、遅延期間の利息を含む全額が回収できると判断できる場合には、減損債権とは取り扱っておりません。なお、減損債権に関する受取利息は原則として現金主義により計上しており、当第3四半期連結累計期間に計上した受取利息は僅少です。

連結会社は、契約条件に基づく期日から回収が遅延している金融債権について適切な貸倒引当金を設定しており、法的整理などによって代金を回収する権利が失われた段階で切捨処理をしております。なお、遅延債権に関する受取利息は原則として現金主義により計上しており、当第3四半期連結累計期間に計上した受取利息は僅少です。

法人宛取引債権と個人宛取引債権に関する信用リスク管理方針及び貸倒引当金の計上方針は以下のとおりとなっております。

法人宛取引債権

連結会社は、信用リスクを管理するために取引先毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、取引先の財務情報、外部格付機関による評価、その他の情報に基づき決定する社内格付制度を導入し、信用供与の指標としております。なお、社内格付は、1年に一度更新を行っております。

連結会社は、取引先の社内格付及び財務状態に基づいて、減損債権の判定を行っております。減損債権と判定された債権に対しては、債権の内容、過去の貸倒実績、債権残高に対する損失発生の可能性の評価、格付機関による評価及びその他の情報に基づき、それぞれの取引先に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しております。長期債権の評価については、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価を実施しており、評価に当たっては将来の返済計画予想及び割引率などの前提条件を使用しております。また、連結会社は減損債権以外の債権を集散的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しております。

個人宛取引債権

連結会社は、信用リスクを管理するために顧客の評価を継続して行っており、支払実績に基づく現在の顧客の信用状態に基づき、個々の信用限度額を設定しております。

連結会社は、顧客からの回収遅延の事実に基づいて、減損債権の判定を行っております。減損債権と判定された債権に対しては、遅延期間や回収の状況及びその他の情報に基づき、それぞれの顧客に対して適切な貸倒引当金を設定しております。また、連結会社は減損債権以外の債権を集合的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しております。

減損債権

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における減損債権及び貸倒引当金の残高は以下のとおりです。

区分		前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
減損債権	法人宛	52,573	59,759
	個人宛	7,392	6,932
	合計	59,965	66,691
貸倒引当金	法人宛	33,966	40,248
	個人宛	3,908	3,415
	合計	37,874	43,663

(注) 当第3四半期連結累計期間における減損が生じた債権の期中平均残高は、法人宛が53,763百万円、個人宛が7,131百万円です。

また、前第4四半期連結会計期間における減損が生じた債権の期中平均残高は、法人宛が54,973百万円、個人宛が12,266百万円です。

金融債権に関する貸倒引当金

当第3四半期連結会計期間末における金融債権及び貸倒引当金の残高と、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に於ける金融債権見合いの貸倒引当金の推移は以下のとおりです。なお、金融債権は貸付金や長期営業債権など、融資・ファイナンスの性格を有した債権を対象としており、短期の売掛金など融資・ファイナンスの性格を有していない債権は含めておりません。

金融債権は連結貸借対照表上、主に「短期貸付金等」、「長期貸付金及び長期営業債権」に含まれております。

(当第3四半期連結累計期間)

	法人宛 (百万円)	個人宛 (百万円)
前連結会計年度末残高	30,393	6,886
貸倒引当金(戻入)繰入額	△28	2,399
取崩額:		
切捨	△3,588	△1,689
回収	617	693
その他(注1)	8,511	△1,214
当第3四半期連結会計期間末残高	35,905	7,075
(内訳)		
信用の質が高い金融債権に設定された貸倒引当金	1,996	3,660
信用の質が低い金融債権に設定された貸倒引当金(注2)	33,909	3,415
信用の質が高い金融債権残高	538,296	288,898
信用の質が低い金融債権残高	47,076	6,932
金融債権残高合計	585,372	295,830

(注1)「その他」には、主に新規連結、連結除外及び為替変動の影響などが含まれております。

(注2)「信用の質が低い金融債権に設定された貸倒引当金」は、金融債権を個別に測定して減損債権の判定を行い、設定した貸倒引当金を指します。

(当第3四半期連結会計期間)

	法人宛 (百万円)	個人宛 (百万円)
当第2四半期連結会計期間末残高	28,330	6,303
貸倒引当金(戻入)繰入額	△164	1,239
取崩額:		
切捨	△251	—
回収	75	—
その他(注)	7,915	△467
当第3四半期連結会計期間末残高	35,905	7,075

(注)「その他」には、主に新規連結、連結除外及び為替変動の影響などが含まれております。

回収が遅延している金融債権

遅延金融債権の回収遅延期間別残高

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、回収が遅延している金融債権の回収遅延期間別残高は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

法人宛金融債権

回収遅延期間	前連結会計年度末(百万円)
1年以内	8,775
1年超2年以内	473
2年超3年以内	755
3年超4年以内	1,563
4年超5年以内	2,046
5年超	13,946
合計	27,558

個人宛金融債権

回収遅延期間	前連結会計年度末(百万円)
3ヶ月以内	10,701
3ヶ月超6ヶ月以内	949
6ヶ月超1年以内	440
1年超	2,312
合計	14,402

(当第3四半期連結会計期間末)

法人宛金融債権

回収遅延期間	当第3四半期連結会計期間末(百万円)
1年以内	11,613
1年超2年以内	3,144
2年超3年以内	537
3年超4年以内	1,380
4年超5年以内	369
5年超	30,853
合計	47,896

個人宛金融債権

回収遅延期間	当第3四半期連結会計期間末(百万円)
3ヶ月以内	13,391
3ヶ月超6ヶ月以内	2,057
6ヶ月超1年以内	251
1年超	2,088
合計	17,787

不良債権のリストラクチャリング

連結会社は、債務者の財政難に関連して、経済的又は法的な理由から3ヶ月以上の決済猶予や債権金額の減額等の契約条件の変更を行い、債務者に対し譲歩を行った際に、不良債権のリストラクチャリングとし、適切な引当金の設定を行っております。

法人宛金融債権

当第3四半期連結累計期間中に発生した重要な不良債権のリストラクチャリングは、以下のとおりです。

連結会社は、当初は商品を14,175百万円で売却する売買契約であったものを、売買契約の売先とは異なる法人を貸貸先として貸貸期間5年～15年間で貸貸を行い、貸貸期間終了後に当該商品を残価値で売買契約の売先へ売却する、との契約条件の変更を行ったことに伴い、実質的に売買契約の売先からの回収金額の減額及び決済条件の延長を行っております。連結会社は、当該契約変更にあたって、貸貸する商品の所有権を保有し(貸貸料回収が滞った際には、貸貸商品を時価で転売し、回収を行う予定)、当該商品の時価相当額を考慮の上、貸貸契約及び貸貸後の売却金額に基づく回収予定額を勘案し、貸倒引当金の設定を行っております。当該契約の変更が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微です。

また、連結会社が保有する金融債権4,982百万円について、債務者の民事再生計画案が決議されました。同再生計画では、担保設定部分を除く債権額の約9割に相当する金額が債務者に対して免除され、残る約1割に相当する金額は平成29年迄の間に分割して債務者から債権者へ支払われることが規定されております。連結会社においては回収予定額を勘案して貸倒引当金の設定を行っております。同再生計画が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微です。

当第3四半期連結会計期間中に発生した重要な不良債権のリストラクチャリングは、以下のとおりです。

連結会社は、当初は商品を4,725百万円で売却する売買契約であったものを、売買契約の売先とは異なる法人を貸貸先として貸貸期間15年間で貸貸を行い、貸貸期間終了後に当該商品を残価値で売買契約の売先へ売却する、との契約条件の変更を行ったことに伴い、実質的に売買契約の売先からの回収金額の減額及び決済条件の延長を行っております。連結会社は、当該契約変更にあたって、貸貸する商品の所有権を保有し(貸貸料回収が滞った際には、貸貸商品を時価で転売

し、回収を行う予定)、当該商品の時価相当額を考慮の上、賃貸契約及び賃貸後の売却金額に基づく回収予定額を勘案し、貸倒引当金の設定を行っております。当該契約の変更が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微です。

また、連結会社が保有する金融債権4,982百万円について、債務者の民事再生計画案が決議されました。同再生計画では、担保設定部分を除く債権額の約9割に相当する金額が債務者に対して免除され、残る約1割に相当する金額は平成29年迄の間に分割して債務者から債権者へ支払われることが規定されております。連結会社においては回収予定額を勘案して貸倒引当金の設定を行っております。同再生計画が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微です。

個人宛金融債権

当第3四半期連結累計期間中及び当第3四半期連結会計期間中に発生した不良債権のリストラクチャリングのうち重要なものはありません。

なお、連結会社が有する金融債権のうち、平成23年4月1日以降に不良債権のリストラクチャリングが発生し、当第3四半期連結累計期間中に支払い不履行があったものは僅少です。

6. 担保差入資産

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における短期借入金、長期借入債務及び取引保証等に対する担保差入資産は以下のとおりです。

科目	前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
受取手形、売掛金及び貸付金等（短期及び長期）	32,328	37,846
投資有価証券（貸借対照表計上額）	94,478	54,932
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	236,221	247,440
その他	25,166	7,104
合計	388,193	347,322

上記の担保差入資産を見合債務の種類別に分類すると以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
短期借入金	17,203	25,865
長期借入債務	235,291	236,504
取引保証等	135,699	84,953
合計	388,193	347,322

連結会社は、輸入金融の方法として、通常は銀行にトラスト・レシート（輸入担保荷物保管証）を差し入れ、その銀行に対して輸入商品又はその売却代金に対する担保権を付与しております。輸入業務が量的に膨大であることから、手形を期日に決済するにあたり、個々に当該手形とその売却代金との関連付けは行っておりません。従って、これらトラスト・レシートの対象となっている資産総額を確定することは実務上困難です。

また連結会社は、上記の担保差入資産とは別に、特定の条件下において、銀行から担保（又は追加担保）の差し入れを求められる場合があります。

7. デリバティブ取引及びヘッジ活動

リスク管理全般

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されておりま。これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握して、ナチュラルヘッジを有効に活用しております。更に、取引相手先に関するリスク管理方針に則って様々なデリバティブ取引を締結し、特定リスクの軽減を図っております。

連結会社の利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらヘッジ手段の公正価値の変動は、その一部もしくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動によって相殺されます。実務上可能な場合には常に、ヘッジ会計の適用要件を満たすべく特定リスクに対してヘッジ指定を行っております。こうした状況下、連結会社は、ヘッジの開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段のデリバティブ取引がヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかに関する有効性評価を実施しております。デリバティブ取引に関してヘッジとしての有効性が認められないと判断した場合は、そのデリバティブに対するヘッジ会計の適用を中止しております。

連結会社は、信用リスクに関連した偶発条項を含む重要性のあるデリバティブ契約を締結しておりません。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末におけるデリバティブ取引の想定元本金額は、以下のとおりです。

デリバティブ契約	想定元本（十億円）	
	前連結会計年度末	当第3四半期連結会計期間末
金利契約	2,799	2,706
外国為替契約	2,246	2,288
コモディティ契約	6,864	5,747
合計	11,909	10,741

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しております。金利スワップは、多くの場合、固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付資産・負債を固定金利付資産・負債に変換するために利用しております。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しております。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されております。連結会社は、ナチュラルヘッジを有効に利用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しております。これら外貨建契約がヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しております。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルです。

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されております。連結会社は、リスク管理方針に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しております。これらの契約は、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、ヘッジ指定はしてしておりません。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。現在の未決済となっている契約は、平成32年までの予定取引をヘッジしております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

当社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、為替換算調整勘定に含まれているこれらのヘッジ手段に係る純損益の金額は、38,180百万円の利益及び33,009百万円の利益となっております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

当社及び一部の子会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

連結貸借対照表におけるデリバティブ及びヘッジの影響

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、ヘッジ指定されているデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）、及びヘッジが指定されていないデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）は以下のとおりです。

（前連結会計年度末）

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 (資産)	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表科目 (負債)	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	838	その他の流動負債	25
	その他の資産	59,720	その他の固定負債	7,841
外国為替契約	その他の流動資産	46,956	その他の流動負債	2,549
	その他の資産	2,047	その他の固定負債	2,306
コモディティ契約	その他の流動資産	2,717	その他の流動負債	7,042
	その他の資産	6,286	その他の固定負債	103
	小計	118,564	小計	19,866
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	201	その他の流動負債	412
	その他の資産	11,772	その他の固定負債	12,996
外国為替契約	その他の流動資産	46,563	その他の流動負債	18,378
	その他の資産	17,408	その他の固定負債	3,889
コモディティ契約	その他の流動資産	210,384	その他の流動負債	217,468
	その他の資産	24,433	その他の固定負債	25,653
	小計	310,761	小計	278,796
	合計（総額）	429,325	合計（総額）	298,662
	資産・負債相殺額	△232,976	資産・負債相殺額	△231,792
	その他の流動資産 計上額	117,707	その他の流動負債 計上額	48,243
	その他の資産 計上額	78,642	その他の固定負債 計上額	18,627
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	196,349	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	66,870

(注) 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。前連結会計年度末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ41,935百万円、43,119百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ17,019百万円、20,285百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 (百万円)
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	3,991
	長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)	39,912
	合計	43,903

(当第3四半期連結会計期間末)

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 (資産)	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表科目 (負債)	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	270	その他の流動負債	973
	その他の資産	72,548	その他の固定負債	4,022
外国為替契約	その他の流動資産	10,902	その他の流動負債	3,658
	その他の資産	1,936	その他の固定負債	2,549
コモディティ契約	その他の流動資産	6,809	その他の流動負債	488
	その他の資産	1,055	その他の固定負債	3,086
	小計	93,520	小計	14,776
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	756	その他の流動負債	426
	その他の資産	8,161	その他の固定負債	11,968
外国為替契約	その他の流動資産	32,511	その他の流動負債	14,266
	その他の資産	10,830	その他の固定負債	2,224
コモディティ契約	その他の流動資産	188,967	その他の流動負債	169,348
	その他の資産	21,537	その他の固定負債	21,207
	小計	262,762	小計	219,439
	合計(総額)	356,282	合計(総額)	234,215
	資産・負債相殺額	△188,701	資産・負債相殺額	△177,852
	その他の流動資産 計上額	80,273	その他の流動負債 計上額	40,552
	その他の資産 計上額	87,308	その他の固定負債 計上額	15,811
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	167,581	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	56,363

(注) 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
当第3四半期連結会計期間末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ5,618百万円、16,467百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ3,940百万円、4,022百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 (百万円)
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	3,732
	長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)	33,584
	合計	37,316

連結損益計算書及びその他の包括損益におけるデリバティブ及びヘッジの影響

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間におけるデリバティブ取引の損益は以下のとおりです。

(前第3四半期連結累計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ及びヘッジ対象の損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益－純額	10,951	△10,970
外国為替契約	その他の損益－純額	1,781	△1,718
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	1,293	△1,293

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。
3. 「収益及び収益に係る原価」に対する連結損益計算書における計上科目は「収益合計」と「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」です。以下の各表においても同様です。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
金利契約	△3,375	支払利息	△244
外国為替契約	41,481	その他の損益－純額	18,656
コモディティ契約	△8,448	収益及び収益に係る原価	△2,214

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額－有効部分 (百万円)
外国為替契約	1,829

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結累計期間において、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額－有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	4,799

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結累計期間において、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	1,688
	その他の損益－純額	57
外国為替契約	支払利息	△1,191
	その他の損益－純額	17,004
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△13,464

(当第3四半期連結累計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ及び ヘッジ対象の損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益－純額	16,047	△16,046
外国為替契約	その他の損益－純額	△2,459	2,513
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	13,531	△13,531

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。
3. 「収益及び収益に係る原価」に対する連結損益計算書における計上科目は「収益合計」と「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」です。以下の各表においても同様です。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額－有効部分(百万円)
金利契約	△6,378	支払利息	△155
外国為替契約	680	その他の損益－純額	36,624
コモディティ契約	△10,467	収益及び収益に係る原価	△1,376

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 「累計その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。当第3四半期連結会計期間末において「累計その他の包括損益」に含まれているデリバティブの純損失のうち、約400百万円(税効果後)の損失が平成24年12月末までに損益に振替えられる見込です。
3. 当第3四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	△6,070	有価証券損益	1,563

(注) 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	2,462

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結累計期間において、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書上金額 (百万円)
金利契約	支払利息	1,650
	その他の損益 - 純額	126
外国為替契約	支払利息	△1,217
	その他の損益 - 純額	25,474
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	41,572

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間におけるデリバティブ取引の損益は以下のとおりです。

(前第3四半期連結会計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ及びヘッジ対象の損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益 - 純額	△14,209	14,207
外国為替契約	その他の損益 - 純額	2,022	△2,000
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△797	797

- (注) 1. 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結会計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。
3. 「収益及び収益に係る原価」に対する連結損益計算書における計上科目は「収益合計」と「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」です。以下の各表においても同様です。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	△1,175	支払利息	△67
外国為替契約	18,115	その他の損益－純額	8,119
コモディティ契約	△455	収益及び収益に係る原価	△639

- (注) 1. 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結会計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	1,418

- (注) 1. 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結会計期間において、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	2,573

- (注) 1. 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結会計期間において、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	348
	その他の損益－純額	391
外国為替契約	支払利息	△328
	その他の損益－純額	6,468
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△11,331

(当第3四半期連結会計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ及びヘッジ対象の損益計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益－純額	△1,906	1,905
外国為替契約	その他の損益－純額	313	△289
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△1,050	1,050

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。
3. 「収益及び収益に係る原価」に対する連結損益計算書における計上科目は「収益合計」と「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」です。以下の各表においても同様です。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
金利契約	△4,897	支払利息	△12
外国為替契約	18,582	その他の損益－純額	1,949
コモディティ契約	△980	収益及び収益に係る原価	△464

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを終了した結果、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額－有効部分 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額－有効部分(百万円)
外国為替契約	△2,598	有価証券損益	716

- (注) 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額－有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	2,057

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間において、「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書上金額 (百万円)
金利契約	支払利息	544
	その他の損益－純額	440
外国為替契約	支払利息	△525
	その他の損益－純額	24,228
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	3,194

8. 公正価値測定

継続的に公正価値で測定される資産・負債

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における継続的に公正価値で評価される資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	—	16,597	—		16,597
投資					
売買目的有価証券	23	—	9,160		9,183
売却可能有価証券					
株式	937,034	356	—		937,390
債券	6,357	96,801	—		103,158
投資計	943,414	97,157	9,160		1,049,731
デリバティブ					
金利契約	164	72,367	—		
外国為替契約	76	112,898	—		
コモディティ契約	20,125	222,344	1,351		
デリバティブ計	20,365	407,609	1,351	△232,976	196,349
資産合計	963,779	521,363	10,511	△232,976	1,262,677
負債					
デリバティブ					
金利契約	217	21,057	—		
外国為替契約	87	27,035	—		
コモディティ契約	22,739	226,199	1,328		
デリバティブ計	23,043	274,291	1,328	△231,792	66,870
負債合計	23,043	274,291	1,328	△231,792	66,870

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物					
国内	—	1,500	—		1,500
海外	—	48	—		48
投資					
売買目的有価証券	—	—	8,849		8,849
売却可能有価証券					
株式					
国内	562,538	—	—		562,538
海外	234,963	1,645	—		236,608
債券					
国内	—	15,124	—		15,124
海外	8,463	44,503	—		52,966
投資計	805,964	61,272	8,849		876,085
デリバティブ					
金利契約	25	81,710	—		
外国為替契約	36	56,143	—		
コモディティ契約	17,669	198,605	2,094		
デリバティブ計	17,730	336,458	2,094	△188,701	167,581
資産合計	823,694	399,278	10,943	△188,701	1,045,214
負債					
デリバティブ					
金利契約	31	17,358	—		
外国為替契約	15	22,682	—		
コモディティ契約	8,186	183,851	2,092		
デリバティブ計	8,232	223,891	2,092	△177,852	56,363
負債合計	8,232	223,891	2,092	△177,852	56,363

- (注) 1. 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
2. レベル1、レベル2への(からの)重要な振替はありません。

レベル1の投資は、売却可能有価証券に分類される株式及び債券であり、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル2の投資及び現金同等物は、活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しております。この区分には、主に社債やコマーシャル・ペーパーが含まれています。レベル3の投資は、売買目的有価証券に分類されるヘッジファンド宛の投資（以下、「オルタナティブ投資」）であり、投資先の一株当たり純資産価値により評価しております。前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末のオルタナティブ投資の評価額はそれぞれ9,160百万円及び8,849百万円です。投資先の投資戦略は、主に債券アービトラージ、マルチ・ストラテジーなどです。投資の償還の頻度は月次から四半期毎で、主に30日～90日までの通知で償還されます。これらの投資については一部解約手続き中ですが、償還を受けるまでの期間は不明です。

保有するデリバティブは、金利契約、外国為替契約、コモディティ契約のデリバティブです。レベル1のデリバティブは、主にコモディティ契約のデリバティブであり、取引市場価格により評価しております。レベル2のデリバティブは、主に相対取引のコモディティ契約のデリバティブであり、金利、外国為替レートや商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しております。レベル3のデリバティブは、コモディティ関連の複合デリバティブであり、連結会社の独自の前提を反映した観察不能なインプットを使用して評価しております。

観察不能なインプット（レベル3）を使用して公正価値を測定した資産・負債の調整表は以下のとおりです。

（前第3四半期連結累計期間）

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資						
売買目的有価証券	14,438	428	△643	△892	13,331	△339
デリバティブ（相殺後）						
コモディティ契約	24	511	—	△533	2	2
合計	14,462	939	△643	△1,425	13,333	△337

（前第3四半期連結会計期間）

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資						
売買目的有価証券	13,491	335	△373	△122	13,331	△51
デリバティブ（相殺後）						
コモディティ契約	9	18	—	△25	2	△7
合計	13,500	353	△373	△147	13,333	△58

(当第3四半期連結累計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入 (百万円)	売却 (百万円)	償還又は 決済 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資								
売買目的有価証券	9,160	△490	△235	781	△367	—	8,849	△1,088
デリバティブ (相殺後)								
コモディティ契約	23	462	—	—	—	△483	2	1
合計	9,183	△28	△235	781	△367	△483	8,851	△1,087

(当第3四半期連結会計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入 (百万円)	売却 (百万円)	償還又は 決済 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資								
売買目的有価証券	9,355	△191	△203	—	△112	—	8,849	△270
デリバティブ (相殺後)								
コモディティ契約	10	△75	—	—	—	67	2	△8
合計	9,365	△266	△203	—	△112	67	8,851	△278

(注) レベル3のデリバティブについては、開示上の目的から相殺して表示しております。

投資についての損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。また、デリバティブについての損益は、連結損益計算書の「収益」及び「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」に含まれています。

投資についてのその他の包括損益は、連結包括損益計算書の「為替換算調整勘定期中変動額」に含まれています。

非継続的に公正価値で測定される資産・負債

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における非継続的に公正価値で評価された資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	8,593	4,126	61	4,406	△8,301
固定資産	14,741	—	—	14,741	△7,449

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額5,426百万円及び原価法投資に対する評価額3,016百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損2,953百万円及び原価法投資に対する減損5,261百万円が含まれています。

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	21,721	13,518	43	8,160	△13,263
固定資産	5,165	—	23	5,142	△2,106

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額19,464百万円及び原価法投資に対する評価額2,165百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損12,314百万円及び原価法投資に対する減損880百万円が含まれています。

投資及び固定資産については、一時的でない価値の下落により非継続的に公正価値で測定しております。レベル1の投資は、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル3の投資は、主に投資先の純資産価値や見積キャッシュ・フローなどの観察不能なインプットを使用した割引将来キャッシュ・フロー法により評価しております。レベル3の固定資産は、主に第三者による鑑定評価または割引将来キャッシュ・フロー法などにより評価しております。

9. 金融商品の公正価値

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っております。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐に亘っております。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しております。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しております。

連結会社は、注記8に基づき公正価値を算定しております。具体的に、個々の金融商品の公正価値の算定にあたり使用した算定方法及び前提条件は以下のとおりです。

短期運用資産以外の短期金融資産及び負債

「現金及び現金同等物」に含まれている取得日から3ヶ月以内に満期が到来する定期預金・コマーシャルペーパー・譲渡性預金、定期預金、営業債権債務及び短期借入金は、比較的短期間で満期が到来するため、これらの公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。「現金及び現金同等物」に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能な有価証券に分類された債券の公正価値の算定方法は、注記8をご参照下さい。

短期運用資産及びその他の投資

「短期運用資産」及び「その他の投資」には、市場性のある有価証券が含まれております。これら有価証券の公正価値の算定方法は、注記8をご参照下さい。「その他の投資」には、非関連会社に対する投資や差入保証金など市場性のない投資も含まれております。これらは公正価値を算定するための情報の入手が困難な多数に及ぶ投資であり、その公正価値を見積ることは実務上困難です。ただし、市場性のない投資のうち、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的ではないと判断された場合は、注記8に記載の方法に基づき公正価値を算定しております。

長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権

これらの金融商品の公正価値は、内包するリスクに見合う利率を適用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

デリバティブ

デリバティブの公正価値は、注記8に記載の方法に基づき算定しております。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。なお、デリバティブの公正価値は、注記7に記載しておりますので、下記の表上には含めておりません。

(前連結会計年度末)

区分	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 (貸倒引当金控除後)	4,429,880	4,429,880
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,052,747	1,052,747
公正価値の見積が実務上困難なもの	421,256	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権 (貸倒引当金控除後)	462,150	453,458
金融負債		
短期金融負債	2,952,044	2,952,044
長期債務 (1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む)	3,801,767	3,782,313

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 (貸倒引当金控除後)	4,680,979	4,680,979
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	878,565	878,565
公正価値の見積が実務上困難なもの	795,588	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権 (貸倒引当金控除後)	497,601	511,548
金融負債		
短期金融負債	3,349,183	3,349,183
長期債務 (1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む)	4,269,101	4,262,245

10. 年金及び退職給付債務

連結会社の年金制度及び退職一時金制度に係る期間純年金費用は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
勤務費用	8,605	8,369
利息費用	8,053	7,972
年金資産の期待運用収益	△5,215	△5,434
数理計算上の差異の償却費用	5,557	5,613
過去勤務債務の償却費用	217	256
縮小・清算損失	837	702
期間純年金費用	18,054	17,478

	前第3四半期連結会計期間 (百万円)	当第3四半期連結会計期間 (百万円)
勤務費用	3,029	2,703
利息費用	2,643	2,604
年金資産の期待運用収益	△1,729	△1,790
数理計算上の差異の償却費用	1,889	1,870
過去勤務債務の償却費用	14	83
縮小・清算損失	222	160
期間純年金費用	6,068	5,630

11. 株主資本及び非支配持分

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本合計の帳簿価額の推移は以下のとおりです。

前第3四半期連結累計期間

	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
期首残高	2,926,094	306,174	3,232,268
当社株主への配当	△77,261	—	△77,261
非支配持分への配当	—	△18,197	△18,197
ストックオプション行使に伴う新株発行	153	—	153
ストックオプション発行に伴う報酬費用	1,000	—	1,000
非支配持分との資本取引及びその他	1,064	2,088	3,152
包括損益			
四半期純利益	362,150	27,214	389,364
その他の包括損益－税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	△14,552	△2,842	△17,394
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	11,039	17	11,056
確定給付年金調整額期中変動額	4,644	116	4,760
為替換算調整勘定期中変動額	△112,362	△7,527	△119,889
四半期包括損益	250,919	16,978	267,897
自己株式－取得及び処分（純額）	△75	—	△75
期末残高	3,101,894	307,043	3,408,937

当第3四半期連結累計期間

	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
期首残高	3,233,342	316,603	3,549,945
当社株主への配当	△116,802	—	△116,802
非支配持分への配当	—	△19,296	△19,296
ストックオプション行使に伴う新株発行	280	—	280
ストックオプション発行に伴う報酬費用	1,024	—	1,024
転換社債型新株予約権付社債の株式転換による新株発行	905	—	905
非支配持分との資本取引及びその他	4,219	4,767	8,986
包括損益			
四半期純利益	370,194	20,602	390,796
その他の包括損益—税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	△86,056	△4,779	△90,835
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	△33,127	△407	△33,534
確定給付年金調整額期中変動額	5,093	112	5,205
為替換算調整勘定期中変動額	△160,402	△8,059	△168,461
四半期包括損益	95,702	7,469	103,171
自己株式—取得及び処分（純額）	343	—	343
期末残高	3,219,013	309,543	3,528,556

(注) 当社は、当第3四半期連結累計期間において、取締役会の決議に基づき、当社が保有する自己株式のうち45百万株を消却しました。この結果、資本剰余金9百万円及びその他の利益剰余金128,601百万円が減少し、自己株式128,610百万円が減少しております。尚、株主資本合計に与える影響はありません。

当社株主に帰属する四半期純利益及び非支配持分との資本取引による変動額は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
当社株主に帰属する四半期純利益	362,150	370,194
子会社持分の追加取得・一部売却による 資本剰余金の増減	1,065	4,219
当社株主に帰属する四半期純利益 及び非支配持分との資本取引による変動額	363,215	374,413

12. 1株当たり四半期純利益

1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の調整計算は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
分子(百万円)		
当社株主に帰属する四半期純利益	362,150	370,194
分母(千株)		
加重平均普通株式数	1,643,631	1,645,226
希薄化効果のある証券の影響		
ストックオプション	3,535	3,547
円建新株予約権付社債	762	179
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1,647,928	1,648,952
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益(円)		
基本的	220.34	225.01
潜在株式調整後	219.76	224.50

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
分子(百万円)		
当社株主に帰属する四半期純利益	93,346	123,579
分母(千株)		
加重平均普通株式数	1,643,709	1,645,795
希薄化効果のある証券の影響		
ストックオプション	3,807	3,436
円建新株予約権付社債	762	—
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1,648,278	1,649,231
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益(円)		
基本的	56.79	75.09
潜在株式調整後	56.63	74.93

13. セグメント情報

オペレーティング・セグメント情報

オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されております。

オペレーティング・セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されております。連結会社の報告セグメントは以下の6グループにより構成されております。

新産業金融事業：	アセットマネジメントや企業へのバイアウト投資、リース、不動産（開発・金融）、物流、保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。
エネルギー事業：	石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、LNG 液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPG などの販売取引を行っています。
金属：	薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
機械：	電力・ガス・石油・化学・製鉄などの大型プラントから、船舶、鉄道、自動車、航空宇宙関連機器、鉱山機械、建設機械、産業機械まで、幅広い分野の機械の販売、事業開発、投資などを行っています。
化学品：	原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった工業製品用の原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
生活産業：	食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

各オペレーティング・セグメントにおける会計方針は、注記2「重要な会計方針の要約」に記載のとおりです。なお、一部項目については、マネージメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しております。

経営者は管理上、米国会計基準に基づく当社株主に帰属する当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っています。また、内部での経営意思決定を目的として、当社独自の経営管理手法を取入れております。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じております。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において、連結会社又はいずれのセグメントにおいても、連結会社の収益の10%を超過する単一の顧客、顧客グループ又は政府機関はありません。

連結会社のオペレーティング・セグメント情報は以下のとおりです。

前第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	66,367	886,346	664,540	501,787	580,415	1,129,832	3,829,287	23,883	△1,242	3,851,928
売上総利益	36,306	35,802	275,183	133,383	62,262	337,750	880,686	14,624	△1,242	894,068
持分法による投資損益	7,368	45,039	28,929	14,730	9,744	19,498	125,308	6,364	△1,879	129,793
当社株主に帰属する四半期純利益	9,018	73,205	189,720	44,379	21,412	37,913	375,647	△15,568	2,071	362,150
総資産	794,462	1,257,582	3,116,321	1,808,537	699,753	2,362,244	10,038,899	2,047,413	△898,506	11,187,806
関連会社に対する投資	127,766	223,485	241,801	156,030	107,707	335,740	1,192,529	107,108	2,902	1,302,539

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	103,915	2,761,568	3,293,942	2,725,586	1,489,669	3,951,122	14,325,802	60,331	△1,741	14,384,392
(2)セグメント間の内部売上高	17,263	12,563	10,687	4,663	8,945	5,620	59,741	20,937	△80,678	-
合計	121,178	2,774,131	3,304,629	2,730,249	1,498,614	3,956,742	14,385,543	81,268	△82,419	14,384,392

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	73,292	1,023,991	664,529	395,292	751,905	1,186,191	4,095,200	30,059	△1,465	4,123,794
売上総利益	35,181	51,127	225,579	127,890	63,353	350,368	853,498	17,237	△1,465	869,270
持分法による投資損益	5,546	55,465	30,369	18,379	15,194	19,252	144,205	6,119	△809	149,515
当社株主に帰属する四半期純利益	8,081	99,248	145,356	38,324	31,390	42,330	364,729	7,587	△2,122	370,194
総資産	834,151	1,476,985	3,319,349	1,771,326	759,179	2,465,916	10,626,906	2,298,352	△879,422	12,045,836
関連会社に対する投資	138,957	238,108	340,799	156,680	111,404	334,873	1,320,821	110,633	△468	1,430,986

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	122,744	3,479,791	3,323,334	2,343,391	1,659,528	4,157,618	15,086,406	85,605	△2,350	15,169,661
(2)セグメント間の内部売上高	14,853	7,518	1,693	14,506	7,329	3,241	49,140	25,826	△74,966	-
合計	137,597	3,487,309	3,325,027	2,357,897	1,666,857	4,160,859	15,135,546	111,431	△77,316	15,169,661

前第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	22,391	272,358	199,783	184,967	205,124	407,176	1,291,799	9,085	△775	1,300,109
売上総利益	13,173	10,046	69,057	46,526	22,197	117,045	278,044	6,483	△775	283,752
持分法による損益	4,268	16,124	10,395	5,472	2,644	8,170	47,073	2,362	△533	48,902
当社株主に帰属する四半期純利益	5,446	17,386	41,518	17,153	8,176	16,476	106,155	△13,202	393	93,346

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	34,846	883,507	1,091,943	866,344	514,026	1,388,955	4,779,621	24,249	△601	4,803,269
(2)セグメント間の内部売上高	5,735	2,806	5,623	3,806	3,323	3,391	24,684	7,251	△31,935	-
合計	40,581	886,313	1,097,566	870,150	517,349	1,392,346	4,804,305	31,500	△32,536	4,803,269

当第3四半期連結会計期間（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）

（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	25,058	398,639	214,684	109,281	243,800	446,577	1,438,039	10,088	△378	1,447,749
売上総利益	12,366	17,558	63,098	39,772	20,504	121,718	275,016	5,934	△378	280,572
持分法による投資損益	2,172	19,041	12,517	3,168	4,771	7,628	49,297	2,218	△197	51,318
当社株主に帰属する四半期純利益	4,051	33,862	34,733	8,924	13,479	19,814	114,863	12,013	△3,297	123,579

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	42,949	1,275,382	1,095,455	749,620	528,538	1,443,496	5,135,440	25,791	△644	5,160,587
(2)セグメント間の内部売上高	4,730	553	510	6,943	3,079	△761	15,054	10,145	△25,199	-
合計	47,679	1,275,935	1,095,965	756,563	531,617	1,442,735	5,150,494	35,936	△25,843	5,160,587

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しております。また当欄には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれております。総資産のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されております。
2. 「調整・消去」には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれております。

14. 変動持分事業体の連結

連結会社は、変動持分事業体に対する関与について検討し、変動持分事業体の変動持分を有しているかどうかを判定します。連結会社の変動持分事業体に対する変動持分を有する場合であって、連結会社の変動持分事業体の経済実績に最も重要な影響を与える活動に対して指示する権限を有し、かつ、変動持分事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある変動持分事業体の損失を負担する義務又は利益を享受する権利を有する場合には、連結会社は、当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。

なお、会計基準に定められている要件を満たす一部の変動持分事業体については、連結会社が当該変動持分事業体から生じる期待損失の過半を負担する場合、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。また、期待損失の過半を負担する当事者がいない場合でも、連結会社が期待残余利益の過半を享受するときには、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。

連結会社が主たる受益者に該当することから連結した変動持分事業体に関する情報、及び連結会社が主たる受益者に該当しないことから連結していない変動持分事業体に関する情報は以下のとおりです。

連結した変動持分事業体

連結会社は、変動持分事業体を通じて、主として不動産開発事業に従事しております。不動産開発により付加価値をつけた上で将来的に売却することを目的として、変動持分事業体経由で不動産あるいは不動産に係る信託受益権を取得しております。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。

これらの不動産関連取引において変動持分事業体を使用することにより、第三者によるノン・リコースローンを組成し、当該不動産取引にかかる連結会社のリスクを限定しております。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における資産合計及び負債合計は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	207,525	214,944
連結貸借対照表における資産合計	207,147	214,297
連結貸借対照表における負債合計	79,245	81,852

連結貸借対照表における資産のうち主なものは、長期借入金の弁済に供される有形固定資産であり、負債のうち主なものは、当該変動持分事業体を除く連結会社の資産に対し遡及権を有しない長期借入金です。

また、これらの変動持分事業体の資産の一部は、当該変動持分事業体の長期借入金の担保として差入れており、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における当該資産はそれぞれ106,386百万円及び114,631百万円であり、連結貸借対照表上、大部分は有形固定資産に計上しております。

なお、連結会社が前連結会計年度末において連結していた変動持分事業体の幾つかは、当該変動持分事業体の連結会社持分解約又は清算により連結対象外となりました。当第3四半期連結会計期間末における連結財務諸表に対する重要な影響はありません。

連結していない変動持分事業体

連結会社が主たる受益者ではなく、連結をしていない変動持分事業体についても、投資、保証、又は貸付という形態により変動持分を保有しているものがあります。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。また、これらの変動持分事業体は様々な活動を行っており、代表的なものとして、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンス及び不動産関連事業を遂行するための事業体があります。

前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計及び負債合計、並びに連結会社がこれらの変動持分事業体への関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報を用いております。

	前連結会計年度末 (百万円)	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	768,040	910,164
連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計	93,533	91,181
連結貸借対照表における変動持分に係る負債合計	7,291	6,668
想定最大損失額	116,094	131,330

連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計のうち、主なものは貸付金であり、負債合計のうち、主なものは取引前受金です。なお、想定最大損失額には、当該変動持分事業体に対する信用保証等が含まれているため、連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計との間に差異が生じております。なお、想定最大損失額は、変動持分事業体への関与から通常見込まれる損失見込額とは関係なく、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

15. 偶発債務

保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっております。そうした保証は関連会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、主に信用状 (Stand by letter of credit) や取引履行保証の形態により、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末において、顧客や取引先に対して、それぞれ245,958百万円及び245,823百万円、関連会社に対して、それぞれ75,822百万円及び94,717百万円の信用保証を行っております。これらの信用保証は、顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としております。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成48年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先又は関連会社が、取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っております。前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における、第三者から取り付けた保証や担保資産などの求償可能額は、それぞれ12,249百万円及び12,287百万円です。また、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ2,546百万円及び1,477百万円です。当第3四半期連結会計期間末において、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

連結会社は、海外プロジェクトにおける総額約67億米ドルの銀行借入に関連し、当該海外プロジェクトの資産の一部に対する担保権設定が完了していないことに起因して銀行に損害が生じた場合には、連結会社が持分割合 (10%) に応じて損害額を補償する契約を、銀行との間で締結しております。

同補償契約については、その性質上、当該契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできないため、上記の信用保証金額には含めておりません。また、当該契約による連結会社の補償義務については、発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

製品保証引当金

一部の子会社は、製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、製品保証費用の見積もりに基づいて製品保証引当金を計上しております。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における製品保証引当金の推移は次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	3,184	2,600
当期増加	806	460
当期使用	△562	△345
その他(注)	△255	△404
期末残高	3,173	2,311

(注) その他には、主に連結除外及び為替変動の影響が含まれております。

訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えております。

16. 後発事象

連結会社は、後発事象を平成24年2月14日まで評価しております。平成24年2月14日現在において、記載すべき後発事象はありません。

2 その他

平成23年11月1日開催の取締役会において、平成23年度の中間配当に関し、次のとおり決議されました。

- ① 1株当たり中間配当金 : 32円
- ② 中間配当金の総額 : 52,672百万円
- ③ 効力発生日及び支払開始日 : 平成23年12月1日

(5) 【その他】

該当事項はありません。

第3 【その他関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円*1	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円*2	
野村証券株式会社	10,000百万円*3	

*1 平成24年4月1日現在

*2 平成23年11月24日現在

*3 平成23年6月28日現在

2 【関係業務の概要】

本受益権の販売会社として、本受益権の募集の取扱い及び販売等を行います。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

4 【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

5 【その他】

該当事項はありません。

純金上場信託（現物国内保管型）受益権
信託契約書

平成 22 年 6 月 8 日

委 託 者 三菱商事株式会社

受 託 者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

<目次>

第1章	総則	1
第1条	信託の目的	1
第2条	定義	1
第3条	委託者の表明・保証	7
第4条	受託者の表明・保証	9
第2章	信託の設定、信託財産	10
第5条	信託の設定	10
第6条	追加信託	10
第7条	信託財産	11
第8条	信託財産の分別管理	11
第3章	信託事務	11
第9条	信託期間	11
第10条	信託財産の運用	11
第11条	信託事務の委託	12
第12条	カストディアン	12
第13条	自己取引等	12
第14条	競合取引	13
第15条	訴訟等への対応	13
第16条	損失の危険等	14
第17条	分配金	14
第18条	権利確定日の設定	14
第19条	信託の会計	15
第20条	計算期日及び計算書	15
第21条	信託財産の状況の報告	15
第22条	受託者による消費税等の相当額の立替等	16
第23条	受託金地金の換価	16
第4章	委託者	16
第24条	委託者の追加	16
第25条	委託者の権利・義務等	16
第26条	委託者の地位の譲渡	17
第5章	受益者	17
第27条	受益者	17
第28条	受益者の権利行使	17
第29条	受益者への通知等	17

第 30 条	受益者の意思決定	17
第 6 章	受益権	18
第 31 条	受益証券の不発行等	18
第 32 条	受益権の取得申込みの勧誘	19
第 33 条	受益権の譲渡	19
第 34 条	受益権の譲渡の効力要件	19
第 35 条	受益者の権利行使	19
第 36 条	受益権原簿	19
第 37 条	受益権原簿記載事項	20
第 38 条	受益権原簿の備置き及び閲覧等	20
第 39 条	振替受益権	20
第 7 章	契約の変更等	21
第 40 条	契約変更	21
第 41 条	受益権買取請求	22
第 8 章	上場	22
第 42 条	金融商品取引所への上場	22
第 43 条	金融商品取引所規則等の遵守	22
第 9 章	信託報酬及び信託費用	23
第 44 条	信託報酬	23
第 45 条	信託費用	23
第 10 章	受益権の転換	23
第 46 条	転換請求	23
第 47 条	小口転換	25
第 48 条	大口転換	27
第 49 条	信託の一部解約による金銭受領の禁止	29
第 50 条	受託金地金の改鋳等	29
第 11 章	信託の終了	29
第 51 条	信託の終了	29
第 52 条	信託の終了事由	29
第 53 条	終了事由の通知	30
第 54 条	信託の清算職務	30
第 55 条	残余財産の給付等	30
第 56 条	最終計算	31
第 12 章	受託者の辞任・解任	31
第 57 条	受託者の辞任	31
第 58 条	受託者の解任	31

第13章 雑則	32
第59条 信託法に規定する利害関係人の帳簿等の閲覧等	32
第60条 税務手続.....	32
第61条 課税に係る情報.....	32
第62条 印鑑等届出.....	32
第63条 届出事項.....	32
第64条 公告.....	33
第65条 受託者の免責	33
第66条 当事者間の通知等	33
第67条 法令等との関係.....	33
第68条 可分性	34
第69条 準拠法・裁判管轄	34
別紙 信託報酬・手数料.....	36

純金上場信託（現物国内保管型）受益権信託契約書

三菱商事株式会社（以下「委託者」といいます。第 24 条により新たに委託者が追加された場合には、その者を併せて「委託者」といいます。）及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）は、平成 22 年 6 月 8 日付にて、以下に定める諸規定に従い、本信託契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1章 総則

（信託の目的）

第1条 本信託は、金地金を信託財産とした信託に係る受益権を金融商品取引所に上場し、受益者の投資に資するよう受託者が主として金地金を信託財産として管理及び処分することを目的とします。

（定義）

第2条 本契約における用語は、別途定めた場合を除き、次に定める意味を有します。

- (1) 「委託者」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (2) 「営業日」とは、本金融商品取引所が休業日としている日以外の日をいいます。
- (3) 「大口指定転換販売会社」とは、第 48 条第 1 項に基づく転換請求に対応する者として、あらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。
- (4) 「大口転換必要口数」とは、受益者が第 48 条第 1 項に基づく転換請求により転換し受領できる標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数（整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。）をいいます。
- (5) 「外為法」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (6) 「カストディアン」とは、受託者から任命され金地金を保管する者をいいます。
- (7) 「居住者」とは、外為法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいいます。
- (8) 「キログラム(kg)」とは、計量法に規定するキログラムをいいます。
- (9) 「金」とは、鉱物である金（元素記号 Au、原子番号 79、周期表 1B 族・銅族の金属元素）をいいます。
- (10) 「銀行営業日」とは、銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休

日とすることが認められた日以外の日をいいます。

- (11) 「銀行法」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (12) 「金地金」とは、金を精錬、鑄造することにより得られる地金をいいます。
- (13) 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいいます。
- (14) 「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。
- (15) 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (16) 「グラム(g)」とは、計量法に規定するグラムをいいます。
- (17) 「計算期間」とは、第 20 条第 2 項に定める意味を有します。
- (18) 「計算期日」とは、第 20 条第 1 項に定める意味を有します。
- (19) 「兼営法」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (20) 「兼営法施行規則」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (21) 「計量法」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (22) 「権利確定日」とは、第 18 条柱書に定める意味を有します。
- (23) 「小口指定転換販売会社」とは、第 47 条第 1 項に基づく転換請求に対応する者として、あらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。
- (24) 「小口転換必要口数」とは、受益者が第 47 条第 1 項に基づく転換請求 1 回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金の標準純度質量を一口あたりの金地金の標準純度質量で除して計算した口数（整数とし、一口未満は切り上げます。但し、転換手続上、受託者の裁量により、かかる一口未満の切り上げ後に一口を加えた口数とすることがあります。）として、受託者がそのホームページで公表する本受益権の口数をいいます。
- (25) 「小口転換用標準金地金」とは、標準金地金のうち、①東京工業品取引所の貴金属受渡細則に規定する精錬若しくは品位を認定されたもの又は商標のもの、②ロンドン貴金属市場協会が定めるグッドデリバリー条件（同協会が開示している The Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars Specifications for Good Delivery Bars and Application Procedures for Listing に記載されています。）を満たしているもの、③日本金地金流通協会の正会員として登録されている者によって精錬されたもの又は④ニューヨーク・マーカンタイル取引所（The New York Mercantile Exchange: NYMEX）が定める基準に従い精錬若しくは品位を認定され

たものであって、標準純度質量が1キログラムのものをいいます。

- (26) 「固有財産」とは、受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一切の財産をいいます。
- (27) 「採用外貨換算為替レート」とは、採用フォワードレートを算出する時点における受託者がその裁量により自らが適切と判断する円と外貨の為替レートをいいます。但し、当該時点のレートを用いることができない場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するレートをいいます。
- (28) 「採用限月」とは、東京工業品取引所における金の標準取引の前営業日の取組高が最も多い限月をいいます。
- (29) 「採用先物価格」とは、指標価格を算出する日において、東京工業品取引所の公表する金の標準取引における採用限月の帳入値段をいいます。但し、当該帳入値段が東京工業品取引所により公表されない場合又は当該帳入値段の公表時刻等が変更された場合には、東京工業品取引所が公表する同様の価格をいいます。
- (30) 「採用フォワードレート」とは、2以上の指定貴金属業者の提示した金に係るフォワードレートの仲値の平均値（小数点第3位を四捨五入します。）をいいます。但し、フォワードレートを提示することができる指定貴金属業者が2以上いない場合その他のやむを得ない事由がある場合には、受託者がその裁量により自らが適切と判断するフォワードレートをいいます。
- (31) 「資産総額」とは、本信託財産に属する資産を、その取得時の価額又は当該価額より減損損失を控除した価額で評価した金額（受託金地金については、その信託設定日の指標価格を取得時の価額とします。）の合計額をいいます。
- (32) 「指定貴金属業者」とは、金のデリバティブ商品取扱業務を行う国内外の大手貴金属業者のうち受託者が指定する者をいいます。
- (33) 「指標価格」とは、受託金地金の現在価値を算出するために、東京工業品取引所における金1グラムあたりの採用先物価格を、当該採用先物価格が同取引所で公表された日と同日付の採用フォワードレートで同日における現在価値に引き直した受託金地金の標準純度質量1グラムあたりの理論価格として、受託者のホームページ上で毎営業日に公表されるものをいいます。上記理論価格の算出の過程で円と外貨の換算を行う場合には、採用外貨換算為替レートを用います。
- (34) 「重要な信託の変更」とは、第40条第3項柱書に定める意味を有します。
- (35) 「受益権」とは、信託法第2条第7項に規定する受益権をいいます。
- (36) 「受益権原簿」とは、信託法第186条に従い作成される受益権原簿をいいます。
- (37) 「受益債権」とは、信託法第2条第7項に規定する受益債権をいいます。
- (38) 「受益者」とは、第27条第1項に定める受益者をいいます。
- (39) 「受益者決議手続」とは、第30条第1項に定める意味を有します。
- (40) 「受益者決議日」とは、第30条第5項第1号に定める意味を有します。

- (41) 「受益者等」とは、信託法第 184 条第 1 項に規定する受益者等をいいます。
- (42) 「受益証券」とは、信託法第 185 条第 1 項に規定する受益証券をいいます。
- (43) 「受託金地金」とは、本信託財産である金地金をいいます。
- (44) 「受託者」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (45) 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額（本信託に係る信託財産責任負担債務の総額）を控除した金額をいいます。
- (46) 「純資産総額（取引所開示）」とは、本受益権（但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。）の表章する受託金地金を指標価格により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。純資産総額（取引所開示）は、前号に規定する純資産総額とは必ずしも一致しません。
- (47) 「上位機関」とは、振替法第 2 条第 7 項に規定する上位機関をいいます。
- (48) 「証券保管振替機構」とは、振替法第 3 条第 1 項による指定を受け、振替業を営む株式会社証券保管振替機構又はその承継法人をいいます。
- (49) 「上場規則等」とは、金融商品取引所が定める業務規程及び有価証券上場規程、有価証券上場規程施行規則等、本受益権を本金融商品取引所に上場するにあたって適用される規則をいいます。
- (50) 「消費税等」とは、第 5 条第 2 項に定める意味を有します。
- (51) 「信託期間」とは、第 9 条第 1 項に定める信託期間をいいます。
- (52) 「信託業法」とは、信託業法（平成 16 年法律第 154 号、その後の改正を含みます。）をいい、兼営法第 2 条第 1 項で、信託業務を兼営する金融機関に準用される場合を含みます。
- (53) 「信託業法施行令」とは、信託業法施行令（平成 16 年政令第 427 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (54) 「信託財産」とは、信託法第 2 条第 3 項に規定する信託財産をいいます。
- (55) 「信託財産状況報告書」とは、信託業法第 27 条第 1 項及び兼営法施行規則第 19 条第 1 項に従い、受託者が計算期間毎に作成する、信託財産の状況等に係る報告書をいいます。
- (56) 「信託財産責任負担債務」とは、信託法第 2 条第 9 項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。
- (57) 「信託終了日」とは、本契約の規定により本信託の全部が終了する日をいいます。
- (58) 「信託設定日」とは、本契約に基づき金地金の信託を行う日（第 6 条に定める追加信託を行う日を含みます。）をいいます。
- (59) 「信託費用」とは、本信託の信託事務を処理するために必要と認められる一切の費用をいい、消費税等その他の租税、第 22 条に基づく借入の費用、本信託財産の交付に要する費用を含みますが、これらに限りません。但し、訴訟費用等を除き

ます。

- (60) 「信託法」とは、信託法（平成 18 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (61) 「信託報酬」とは、本信託の信託事務の処理の対価として受託者の受ける報酬であり、第一管理信託報酬及び第二管理信託報酬を総称していいます。
- (62) 「訴訟費用等」とは、法的手続等に係る費用をいい、弁護士費用を含みます。
- (63) 「損害等」とは、損害、損失、費用、責任等（第三者による請求、訴訟その他の結果による場合を含みますが、これらに限られません。）をいいます。
- (64) 「第一管理信託報酬」とは、別紙第 1 項に定める信託報酬をいいます。
- (65) 「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業をいいます。
- (66) 「第二管理信託報酬」とは、別紙第 2 項に定める信託報酬をいいます。
- (67) 「帳入値段」とは、東京工業品取引所業務規程第 36 条に規定する帳入値段をいいます。
- (68) 「直近上位機関」とは、振替法第 2 条第 6 項に規定する直近上位機関をいいます。
- (69) 「適格機関投資家」とは、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいいます。
- (70) 「転換」とは、受益者が、その有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者から受託金地金の交付を受けることをいいます。
- (71) 「転換請求」とは、第 46 条第 2 項柱書に定める意味を有します。
- (72) 「転換手数料」とは、第 46 条第 2 項第 1 号に定める意味を有します。
- (73) 「転換手続」とは、第 46 条第 2 項柱書に定める意味を有します。
- (74) 「東京工業品取引所」とは、株式会社東京工業品取引所又はその承継法人をいいます。
- (75) 「倒産手続等」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他これらに類似する日本又は外国の法令に基づく手続（将来制定されるものを含みます。）をいいます。
- (76) 「当初受益者」とは、第 27 条第 1 項に定める当初受益者をいいます。
- (77) 「投票権行使期限」とは、第 30 条第 5 項第 3 号に定める意味を有します。
- (78) 「投票権行使書面」とは、第 30 条第 5 項第 3 号に定める意味を有します。
- (79) 「日本金地金流通協会」とは、社団法人日本金地金流通協会又はその承継法人をいいます。
- (80) 「反社会的勢力」とは、集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号、その後の改正を含みます。）に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引

がある者、その他これらに類する団体に属している者をいいます。

- (81) 「非居住者」とは、外為法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいいます。
- (82) 「非軽微な信託の変更」とは、第 40 条第 3 項に定める意味を有します。
- (83) 「一口あたりの金地金の標準純度質量」とは、一口あたりの純資産額（取引所開示）を指標価格で除した数をいいます。当該数は、小口転換必要口数又は大口転換必要口数を算出するための計算上の数であって、受益者が本受益権一口につき受領できる標準純度質量を示すものではありません。受益者が転換により受領できる標準純度質量は、第 46 条から第 48 条までに従います。
- (84) 「一口あたりの純資産額（取引所開示）」とは、純資産総額（取引所開示）を本受益権（但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。）の総受益権口数で除した数（小数点第 3 位を四捨五入します。）として、本金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。
- (85) 「標準金地金」とは、金地金のうち金の純度が標準純度以上であるものをいいます。
- (86) 「標準純度」とは、99.99%の純度をいいます。
- (87) 「標準純度質量」とは、標準金地金の質量をいいます。
- (88) 「フォワードレート」とは、先物の金価格と現物の金価格との値差を現物の金価格を基準として年率換算し、百分率で表したものをいいます。なお、フォワードレートは、金利の動向及び現物と先物の金の需給により変動します。
- (89) 「振替機関等」とは、振替法第 2 条第 5 項に規定する振替機関等をいいます。
- (90) 「振替口座簿」とは、振替法第 6 章の 2 第 2 節に規定する振替口座簿をいいます。
- (91) 「振替受益権」とは、振替法第 127 条の 2 第 1 項に規定する振替受益権をいいます。
- (92) 「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (93) 「法人税法」とは、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (94) 「法人税法施行令」とは、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (95) 「法的手続等」とは、訴訟その他の裁判手続、仲裁手続又は行政手続をいいます。
- (96) 「法令等」とは、本邦内における本契約及び本契約に基づく取引又は委託者、受託者、受益者その他の当事者に適用される法律、命令、政令、省令、規則若しくは通達、事務ガイドライン、監督指針、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断その他の公的機関、金融商品取引所の定める一切の規定、決定、指導等（自主規制機関の規則及び規程を含みます。）をいいます。
- (97) 「本金融商品取引所」とは、本受益権が上場されている金融商品取引所をいいます。

- (98) 「本契約締結日」とは、平成 22 年 6 月 8 日をいいます。
- (99) 「本受益権」とは、本信託の受益権をいいます。
- (100) 「本信託」とは、本契約に基づき設定される信託をいいます。
- (101) 「本信託財産」とは、本信託の信託財産をいいます。
- (102) 「郵便局」とは、第 46 条第 7 項に定める意味を有します。
- (103) 「利害関係人」とは、信託業法第 29 条第 2 項第 1 号（同法第 22 条第 2 項により読み替えられる場合を含みます。）及び信託業法施行令第 14 条に規定する株式の所有関係又は人的関係において信託会社と密接な関係を有する者をいいます。
- (104) 「利害関係人等」とは、第 13 条第 3 項に定める意味を有します。
- (105) 「ロンドン貴金属市場協会」(The London Bullion Market Association: LBMA)とは、金地金等の大手貴金属業者により組成される英国ロンドン所在の団体をいいます。

(委託者の表明・保証)

第3条 各委託者は、受託者に対し、それぞれ、本契約締結日及び各信託設定日（当該委託者が本契約に基づき信託（第 6 条に基づく追加信託を含みます。）を行う信託設定日に限ります。）において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 当該委託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
- (2) 当該委託者による本契約の締結及びその義務の履行は、当該委託者の会社の目的の範囲内の行為であり、当該委託者は本契約の締結及び履行につき法令等及び当該委託者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 本契約は、本契約の全当事者により締結された場合、日本法に基づき、当該委託者の適法で有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (4) 当該委託者による本契約の締結及びその義務の履行は、法令等及び当該委託者の定款その他の内部規則に抵触又は違反するものではないこと。
- (5) 当該委託者は、適格機関投資家であり、本契約の締結に先立って、信託業法第 25 条の説明を要しない旨、受託者に対し表明していること。
- (6) 当該委託者は、反社会的勢力ではないこと。
- (7) 当該委託者の財務・経営状況若しくは経済状況、又は当該委託者による本契約の締結及びその条項の履行並びに本契約において企図される取引の実行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる法的手続等も係属しておらず、当該委託者の知る限りこれらが係属するおそれもないこと。

- (8) 当該委託者は、債務超過、支払停止又は支払不能若しくはその他の無資力の状態にはないこと。当該委託者に関して、倒産手続等の申立がなされた事実はなく、かつ申立原因事由も存在していないこと。当該委託者は、解散決議を行っておらず、解散命令を受けておらず、当該委託者の知る限りそのおそれもないこと。また、本契約の締結及び履行により、当該委託者が支払停止又は無資力若しくは支払不能の状態に陥るおそれはなく、また、当該委託者に関して倒産手続等の申立原因となる事実が生じないこと。
- (9) 本契約により企図された本信託の設定及び金地金の信託並びにその他の取引は、正当な目的に基づきなされ、また、当該委託者の債権者を害することにはならず、当該委託者は、かかる債権者を害することとなるとの認識若しくは意図又はその他の不法な意図を有していないこと。
- (10) 当該委託者は、第5条又は第6条に従い金地金に関する一切の処分権限を含む所有権を受託者に移転し、真正に信託譲渡する意図を有すること。
- 2 各委託者は、受託者に対し、各信託設定日（当該委託者が本契約に基づき信託（第6条に基づく追加信託を含みます。）を行う信託設定日に限ります。）において、当該委託者により受託者に信託される金地金につき、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- (1) 当該金地金は、標準金地金であること。
- (2) 当該金地金は当該委託者のみに帰属し、当該委託者のみが当該金地金に関する一切の所有権を有していること。
- (3) 当該金地金には、先取特権、担保権その他の負担又は制限が付着していないこと。
- (4) 当該金地金について、譲渡その他の処分を制限する当該委託者が当事者である契約又は法令等は存在していないこと。
- (5) 当該金地金の標準純度質量は、第5条又は第6条に従い委託者が信託時に受託者に対して示した質量であること。
- 3 受託金地金が前項第1号から第4号までのいずれかの条件を満たさないことが判明した場合、当該受託金地金を信託した委託者は、当該受託金地金を同項各号の条件すべてを満たす標準金地金に直ちに交換するものとします。また、受託金地金が前項第5号の条件を満たさないことが判明した場合、当該受託金地金を信託した委託者は、不足する標準純度質量に相当する標準金地金を直ちに受託者に差し入れるものとします。なお、本項に基づく交換又は差入れに要する費用は、すべて委託者の負担とします。
- 4 第1項及び第2項における各委託者による表明保証が本契約締結日又は当該委託者が本契約に基づき信託（第6条に基づく追加信託を含みます。）を行った各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、受託者又は本信託財産が損害等を被った

場合、当該委託者はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。

- 5 第1項及び第2項に定める各委託者の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、当該委託者は、速やかにその旨を受託者に対して書面により通知しなければなりません。但し、当該通知により、当該委託者の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されるものではありません。

(受託者の表明・保証)

第4条 受託者は、委託者に対し、それぞれ、本契約締結日及び各信託設定日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 受託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有する完全な権能及び権利を有し、現在従事している事業を行い、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
 - (2) 受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行は、受託者の会社の目的の範囲内の行為であり、受託者は本契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき法令等上及び受託者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 受託者は、銀行法第2条第1項に規定する銀行であり、かつ兼営法第1条第1項に基づく認可を受け、信託業法により信託会社の営む業務を適法に営むことができる者であること。
 - (4) 受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行は、法令等及び受託者の定款その他の内部規則に抵触又は違反するものではないこと。
 - (5) 受託者は、反社会的勢力ではないこと。
 - (6) 第3条第1項各号及び同条第2項各号（当該各号が真実でなく又は正確ではない場合であって、その事実を委託者が知らなかった場合であっても、本号においては当該各号が真実でなく又は正確ではないものとみなされます。）並びに本条第1項各号がそれぞれ真実かつ正確であることを前提に、金地金の信託にあたり、本受益権は適法かつ有効に成立し、当初受益者は先取特権、担保権その他の負担又は制限のない受益権の完全な所有権を取得すること。
- 2 前項における受託者による表明保証が本契約締結日又は各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、委託者、受益者又は本信託財産が損害等を被った場合、受託者はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。
- 3 第1項に定める受託者の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、受託者は、速やかにその旨を委託者及び受益者に対して書面又は金

融商品取引所において公表することにより通知しなければなりません。但し、当該通知により、受託者の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されるものではありません。

- 4 受託者は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に信託事務の処理その他の行為をします。

第2章 信託の設定、信託財産

(信託の設定)

- 第5条 委託者は、当初の信託設定日において、信託する標準金地金の標準純度質量を示したうえで、受託者に対し、金地金を信託し、受託者はこれを引き受けます。
- 2 受託者は、当該委託者に対して、前項に定める信託設定の際、当該委託者と受託者が別途合意する金額の手数料並びにこれに係る消費税及び地方消費税（以下消費税と併せて「消費税等」といいます。）の相当額の支払を請求します。
 - 3 第1項にかかわらず、受託者は、受託者が誠実に必要又は有用とみなした場合には、本受益権が本金融商品取引所へ上場される日までは、第1項に定める信託設定の手続を中断し又は本契約の全部又は一部を終了させることができます。受託者は、本項に基づき手続を中断した場合又は本契約の全部又は一部を終了させた場合、委託者（委託者になる予定だった者を含みます。）及び受益者（受益者になる予定だった者を含みます。）に生じた損害等について責任を負いません。
 - 4 受託者が前項に基づき本契約の全部又は一部を終了させた場合、終了した信託に係る財産は当該財産を信託した委託者に帰属し、受託者は遅滞なくかかる財産を当該委託者に交付します。この場合、第55条及び第56条の適用はありません。
 - 5 受託者は、第3項に基づき受託者が本契約の全部又は一部を終了させた場合、直ちに委託者にその旨を書面により通知するものとします。

(追加信託)

- 第6条 委託者は、信託期間中、信託する標準金地金の標準純度質量を示したうえで、受託者に対し、金地金を追加信託することができ、受託者はこれを引き受けます。
- 2 受託者は、当該委託者に対して、前項に定める追加信託の際、当該委託者と受託者が別途合意する金額の手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求します。
 - 3 第1項にかかわらず、受託者は、受託者が誠実に必要又は有用とみなした場合には、当該追加信託に係る本受益権が振替口座簿に記載又は記録される時までは、第1項に定める追加信託の手続を中断し又は当該追加信託に関する限度で本契約の一部を終了させることができます。受託者は、本項に基づき手続を中断した場合又は本契約の一部を終了させた場合、委託者（委託者になる予定だった者を含みます。）及び受益

者（受益者になる予定だった者を含みます。）に生じた損害等について責任を負いません。

- 4 受託者が前項に基づき本契約の一部を終了させた場合、終了した信託に係る財産は当該財産を信託した委託者に帰属し、受託者は遅滞なくかかる財産を当該委託者に交付します。この場合、第55条及び第56条の適用はありません。
- 5 受託者は、第3項に基づき受託者が本契約の一部を終了させた場合、直ちに委託者にその旨を書面により通知するものとします。
- 6 受託者は、第1項に定める追加信託によって純資産総額（取引所開示）が3,000億円を超えることとなる場合には、当該追加信託を引き受けません。但し、受託者は、委託者と協議のうえ、あらかじめ本金融商品取引所に申請のうえ、当該上限額を変更することができます。
- 7 委託者は、金地金以外の財産を追加信託することはできません。

（信託財産）

第7条 本信託財産は、第5条第1項及び第6条第1項により信託された金地金並びにこれらに係る金銭等並びに本契約に基づいて受託者が受領する金銭その他の財産により構成されます。

- 2 受託金地金は、鉱物としての本質的価値以外のいかなる付加価値（宝飾品としての価値を含みますが、それに限りません。）を有しないものとします。

（信託財産の分別管理）

第8条 受託者は、信託法及び信託業法に従い、本信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理します。受託者は、受託金地金を、第11条及び第12条に基づき選任されるカストディアンを通じて、受託者が適切と判断する方法で分別して管理します。

第3章 信託事務

（信託期間）

第9条 本信託は、期間の定めを設けません。したがって、信託期間は、当初の信託設定日から信託終了日までとします。

- 2 前項にかかわらず、信託の清算が終了するまで、本信託は存続します。

（信託財産の運用）

第10条 受託者は、本信託財産の運用は行いませんが、一口あたりの純資産額（取引所

開示)は、仕組みとして指標価格に連動することが企図されています。

- 2 本信託財産は、消費税等の相当額の授受又は信託報酬若しくは信託費用の支払等のために一時的に本信託財産となる金銭等を除き、金地金のみとなります。
- 3 受託者は、本信託財産の金銭等を、第13条第1項に従い管理します。

(信託事務の委託)

第11条 受託者は、信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を第三者(利害関係人を含みます。)に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができます。

- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する第三者に委託することができます。
 - (1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の執行に懸念がないこと。
 - (2) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - (3) 委託される信託財産に属する財産と自己固有の財産その他の財産について分別管理を行う体制が整備されていること。
 - (4) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- 3 受託者は、利害関係人に対して前2項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて行います。

(カストディアン)

第12条 受託者は、受託金地金の保管業務について、法令等及び第11条第1項に従いカストディアンを選定し、当該業務をカストディアンに委託します。当初のカストディアンは、委託者とします。

- 2 受託金地金の保管場所は、受託者及びカストディアンが適当と認める日本国内の倉庫とします。
- 3 受託者は、カストディアンが辞任等により不在になる場合には、新たなカストディアンを速やかに選任します。
- 4 受託者は、カストディアンが受託金地金の保管業務の委託先として不相当であると判断した場合には、当該カストディアンとの間の契約を終了させ、新たなカストディアンを速やかに選任します。
- 5 受託者は、カストディアンの変更があった場合には、本金融商品取引所において、新たなカストディアンの名称を適時開示します。

(自己取引等)

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、特段の事情がない限り、本信託財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で預かります。この場合、受託者は、受託者の普通預金利率により生じた利子を本信託財産に帰属させます。
- 2 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、第22条第1項に基づく受託者の銀行勘定による本信託に係る信託財産責任負担債務の立替払い及び当該立替払いに係る銀行勘定から本信託財産に対する求償又は同項若しくは第41条第3項に基づく受託者の銀行勘定からの借入を行います。
 - 3 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、受託者（受託者が受託する他の信託財産を含みます。）又は受託者の利害関係人若しくは第11条及び第12条に定める委託先（以下これと利害関係人を総称して、「利害関係人等」といいます。）との間で、受託金地金の売却を本信託財産のために行うことができます。
 - 4 受託者は、第22条第1項の銀行勘定による立替払いに係る求償金の支払債務又は銀行勘定からの借入に係る債務の代物弁済として、受託金地金を受託者の固有財産に給付することができます。この場合においては、第23条に準じて金地金の価額を算定するものとします。
 - 5 前4項の場合、受託者は、第21条第1項に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項但し書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。

（競合取引）

- 第14条 受託者は、受益者の利益を害することを目的としない限りにおいて、受託者（受託者が受託する他の信託財産を含みます。）又は受託者の利害関係人の計算において、第22条及び第23条に定める取引と同種の取引を行うことがあります。
- 2 前項の場合において、受託者は、信託法第32条第3項に定める通知を行いません。

（訴訟等への対応）

- 第15条 受託者は、受益者から申出があり受託者がこれを承諾した場合を除き、本信託財産に関し法的手続等を遂行する義務を負わないものとします。
- 2 受託者は、前項の申出を行った受益者（但し、受託者と個別に合意した者に限りません。）に対し、訴訟費用等の支払を請求できるものとし、当該受益者からかかる費用等の支払がなされるまでは、法的手続等を遂行する義務を負わないものとします。
 - 3 受託者は、前項に基づき訴訟費用等の支払を請求したにもかかわらず、当該受益者が当該訴訟費用等を支払わない場合又は支払わないと見込まれる場合には、あらかじめ

め受益者決議手続により受益者の承諾を得たうえで、本信託財産の費用負担で法的手続等を遂行することができます。受託者は、本項に基づき本信託財産の費用負担で法的手続等を遂行する場合、法令等で許容される範囲内において、当該法的手続等の遂行に必要な限度で本信託財産を売却することができます。

- 4 受託者は、法的手続等を遂行する場合、弁護士に対して法的手続等を委任することができ、また、受益者への通知を行ったうえで、和解その他の処分を行うことができます。
- 5 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、法的手続等の結果（判決及び和解を含みますが、これらに限られません。）につき責任を負わないものとします。

（損失の危険等）

第16条 本信託においては、金地金の市場価格の値動き等により、受託金地金及び本受益権の価値に減損が生じる場合があります。

- 2 本信託においては、採用先物価格及び採用フォワードレートを用いて指標価格を算出しているため、東京工業品取引所の金に係る先物価格及び金のデリバティブ商品取扱業務を行う貴金属業者が提示する金に係るフォワードレートの変化の影響を受けることがあります。
- 3 本信託においては、次の各号に掲げる事由等により、一口あたりの純資産額（取引所開示）は、指標価格に必ずしも完全に連動するものではありません。
 - (1) 第44条及び第45条に基づく信託報酬及び信託費用の支払のため、受託金地金を売却する必要があること。
 - (2) 第22条第1項に基づく立替払いに係る求償金又は借入に係る元利金の支払のため、受託金地金を売却する場合があります。
 - (3) 本信託財産において前2号に係る一時的な金銭保有があること。
 - (4) 市場の影響その他外部環境の影響を受けること。
- 4 受託者は、本信託に関し、信託業法第24条第1項第4号に違反するいかなる損失の補てん、元本の補てん及び利益の補足も行いません。また、委託者及び受益者は、これを受託者に求めることはできません。

（分配金）

第17条 本信託においては、原則として、信託期間中の分配金はありません。

（権利確定日の設定）

第18条 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める権利が与えられる受益者を確定するための日（以下「権利確定日」といいます。）を設定します。なお、

権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者のみが、次の各号に定める権利を与えられます。

- (1) 受託者が受益権を分割する場合 当該分割後の受益権
- (2) 第 21 条第 1 項の報告を行う場合 当該報告を受ける権利
- (3) 受益者決議手続を行う場合 受益者決議手続における投票権
- (4) 第 55 条第 1 項の残余財産の給付を行う場合 当該残余財産の給付を受ける権利
- (5) その他受託金地金に係る一切の事項について、受託者が必要であると判断した場合 当該事項に係る権利

(信託の会計)

第19条 本信託における会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して行うものとします。

2 本信託においては、法人税法第 2 条第 29 号ハ(2)に規定する利益留保割合は、法人税法施行令で定める割合を超えないものとします。

(計算期日及び計算書)

第20条 本信託の計算を行う日（以下「計算期日」といいます。）は、毎年 1 月 20 日及び信託終了日とします。

2 受託者は、各計算期日において、当初の信託設定日又は直前の計算期日の翌日から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」といいます。）における貸借対照表、損益計算書その他法令等で定める書類を作成します。

(信託財産の状況の報告)

第21条 受託者は、信託法その他の法令等の定めに従い、各計算期間における信託財産状況報告書の記載事項のほか、業務委託に係る事項、自己又は利害関係人等との取引状況等について、当該計算期日後遅滞なく受益者に報告します。

2 受託者は、前項に定める報告をもって、信託法第 37 条第 3 項に定める報告に代えるものとします。

3 受託者は、第 1 項に定める報告については、本金融商品取引所の定める開示方法（当該開示方法については、受託者のホームページに掲載します。）により内容を正確に開示することにより行い、受益者からの要請がない限り、信託財産状況報告書及び信託業法第 29 条第 3 項に規定する書面を受益者に対し交付しません。

4 前項にかかわらず、受託者は、信託業法その他の法令等の定めに従い、信託財産状況報告書及び信託業法第 29 条第 3 項に規定する書面を受益者に対し交付しなければならない場合には、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対して当該各書面を送付する方法により当該各書面

を交付します。この場合、受託者は、受益者のうち同意を得た者に対して、書面の交付に代えて電磁的方法（信託業法第 26 条第 2 項に規定する方法をいいます。）により提供することができます。

（受託者による消費税等の相当額の立替等）

第22条 受託者は、第 5 条又は第 6 条に従い本信託の引受けをする際、金地金の取引につき委託者に生じた消費税等の相当額を委託者に支払います。受託者は、当該消費税等の相当額及び信託報酬又は信託費用に係る消費税等の相当額につき受託者の銀行勘定による立替払いを受け、又は受託者の銀行勘定から借り入れることがあります。かかる借入の条件は、当該借入時点において、受託者の通常取引条件と比べて、受益者に不利にならないものとします。

2 受託者は、消費税等の還付金を受けた場合には、当該還付金全額を前項の立替払いに係る求償金の支払又は借入の返済に充当します。また、前項の立替払いに係る求償金の金額又は借入に係る元利金相当額が上記還付金額を超える場合、受託金地金を売却して不足額を支払又は返済します。

（受託金地金の換価）

第23条 受託者は、本契約の定めに従い受託金地金を売却する場合、受託者が適正と判断する手法により、委託者又は適正と判断する者を相手方として行うものとします。その売却価格は、指標価格、指標価格から一定の金額（金地金の販売を取り扱う国内の大手貴金属業者における金地金の小売価格と買取価格との差額を参考として当事者間で合意する金額とします。）を控除した価格その他の適正な価格とします。

第4章 委託者

（委託者の追加）

第24条 本信託の設定後、受託者が認めた者は、第 6 条第 1 項に基づく追加信託を行うことにより、新たに委託者に加わることができます。

（委託者の権利・義務等）

第25条 第 67 条第 1 項にかかわらず、委託者は、本契約に定めがあるものを除き、信託法に規定する委託者の権利を有さず、義務を負いません。

2 委託者は、本信託財産の管理又は処分を一切指図できません。

3 委託者は、信託業法第 26 条第 1 項に規定する書面の交付を要しない旨、承諾します。受託者は、委託者からの要請があった場合には速やかに当該書面を交付します。

(委託者の地位の譲渡)

第26条 委託者は、受託者が認めたときは、その委託者の地位を譲渡することができます。

第5章 受益者

(受益者)

第27条 本受益権を有する者を受益者とします。当初受益者は、委託者の指定する者とします。

2 受益者は、本受益権を譲り受けてこれを保有することにより、本契約の条件につき了承し、同意したものとみなされます。

(受益者の権利行使)

第28条 本信託においては、6箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第44条第1項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。

(受益者への通知等)

第29条 受託者は、法令等に別段の定めのある場合を除き、信託法に基づく受益者への通知を、証券保管振替機構から通知された受益者の氏名又は名称及び住所に対して発することとします。

2 受託者は、本契約に定めるもののほか、受益者への通知を行わないものとします。但し、信託法に受益者への通知が定められている場合であって、通知しないことが、法令等に違反するときには、この限りではありません。

(受益者の意思決定)

第30条 本契約又は信託法その他の法令等に基づく受益者の意思決定が必要な場合(但し、第40条に定める本契約の変更を除く。)には、当該意思決定は、本条に定める方法(以下「受益者決議手続」といいます。)により行います。

2 受益者決議手続は、受託者が必要と認める場合には、いつでも、行うことができます。

3 総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。受託者は、かかる受益者決議手続の請求があった場合には、受益者決議手続を行うものとします。

- 4 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、第 18 条第 3 号に基づき設定された権利確定日の 2 週間前までに、当該権利確定日を公告します。
- 5 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならないものとしします。
 - (1) 受益者決議手続の決議日（以下「受益者決議日」といいます。）
 - (2) 受益者決議手続の目的である事項
 - (3) 受益者による投票権行使のための受託者所定の書面（以下「投票権行使書面」といいます。）の提出期限（以下「投票権行使期限」といいます。）
- 6 受益者決議手続を行うには、受託者は、受益者決議日の 2 週間前までに、第 4 項の権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対し、書面をもってその通知を発しなければならないものとしします。当該通知には、前項各号に掲げる事項を記載し、投票権行使書面を添付しなければならないものとしします。また、受託者は、かかる通知に際しては、投票権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を添付することができます。
- 7 受益者は、受益者決議手続において、その保有する本受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。但し、本受益権が本信託財産に属するときは、受託者は、当該本受益権については、投票権を有しないものとしします。
- 8 受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数をもって行います。但し、信託法第 42 条の規定による責任の免除に係る意思決定については、すべての受益者の一致によってこれを決するものとしします。
- 9 受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができるものとしします。
- 10 投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成するものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成するものとみなします（但し、同一の受益者決議手続において相反する内容の議案が提出されている場合を除きます。）。
- 11 受益者決議手続の決議は、本信託のすべての受益者に対してその効力を有するものとしします。
- 12 受託者は、受益者決議手続の決議の結果について、受益者に報告するものとしします。

第6章 受益権

(受益証券の不発行等)

第31条 本信託は、信託法第185条第1項の定めのある信託とします。

- 2 受託者は、振替法第127条の3第1項に従い、本受益権を表示する受益証券を発行しません。受益者は、本信託について、本受益権の口数に応じて均等の権利を有します。
- 3 当初の信託設定日における本受益権の口数は、受託金地金の標準純度質量1グラムにつき一口の割合で計算した数とします。

(受益権の取得申込み勧誘)

第32条 本受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する有価証券の募集によります。本受益権の取得申込みを行う者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業を行う者に対して、取得申込みを行います。

(受益権の譲渡)

第33条 本受益権の譲渡は、受益者が、譲渡を行う本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をすることにより行います。

(受益権の譲渡の効力要件)

第34条 本受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、その効力を生じません。

(受益者の権利行使)

- 第35条 受益者は、本受益権の行使(但し、受益債権の行使を除きます。)をするには、振替法第127条の27第3項本文の規定により書面の交付を受けたうえ、受託者に当該書面を提示しなければなりません。
- 2 受益者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該本受益権についての振替法第127条の4第3項各号に掲げる事項(但し、主務省令で定めるものを除きます。)を証明した書面の交付を請求することができます。但し、当該本受益権について、既に本項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りではありません。
 - 3 前項本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった本受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができません。

(受益権原簿)

第36条 受託者は、本受益権発行後、遅滞なく、受益権原簿を作成します。

(受益権原簿記載事項)

第37条 受益権原簿には、本受益権について振替法の規定の適用がある旨及び次の事項を記載し、又は記録します。

- (1) 各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定めがないときは、その旨）その他の受益債権の内容
- (2) 受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
- (3) 受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定め要旨
- (4) 受益証券の番号、発行日、記名式・無記名式の別及び無記名式の受益証券の数
- (5) 委託者の氏名又は名称及び住所
- (6) 受託者の氏名又は名称及び住所
- (7) 信託監督人に関する事項
- (8) 受益者代理人に関する事項
- (9) 信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨の定めがあるときは、当該定めの内容
- (10) 受益権原簿管理人に関する事項
- (11) 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
- (12) 本信託の条項

(受益権原簿の備置き及び閲覧等)

第38条 受益権原簿は、受託者の主たる事務所に備え置きます。

- 2 受益者その他の信託法第 190 条第 2 項に規定する利害関係人は、受託者に対して同項に掲げる受益権原簿の閲覧又は謄写を請求することができます。この場合において、当該請求を行う者は、当該請求の理由を明らかにしなければなりません。
- 3 前項の請求があった場合、信託法第 190 条第 3 項各号に該当すると認められる場合を除き、受託者はこれを拒むことはできません。

(振替受益権)

第39条 本受益権は、振替法に基づき、振替受益権として証券保管振替機構が取り扱うものとし、受託者は、証券保管振替機構に対して、かかる取扱がなされることについて同意します。

- 2 本受益権の権利の帰属は、振替法第 127 条の 2 第 1 項に従い、振替口座簿の記載又は記録により定まります。

第7章 契約の変更等

(契約変更等)

第40条 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、その裁量により、本契約を変更することができます。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者及び受益者に対し、変更後の本契約の内容を本金融商品取引所で開示しますが、信託法第149条第2項に定める通知は行いません。

2 前項の変更には、適用ある法令等の改正又は解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担若しくは受託者が行うべき事務が加重され又は受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときも含まれます。

3 第1項にかかわらず、①本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更（但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に関し、かかる変更以外の変更については第1項に従うものとします。以下「重要な信託の変更」といいます。）がなされる場合及び②かかる重要な信託の変更には該当しないものの、以下の各号のいずれかに関する変更であって本信託の商品としての同一性を失わせることとなる変更（以下「非軽微な信託の変更」といいます。）がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容及び変更について異議ある受益者は一定の期間（但し、1箇月以上とします。）内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、又は知っている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、本契約を変更することができます。

(1) 受益者に関する事項

(2) 受益証券に関する事項

(3) 指標価格に関する事項

(4) 信託財産の交付に関する事項

(5) 信託期間、その延長及び信託期間中の解約に関する事項

(6) 計算期間に関する事項

(7) 受託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

(8) 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

(9) 信託の元本の追加に関する事項

(10) 受益権の買取請求に関する事項

(11) その他受益者の利益を害するおそれのある事項

(受益権買取請求)

第41条 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（但し、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。）は、受託者に対し、自己の有する本受益権を、一口あたりの純資産額（取引所開示）で取得することを請求することができます。この場合、受託者は、当該受益者に対し、当該本受益権の代金の支払をするのと引換えに当該本受益権について受託者の口座を振替先口座とする振替を当該受益者の直近上位機関に対して申請することを請求することができます。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者は、この限りではありません。

- 2 非軽微な信託の変更がなされる場合には、第40条第3項の一定の期間（以下本項において「異議期間」といいます。）内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を当該異議期間の最終日の翌営業日における一口あたりの純資産額（取引所開示）で取得することを請求することができます。
- 3 前2項に従い、受託者が本受益権を取得するときは、受託者は自己の銀行勘定で取得するか、又はその資金を受託者の銀行勘定から借り入れることにより信託勘定で取得するものとします。なお、受託者の銀行勘定から借り入れる際の借入の条件は、当該借入時点において、受託者の通常取引条件と比べて、受益者に不利にならないものとします。
- 4 受託者は、当該受益者に対して、第1項又は第2項に基づく請求に係る手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求することができます。

第8章 上場

(金融商品取引所への上場)

第42条 本受益権は、金融商品取引所の上場規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

(金融商品取引所規則等の遵守)

第43条 受託者は、本受益権が金融商品取引所に上場された場合には、当該金融商品取引所の上場規則等を遵守し、当該金融商品取引所がその上場規則等に基づいて本受益権に関して行う上場廃止又は売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

第9章 信託報酬及び信託費用

(信託報酬)

第44条 受託者は、本契約の規定に従い、本信託財産から信託報酬を収受します。

- 2 受託者は、毎月、第一管理信託報酬を収受するものとし、毎月第1銀行営業日に、受託金地金を売却し、その売却代金から当該月の前月に係る第一管理信託報酬を収受します。
- 3 受託者は、各計算期間の計算期日（当該日が銀行営業日でない場合は当該日の翌銀行営業日）に、当該計算期間に係る第二管理信託報酬を収受します。

(信託費用)

第45条 信託費用は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本信託財産の負担とします。

- 2 受託者は、本信託に係る監査費用及び本受益権の上場維持に要する費用を信託費用として取り扱います。
- 3 受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第48条第3項にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しません。

第10章 受益権の転換

(転換請求)

第46条 居住者である受益者は、平成23年2月1日以降（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。）、第2項から第9項まで、第47条及び第48条に従い、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて、受託者に対し、その有する本受益権の全部又は一部について転換の請求をすることができます。

- 2 前項にかかわらず、受託者は、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、前項に基づく転換の請求（以下「転換請求」といいます。）の受付を停止すること又は転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続（以下「転換手続」といいます。）を中断若しくは中止することができます。

- (1) 転換手続において受益者が負担すべき手数料（金地金の改鋳及び交付に係る費用を含みます。以下「転換手数料」といいます。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等（金地金の交付に係る消費税等を含みます。以下同じです。）の相当額の入金、小口指定転換販売会社若しくは大口指定転換販売会社又は受託者におい

て確認できない場合

- (2) 転換手続において小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社による受益者を確認する手続（金地金の交付時における所定の本人確認書類の提示その他受託者が定めた手続を含みます。）が完了しない場合
 - (3) 本金融商品取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情があるため転換手続が実施できない場合
 - (4) 委託者による金地金の改鋳手続等が必要な場合であって、委託者において改鋳手続等の実施が困難である場合
 - (5) カストディアンにおいて、金地金の出庫、送付又は受渡の実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
 - (6) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合
- 3 受託者が転換請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った転換請求のうち、当該受付停止前に行った転換請求を撤回することができます。受益者がその転換請求を撤回しない場合には、当該転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の営業日に受け付けたものとみなします。
 - 4 受益者は、転換請求を行う場合、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社を通じて、転換手数料（但し、第 48 条第 1 項に基づく転換請求の場合には、金地金の改鋳及び交付に係る費用を除きます。以下本項において同じです。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を受託者に対して支払います。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、転換手続を中断又は中止することがあります。
 - 5 受益者は、転換請求を行った場合には、第 3 項の場合を除き、当該転換請求を撤回、取消又は中断することはできません。
 - 6 受益者は、本条、第 47 条及び第 48 条の定めに従ってのみ転換請求を行うことができます。
 - 7 受益者は、転換請求を行ったことにより金地金を受領した場合には、受領した金地金の純度、種類、形状、外見、数量不足その他いかなる事情を理由とするものであっても、委託者、受託者、小口指定転換販売会社、大口指定転換販売会社及びカストディアンに対して、当該金地金の補修、改鋳、交換、補償その他一切の請求を行うことができません。金地金の受領後に生じた金地金の盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の金地金に係る危険は、受益者の負担となります。なお、受託者は、第 47 条第 1 項に基づく転換請求の場合において、同条第 2 項の申込書に記載された住所（国内に限ります。）に対して配達証明付書留郵便又は宅配便によって金地金が配達され、当該住所地において日本郵政株式会社及びその郵便に係る業務を行う子会社若しく

はその各承継法人（以下総称して「郵便局」といいます。）又は宅配業者の職員が当該配達に係る受領印又は署名（電子的な手法によるものを含みます。）を取得した場合には、本項の受領があったものと取り扱うことができます。また、受託者は、第48条第1項に基づく転換請求の場合において、受託者の指定する場所で金地金の交付を完了した場合には、本項の受領があったものと取り扱うことができます。

- 8 受託者は、転換請求に従い金地金を交付するときは、小口指定転換販売会社又は大口指定転換販売会社の指示に従い、当該受益者に対して当該交付に係る計算書を送付します。
- 9 非居住者である受益者は、転換請求を行うことはできません。
- 10 第1項にかかわらず、受益者である委託者のうち受託者が指定する者は、受託者所定の金融商品取引業者を通じて、受託者に対し、受託者所定の手続を行うことにより、その有する本受益権の全部又は一部について転換の請求をすることができます。第2項、第3項、第5項及び第7項から第9項までは、本項に基づく転換の請求に準用します。
- 11 受託者は、前項に基づく転換の請求を受け付けた後における受託者において必要な手続がすべて完了した後、受益者に個別に連絡した銀行営業日数以内に、受託者の指定する場所（当該委託者は指定することはできません。）において、当該委託者に対して当該金地金を交付します。但し、第2項柱書又は同項各号に定める事由その他やむを得ない事情がある場合には、当該交付が遅れる場合があります。
- 12 受託者は、第10項に基づく転換の請求を受け付けるに際して、当該委託者に対して、当該委託者が当該請求を行った金融商品取引業者を通じて又は直接、別紙に規定する金額を上限とする転換手数料（但し、金地金の改鑄及び交付に係る費用を除きます。以下本項において同じです。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、前項の手続を中断又は中止することがあります。

（小口転換）

- 第47条 受益者は、その有する本受益権のうち、小口転換必要口数の本受益権について当該小口転換必要口数に対応する標準純度質量の小口転換用標準金地金への転換を請求することができます。受益者の本項に基づく転換請求1回につき転換し受領できる小口転換用標準金地金は、標準純度質量1キログラム以上5キログラム以内（但し、標準純度質量1キログラムの整数倍とします。）とします。小口転換必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます（受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。）。
- 2 受益者は、小口指定転換販売会社に対して当該小口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により前項に基づく転換請求を行うものとし、受託者は、当該小

口指定転換販売会社の指示に従い、小口転換用標準金地金を配達証明付書留郵便又は宅配便によって、受益者に対して送付するものとします。この場合において、受益者は、金地金の種類（精錬業者及び商標を含みます。）を選択することは一切できません。

- 3 受託者は、同一受益者へ送付する小口転換用標準金地金の量が配達証明付書留郵便又は宅配便で一度に送付できる量を超える場合は、複数回に分けて小口転換用標準金地金を受益者に対して送付するものとします。
- 4 前2項に定める小口転換用標準金地金の送付は、受託者が第1項に基づく転換請求を受け付けた日から、14銀行営業日以内に行うものとします。但し、前項に基づき複数回に分けて小口転換用標準金地金を送付する場合又は第46条第2項柱書若しくは同項各号に定める事由その他やむを得ない事情がある場合は、当該送付が遅れる場合があります。
- 5 受託者は、受益者による第1項に基づく転換請求にあたり、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る小口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される小口転換用標準金地金の標準純度質量の合計を超過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を売却します。受託者は、当該売却代金を、当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の一部に充当します。
- 6 受託者は、第2項又は第3項に基づき小口転換用標準金地金を送付する際に、前項の売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。
- 7 受託者は、第1項に基づく転換請求を受け付けるに際して、当該受益者に対して、小口指定転換販売会社を通じて、別紙に規定する金額を上限とする転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、当該転換請求に係る転換手続を中断又は中止することがあります。
- 8 受託者は、第2項又は第3項により受託者が送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかったために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された小口転換用標準金地金については、当該小口転換用標準金地金を保管し、受益者からの再度の送付の要求があり次第、再度代金引換による方法で、受益者に送付し、その後も同様とします。この場合において、保管料、送料及び保険料等再送付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は、当該小口転換用標準金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。

- 9 受託者は、第2項又は第3項により受託者が小口転換用標準金地金を送付したにもかかわらず、受益者による受領がなされなかったために、郵便局又は宅配業者から受託者に返送された場合において、受益者からの再度の送付の要求が受託者に小口転換用標準金地金が返送された日から3箇月を経過しても行われなるときは、受益者に通知することなく当該小口転換用標準金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払を請求することができます。受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、受託者に小口転換用標準金地金が返送された日から3箇月が経過した日から30銀行営業日を経過した日に、当該小口転換用標準金地金を売却する方法により換価し、売却代金から前項に定める再送付にあたり必要となった諸経費並びに小口転換用標準金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合において、受託者が受益者の指定した口座への送金を行うことができず(受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。)、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないため、受託者に小口転換用標準金地金が返送された日から10年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

(大口転換)

第48条 受託者は、本受益権を30万口以上有する受益者から、大口指定転換販売会社を通じて、転換を希望する本受益権の口数の通知を受けた場合、大口指定転換販売会社を通じて、交付が可能な標準金地金の標準純度質量及び大口転換必要口数(但し、当該時点での概数とします。)を通知します。受益者は、かかる通知の内容を確認のうえ、次項に基づいて、当該大口転換必要口数に係る転換請求を行うことにより、当該大口転換必要口数の本受益権について当該標準純度質量の標準金地金への転換を請求することができます。当該大口転換用必要口数は、当該転換請求を受託者が受け付けた日のものが適用されます(受益者が当該転換請求を行った時点のものとは異なることがあります。)

- 2 受益者は、大口指定転換販売会社に対して当該大口指定転換販売会社所定の申込書により申し込む方法により前項に基づく転換請求を行うものとし、受託者は、当該大口指定転換販売会社の指示に従い、標準金地金を受託者が指定する国内の場所において、受益者に交付するものとし、この場合において、受益者は、金地金の種類(精錬業者及び商標を含みます。)を選択することは一切できません。
- 3 受託者は、受益者による第1項に基づく転換請求にあたり、一口あたりの金地金の標準純度質量に当該転換請求に係る大口転換必要口数の合計数を乗じた標準純度質量の合計が当該転換請求に基づき転換される標準金地金の標準純度質量の合計を超

過する場合、当該超過分に相当する標準純度質量の標準金地金を売却します。受託者は、当該売却代金を、当該転換請求に係る転換手数料（但し、金地金の改鑄及び交付に係る費用を除きます。以下本条において同じです。）並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の一部に充当します。

- 4 受託者は、第 1 項に基づく転換請求に係る転換手続がすべて完了した後、受益者に個別に連絡した銀行営業日数以内に、受託者の指定する場所（受益者はかかる場所を指定することはできません。）において、受益者に対して標準金地金を交付します。但し、第 46 条第 2 項柱書又は同項各号に定める事由その他やむを得ない事情がある場合には、当該交付が遅れる場合があります。
- 5 受託者は、前項に基づき標準金地金を交付する際に、第 3 項の売却代金の額が当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を上回るときは、受益者が指定した口座に当該売却代金から当該転換請求に係る転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額を差し引いた金額を送金します。但し、やむを得ない事情がある場合には、当該送金が遅れる場合があります。
- 6 受託者は、第 1 項に基づく転換請求を受け付けるに際して、当該受益者に対して、大口指定転換販売会社を通じて、別紙に規定する金額を上限とする転換手数料並びに転換及び転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。受託者は、当該転換手数料及び消費税等の相当額の支払が確認できない場合には、当該転換請求に係る転換手続を中断又は中止することがあります。
- 7 受託者は、第 4 項により受託者が交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった標準金地金については、当該標準金地金を保管し、受益者からの再度の交付の要求があり次第、再度受益者に交付し、その後も同様とします。この場合において、保管料及び保険料等再交付にあたり必要となった諸経費は受益者の負担とし、受益者は、当該標準金地金の受領と引換えに、当該諸経費を支払うものとします。
- 8 受託者は、第 4 項により受託者が標準金地金の交付の提供をしたにもかかわらず、受益者による受領がなされなかった場合において、受益者からの再度の交付の要求が受託者による交付の提供の日から 3 箇月を経過しても行われなるときは、受益者に通知することなく当該標準金地金を東京法務局に供託することができ、これにより受益者に対する一切の責任を免れます。この場合において、受託者は、受益者に対して、保管料、供託費用、送料及び保険料等供託にあたり必要となった諸費用の支払を請求することができます。受託者は、実務上又は費用上、東京法務局への供託が困難であると判断した場合は、当該交付の提供の日から 3 箇月を経過した日から 30 銀行営業日を経過した日に、当該標準金地金を売却する方法により換価し、売却代金から前項に定める再交付にあたり必要となった諸経費並びに標準金地金の保管及び売却に係るその他の費用を差し引いた金額を受益者が指定した口座に送金します。この場合に

において、受託者が受益者の指定した口座への送金を行うことができず（受益者が送金先の口座の指定を行わなかったときを含みます。）、代替する口座の指定その他送金のために必要な手続が受益者においてなされないため、当該交付の提供の日から 10 年が経過した場合には、受託者は当該売却代金を受領します。

（信託の一部解約による金銭受領の禁止）

第49条 受益者は、第 46 条から第 48 条までに定める場合のほか、本信託の一部を解約して金銭を受領することはできません。

（受託金地金の改鋳等）

第50条 小口転換用標準金地金ではない標準金地金を信託した委託者は、第 47 条による受益者への交付のため受託者から要請があった場合には、速やかに、当該交付のために必要な範囲で、当該小口転換用標準金地金ではない標準金地金を、これと同量の標準純度質量を有する小口転換用標準金地金に改鋳又はこれに代わる小口転換用標準金地金を差し入れなければなりません。

第11章 信託の終了

（信託の終了）

第51条 本契約に定める場合を除いて、委託者、受託者又は受益者のいずれも本信託を終了させることはできません。

（信託の終了事由）

第52条 本信託は、信託法第 163 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了します。

- (1) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (2) 受託者の辞任、解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (3) カストディアンその他本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、当該カストディアンその他本信託の重要な関係者である者が本信託又は本受益権の上場維持のために行っているすべての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき。
- (4) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (5) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取り

やめたとき。

(6) 本信託が法人税法第2条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。

2 受託者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、本受益権の本金融商品取引所での上場を廃止することにより、本信託を終了することができます。

(1) 採用先物価格が廃止された後、代替物を定めることができず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 純資産総額（取引所開示）が10億円（平成25年7月21日以降は20億円）を下回ったとき。

(3) 受託者が、本信託を終了することが受益者に有利であると判断したとき。

(4) 受託者が、本信託の継続が困難であると判断したとき。

(5) 委託者その他重要な関係者について、東京工業品取引所での取引停止その他本信託財産の取扱が困難となる事由が発生したとき。

（終了事由の通知）

第53条 委託者は、信託法第163条第8号に掲げる事由又は第52条第2項第5号に掲げる事由が発生したもの又はその蓋然性が高いものとその合理的裁量により判断した場合には、直ちに受託者にその旨を書面により通知するものとします。

2 受託者は、第52条第1項各号又は第2項各号に掲げる事由が発生したことを知った場合には、直ちに委託者にその旨を書面により通知するものとします。但し、前項に基づいて委託者が受託者に通知した事由についてはこの限りではありません。

（信託の清算職務）

第54条 第52条により本信託が終了したときは、受託者は、信託法第177条の職務を行います。

（残余財産の給付等）

第55条 残余財産は、受益者がその給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

2 受託者は、本信託が終了した場合（但し、第52条第1項第1号に掲げる事由が発生したことにより本信託が終了した場合は除きます。）においては、本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されるまでの間で受託者が別に定める期日（かかる期日は、上場廃止の決定後、本金融商品取引所で開示します。）まで転換請求の受付を行います。受託者は、当該受付が終了した後（但し、本信託の終了事由によっては、当該転換請求の受付期間を十分に取れない場合もあり得ます。）、本受益権のすべ

ての本金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。受託者は、かかる本信託の清算手続において、残余財産である受託金地金をその裁量で売却したうえで、売却代金から信託費用を控除した金額を、他の金銭（もしあれば）とともに受益者に給付するものとします。受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。

- 3 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、前項に基づく処理の結果に関して受益者に生じうる一切の損害等について責任を負いません。

（最終計算）

第56条 受託者は、第55条の信託事務を終了したときには、本信託に関する最終の計算を行い、最終の計算期間に関する本信託財産に係る報告書を作成し、受益者等に対し書面により通知をすることにより、その承認を得るものとします。

- 2 受益者等が受託者から前項の計算の通知を受領してから1箇月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなします。

第12章 受託者の辞任・解任

（受託者の辞任）

第57条 受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、委託者及び受益者に対して6箇月前までに通知することにより、辞任することができます。

- 2 前項に基づき受託者が辞任した場合、委託者又は受益者は、新受託者を選任します。但し、委託者又は受益者が新受託者を選任しない場合は、辞任した受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求できます。
- 3 第1項に基づき受託者が辞任した場合、辞任した受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。

（受託者の解任）

第58条 受託者は、信託法第58条第4項に定めるときに限り、解任されます。

- 2 受託者の解任の場合、委託者又は受益者は、新受託者を選任します。但し、委託者又は受益者が新受託者を選任しない場合は、第52条第1項第2号に掲げる事由が発生したものとし、本信託は終了します。
- 3 受託者の解任の場合（但し、前項但し書の場合を除きます。）、解任された受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。
- 4 第1項により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者は、受益者に対

する信託法第 59 条第 1 項に規定する通知は行わないものとします。

第13章 雑則

(信託法に規定する利害関係人の帳簿等の閲覧等)

第59条 信託法第 38 条第 6 項に規定する利害関係人は、自らの権利を保全又は行使するために必要な範囲内で、同条第 6 項に基づき、本信託に関する同項各号に掲げる書類又は電磁的記録の閲覧又は謄写を行うことができます。

(税務手続)

第60条 受益者は、本信託に係る税務上必要な手続がある場合、自らの費用及び責任で当該手続を行います。なお、受託者は、本信託に係る税務手続に関し、本契約において受託者が行うものとして明記され、又は法令等により受託者が行うものとされているものを除き、何らの税務上の手続を行う義務を負うものではありません。

(課税に係る情報)

第61条 受託者（その代理人又はカストディアンを含みます。）は、委託者又は受益者の税務に係る必要な情報を当局に提出することがあります。

(印鑑等届出)

第62条 委託者は、それぞれ印鑑又は署名をあらかじめ受託者に書面により届け出るものとします。

- 2 委託者は、代理人を設ける場合には、当該代理人の印鑑又は署名をあらかじめ受託者に書面により届け出るものとします。
- 3 受託者は、本契約に係る書類に押印された印影又は当該書類になされた署名が、届出の印鑑又は署名と相当の注意をもって照合して相違ないものと認め、本信託財産の交付その他の処理をしたときは、印章又は署名の偽造、印章の盗用その他どのような事情があっても、そのために本信託財産、委託者又はその代理人に生じた損害等について、責任を負いません。

(届出事項)

第63条 次の場合は、委託者は、直ちに受託者に通知のうえ所定の手続をとります。

- (1) 本契約又は届出の印章を喪失したとき。
 - (2) 委託者の名称、住所、印章、署名又は代表者につき変動があったとき。
- 2 前項に規定する手続が遅れたために生じた損害等について、受託者は責任を負いま

せん。

(公告)

第64条 受託者が本契約に関して公告を行う場合には、法令等に別段の定めのある場合を除き、その公告の方法（公告の期間を含みますがこれに限られません。）は受託者における方法に従うものとします。

(受託者の免責)

第65条 受託者は、本契約に定める受託者としての業務を、第4条第4項に従って履行した場合には、委託者又は受益者に生じた損害等について責任を負いません。

2 受託者は、次に掲げる事項については、受益者に対して責任を負いません。但し、第4条第4項に従って信託事務を履行しなかった場合は、この限りではありません。

(1) 受益者が本受益権を保有することに伴う税務上の取扱い

(2) 受益者が負う本受益権への投資リスク（受託金地金の価格の変動を含みます。）

3 受託者は、第1号に掲げる場合及び第2号の損害については責任を負いません。

(1) 次の原因により、受託者が本契約上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合又は遅延させられた場合

イ 日本国其他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所若しくは関連する商品取引所（商品取引所法（昭和25年法律第239号、その後の改正を含みます。）第2条第1項に規定する商品取引所をいいます。）の定める法令等の制定、廃止又は改正

ロ 天災地変、戦争その他の不可抗力（国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、電気システム、通信システム、運送システム、各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン等を含みますが、これらに限られません。）

(2) 本契約の条項の違反による間接的損害

(当事者間の通知等)

第66条 受託者又は委託者に対する通知又は催告は、別途当事者間で通知された宛先に対して、直接の交付、郵送その他配達、ファクシミリ、インターネットによる通信等（いずれの方法においても受領の確認ができるものに限り）にて行うものとします。

(法令等との関係)

第67条 本契約に定めのない事項で、適用ある法令等に定めがある事項については、その定めに従うものとします。

- 2 本契約に係る法令等の変更等が行われた場合には、必要な読み替えを行うものとします。

(可分性)

第68条 本契約のいずれかの条項が無効、違法又は執行不可能となった場合であっても、これによって本契約のその他の条項の有効性、適法性及び執行可能性は影響されないものとします。

(準拠法・裁判管轄)

第69条 本契約及び本受益権は、日本法を準拠法とし、本契約における日付については、日本標準時を使用するものとします。

- 2 本契約及び本受益権に関連する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[以下余白]

本契約の証として、本契約書を2通作成し、委託者及び受託者が各1通ずつ保有するものとします。

平成22年6月8日

委託者 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社
代表取締役 副社長執行役員 上田 良一

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 岡内 欣也

以上

(別紙)

1. 第一管理信託報酬

受託者が各月毎に受ける信託報酬は、当該月の各日における純資産総額（取引所開示）に年率0.49%以内で受託者が定める率（1年を365日（閏年の場合には366日）とした日割計算を行います。）を日々乗じて算出した金額（1円未満は切り捨てます。）の1箇月分の合計額とします。但し、初回の管理信託報酬は、当初の本受益権が振替口座簿に記載又は記録された日の翌日から最初に到来する月末までの期間につき算定するものとし、最終の管理信託報酬は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとし、

2. 第二管理信託報酬

受託者が各計算期間毎に受ける信託報酬は、各計算期間に第13条第1項に基づき本信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額（もしあれば）とします。

3. 転換手数料（第46条第12項及び第48条第6項に定める手数料）

転換1回につき上限50,000円（第48条第3項に従い売却する部分には手数料はかかりません。）

4. 転換手数料（第47条第7項に定める手数料）

転換1回につき上限10,000円の固定手数料と改鑄及び交付に係る費用（それぞれ受託者のホームページで開示します。）との合計額（第47条第5項に従い売却する部分には手数料はかかりません。）

以 上